

第2節 主要援助国・地域機関の経済協力の概要

(DAC諸国に関してはODAについて記述)

① オーストラリア(Australia)

援助政策等

1. 基本方針

オーストラリアは、前労働党政権時代、政府開発援助を国民総所得(GNI)比0.5%に増額するとの公約を掲げ、政府開発援助費を継続的に増加させた(2007年以降、2013年度までに開発援助予算を約80%増額)。

2013年9月の連邦議会選挙で保守連合が勝利し、新政権が誕生すると、2013年11月にオーストラリア国際開発庁(AusAID: Australian Agency for International Development)の外務貿易省への吸収を発表。政策面では、開発援助について、外交、通商政策と一体となって効率的・効果的に実施し、国際的な経済成長の実現、ひいてはオーストラリアの国益増進に寄与するべきであるとし、経済開発分野への支援の重点化と国益重視が明確にされた。

こうした中、2014年6月にビショップ外相は、「Australian aid: promoting prosperity, reducing poverty, enhancing stability」と題する新援助方針を発表した。同方針の下で、(1)公的な開発援助だけに頼らず、民間セクターも活用しつつ経済成長を実現すること、(2)効果的・効率的な援助を実施するためにオーストラリアの国益に対する貢献度や費用対効果といった新たなベンチマークを導入し、より効率的なプログラムに集中して資源を投下することが打ち出された。また、①インフラと貿易、②農業、漁業、および水資源管理、③被援助国における効果的なガバナンス、④教育と保健、⑤強靱性の構築(人道支援等)、⑥ジェンダー平等および女性の能力向上が重点分野と位置づけられた。保守連合政権は、同援助方針に基づき、貿易のための援助(Aid for Trade)等の経済開発分野の支援を重視しつつ、民間セクター開発および人間開発を両輪とした援助プログラムを実施している。なお、オーストラリアにおいて対外援助方針は不定期に策定されており、政権交代後に新たに発表されることが多い。対外援助の根拠法は存在しない。

2. 援助規模

開発援助予算については、2015~16年度予算において前年度比約2割減、2016~17年度予算ではさらに前年度比で5.5%削減された後、2017年5月に公表された2017~18年度予算は約39億豪ドル(約29.1億米ドル^(注1))で、前年度比2.2%増となった。今後の援助予算は、2018~19年度に40.1億豪ドル(約29.8億米ドル^(注1))まで増加し、その後2年間は同水準が維持される見通しである。なお、オーストラリア政府の開発援助予算の約9割はインド太平洋地域向けである。

3. 重点分野

2017~18年度予算の発表の際にも、特にインド太平洋地域における持続可能な経済成長、貧困削減およびジェンダー平等への貢献を通じ、オーストラリアの国益を促進する援助を実施する方針が改めて強調された。重点分野としては、貿易のための援助(Aid for Trade)を通じた途上エコノミーにおける民間セクター開発、人材開発の強化および貿易投資促進支援、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施支援、インド太平洋地域等における災害への備えと対応を支援する取組等が挙げられる。また、民間投資や国内資金調達を進めるための革新的な取組(「イノベーション・エクチェンジ」)の推進や、援助のパフォーマンス向上のための取組も重視されている。

4. 日本との開発協力

日本とオーストラリアは、開発分野の協力に関する定期的な意見交換の場(日豪開発政策対話)を設けており、この中で、日豪の開発協力政策および両国が実施している援助プログラムに関する情報共有のほか、援助の重複の回避や今後の日豪協力の方向性等について協議が行われている。最近では、2017年12月に同対話が東京で開催された。また、2016年2月の日豪外相会談の際には、太平洋島嶼国の経済的繁栄および地域の平和と安定を強化するための努力を支援すべく、日豪が太平洋地域

注1: 豪ドル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

において開発援助分野を含む協力を促進する「太平洋における協力のための日豪戦略（太平洋戦略）」が合意された。同戦略を踏まえ、太平洋地域情勢や同地域における日豪の協力の可能性に関して意見交換を行うため、2回にわたって日豪太平洋政策対話を実施した。

実施体制

1. 外務貿易省

開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置されたAusAIDは、2013年11月をもって外務貿易省に吸収された。その後、外務貿易省内での開発援助担当部局の扱いに関する検討を経て、2014年7月に外務貿易省内の新体制が確立され、2014年7月に外務貿易省内の新体制が確立された。新体制の下では、二国間援助は、援助供与国との二国間外交を担当する部局が外交政策の一環として担当することとなった。一方で、その他の多国間協力、総論的な開発協力政策、人道支援および調達・官房業務の担当部局については、概ね旧AusAIDの機構が外務貿易省内で維持されている。吸収される前のAusAIDは、40の海外拠点に駐在員を派遣し、職員数はオーストラリア国内1,301名、在外823名（うちオーストラリア政府職員227名、現地スタッフ596名）の合計2,124名（2012年6月時点）であったが、現在は援助関係だけを取り出した人員配置の状況は公表されていない。

2. その他実施機関

オーストラリアは、外務貿易省以外にも移民・国境警

備省や連邦警察、オーストラリア国際農業研究センターなどの政府機関が独自に援助プログラムを実施しているが、国際協力の実施に当たって政府が全体となって取り組む方針（政府全体アプローチ）を掲げている。また、政府はNGO・市民社会や民間企業との連携も進めており、オーストラリアNGO協力プログラム（ANCP）などを通じて多くの開発協力NGOを支援している。旧AusAID時代には、オーストラリア政府内に対外援助に関する調整メカニズム（定期会合）が存在していたが、同メカニズムは廃止され、現在は必要に応じアドホックな調整が行われている。

● ウェブサイト

外務貿易省

<https://dfat.gov.au/pages/default.aspx>

● 書籍等

「DFAT Annual Report」（外務貿易省年次報告書）

毎年9～10月に同省所掌大臣に提出。この中で開発援助についても言及。

「Australian Aid Budget Summary 2017-18」（予算関連資料）

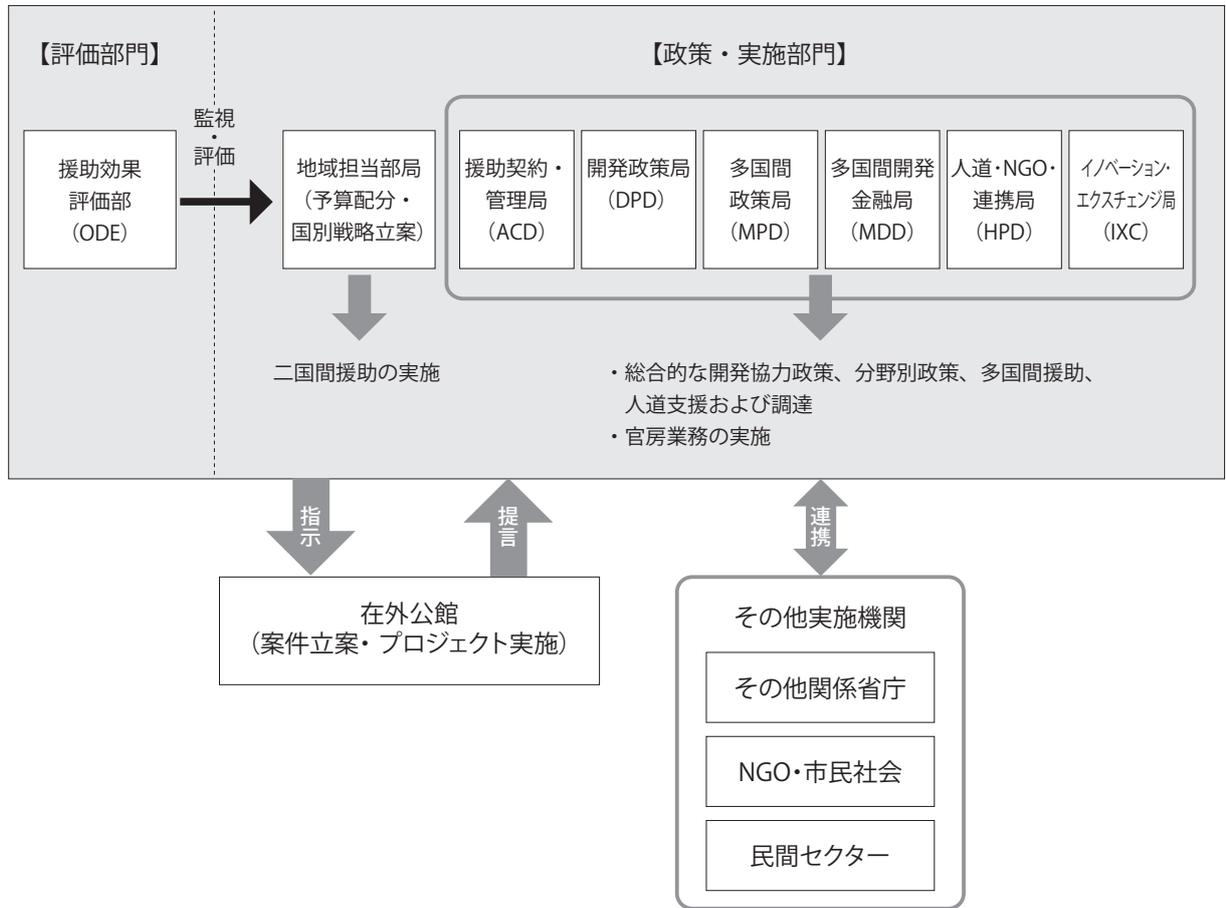
2017年5月の予算案発表時に公表（オーストラリアの予算年度は7月～6月）。

「Performance of Australian Aid 2015-16」（対外援助に関する年次報告書）

2017年5月発行（外務貿易省作成）

援助実施体制図

外務貿易省



(1) 政府開発援助上位10か国

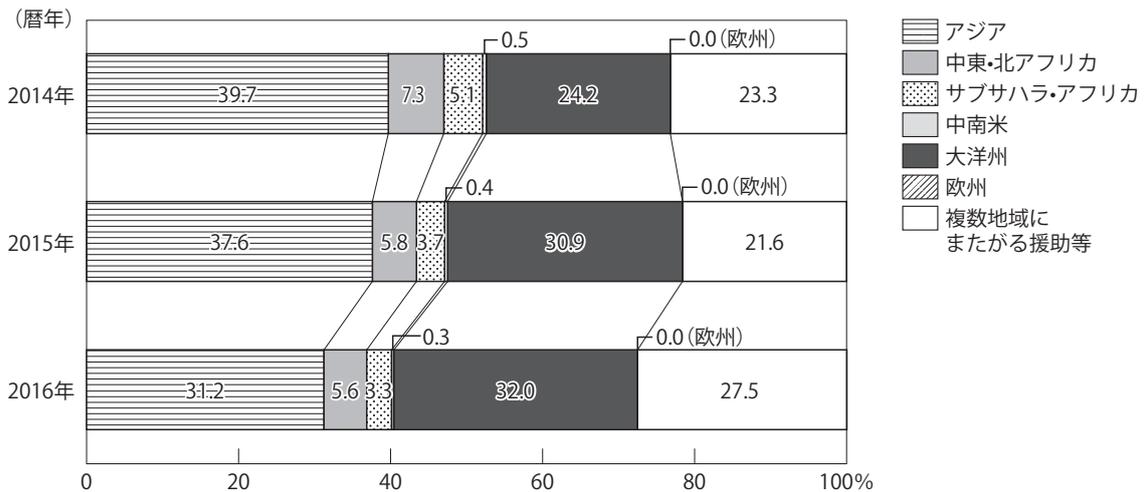
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	インドネシア	448.00	12.8	1	パプアニューギニア	416.45	15.1	1	パプアニューギニア	338.53	14.8
2	パプアニューギニア	418.31	12.0	2	インドネシア	372.96	13.6	2	インドネシア	252.10	11.0
3	アフガニスタン	148.78	4.3	3	ソロモン	122.00	4.4	3	ソロモン	108.56	4.7
4	ソロモン	138.94	4.0	4	ベトナム	103.88	3.8	4	アフガニスタン	61.26	2.7
5	フィリピン	132.05	3.8	5	フィリピン	92.50	3.4	5	カンボジア	57.75	2.5
6	ベトナム	125.80	3.6	6	バヌアツ	89.98	3.3	6	フィジー	57.63	2.5
7	東ティモール	89.64	2.6	7	アフガニスタン	79.13	2.9	7	東ティモール	56.78	2.5
8	ミャンマー	89.00	2.5	8	東ティモール	62.98	2.3	8	ベトナム	54.18	2.4
9	バングラデシュ	85.73	2.5	9	ミャンマー	55.43	2.0	9	フィリピン	53.83	2.4
10	カンボジア	79.06	2.3	10	パキスタン	52.83	1.9	10	ミャンマー	46.47	2.0
10位の合計		1,755.31	50.2	10位の合計		1,448.14	52.6	10位の合計		1,087.09	47.5
二国間ODA合計		3,498.29	100.0	二国間ODA合計		2,752.19	100.0	二国間ODA合計		2,290.45	100.0

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

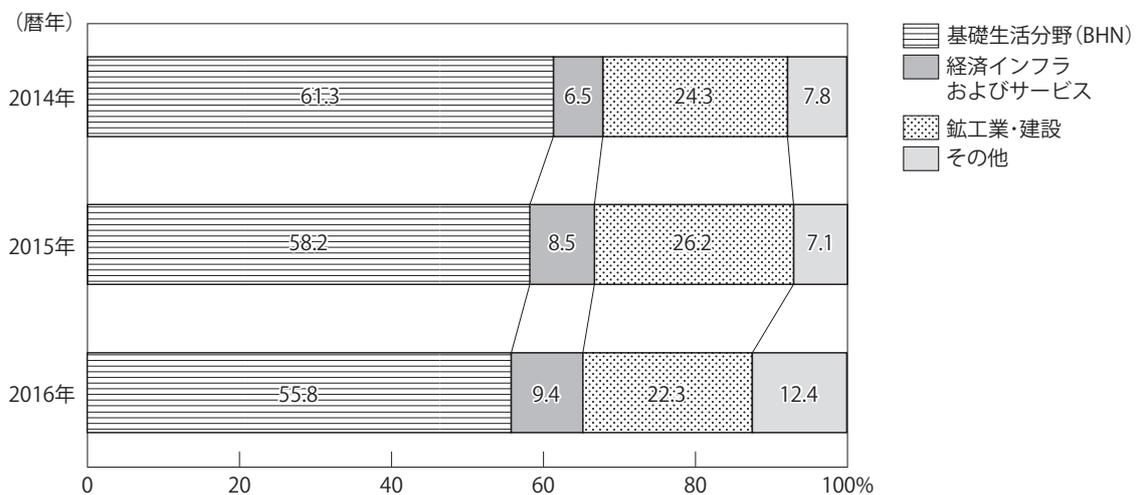
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

② オーストリア (Austria)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

オーストリアODAの根拠法である連邦開発協力法(2002年に採択、2003年に一部改正)は、オーストリアODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、③環境維持および資源保護、と定めている。

(2) 基本方針

オーストリア外務省は「3か年開発援助プログラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的枠組みを規定している。同政策は毎年閣議決定により改訂され、政府全体の指針となるが、特に外務省の監督下にあるオーストリア開発庁(ADA: Austrian Development Agency)の開発協力実施計画としての役割を果たす。現在は2016~2018年版が実行されており、以下の方針を掲げている。

- ・経済界を強いパートナーとして重要視
- ・人々に発展の希望をもたらす教育
- ・移民対策として人々の生活条件を向上及び人道支援を強化
- ・個人の支援に対する意識の向上

オーストリアのODAは、次項2. 援助規模で触れるように、2014年に引き続き、2015年も着実に増加している。これには、政府がODAを2030年までに20億ユーロに増加させ、国際目標であるGNI比0.7%を達成する計画を打ち出しているという背景がある。現行の「3か年開発援助プログラム」では、途上国開発におけるオーストリアの経済界の役割を重要視すると書かれており、貧困削減に企業などが中心的役割を果たすことを政府が期待していることがうかがわれる。

2. 援助規模

2016年のODA実績額は、16.35億ドルで前年比23.6%の増加。対GNI比は0.42%に上昇した(前年は0.35%)。2016年のODA実績額の約40%(約6.49億ドル)が国際機関等向けの拠出で、約60%(約9.86億ドル)が二国間援助となっている(2016年DAC確定値)。

3. 重点地域・分野

2016年のオーストリアによるODAのうち、二国間援助による被援助国の上位は支出純額で、トルコ(3,763

万ドル)、ボスニア・ヘルツェゴビナ(2,009万ドル)、セルビア(1,173万ドル)、ウガンダ(1,065万ドル)、シリア(1,052万ドル)、イラン(1,037万ドル)、ウクライナ(993万ドル)、コンゴ(867万ドル)と続く。

なお、前述の「3か年開発援助プログラム」では、二国間援助の優先地域を、ドナウ地域・西バルカン、黒海地域・南コーカサス、パレスチナ、西アフリカ・サハラ、東・南アフリカ、ヒマラヤ・ヒンドゥークシュ、カリブ地域としている。その中で優先国は、コンゴ、アルバニア、ウクライナ、ジョージア、アルメニア、モルドバ、ブルキナファソ、ウガンダ、エチオピア、モザンビーク、ブータンとされている。内容的には教育支援、人権・移民対策、水利・エネルギー・食料供給、経済開発が掲げられている。なお、クルツ外相(当時)は、持続的な経済発展を通じて貧困を撲滅し、法の支配を強化することで、急進化と移民・難民を防止できるとし、とりわけ現地における安定の重要性を強調している。

4. 日本との開発協力

日本とオーストリアは、アフリカ開発銀行(AfDB: African Development Bank)が、民間セクター開発戦略実現のため2005年に設立したアフリカ民間セクター支援基金(FAPA: Fund for African Private Sector Assistance)に拠出(ドナー国は2国のみ)を行い、アフリカ諸国における投資環境の構築、金融システム強化、インフラの構築、中小零細企業開発の促進、貿易の促進を支援してきている。同基金により承認されたプロジェクト数は、2017年2月までに66件に上り、総額約5,572万ドルとなっている。

実施体制

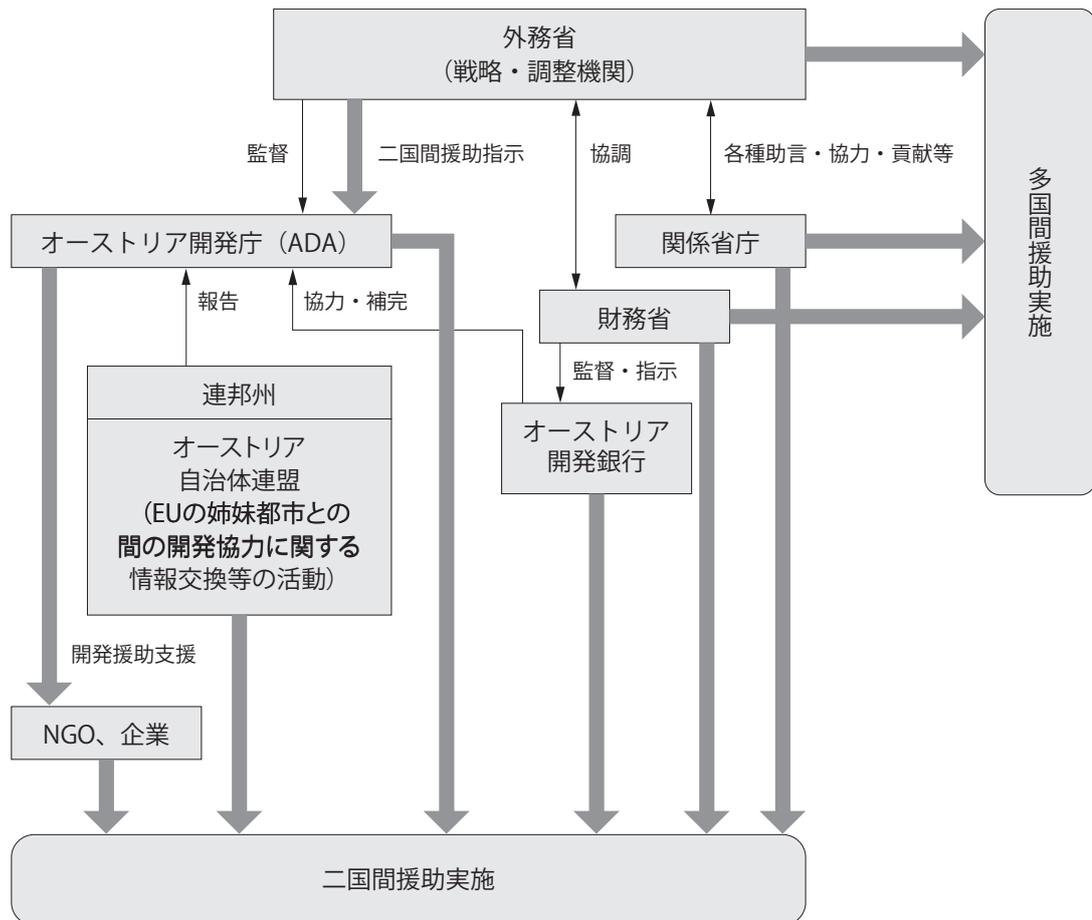
オーストリアではODAの執行主体・予算が一元化されておらず、連邦政府レベルでは各省が自律的に実施している。支出額では、財務省を筆頭として、外務省(とその監督下にあるADA)やその他の省が続く。また、9つの州と市町村も独自にODAを実施している。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力開発機構開発援助委員会(DAC)に報告している。

外務省が所管するODAは、ADAが民間セクター、具体的にはNGOや企業等と協力して実施することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し(100%オース

トリア連邦政府資本)、海外13か所に在外事務所を置く。職員は内外合わせて152名。ADAと民間セクターとの協力スキームとして、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプロジェクトを実施する場合や、オーストリア企業が現地に子会社ないし合弁会社を作る場合、

あるいは自らの事業に重要な原料や商品を確認する必要がある場合に資金供与が行われている。特に後者においては、企業意識と開発協力の知見を総合することが期待されている。ADAによる2015年のODA実績は7,419万ユーロである。

援助実施体制図



※ODA実施機関

- ・外務省
- ・オーストリア開発庁
- ・関係省庁(財務省、内務省、農林省、国防省、文部省、経済省、家族省)
- ・連邦州
- ・自治体連盟(市町村)
- ・NGO、企業

(1) 政府開発援助上位10か国

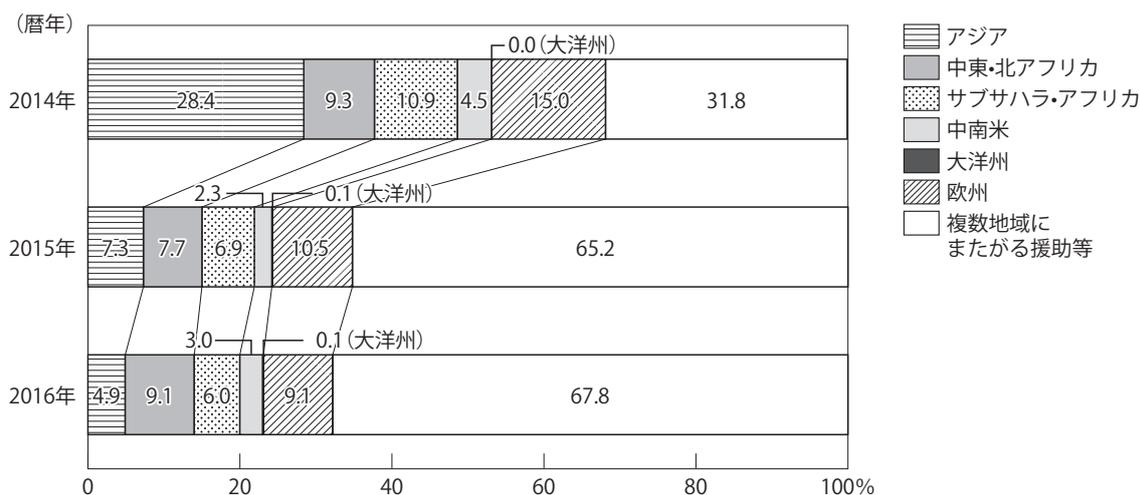
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ミャンマー	106.95	16.8	1	トルコ	24.69	3.2	1	トルコ	37.63	3.8
2	トルコ	30.35	4.8	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	20.20	2.6	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	20.09	2.0
3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	28.30	4.4	3	ウクライナ	12.61	1.6	3	セルビア	11.73	1.2
4	コソボ	13.28	2.1	4	セルビア	10.54	1.3	4	ウガンダ	10.65	1.1
5	アルバニア	13.04	2.0	5	アルバニア	10.28	1.3	5	シリア	10.52	1.1
6	中国	12.23	1.9	6	ウガンダ	9.56	1.2	6	イラン	10.37	1.1
7	セルビア	11.54	1.8	7	イラン	9.12	1.2	7	ウクライナ	9.93	1.0
8	ウガンダ	10.85	1.7	8	モンゴル	8.72	1.1	8	コソボ	8.67	0.9
9	エチオピア	9.67	1.5	9	エチオピア	8.07	1.0	9	アルバニア	8.60	0.9
10	イラン	9.48	1.5	10	コソボ	7.36	0.9	10	エチオピア	8.58	0.9
10位の合計		245.69	38.6	10位の合計		121.15	15.5	10位の合計		136.77	13.9
二国間ODA合計		636.61	100.0	二国間ODA合計		782.50	100.0	二国間ODA合計		986.23	100.0

(注)
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

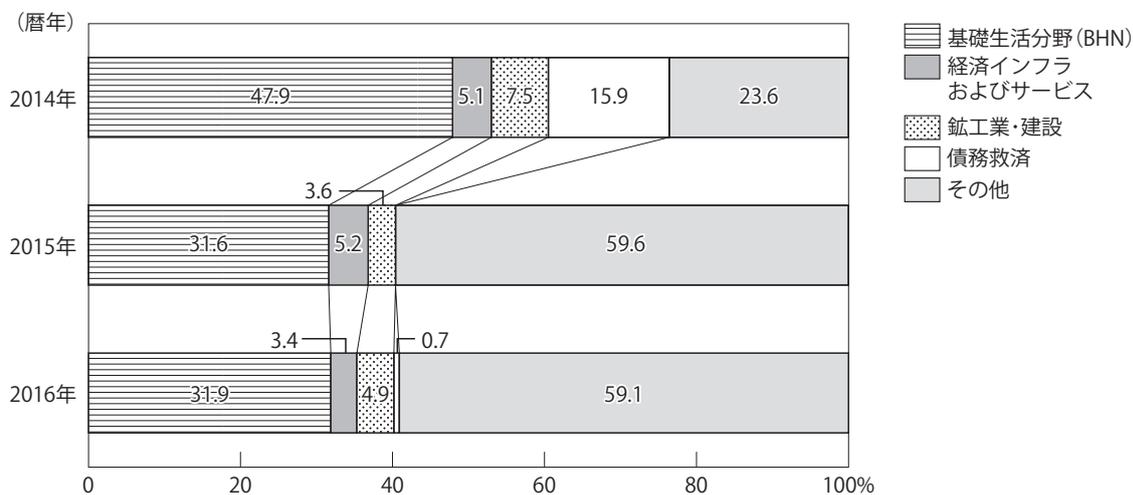
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

3 ベルギー (Belgium)

援助政策等

連邦制を採っているベルギーでは、連邦政府機関のほか、地域・共同体政府も各々の政策に基づき開発協力を実施しているが、ベルギーの開発協力総額のうち通常9割以上を連邦政府が占めていることから、以下では主に連邦政府の取り組みについて述べる。

1. 外交政策と開発協力の関係

ベルギー外務省は外交政策目標として、①平和と安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現のための国際社会における積極的な貢献を掲げており、これら目標達成のための非常に重要なツールとして開発協力を位置付けている。

2. 基本法・基本方針

2013年3月には新開発協力が発効し、ベルギーの開発協力の主な目的として、①持続可能な人的開発、②民主主義および法の支配の発展と強化、③人間の尊厳、人権および基本的自由の尊重、④包括的かつ平等で持続可能な経済発展の促進等を掲げている。また、援助の基本的方針として、①国連の各原則・宣言・条約の重視、②政府開発援助（ODA）総額の対GNI比0.7%達成、③援助効果向上（援助の調和化、アラインメント、成果重視の管理強化、共有する責任の重視、援助予測性向上、特定国・分野への援助の集中）、④EUおよび多国間機関の協力との調和化促進、⑤国内の地域・共同体政府との調整促進、⑥ODAにおけるアンタイド原則の重視等を規定している。

近年、ベルギーは民間セクターや市民社会の開発協力への関与をますます重視する傾向にある。2016年には、同開発協力が一部改正されたほか、ベルギー投資公社（BIO）改革のための法律が制定された（ともに後述）。

3. 援助規模

ベルギーのODA実績額は、政府の予算削減を受け、2010年の約30億393万ドルをピークに減少傾向にあったが、2016年は約23.0億ドルと、前年比約20.8%の大幅な増加となった（DAC確定値）。なお、ベルギーは2002年の法律で、2010年までにODA総額の対GNI比0.7%を達成することを目標と定めていたが、達成できていない。

4. 重点分野

- (1) ベルギーは長年、開発協力において人権を重視している。新開発協力法では、テーマ別優先課題として、①人権、②持続可能なディーセントワーク、③社会基盤強化を規定しているほか、ベルギーの開発協力のすべての戦略および活動において、④ジェンダーおよび⑤環境保護に係る視点を重視している。
- (2) ベルギーは、2016年、開発のためのデジタル（D4D）戦略文書を採択し、①データのより良い活用、②社会的包摂のためのデジタル化利点の活用、③経済成長のためのデジタル化促進の3つの戦略的優先項目を設定した。また、国内の80以上の民間企業、市民社会団体、公的機関の代表が集い、ベルギー・国際開発のための持続可能な開発（SDG）憲章に署名した。同憲章は、上記アクターのSDGへの関与および①保健、②再生可能エネルギー、③デジタル化、④農業と食料、⑤持続可能な企業の5つの重点分野における協力の重要性を謳っている。
- (3) ベルギーはこれまで、世界の最貧国または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り戦略的に援助活動を実施してきたが、2015年、援助対象国としてのパートナー国の見直しを行い、主に北アフリカおよび大湖地域を中心とする14か国・地域が、新たにパートナー国として設定された（アフリカ13か国およびパレスチナ）。2016年度は、連邦政府の援助予算全体の約29.6%がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域（コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ）に対する援助の占める割合が高い。ベルギーのODAの二国間援助におけるこれら3か国向け援助額総計は、2014～15年度の二国間援助の実施額全体の約19.5%を占めている。

実施体制

1. 外務省開発総局（DGD）

- (1) ベルギー外務省開発総局（DGD）が開発協力政策の企画立案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力大臣がDGDの補佐を受け、援助政策の基本的枠組みを決定している^(注1)。2012年以降のDGDの組織改編により、開発総局長および同総局長補の下、開発のための政策一貫性の促進および開発協力大臣に対する政策提言を目的とする戦略委員会が設置される

とともに、同委員会の下に地域局、課題局、市民社会局、組織運営局が設置されて4局体制となった。

2014年、DGDは新6ヵ年管理計画を採択し、①後発開発途上国（LDCs）および脆弱国への配慮、②DGDの役割強化、③人道支援と開発協力のより良い補完性の保証、④開発政策への支持を得るための社会的基盤の強化、⑤開発のための政策一貫性を目指した取組、⑥援助効率および成果指向の重視、⑦組織の機能改善、の7つの目標を提示した。また、政策一貫性のメカニズムにかかわる二つの組織として、①DGDおよび他の16省庁の各代表により構成される省庁間委員会（CICPD）、②DGDおよび大臣官房の他、NGO、学術界からの各代表により構成される諮問会議が発足した。

2015年、DGD課題局内に政策一貫性室が設置されたほか、組織・分野横断的課題に対応するため、①2030アジェンダ、②EU-DAC、③マリ・ニジェールの3テーマの下で局横断チームを設置した。また、2012年以降の組織改編の成果をより確固なものとするため、①健全性政策、②フォローアップ、監査と評価、③プロセスとリスク、④ナレッジ・マネジメントの4分野からなる2015～17年の行動計画を策定した。また、2016年、DGDは、ODAに関する内部用の新データベースPrismaを立ち上げ、データ管理・利用等の利便性が向上した。

- (2) 開発協力を担当しているDGD職員は、在外公館勤務者を含め171名（2017年7月現在）。援助対象国の在外公館に配置されている国際協力担当アタッシェは、政府間援助事業、多国間協力事業等の責任者として、関係者間の調整等の業務を行っている。

2. 実施機関

- (1) ベルギー技術協力公社（BTC）

ベルギーのODA実施は、1998年の法律により設立されたベルギー技術協力公社（BTC）に委ねられている。BTCはベルギー連邦政府との5ヵ年事業管理契約に基づき事業実施を行い、ベルギー連邦政府はBTCの運営を管理する立場にある。ベルギー連邦政府による政府間援助事業は、BTCが実施する全事業の9割以上

を占め、その他に欧州委員会や世界銀行等と共同で実施する経済協力事業などがある。2016年末時点で、BTCは約20か国で170以上の事業を実施しており、主な援助スキームは、技術協力、プログラム支援、援助対象国政府に対する資金協力等である。BTC職員は、海外勤務者を含め1,500名（2016年12月末時点）である。2016年予算（支出）は約2.17億ユーロであり、うち9割がベルギー連邦政府による活動のための予算に分類される。

- (2) ベルギー投資公社（BIO）

また、他のベルギーの開発協力の実施機関として、2001年の法律により設立された、開発途上国のためのベルギー投資公社（BIO）が挙げられる。BIOは、DGDからの資金拠出を通じ、途上国および新興国の社会経済発展に向けた民間セクターへの投資を行っており、支援対象はパートナー国の政府機関ではなく主に民間の中小企業である^(注2)。2014年のBIO設立法改正法により、BIOはベルギー連邦政府との間で5ヵ年事業管理契約を締結して事業実施を行うことが定められ、ベルギー連邦政府はBIOの運営管理を行う。

2016年12月末時点で、BIOは41か国・地域で152事業を実施しており、職員数は48名である。2016年には26の新規投資案件（計1億7,500万ユーロ）が理事会で承認された。2016年末時点での投資残高は約4.6億ユーロである。

2016年7月には、BIO改革のための法律が制定され、ベルギーの民間セクターがBIOを通じてベルギーのパートナー国の民間セクターへ投資するための門戸が開かれた。

3. NGOとの関係

2009年、ベルギー連邦政府とNGOの間で、援助活動をより効果的に実施するための合意が結ばれた。合意の内容は、DGDがNGO関連の支出を2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けることなどとなっている。また、NGOの質と専門性を高めることなどを目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。2012年、DGDの組織改編に伴い市民社会局が設置

注1：2002年以降、DGDは外務省に置かれてきたが、基本的に外務省とは別の主体として運営されている。他方、省内でDGDと関係各局間の調整を促進するための調整委員会において、外交における開発協力の位置付けに関する議論が行われており、伝統的外交を行う外務省と開発協力を行うDGDとの連携がより一層強化されている。

注2：そのため、BIOの活動は非ODAに分類される。

され、NGOとの連携を強化するための体制が整った。新開発協力法において、NGOを含む様々な非政府アクターとの新たなパートナーシップのあり方が示されている。具体的には、助成金のモダリティ改定による活動の質の向上、相補性と相乗効果向上のためのローカル・アクターとの連携、資金の透明性の向上、リスク管理改善および業務手続きの簡素化などが挙げられる。2014年には、NGOの認証手続きのプロセスが開始したほか、NGO代表の参加の下、開発のための政策一貫性にかかわる諮問会議が立ち上げられた。また、同年、DGDからNGOへの助成金の手続き・計画・実施・監査等を担当するNGO助成金フォローアップ部が設置され、2015年には監査官等の業務の手引きが策定されている。なお、2016年の開発協力法一部改正に伴い、2017年以降は、NGOが行う支援活動の9割をそれまでの52か国から33か国^(注3)に絞る方針とされたほか、NGOに求められる事務手続きがより簡素化された。

● ウェブサイト

- ・ベルギー外務省開発総局ウェブサイト (英語) :

https://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_cooperation

* 白書・年次報告書は “Multimedia Library” の項目から閲覧可能。

- ・ベルギー技術協力公社ウェブサイト (英語) :

<http://www.enabel.be/>

* 年次報告書は “Resources” の項目から閲覧可能。

- ・開発途上国のためのベルギー投資公社ウェブサイト (英語) :

<http://www.bio-invest.be/en/index.php>

* 年次報告書は “Library” の項目から閲覧可能。

- ・フランドル対外庁ウェブサイト (英語) :

<http://www.vlaanderen.be/int/en>

* 白書・年次報告書は “Sustainable Development” の項目から閲覧可能。

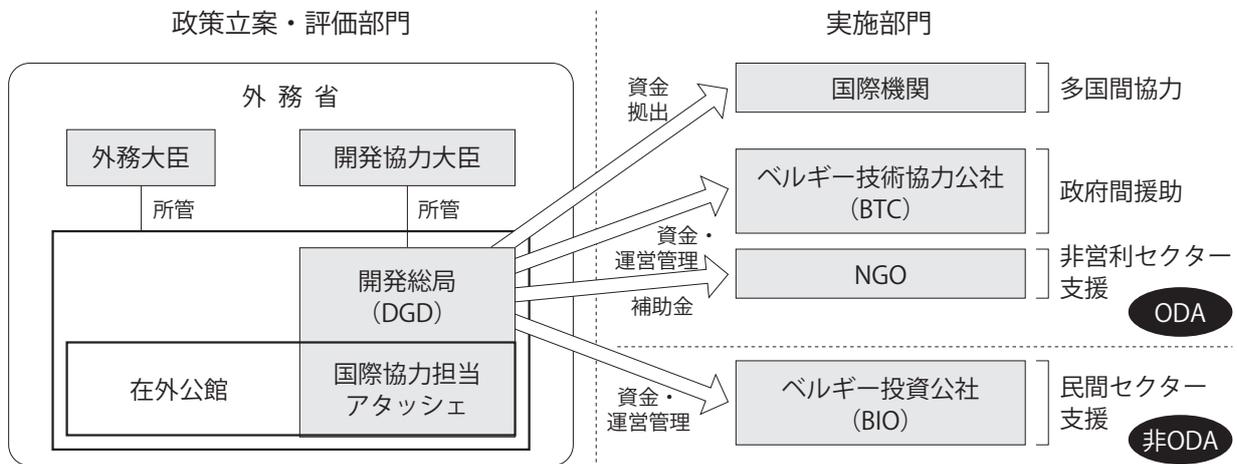
- ・ワロン・ブリュッセル・インターナショナルウェブサイト (仏語のみ) :

<http://www.wbi.be>

* 開発協力に関しては以下のサイト参照。

<http://www.wbi.be/fr/cooperation>

開発協力実施体制図



注3：これらの中には、ベルギー開発協力のパートナー14か国・地域がすべて含まれる。

(1) 政府開発援助上位10か国

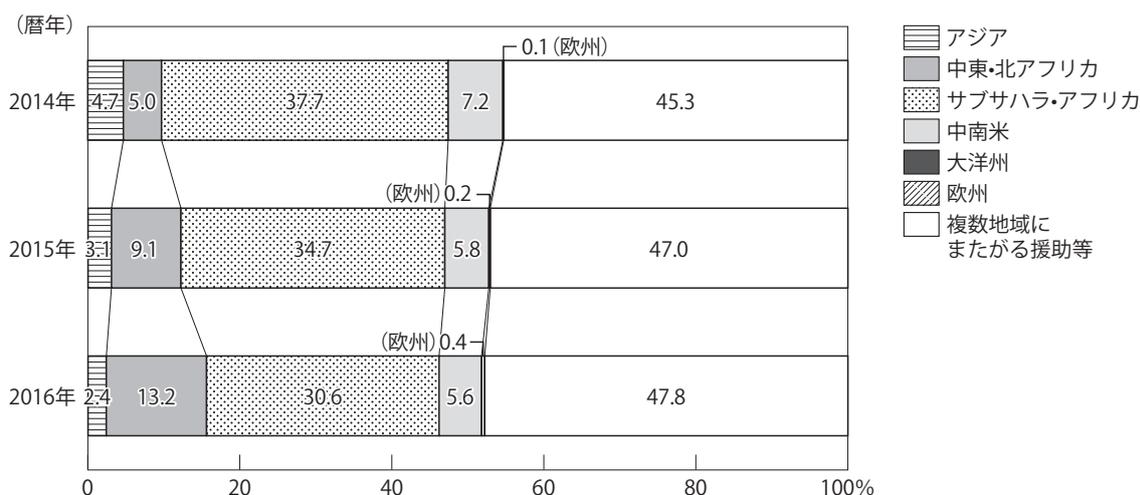
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	コンゴ民主共和国	150.61	11.4	1	コンゴ民主共和国	89.45	8.0	1	コンゴ民主共和国	103.10	7.2
2	ブルンジ	61.75	4.7	2	ブルンジ	48.72	4.4	2	トルコ	65.55	4.6
3	ルワンダ	42.19	3.2	3	ルワンダ	35.88	3.2	3	ブルンジ	52.02	3.7
4	ウガンダ	24.17	1.8	4	シリア	29.59	2.7	4	[パレスチナ]	34.76	2.4
5	ベトナム	23.51	1.8	5	[パレスチナ]	24.23	2.2	5	ルワンダ	26.30	1.8
6	ペルー	23.07	1.7	6	マリ	21.63	1.9	6	マリ	22.54	1.6
7	ベナン	21.15	1.6	7	ベナン	19.56	1.8	7	モロッコ	22.21	1.6
8	モザンビーク	21.08	1.6	8	モザンビーク	18.98	1.7	8	ニジェール	21.99	1.5
9	[パレスチナ]	20.66	1.6	9	セネガル	17.84	1.6	9	ボリビア	20.76	1.5
10	エクアドル	19.39	1.5	10	ニジェール	17.13	1.5	10	セネガル	20.30	1.4
10位の合計		407.58	30.9	10位の合計		323.01	29.1	10位の合計		389.53	27.3
二国間ODA合計		1,319.11	100.0	二国間ODA合計		1,111.63	100.0	二国間ODA合計		1,425.17	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

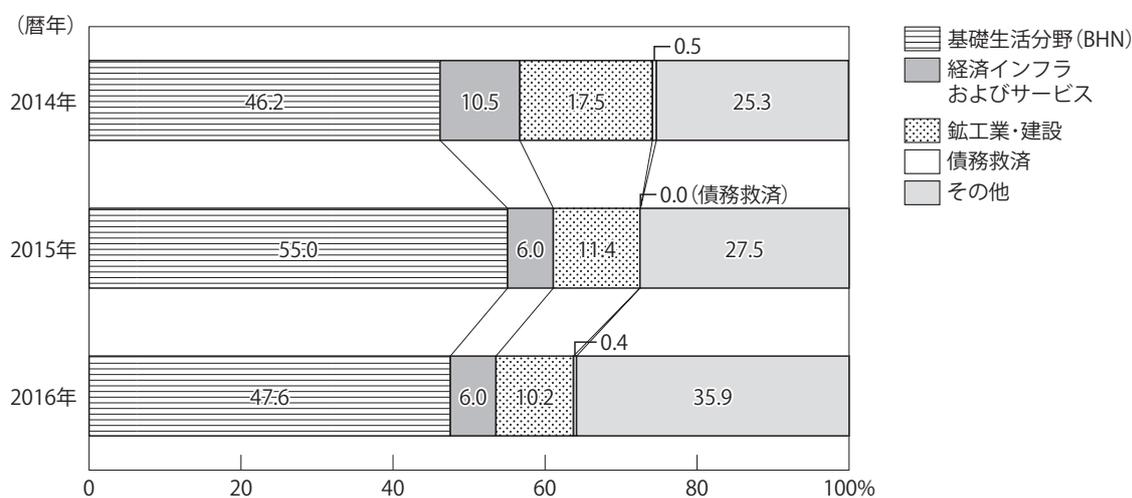
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4 カナダ (Canada)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act)は、政府開発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを定めている。同法に基づき、国際開発大臣は、毎年、議会の両院に対し、報告書の提出を義務付けられている。

(2) 基本方針

従来、カナダ政府は、貧困削減に貢献すること、貧困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致することを国際援助の基本方針としてきたが、2015年10月に就任したトルドー首相は、カナダの国際援助政策の見直しに着手し、国内外のステーク・ホルダーとのコンサルテーション等のプロセスを経て、2017年6月9日、新たな国際援助政策「Feminist International Assistance Policy」を発表した。

この新たな国際援助政策は、貧困の撲滅、より包摂的で平和で繁栄した世界を築きあげるのに最も効果的なアプローチとして男女平等や女性のエンパワーメントを位置づけており、その目的を達成するため、カナダは①女性、女兒の人権の擁護・推進、②特に持続可能な開発および平和の分野における意思決定過程への女性、少女の参画、③社会経済的平等を確保するためのリソースへのアクセスの向上、という3つのイニシアティブを中心に据えて国際援助を行うこととしている。

(3) 近年における特徴・傾向

近年、援助政策を経済・外交政策に整合させる傾向を強めつつあり、2013年のカナダ外務国際貿易省とカナダ国際開発庁(CIDA)との統合、民間セクターによる途上国への投資を奨励するための融資等を行う「開発融資機関」(Development Finance Institution)の設置などが進められている。

2015年に誕生したトルドー首相率いる自由党政権は当初から男女平等、女性のエンパワーメントに重要

課題として取り組んできており、2017年6月にフリーランド外相が行った外交政策に関する演説においても、女性の権利擁護はカナダの外交政策の根本であると述べている。

保健の分野では、母子保健の向上を重要課題として国際的取組を主導し、2014年5月にトロントにて「すべての女性と子供を救うためのサミット」を開催したほか、2016年9月にはトルドー首相が「世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバル・ファンド)第5次増資会合」を主催し、向こう3年間で約8億カナダドル(約6億米ドル^(注1))の拠出を発表した。

女性の性と生殖に関する健康・権利(SRHR)の分野では、2017年3月、同分野での国際的支援を強化するために、一部先進国の主導の下に立ち上げられた基金に対して、20百万カナダドル(約15百万米ドル^(注1))の拠出を発表した。

2. 援助規模

(1) 2015年度実績

カナダの2015年度の政府開発援助は約42.8億米ドルで(DAC確定値)、このうち約73%がグローバル連携省、約9%が財務省(世界銀行、IMF等の国際金融機関等への拠出や借款)、約4%が国際開発研究センター(IDRC:途上国の知的開発やイノベーションへの投資)、約15%がその他政府機関(連邦警察、移民・難民・市民権省、国防省、州・準州政府など)によって実施された。

2015年度の二国間援助の対象国はエチオピア(1位)、アフガニスタン(2位)、ガーナ(3位)となっており、二国間人道支援の対象国・地域は、シリア(1位)、ヨルダン川西岸・ガザ地区(2位)、レバノンおよびヨルダン(3位)であった。地域別の援助実績比率は、アフリカ39%、アジア21%、米州が13%、中東8%。二国間支援と多国間支援の割合はそれぞれ67%、33%となっている。(以上出典:カナダ政府2015年度国際援助統計レポート)。

NGO、NPOなどの市民社会との連携に関して、グローバル連携省は国際開発・人道支援分野における市民社会との連携に係る戦略(International Development

注1:カナダドル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

and Humanitarian Assistance Civil Society Partnership Policy) を策定済みであり、同戦略に基づいて内外の市民社会団体と連携し、効果的な援助の実施に努めている。2015年度はカナダの市民社会団体に対して約7.6億カナダドル(約5.9億米ドル^(注2))、国外の市民社会団体に対して2.5億カナダドル(約2.0億米ドル^(注2))の支援を行った。

(2) 2016年度実績

カナダの2016年度の政府開発援助は約39.3億米ドル、対GNI比は0.26%となっており、2015年度に比べて名目ベースで8.1%減少した(以上出典: DAC)。支援総額では世界第11位(2015年度は8位)、対GNI比では世界第18位(2015年度は15位)となっている。

(3) 2017年度予算

グローバル連携省の2017年度の国際開発予算(同省予算のうち、国際開発、国際人道支援、国際安全保障・民主主義の発展の3項目の合計)は約35.4億カナダドル(約26.7億米ドル^(注1))となっている(出典: Treasury Board of Canada)。2017年3月に公表された予算書の第3章パート4「世界におけるカナダの立ち位置の維持」(Upholding Canada's Place in the World)においては、新たな国際援助政策の下、先述のSRHR分野で6.5億カナダドル(約4.9億米ドル^(注1))の支援を実施することが盛り込まれているほか、2021年度までにカナダの二国間援助の95%を男女平等の推進に係る支援とすることや、発展途上国で女性支援に取り組む現地の団体・運動を支援するために今後5年で1.5億カナダドル(約1.1億米ドル^(注1))を支出するとしている。また、革新的な開発融資政策として、2017年5月、カナダ輸出促進公社の下に3億カナダドル(約2.3億米ドル^(注1))の開発融資機関(Development Finance Institution)を立ち上げ、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成のため、発展途上国の経済成長につながる民間部門の投資を促進する施策を講じている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

新たな国際援助政策では、1.(2)記載の3つのイニシアティブを推進するため、以下の6つの行動に対して優先的に支援を行うとしている。

- ① ジェンダーの平等と女性、少女のエンパワーメントに係る行動
- ② 人間の尊厳(保健、栄養、教育等)に係る行動
- ③ すべての人のための成長に係る行動
- ④ 環境および気候変動に係る行動
- ⑤ 包摂的ガバナンスに係る行動
- ⑥ 平和と安全に係る行動

(2) 重点国・地域

従来 of 国際援助政策では、二国間援助の90%を重点対象国25か国・地域に集中させていたが、新たな国際援助政策ではこの重点国・地域を基本的に廃止し、2021年度までにカナダの二国間援助の少なくとも50%を、深刻な貧困に直面しているアフリカのサブサハラ地域への支援に振り向けることとしている。

実施体制

カナダの開発支援において、援助の優先政策の立案や見直しはグローバル連携省が主導し、国際的に重要で緊急性の高い事案(大規模自然災害、脆弱国復興支援等)は首相府及び枢密院との調整の下、関係省庁が連携して行っている。

開発支援の実施面においても、グローバル連携省は主導的な役割を果たしつつ、他の政府機関、NGO等と連携・協調しつつ支援を実施している。グローバル連携省の職員数は2017年3月末日現在で6,618名(うち在外職員は1,242名)。

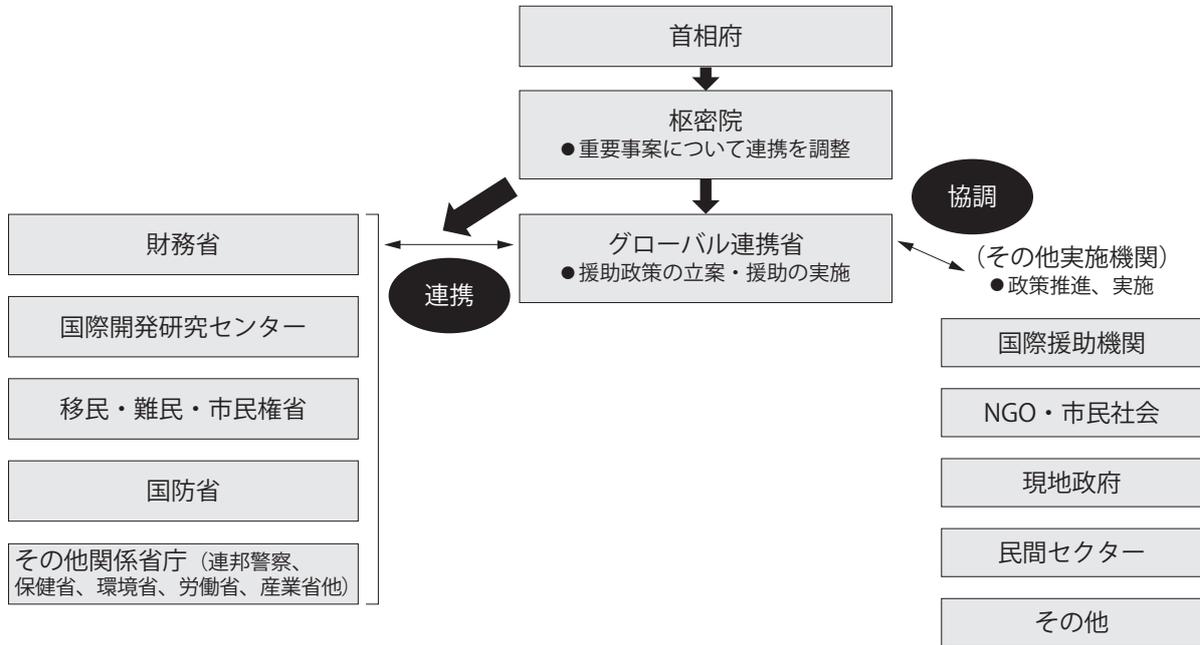
● ウェブサイト

- ・ 新たな国際援助政策「Feminist International Assistance Policy」
https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2017/06/canada_s_feministinternationalpolicy.html
- ・ 国際援助統計レポート(2015年度)
<http://www.international.gc.ca/gac-amc/publications/odaaa-lrmado/sria-rsai-2015-16.aspx?lang=eng>
- ・ 2017年度カナダ連邦政府予算
<http://www.budget.gc.ca/2017/docs/plan/toc-tdm-en.html>
- ・ カナダ行財政管理調整委員会(Treasury Board of Canada)

注2: カナダドル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2015年レートを適用。

<https://www.canada.ca/en/treasury-board-secretariat.html>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

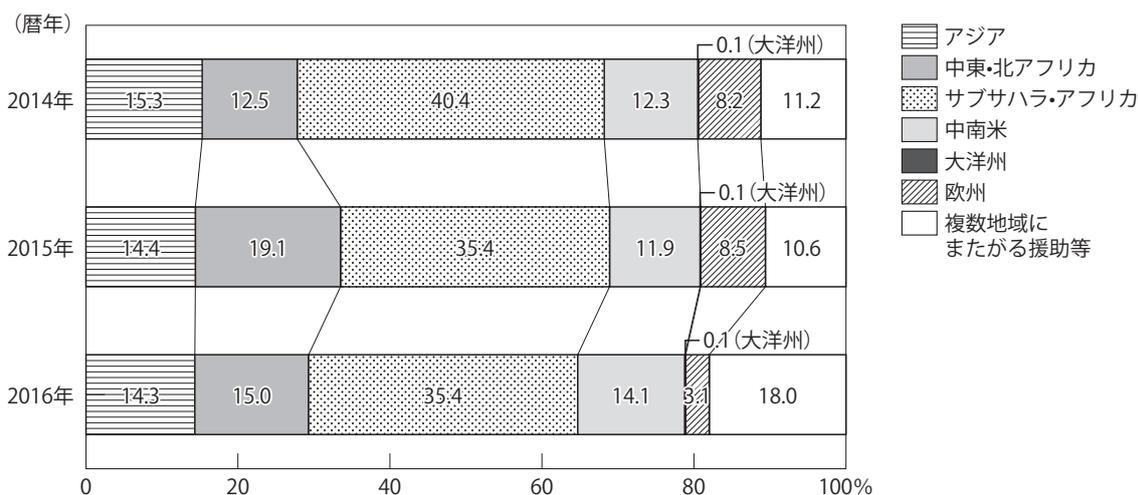
順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ウクライナ	244.13	7.4	1	ウクライナ	218.65	7.4	1	アフガニスタン	96.33	3.6
2	エチオピア	108.12	3.3	2	アフガニスタン	148.08	5.0	2	エチオピア	90.67	3.4
3	マリ	99.90	3.0	3	エチオピア	103.24	3.5	3	マリ	87.41	3.3
4	南スーダン	87.00	2.7	4	ヨルダン	97.41	3.3	4	南スーダン	67.46	2.5
5	タンザニア	85.79	2.6	5	南スーダン	88.03	3.0	5	ハイチ	67.08	2.5
6	アフガニスタン	84.19	2.6	6	マリ	87.95	3.0	6	イラク	61.85	2.3
7	ハイチ	81.06	2.5	7	タンザニア	82.73	2.8	7	ヨルダン	60.78	2.3
8	ガーナ	78.55	2.4	8	イラク	74.96	2.5	8	シリア	52.32	2.0
9	モザンビーク	75.68	2.3	9	ガーナ	74.72	2.5	9	ウクライナ	50.95	1.9
10	セネガル	73.56	2.2	10	ハイチ	74.23	2.5	10	タンザニア	50.42	1.9
10位の合計		1,017.98	31.1	10位の合計		1,050.00	35.3	10位の合計		685.27	25.8
二国間ODA合計		3,278.33	100.0	二国間ODA合計		2,971.99	100.0	二国間ODA合計		2,660.69	100.0

(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

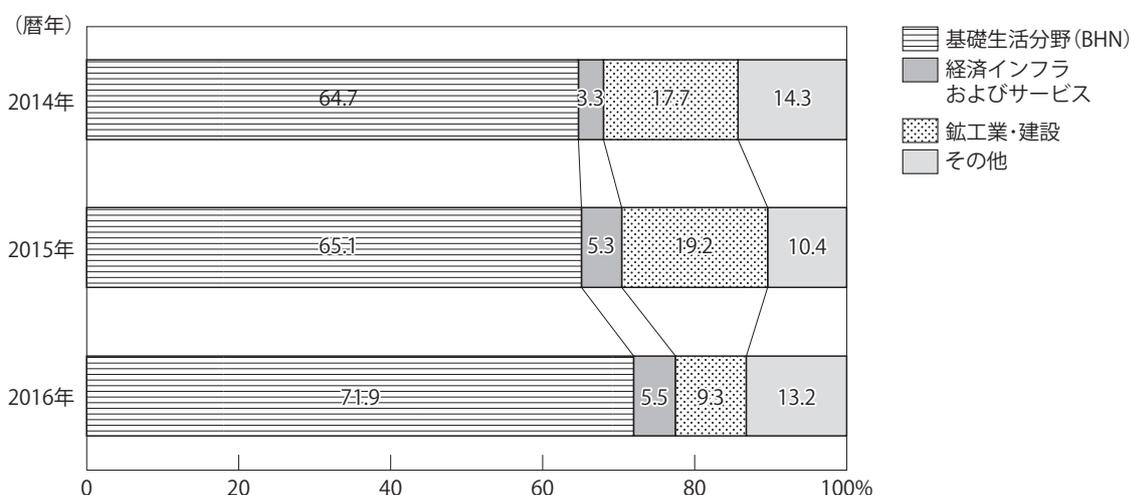
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5 チェコ (Czech Republic)

援助政策等

1. 基本法

「開発協力および人道支援法 (The Act on Development Cooperation and Humanitarian Aid、同法改正2010年7月1日発効)」第1章第2条において、開発協力を「ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成を見据え、経済社会開発、環境保護、民主化、人権保護およびグッド・ガバナンス促進による持続的な開発を通じて貧困撲滅に貢献すること」、人道支援を「生命喪失の防止、苦難の根絶、災害後に基本的な生活水準へ回復させること」と規定している。

2. 基本方針

開発協力および人道支援法の下、「チェコ開発協力戦略2018~2030年 (The Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2018~2030)」を策定し開発協力を行っている。

二国間援助に関しては、環境保護、農業支援、社会基盤整備、エネルギーを含む経済開発および民主化・人権保護等を重点分野としている。さらに、分野横断的にグッド・ガバナンス促進、環境と気候変動、基本的人権・労働社会権への配慮を、それぞれの発展段階に応じて行うこととしている。活動支援評価は、被援助国の開発ニーズへの関連性、受益者集団に対する活動のインパクト、事業実施の有効性・効率性、および活動支援終了後の持続可能性などのDAC基準に基づいて行われる。

多国間援助に関しては、チェコ開発協力戦略2018~2030年のほか、「チェコ多国間援助開発協力戦略2013~2017年 (The Multilateral Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2013~2017)」に基づき、国連、EU、世界銀行、OECD等を通じた国際協力を行っている。この中で、グローバル援助目標へのチェコによる効果的な関与を示すべく、以下の4つの戦略的目標を掲げ、二国間援助と同様の重点分野や配慮事項を設定し援助を行うこととしている。

- (1) グローバル開発目標を達成するためチェコによる関与と優先順位を向上
- (2) 多国間事業実施におけるチェコ機関の参加促進
- (3) 国際機関におけるチェコ人専門家の関与促進
- (4) 国際機関の意思決定過程におけるチェコの関与促進

3. 援助規模

チェコ政府資料によると、2016年の開発援助総額は2億6,044万ドルで、前年比30.9%増となった。このうち、二国間援助は7,138万ドル (構成比27.4%)、国際機関への拠出に当たる多国間援助は1億8,905万ドル (同72.6%) となった。各国際機関への拠出についてはEU1億6,349万ドル、国連機関1,443万ドル、世界銀行グループ718万ドルの順となっており、EUへの資金拠出が最も多い。なお、ODAの対GNI比は0.14%であった。

開発援助総額のうち二国間援助の比率はここ数年ほぼ横ばいである。多国間援助 (国際機関への拠出) については、EU予算 (開発援助を含む) に対するチェコの拠出によって定められており、EUに拠出された資金の用途は、欧州連合理事会で決定される。

チェコのODA予算については、関係省庁に当初よりODA予算として明示されて割り当てられた予算を利用する他、具体的な用途が明示されずにプールされた予算から関係省庁によるODA事業の実績額が拠出される、といった仕組みとなっており、具体的な内訳は公表されていない。

4. 重点分野

2016年の二国間援助では、社会インフラ開発、難民支援、人道支援を中心に支援が行われた。分野別、所得階層別、援助形態別、各々の実績の詳細は次のとおり。

(1) 支援分野別内訳	社会インフラ開発 (33.0%)、難民支援 (25.2%)、人道支援 (17.4%)、マルチセクター (7.1%)、ドナー国運営費 (7.1%) 等
(2) 所得階層別内訳	後発開発途上国 (15.4%)、低中所得国 (28.0%)、高中所得国 (24.6%) 等
(3) 援助形態内訳	プロジェクト・タイプ支援 (37.7%)、専門・技術支援 (7.2%)、教育助成 (7.1%)、行政経費 (5.9%)、等

5. 重点国

開発協力プログラムを有する優先援助国はボスニア・ヘルツェゴビナ、エチオピア、モルドバ、ジョージア、カンボジア、ザンビアの6か国である。これらの国を選定するに当たり、①以前からの事業の実績、OECD-DACや世界銀行の勧告、②貧困撲滅とMDGs達成のための開発協力の最適なバランス、③チェコによる援助の比較優位性、④地理的なバランス等を考慮している。

上記各国については、それぞれ以下の分野への支援を行う。

- ・ボスニア・ヘルツェゴビナ：天然資源の持続的利用、農業分野への支援
- ・エチオピア：社会福祉向上、天然資源の持続的利用、農業分野への支援
- ・モルドバ：天然資源の持続的利用、社会福祉向上、農業分野への支援
- ・ジョージア：社会福祉向上、農業分野への支援
- ・カンボジア：社会福祉向上、天然資源の持続的利用
- ・ザンビア：社会福祉向上、農業分野への支援

6. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシエグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4+日本」外相会合で、「V4+日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

実施体制

開発協力を調整する外務省が、開発協力戦略・二国間開発協力計画の策定、中期見通し作成、開発プロジェクトの評価、二国間援助実施機関であるチェコ開発協力庁

（CzDA：Czech Development Agency^(注1)）の管理等を行っている。

CzDAは二国間開発協力の実施機関としてプロジェクトの形成、入札・補助金等の選定手続き、契約署名、モニタリングなどを行っている。その際、NGO、民間企業のほか、欧州の他の援助国や援助機関とも連携している。

また、開発協力委員会（Council for Development Cooperation）が設置されており、分野ごとに作業部会を形成し、CzDA、外務省、関連省庁、NGO間の調整を行うほか、開発協力事業の情報共有や市民社会との連携、政策方針への提言を行っている。

プロジェクト実施国の大使館は、適切なプロジェクト案件の形成やモニタリング実施などを行い、被援助国の政府・その他機関とチェコの援助機関との連絡窓口を担っている。

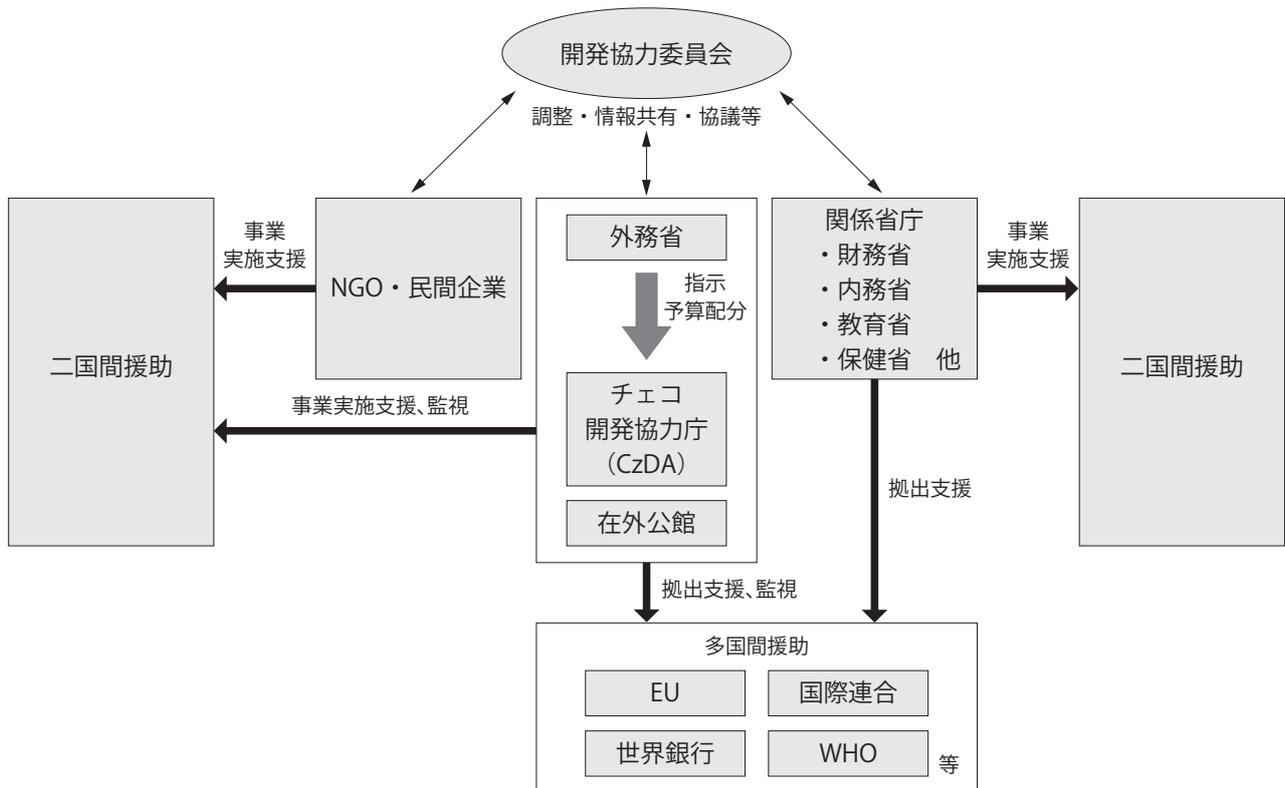
多国間援助においては、外務省は開発援助機関および人道支援機関（UNDP、UNICEF、UNV、OCHA等）の活動への支援の調整を行うとともに、他省庁が支援の一部またはすべてを担当する専門機関（たとえば、世銀・EBRDは財務省、ILOは労働社会省、WHOは保健省、FAOは農業省、UNEPは環境省など）の活動についてモニタリングを行う。これらの省庁間の調整も上記の開発協力委員会で行う。

● ウェブサイト

- ・チェコ外務省：<http://www.mzv.cz>
- ・チェコ開発協力庁：<http://www.czda.cz>

注1：2008年1月、外務省傘下の機関として設置。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

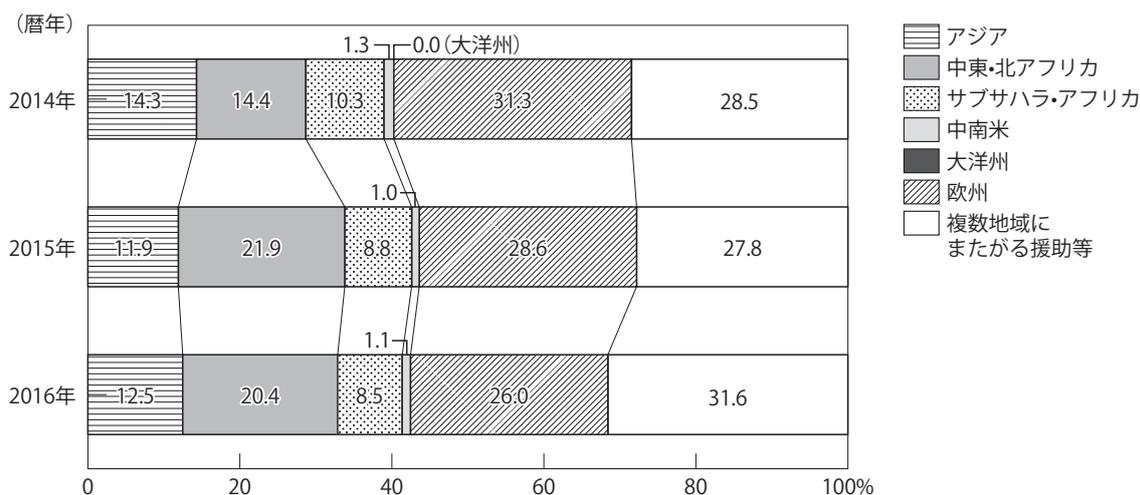
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	5.70	9.1	1	モルドバ	4.07	5.8	1	モルドバ	4.08	5.7
2	モルドバ	4.92	7.9	2	ウクライナ	3.73	5.3	2	ヨルダン	3.42	4.8
3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.64	5.8	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.72	5.3	3	エチオピア	3.23	4.5
4	エチオピア	3.62	5.8	4	アフガニスタン	3.72	5.3	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.03	4.2
5	ウクライナ	3.09	4.9	5	エチオピア	3.23	4.6	5	ジョージア	2.77	3.9
6	ジョージア	2.69	4.3	6	ヨルダン	2.99	4.3	6	ウクライナ	2.75	3.9
7	モンゴル	2.55	4.1	7	ジョージア	2.80	4.0	7	アフガニスタン	2.59	3.6
8	コンゴ	2.03	3.2	8	セルビア	1.86	2.7	8	セルビア	2.22	3.1
9	セルビア	1.58	2.5	9	コンゴ	1.66	2.4	9	モンゴル	2.15	3.0
10	カンボジア	1.11	1.8	10	モンゴル	1.62	2.3	10	イラク	1.87	2.6
10位の合計		30.93	49.4	10位の合計		29.40	41.9	10位の合計		28.11	39.4
二国間ODA合計		62.57	100.0	二国間ODA合計		70.10	100.0	二国間ODA合計		71.38	100.0

(注)
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

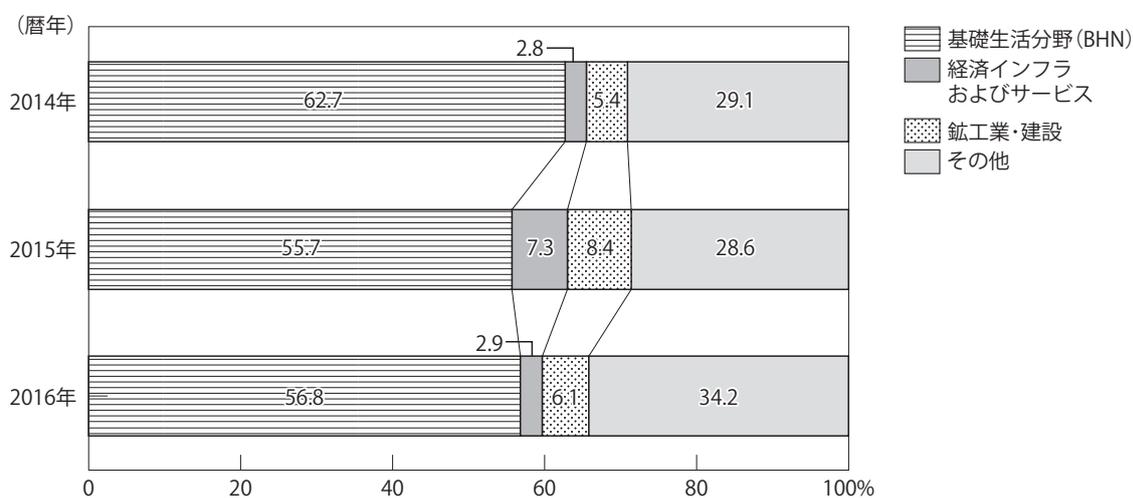
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

6 デンマーク (Denmark)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

1971年に国際開発協力が制定され、これがデンマーク開発援助の基本法となっている。国際開発協力は、開発協力が、貧困の削減や国連憲章および国連人権宣言の定める民主主義、持続可能な開発、平和構築と安定化を推進すること、そしてより平和で、安定し、平等な世界でのデンマークの国益追求に貢献することを規定している。また、毎年、開発協りに係る予算の4か年計画を議会に提出すること、開発協力の透明性を確保することを規定している。2013年より改正国際開発協力が施行され、デンマーク開発協力の透明性の向上が図られ、「途上国への援助」に重点を置いていた改正前と比較し、デンマークと途上国とのパートナーシップ強化を目的とした「開発協力」に重点が置かれた。

(2) 基本方針

デンマークは、国連総会決議等で掲げられた「ODAの対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つであり、2015年は対GNI比0.73%、2016年は0.75%であった。2016年8月には2017年から2020年までの開発協力の優先分野および予算方針を発表し、その中で①「人道支援と開発協力を通じて、紛争の影響を受ける国や地域の状況改善」、②「途上国による自国民の再受入を含む移民・難民支援に重点を置く」、③「民間資本を促進し、デンマークのビジネスや投資家を開発に関与させることで、途上国の成長および雇用に繋がる開発資金を増加させる」、④「男女平等および女性や女児の権利の状況改善を含む人権を引き続き重視する」ことを重点分野とし、途上国における持続的な成長に貢献することを目指している。

また、デンマークは、2015年9月に国連総会において採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の実施にも積極的に取り組んでおり、①リプロダクティブ・ヘルスおよびその権利を含む男女平等、②教育、③平和な社会と権利、④水、エネルギー、環境と気候を含む持続的かつ包括的な成長、の4つを優先的取組課題としている。

2. 援助規模

2016年ODA実績は約23.7億ドルで、そのうち、全体の約70%が二国間援助、約30%が多国間援助である。なお、二国間援助のうち、約27.5%が対アフリカ、約6.5%が対アジアである。2016年の最大被援助国はタンザニア (約5,428万ドル)、次いでガーナ (約5,045万ドル)、ブルキナファソ (約4,692万ドル) である。

3. 重点分野・地域

援助対象分野は多岐に亘り、2016年は「デンマーク国内における難民受入費用」が25.17%を占め、「開発途上国の政府および市民社会団体」16.92%、「人道支援」14.1%、「農業」5.33%、「保健」3.68%、「水と衛生」3.02%、「教育」2.67%、「エネルギー」1.3%、「その他」27.81%の割合となっている。

2016年6月、デンマーク政府は、同国が最も変化をもたらし得るアフリカに重点を置きつつ、12の国および地域 (アフガニスタン、バングラデシュ、ブルキナファソ、エチオピア、ケニア、マリ、ミャンマー、ニジェール、パレスチナ、ソマリア、タンザニア、ウガンダ) をDANIDA (デンマーク開発協力事業の総称) 優先国に選定し、政治的および財政的に長期的な支援を行っている。優先国の選定方法は、①貧困状況が深刻な国、②後発開発途上国であること、③難民の流入を防ぎデンマーク経済の発展に繋がることとしている。

デンマークは、2012年にニカラグアおよびカンボジアを、2013年にはベナンおよびザンビアを、2014年にはブータン、2015年にはベトナムをDANIDA優先国から除外した。さらに、2015年6月まで優先国に含まれていたボリビア、インドネシア、パキスタン、ネパール、モザンビーク、ジンバブエについては、優先国からの除外のみならず、2020年までに徐々に開発援助をフェーズアウトする予定である。

これは効果的な援助を行うためにDANIDA優先国を絞ること、必要な政治・経済改革が限定的であること、汚職対策に向けた政治の改善が見られないこと等を理由としている。DANIDA優先国、特にアフリカ地域においては、持続可能な成長に寄与するインフラ事業に対してDANIDA事業融資 (Business Finance) を通じた譲許的融資を行っている。

実施体制

1. 援助担当機関

デンマークの開発協力は、かつてはデンマーク国際開発庁が所管していたが、1991年に同庁は外務省に統合され、以後外務省内の開発協力大臣の責任の下で、援助政策の立案から実施までが一元的に所管されるようになった。2015年6月に発足したラスムセン自由党単独政権においては、開発協力大臣ポストが廃止され、外務大臣が開発協力も所管する体制がとられたが、2016年11月に成立した自由党・自由同盟・保守党3党連立政権において、開発協力大臣ポストが再び創設された。開発援助にかかる優先課題等全体戦略の立案は、外務省グローバル開発協力局（Center for Global Development and Cooperation）が中心となって行い、個別事業案件の計画・実施は在外公館（援助対象国所在の公館および国際機関代表部）に権限が委譲されている。これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保たれ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、援助の効率向上につながっている。また、改正国際開発協力法により、労働組合、民間セクター、同国研究機関、市民社会団体等から構成される開発政策理事会（Council for Development Policy）が設置された。同理事会メンバーは、外務大臣により3年の任期で任命される15名から成

り、年に4回会合を開き、同大臣に開発援助の計画・実施に係る助言を行う。

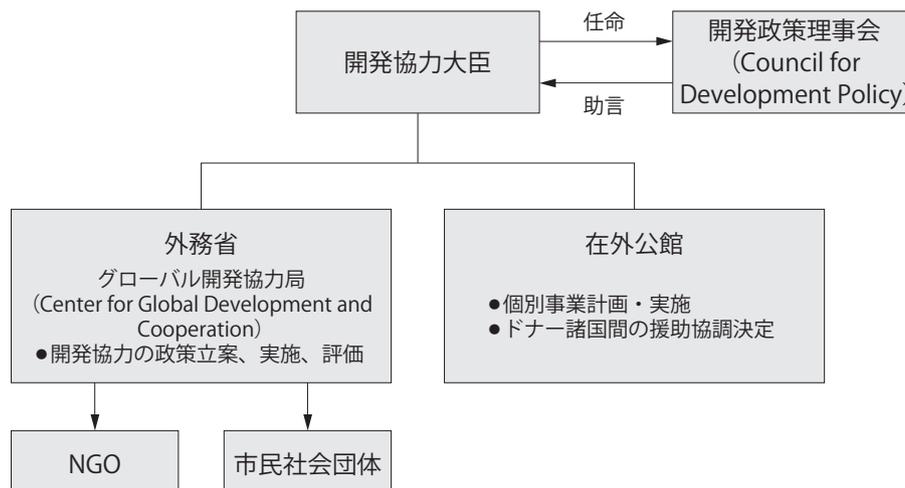
2. NGO・企業等のアクターとの協力

デンマークはNGOの活用にも積極的で、特に、人道支援においては、NGOが中心的な役割を担っている。デンマーク政府は、2010年より、デンマークおよび国際NGOとの戦略的パートナーシップ合意に注力し、人道危機が発生した際は、これらNGOと連携し、迅速な対応をとることを可能としている。また、デンマーク政府は、途上国の持続的な経済成長には民間企業の参画が不可欠との認識の下で、デンマーク民間企業の途上国ビジネスへの参入を積極的に支援している（DANIDA Business）。さらに、同国政府は、1967年に同支援を目的に「途上国への投資基金（Investment Fund for Development Countries（IFU）」を設立し、この投資基金の融資を受けた約500ものデンマークの民間企業がその資金を活用し、これまでに150か国におよぶ途上国への投資を実施してきた。

● ウェブサイト

- ・デンマーク外務省：
<http://www.um.dk/en>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

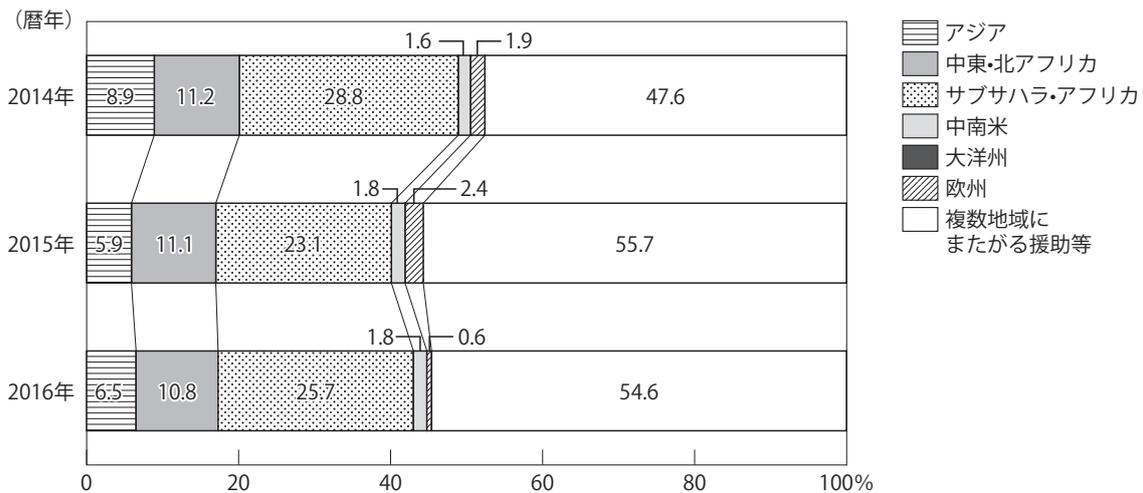
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	77.77	3.6	1	アフガニスタン	86.25	4.6	1	タンザニア	54.28	3.3
2	タンザニア	70.71	3.3	2	ケニア	55.37	2.9	2	ガーナ	50.45	3.1
3	ブルキナファソ	69.64	3.3	3	モザンビーク	49.19	2.6	3	ブルキナファソ	46.92	2.8
4	モザンビーク	57.41	2.7	4	シリア	45.19	2.4	4	ケニア	46.82	2.8
5	シリア	53.90	2.5	5	タンザニア	41.37	2.2	5	ウガンダ	41.50	2.5
6	ウガンダ	50.24	2.4	6	ブルキナファソ	41.13	2.2	6	シリア	40.65	2.5
7	ケニア	49.49	2.3	7	ガーナ	38.64	2.1	7	アフガニスタン	38.66	2.3
8	ガーナ	47.83	2.2	8	ウガンダ	29.28	1.6	8	マリ	38.63	2.3
9	ザンビア	41.77	2.0	9	ジンバブエ	26.76	1.4	9	モザンビーク	36.03	2.2
10	南スーダン	36.43	1.7	10	[パレスチナ]	25.79	1.4	10	ソマリア	34.32	2.1
10位の合計		555.19	26.1	10位の合計		438.97	23.3	10位の合計		428.26	25.9
二国間ODA合計		2,130.71	100.0	二国間ODA合計		1,880.44	100.0	二国間ODA合計		1,653.69	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

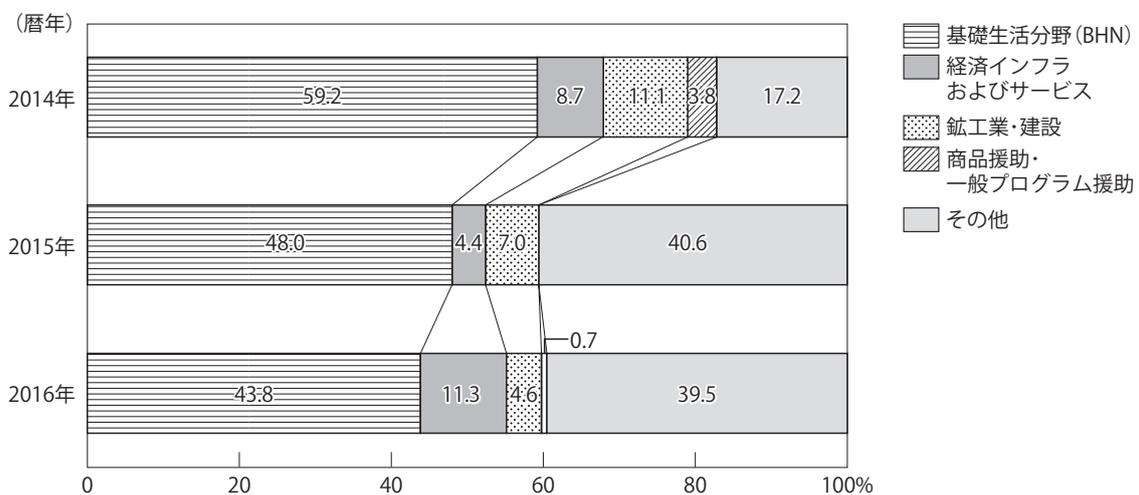
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

7 欧州連合(EU)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

EUの開発援助は、欧州連合運営条約(2009年12月1日発効)の第208条1により、EUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で、加盟国の政策を補完し強化する形で実施されなければならないと規定されている。開発政策については、貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが定められている。

(2) 基本方針

2005年、欧州委員会、外務理事会、欧州議会の三者により、開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development)が合意され、EUとEU加盟国との間の開発のための政策一貫性(PCD: Policy Coherence for Development)を確保し、援助効果を上げていくことや加盟国のODAを2015年までに対GNI比0.7%に引き上げることが確認されたが、2016年の対GNI比は0.51%にとどまり、2030年までの達成を新たな目標としている(出典:欧州委員会プレスリリース)。

2009年、リスボン条約発効により欧州対外活動庁(EEAS: European External Action Service)が創設され(2010年12月に発足)、また新興国の被援助国から援助国への変化および新たな地球規模課題の発生等を受け、欧州委員会は、開発におけるEU共通政策を策定するため、2011年秋に「変化のためのアジェンダ」(Increasing the Impact of EU Development Policy: Agenda for Change)を作成し、同アジェンダは2012年5月の外務理事会にて採択された。これまで、欧州委員会および各EU加盟国が個別に援助政策を進めていたが、同アジェンダにより、加盟国の援助政策の調整において欧州委員会の役割が一層期待されるようになった。同アジェンダは、改めて貧困撲滅をEU開発政策の第1目標とした上で、人権、民主主義、グッド・ガバナンス、および人的開発のための包摂的かつ持続可能な成長に焦点を当て、EUの開発援助が最大限効果を発揮する地域への注力や、1国への援助を最大3セクターに絞りこむ政策等を打ち出した。

EUは2015年に国連にて採択された持続可能な開発のための2030アジェンダを歓迎し、域内では循環型経済の推進等を通じ、域外では2030アジェンダの実施を支援するための対外政策を通じ、同アジェンダの実施を推進するとしている。2017年には、「新たな開発に関する欧州のコンセンサス」を採択し、引き続き主要目的として貧困撲滅を掲げつつ、持続可能な開発における経済、社会、環境等の側面を統合し、2030アジェンダに則した新しい開発協力政策の指針を打ち出した。

2. 援助規模

(1) 開発援助総額

2016年のEUによるODA実績額は171.1億ドルである(DAC統計2016年12月時点)。DACに加盟するEU加盟国20か国^(注1)のODA計(支出純額)は822.1億ドルである(同2016年12月時点)。

(2) 予算制度

EUの予算は多年度財政枠組み(Multi-annual Financial Framework)と呼ばれる2014年から2020年までの7か年予算であり、外交や開発援助など対外的に使われる予算はそのうち約6%の約663億ユーロ。さらに加盟国が任意で拠出する欧州開発基金(EDF: European Development Fund)の予算305億ユーロを加えると7年間で968億ユーロになる。

予算の裏付けとなるEUの収入源は、主として28の加盟国のそれぞれのGNPの規模に基づいて算出される拠出金。

(3) 予算分類

EUのODAには、ACP諸国(かつてのヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋79か国)に対する援助として拠出する欧州開発基金(EDF)と、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。EDFは、1959年から開始され、特定のEU加盟国との歴史的関係を背景に、伝統的にEU予算外で扱われてきた。

なお、人道支援については、EUの一般予算を主な財源として実施されている。2015年の欧州委員会人道支援・市民保護総局(DG ECHO: Directorate-

注1: オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。2013年よりチェコ、スロバキア、ポーランド、スロベニア、2016年よりハンガリーが加盟。

General for Humanitarian Aid and Civil Protection) の人道支援額（実績額）は、約15億ユーロである。なお、2016年については、現下の難民問題に対処するため、3億ユーロの追加予算が計上された。

(4) 予算枠組み

EUの外交・援助枠組には多くの予算インスツルメントと呼ばれる予算枠組みがある。大別すると、①経済財政安定、民主主義と人権、人道支援、原子力安全、食料安全保障など、分野に着目したテーマ別のインスツルメント（thematic instrument）と、②低所得国・地域向けの開発協力インスツルメントや東欧・コーカサス・中東・北アフリカ向けの近隣国支援インスツルメントなど、対象国や地域に着目した地理的インスツルメント（geographical instrument）とがある。

3. 重点分野・地域

EUの開発協力の対象には、主に、かつて欧州の植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国（ACP諸国）、近隣国および後発開発途上国（LDCs）等がある。

(1) ACP諸国

かつてヨーロッパの植民地であったアフリカ、カリブ、南太平洋諸国79か国。EUそして28の加盟国すべてが、ACP諸国とのコトヌー協定に署名している。2000年6月にベナンのコトヌーで調印されたコトヌー協定は、援助や貿易に限らず、マクロ経済、政治、観光、文化、ジェンダー、環境・気候変動、テロ対策、移民などの幅広い問題で、ACP諸国とEUとの協力関係を規定。その附属文書でEUのACP諸国との関係維持のための資金援助を規定しており、EU加盟国全てがEU予算への拠出とは別に積み立てる欧州開発基金（EDF）より支出。

(2) 近隣国

東側の近隣であるアルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナの旧ソビエト連邦の6か国および、南側の近隣であるアルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビア、パレスチナ、シリア、モロッコ、チュニジアの9か国1地域。民主主義や市場経済の普及を通じた安定化を図ることによって、加盟国および加盟候補国の国益に寄与するための支援。

(3) その他の開発途上国

上記以外のLDCs等。貧困削減を主な目的とした援

助。

4. 日本との開発協力

日本とEUは共に主要なドナーの一つであり、様々な国際的な開発課題への対応に取り組んでいる。2009年5月、第18回日EU定期首脳協議の際に発出された共同プレス声明において、双方が、開発分野におけるキープレイヤーとして、開発政策に関する年次協議を開催することに合意したことを受け、2010年4月に第1回日EU援助政策協議が開催された。その後2017年5月の第5回日EU開発政策対話（注：援助政策協議から改称）まで、5回の対話が開催され、両者間の開発分野における緊密な連携の促進が図られてきている（2017年12月末時点）。

実施体制

1. 欧州対外活動庁

（EEAS : European External Action Service）

欧州対外活動庁が、外交政策全般の立案を行っている。欧州委員会の開発協力総局等と共に、開発政策を立案する。

2. 欧州委員会開発協力総局

（DG DEVCO : Directorate-General for International Cooperation and Development）

欧州対外活動庁と共に、外交政策に沿った形で開発政策を立案する。また、援助の実施については、欧州委員会開発協力総局が、プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロセスを一括して受け持つ（人道支援を除く）。

3. 欧州委員会人道支援・市民保護総局

（DG ECHO : Directorate-General for Humanitarian Aid and Civil Protection）

EU加盟国以外の地域での軍事的紛争・自然災害等の被害者救援のための緊急援助を実施。防災や災害軽減に関する国際協力も実施。

● ウェブサイト

・ 欧州対外活動庁 :

http://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en

・ 欧州委員会開発協力総局 :

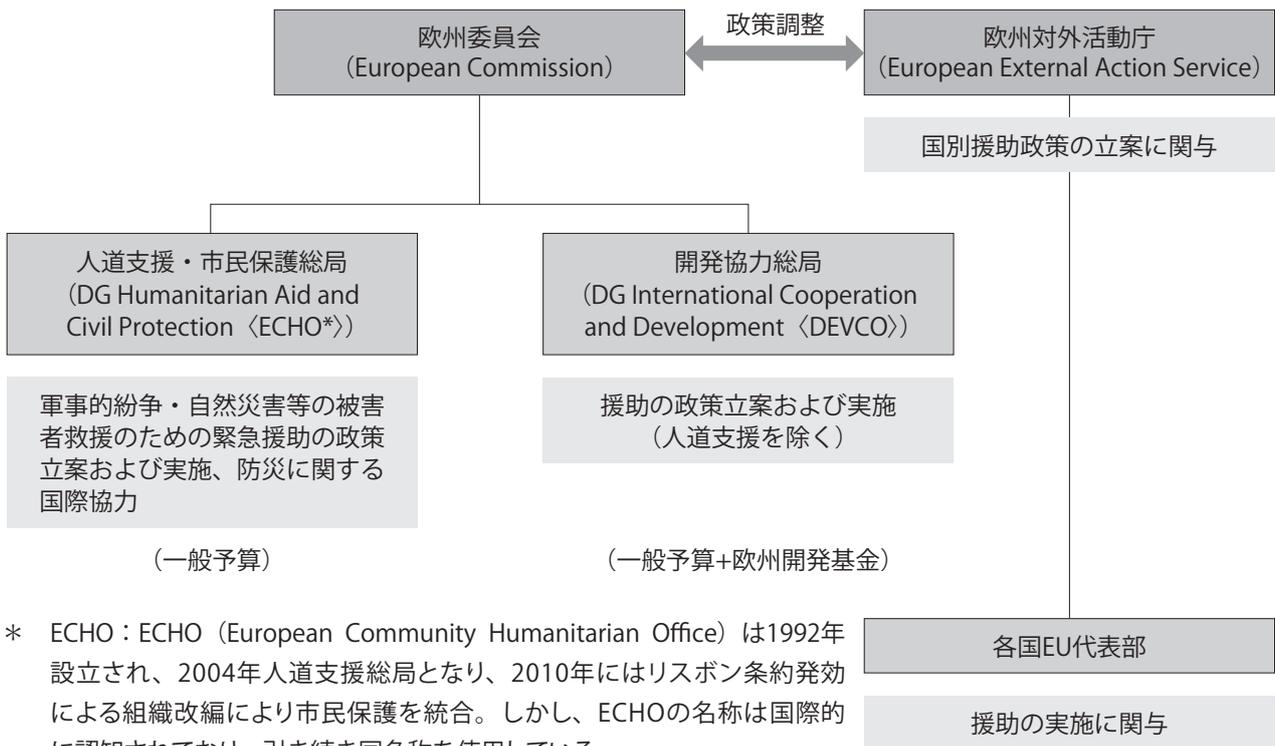
http://ec.europa.eu/europeaid/index_en.htm

- ・ 欧州委員会人道支援・市民保護総局：
<http://ec.europa.eu/echo/>

書（2016 Annual Report on the Implementation of the European Union's Instrument for Financing External Action in 2015）：https://ec.europa.eu/europeaid/sites/devco/files/annual-report-2016-com2016-810_en.pdf

● 2016年度版EU対外活動予算の実施に関する年次報告

援助実施体制図



* ECHO : ECHO (European Community Humanitarian Office) は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されており、引き続き同名称を使用している。

(注) 貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局も企画立案に関与。

(1) 政府開発援助上位10か国

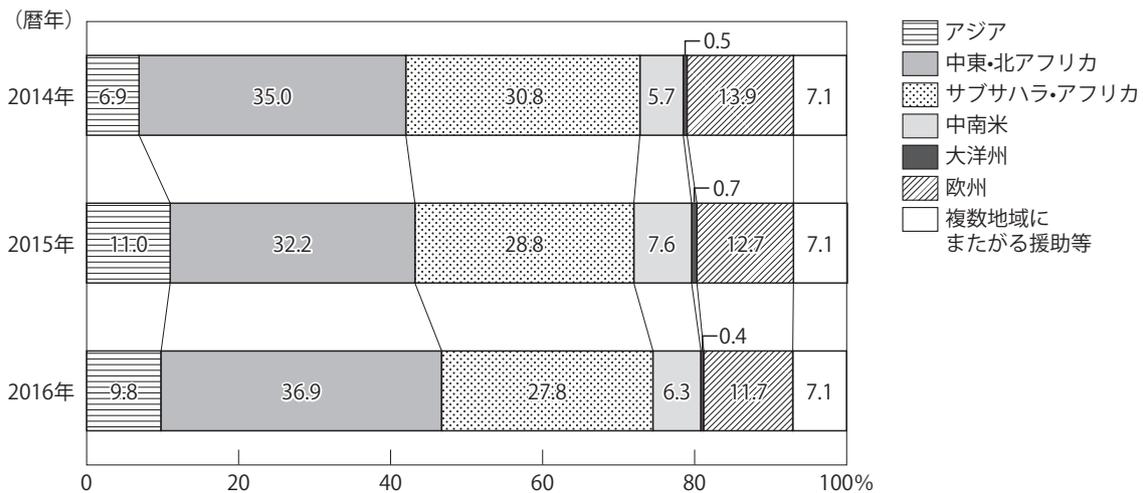
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	トルコ	2,698.28	16.5	1	トルコ	1,802.90	13.3	1	トルコ	2,655.15	15.8
2	モロッコ	525.06	3.2	2	[パレスチナ]	406.26	3.0	2	モロッコ	627.99	3.7
3	ウクライナ	490.46	3.0	3	モロッコ	348.66	2.6	3	ウクライナ	443.69	2.6
4	[パレスチナ]	481.26	2.9	4	チュニジア	322.70	2.4	4	[パレスチナ]	417.04	2.5
5	チュニジア	452.68	2.8	5	ブラジル	285.28	2.1	5	アフガニスタン	399.81	2.4
6	アフガニスタン	358.90	2.2	6	インド	264.70	2.0	6	エチオピア	333.17	2.0
7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	333.09	2.0	7	南アフリカ	260.78	1.9	7	チュニジア	330.84	2.0
8	マリ	308.80	1.9	8	ウクライナ	234.85	1.7	8	シリア	325.68	1.9
9	エジプト	305.89	1.9	9	ニジェール	227.20	1.7	9	エジプト	309.56	1.8
10	エチオピア	267.85	1.6	10	シリア	222.32	1.6	10	インド	300.84	1.8
10位の合計		6,222.27	38.0	10位の合計		4,375.65	32.3	10位の合計		6,143.77	36.5
二国間ODA合計		16,389.30	100.0	二国間ODA合計		13,545.56	100.0	二国間ODA合計		16,832.40	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

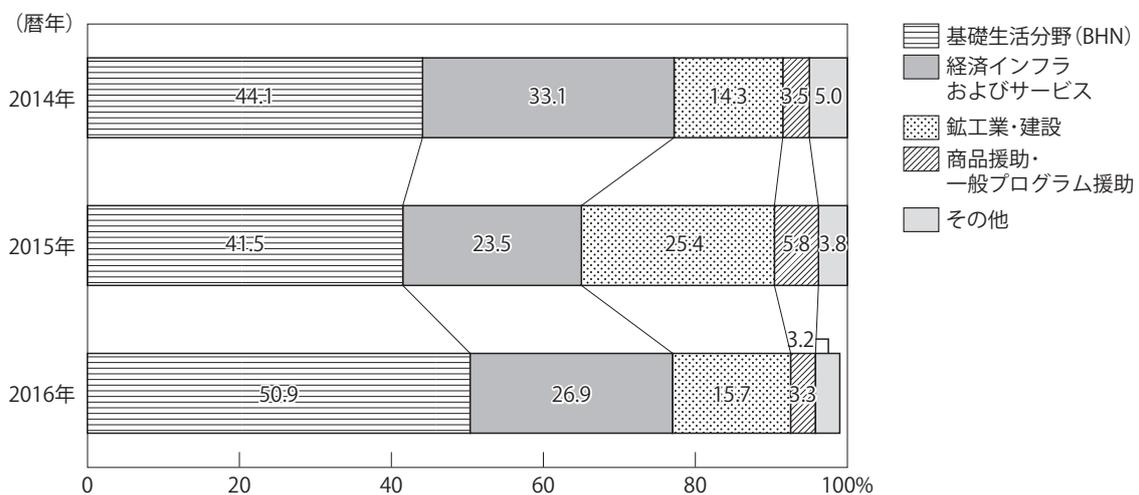
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

8 フィンランド (Finland)

援助政策等

1. 基本方針

フィンランドは開発協力政策を外交・安全保障政策の重要な一部と位置付け、政策全体の整合性を図っている。2016年の開発援助に関する政府レポート「フィンランドの開発政策」では、フィンランドの開発政策は持続可能な開発のための2030アジェンダを基礎としている。

開発予算は削減傾向にあり、政策評価を通じてより効果的な援助へ予算及び人的資源を投入できるよう、常に規定や執行方法の変更を行っている。

基本法は存在しないものの、開発協力政策の策定は、フィンランドが締約国となっている国際人権法、環境関係の条約、憲法の人権規定等に基づいている。

2. 援助規模

- (1) 開発協力予算は1994年以降伸び続け、2014年には執行額は12億ユーロ（対GNI比で0.6%に相当）に達したが、2015年以降は政府全体の予算削減の一環で減少傾向にある。2016年の予算では、8.18億ユーロ（GNI比0.38%）と、前年から約2割の大幅削減となった。2017年は8.81億ユーロ（GNI比0.4%）、2018年は8.86億ユーロ（GNI比0.38%）と、開発予算はほぼ横ばいが続いている。
- (2) 2016年の開発援助額は実績で前年比約18%減。外務省管轄のODAは35%減少した。その中で、特に大きく減少したのは多国間協力の分野で約59%、市民社会組織（CSO）への援助は39%減少した。人道支援の分野のみ14%増加している。
- (3) 予算は削減傾向にあるものの、フィンランドは、引き続きODAの対GNI比0.7%達成を長期目標としている。
- (4) フィンランドの開発協力予算は、外務省ODA予算とその他の開発協力基金に分けられており、後者はFinnfund^(注1)、難民受入れ費用、EUの開発協力予算に対する拠出額等で構成される。予算削減のなか、2017年予算額においては、前者が約60%、後者が約40%を占めた。
- (5) 開発予算は割り当てられた年内に執行できなくても

2年間延長可能であり、事業の遅れ等にも対応できるよう、柔軟性を持たせている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

フィンランド政府は、2030アジェンダを基礎とし、開発政策の最終目標を貧困の根絶と持続可能な開発の促進としている。具体的には、上記1の政府レポートにおいて、重点分野として①女性および女性の権利と地位の向上、②途上国における仕事・生活手段・福祉創出を促進し自立を促すこと、③民主的で機能的な社会、④食糧安全保障、水およびエネルギー資源へのアクセス、自然エネルギーの持続可能な利用の4点を挙げています。

(2) 重点地域

2016年の二国間協力の主要援助国は、アフガニスタン、ネパール、タンザニア、エチオピア、ケニア、モザンビーク、ミャンマー、ソマリア、南スーダン、ベトナム等である。より援助を必要とする国や脆弱国家に支援を集中する方針をとっており、所得レベルが増加した国については民間企業も巻き込み支援の方法を多様化させるなど、状況に応じて柔軟に対応している。また、フィンランド政府は、多国間援助にも力をいれており、主な拠出先は、国連関係機関、EU、世界銀行、地域開発銀行・基金（AfDB等）である。

実施体制

1. 実施体制

フィンランド外務省がODAの政策立案・実施を所掌しており、具体的には外国貿易・国際開発大臣率いる開発政策局が担当している。ただし、開発協力予算の中には一部他省庁の所掌事項も含まれる。

2. NGO・企業等多様なアクターとの協力

フィンランド政府は伝統的に開発協力においてNGOを支援してきており、約300のフィンランドNGOが約100か国でODAを実施している。また、政府はとりわけ経験豊富な16のNGOをパートナー機関と指定している。そのほか、民間企業との関係においては、Finnfund、

注1：外務省が運営する政府系開発金融機関。発展途上国の開発や経済援助への資本投資に対する融資を行う。

Finnpartnership^(注2)、BEAM^(注3)等のプログラムを通じて、途上国におけるフィンランド企業の活動を支援している。支援の多様化をめざし、NGO、民間企業、研究機関、高等教育機関などの多様なアクターの開発協力へ

の関与が追求されている。

● ウェブサイト

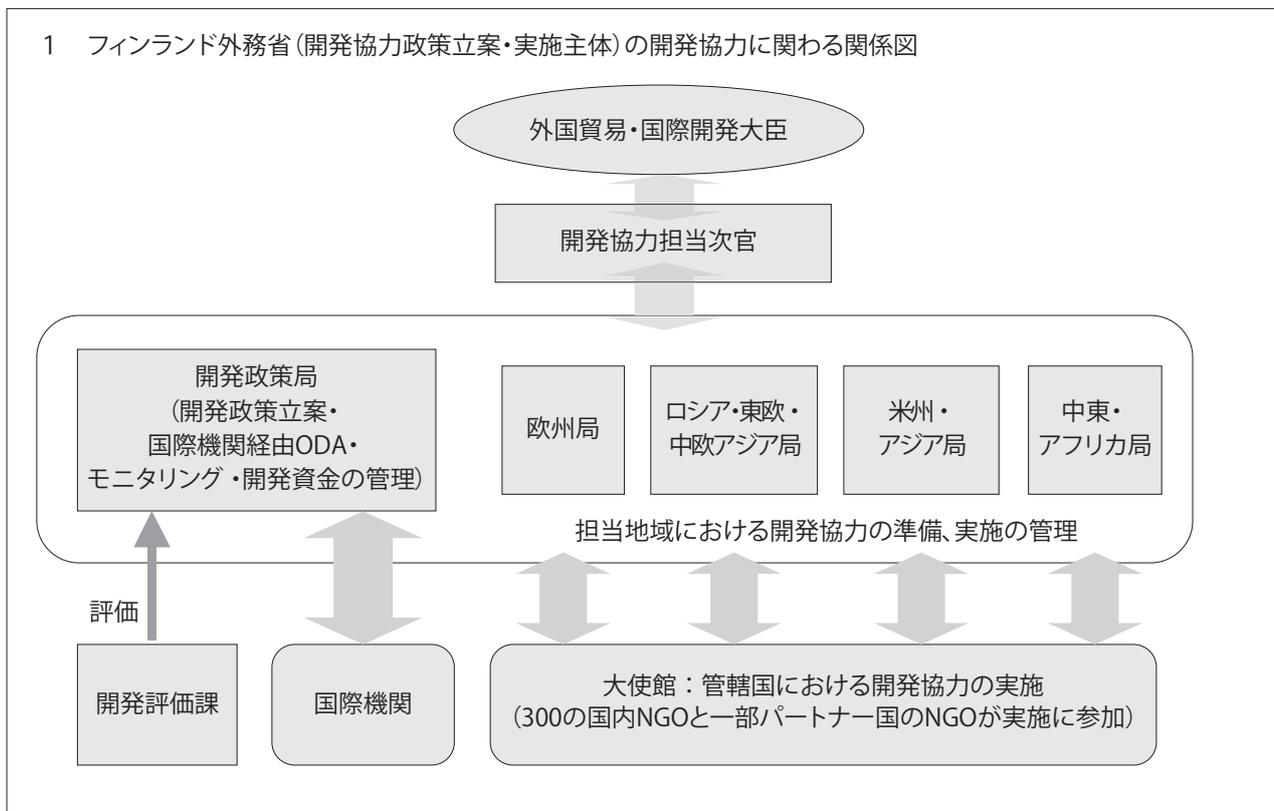
- ・ フィンランド外務省：<http://formin.finland.fi>

注2：外務省が資金提供するフィンランドと途上国の特に中小企業が共同で行う試験的なプロジェクトに対するコンサルタント業務を行う。

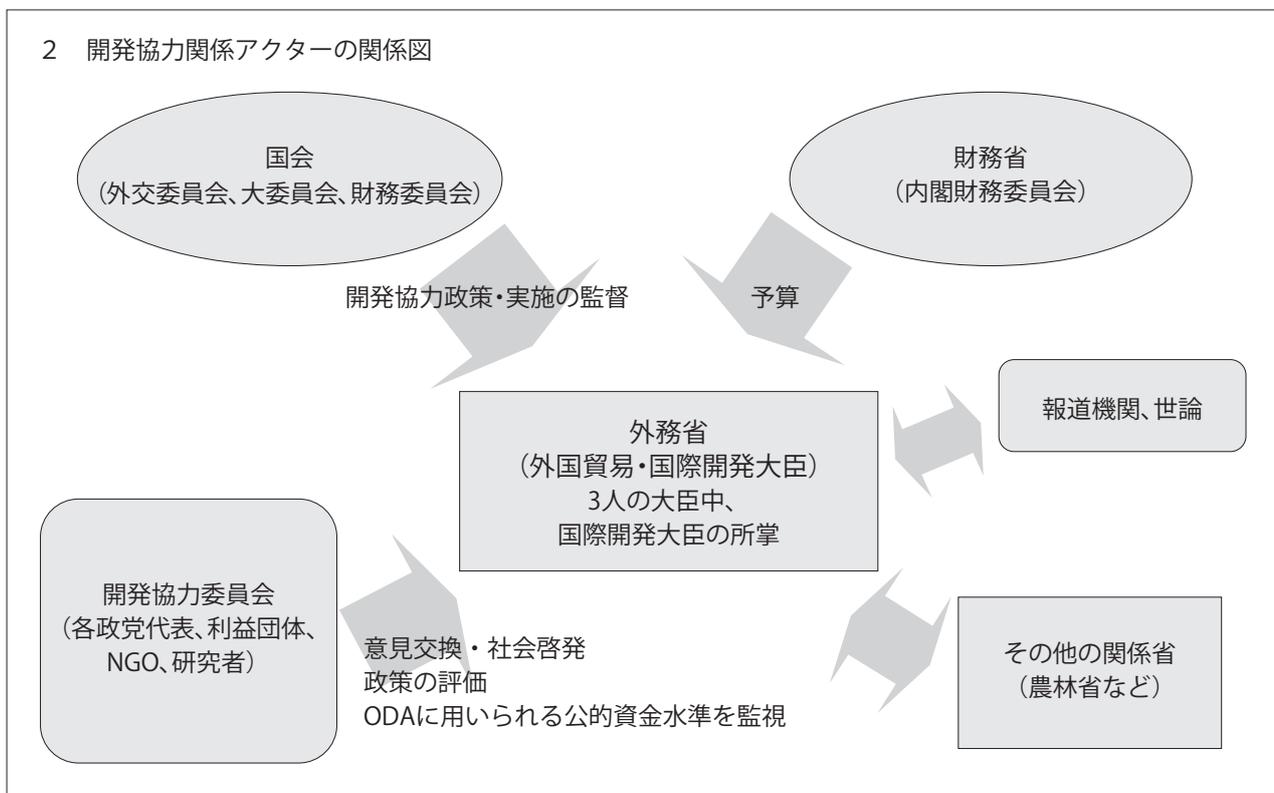
注3：フィンランド技術庁（TEKES）及び外務省によって設立された。資金の25%はTEKES、25%は外務省、50%は民間から募っており、2015-2019年の5年間のプログラムとなっている。途上国企業と協力するフィンランドの企業及び活動に対して、イノベーションをもって開発問題を解決し、そこから持続可能なビジネスを展開できるように支援する。

フィンランドの開発協力図

1 フィンランド外務省(開発協力政策立案・実施主体)の開発協力に関わる関係図



2 開発協力関係アクターの関係図



(1) 政府開発援助上位10か国

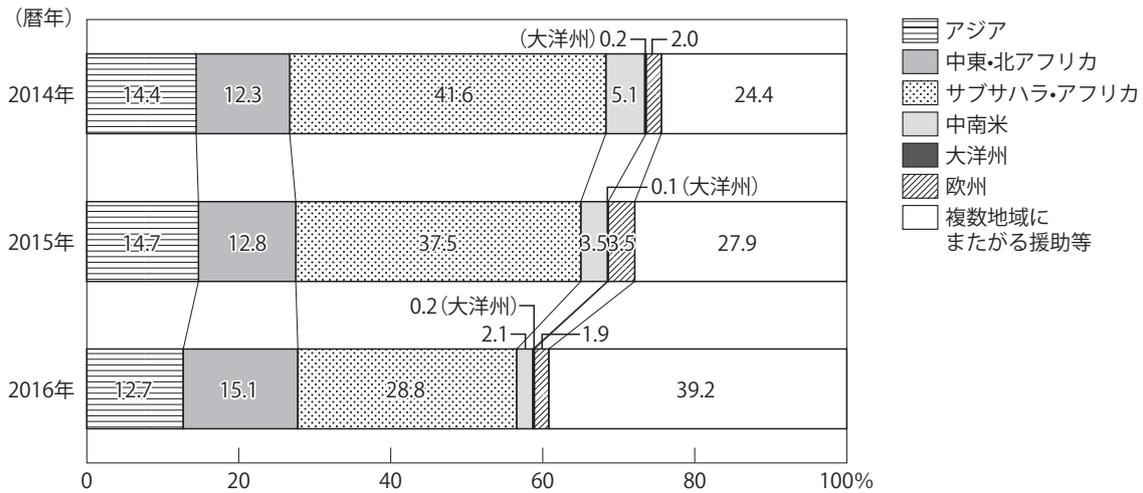
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ケニア	56.87	6.1	1	アフガニスタン	29.25	4.2	1	アフガニスタン	33.52	5.3
2	タンザニア	54.22	5.8	2	タンザニア	29.04	4.2	2	ネパール	25.93	4.1
3	エチオピア	40.89	4.4	3	ネパール	26.82	3.8	3	タンザニア	22.08	3.5
4	アフガニスタン	37.77	4.0	4	モザンビーク	26.33	3.8	4	エチオピア	21.71	3.4
5	ネパール	37.54	4.0	5	エチオピア	24.75	3.5	5	ケニア	17.33	2.7
6	ザンビア	28.64	3.1	6	ケニア	20.93	3.0	6	モザンビーク	16.69	2.6
7	モザンビーク	28.49	3.0	7	ソマリア	17.75	2.5	7	ミャンマー	14.33	2.2
8	ソマリア	27.47	2.9	8	ザンビア	15.89	2.3	8	ソマリア	14.03	2.2
9	ベトナム	19.61	2.1	9	[パレスチナ]	13.41	1.9	9	南スーダン	13.31	2.1
10	イラク	16.71	1.8	10	シリア	12.97	1.9	10	ベトナム	12.93	2.0
10位の合計		348.21	37.1	10位の合計		217.14	31.1	10位の合計		191.86	30.1
二国間ODA合計		937.62	100.0	二国間ODA合計		697.86	100.0	二国間ODA合計		638.41	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

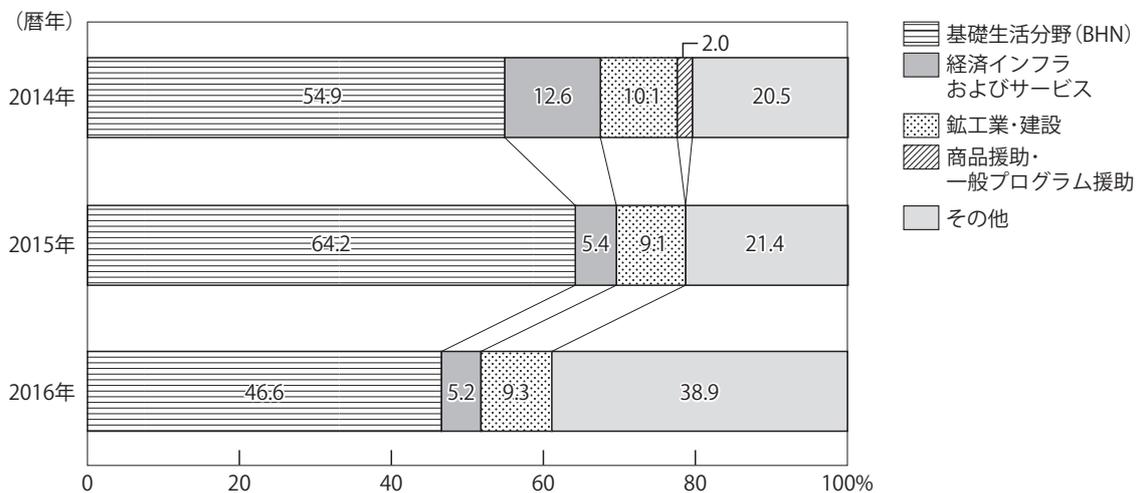
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

9 フランス(France)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

2014年7月、「開発・国際連帯政策方針・プログラム法」(Loi d'orientation et de programmation relative à la politique de développement et de solidarité internationale) (以下「開発法」) が公布された。

(2) 基本方針

開発法第1条には、フランスの開発政策は発展途上国における持続可能な開発を経済・社会・環境・文化面で促進することが目的であると規定されている。また、同法付属書1条には、主な目的として「平和と安定・人権・ジェンダー平等の促進」、「社会の公正・正義および人間の開発」、「雇用面での持続可能かつ豊かな経済発展」、「環境および地球公共財の保全」の4つが規定されている。

フランスの開発政策の指針は、「国際協力および開発に関する省庁間委員会 (以下CICID)」が中心となって定めている (首相が長を務め、関係閣僚が出席。共同事務局は欧州・外務省および経済財政省国庫総局)。2016年12月のCICIDにおいて、「持続可能な開発のためのアジェンダ2030への開発政策の適応」、「気候変動対策支援の強化」等が発表された。

2. 援助規模

2017年のODAの予算は、総額94億4千万ユーロで、二国間援助が全体の59%、多国間援助 (EU経由を含む) が41%を占める。このうち二国間援助は、無償資金協力が約39億6千万ユーロ、有償資金協力が約15億6千万ユーロ。

2030年にODAの対GNI比0.7%を達成するとの目標があるも、2016年は0.38%にとどまっている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

開発法では、取組を進める分野として以下10分野を挙げ、また、分野横断的な目的として、女性の自立支援および気候変動への対応を挙げている。

【取組を進める10分野】

- ①保健・社会保障、②農業・食料安全保障と栄養、
- ③教育・職業訓練、④民間セクター・企業の社会的責

任、⑤国土の均衡ある開発、⑥環境・エネルギー、⑦水・衛生、⑧ガバナンス・汚職対策、⑨人の移動・移民・人材育成、⑩貿易・地域統合

さらに、2015年にCOP21を開催したこともあり、フランスは特に気候変動対策を重視。フランス開発庁 (以下、AFD) は、援助の50%以上を気候変動対策にプラスの影響を与えるものに充当 (2016年は50%相当)。また、テロ対策との関係で、脆弱性支援を重視。

(2) 重点地域

フランスは新興国の登場等により開発途上国間での格差・多様性が増しているとの認識に基づき、被援助国を下記4カテゴリーに分類。

① 優先貧困国 (Pays pauvres prioritaires)

2016年12月のCICIDにおいて優先貧困国として指定された17か国 (ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、ジブチ、コモロ、エチオピア、ギニア、ハイチ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、中央アフリカ、コンゴ (民)、チャド、トーゴ、セネガル) に対し、政府の無償援助の2分の1、AFDの無償援助の3分の2を供与するとしている。2015年にはAFD無償援助の約69%が供与された。

② アフリカと地中海諸国

AFDは2016年に50%の援助資金をアフリカに対して拠出した。

③ 危機に瀕している国・危機を脱した国・脆弱国

④ その他の地域

経済発展を続ける中所得国 (主に中南米やアジア) が多い状況に鑑み、経済面での関係発展を軸として包摂的なグリーン成長を促進する取組を進めるとしている。

4. 日本との開発協力

フランスは日本にとって古くからの開発パートナーである。近年は特にアフリカにおける協力が進展している。

2015年10月にバルス仏首相 (当時) が訪日した際、「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画」が策定された。また、2016年8月に開催されたTICAD VIには、フランスからヴァリニ仏外務・国際開発大臣付仏語圏・開発担当長官 (当時) が出席したほか、TICAD VI公式サイドイベント「アフリカのため

の日仏パートナーシップ」が開催された。同サイドイベントにおいて、コートジボワール政府、JICAおよびAFDとの間で、アビジャンにおける持続可能な都市についての業務協力協定（MOC）が締結された。

5. その他

多様なアクターとの連携については、2013年7月に上記CICIDにより、フランスの開発政策に関するNGO、民間セクターおよび研究機関の対話の場として「全国開発・国際連帯評議会」（以下、CNDSI）が設置された。2014年5月に最初の会合が開かれ、その後、これまでに計9回開催（2017年7月時点）。

評価について、政府は2年に一度、開発政策に関する報告書を両議会の委員会、CNDSIおよびCNCND（地方分権協力全国委員会）に提出すること（開発法第15条2）とされており、2017年には2014～2015年の開発政策を報告する第3次報告書が提出された。AFDは年次活動報告書を毎年公表している。

実施体制

CICIDが政策の指針を定めた上で、実施に当たっては、二国間援助については実施機関であるAFDが有償援助、無償援助を含めて中心的な役割を果たすほか、経済財政省国庫総局、国民教育省、高等教育・研究・イノベーション省等からの拠出も多い。多国間援助については、欧州開発基金（EDF）およびUNDP等を所管する欧州・外務省および国際開発金融機関への拠出等を所管し、パリクラブの事務局も務める経済財政省国庫総局を中心に実施されている。

AFDグループは、全世界に約85の事務所を有し、職員数は1970人（2016年、海外領土の事務所含む）。欧州・外務省および経済財政省国庫総局が所管している。

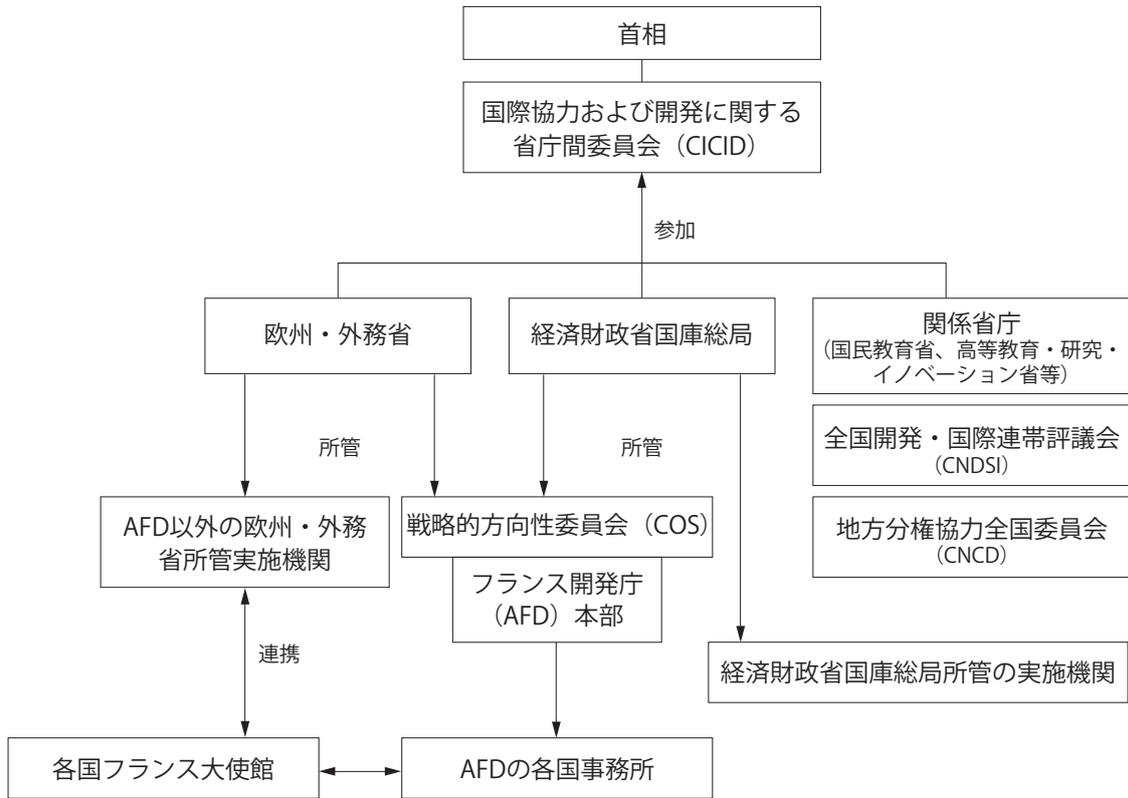
● ウェブサイト

フランス欧州・外務省：

<http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/>

フランス開発庁（AFD）：<http://www.afd.fr/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

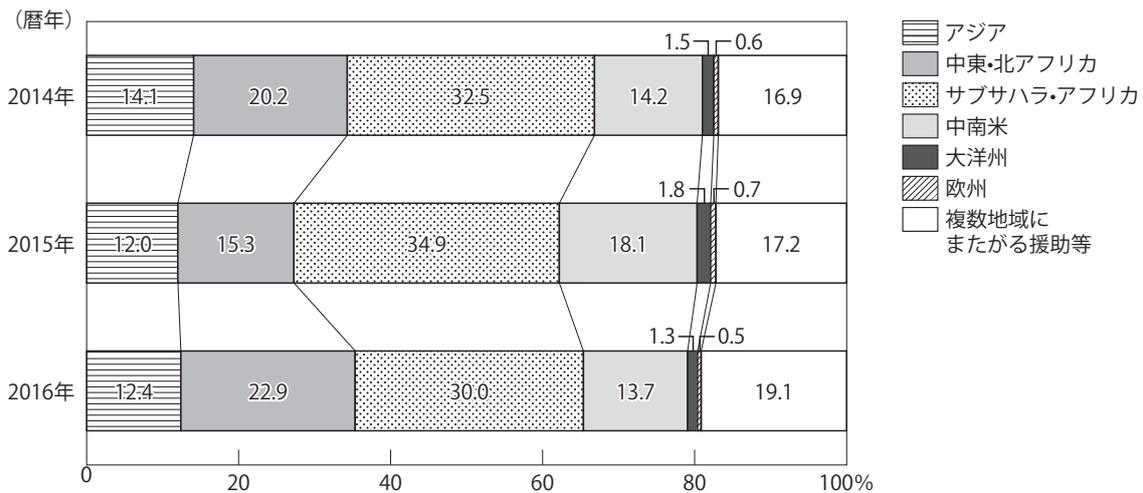
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モロッコ	539.46	8.3	1	コロンビア	459.20	8.9	1	モロッコ	303.28	5.4
2	コロンビア	477.72	7.3	2	モロッコ	213.94	4.1	2	ヨルダン	285.10	5.1
3	セネガル	293.96	4.5	3	ドミニカ共和国	199.06	3.9	3	カメルーン	237.89	4.2
4	ブラジル	222.90	3.4	4	ブラジル	180.58	3.5	4	エジプト	206.69	3.7
5	メキシコ	219.91	3.4	5	カメルーン	162.23	3.1	5	コロンビア	189.04	3.4
6	トルコ	182.57	2.8	6	マリ	148.33	2.9	6	メキシコ	147.49	2.6
7	カメルーン	167.11	2.6	7	南アフリカ	122.73	2.4	7	インド	138.54	2.5
8	ベトナム	158.48	2.4	8	ヨルダン	116.29	2.3	8	ブラジル	124.58	2.2
9	フィリピン	130.68	2.0	9	セネガル	110.22	2.1	9	トルコ	101.39	1.8
10	インド	117.26	1.8	10	[ワリス・フテyna]	105.59	2.0	10	アルジェリア	88.73	1.6
10位の合計		2,510.05	38.5	10位の合計		1,818.17	35.3	10位の合計		1,822.73	32.3
二国間ODA合計		6,513.68	100.0	二国間ODA合計		5,157.49	100.0	二国間ODA合計		5,641.50	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

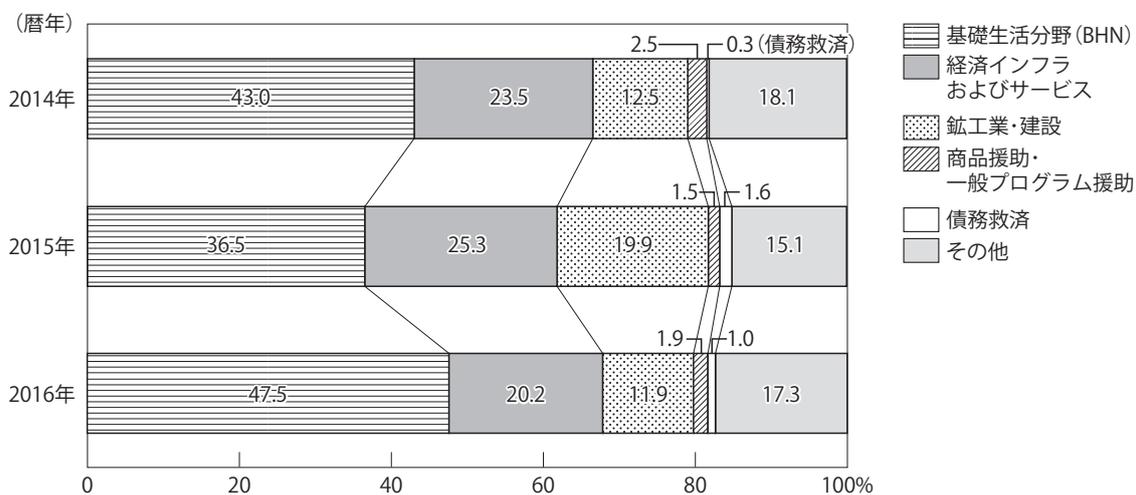
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

10 ドイツ (Germany)

援助政策等

1. 基本方針

ドイツは、開発政策を国際貢献・参画の最重要手段と位置付け、グローバルな開発課題に取り組んでいる。伝統的に、日本と同様二国間援助を重視し、民間企業、NGO等との連携に力を入れるとともに、後述の復興金融公庫 (KfW) を通じて積極的に借款を実施している。

2014年11月には、有識者、経済界、NGOおよび国民からの幅広い意見を集約した開発政策の基本方針である「未来大綱 (Zukunftscharta)」を発表。

2015年6月にドイツが議長国を務めたG7エルマウ・サミットでは、ポスト2015年開発アジェンダ、サプライ・チェーンにおける基準、保健、気候変動、食料確保、女性等がテーマとなった。

2. 援助規模

2016年のドイツのODA実績は、前年比37.9%増 (名目ベース) の約247.37億ドルで、米国に次いで世界第2位の援助国である。対GNI比は、0.70%。全体に占める二国間援助は約196.36億ドル、国際機関向け援助は約50.99億ドルであった (2016年DAC確定値)。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野：「未来大綱」の行動目標

- ① 世界全体における尊厳ある人生の実現
- ② 自然環境の保全および持続可能な利用
- ③ 持続可能性および尊厳ある雇用に基づいた経済成長
- ④ 人権の尊重およびグッド・ガバナンスの要求・促進
- ⑤ 平和構築および人間の安全保障の強化
- ⑥ 文化的・宗教的多様性の尊重および保護
- ⑦ 変革を実現するためのイノベーション、新技術およびデジタル化の活用
- ⑧ 新たなグローバル・パートナーシップおよび多様な主体とのパートナーシップの構築

(2) 重点地域

ドイツは、67か国のパートナー国を選定し、二国間援助をパートナー国に集中的に実施。その内訳は、アフリカ24か国、アジア18か国、中南米・カリブ諸国9か国、中東欧・コーカサス7か国、近東9か国。

実施体制

1. 主務官庁としての連邦経済協力開発省 (BMZ)

援助政策の企画・立案は、1961年に設立された連邦経済協力開発省 (BMZ) が所管しており、二国間援助 (資金協力、技術協力) および国際機関を通じた援助について同省 (本省定員約980名) を中心に調整が行われる。ODA予算については、6割がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁がそれぞれの予算から政府開発援助を実施する。政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ全体としての政府開発援助実績がOECD-DACに報告されている。

外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地のドイツ大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に計85名が出向している。

2. 実施機関

(1) 国際協力公社 (GIZ)

国際協力公社 (GIZ) は、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、約120か国を超える地域で活動している (従業員は18,260名、そのうち約70%にあたる12,605名はドイツ国外勤務)。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている (国内事務所16か所、海外事務所約80か所)。GIZの事業予算約24億ユーロのうち約19億ユーロはBMZからの委託金であるが、それ以外にも連邦各省庁や一般企業に加え、欧州連合関連機関、国連や第三国政府からの委託による事業も実施している。

(2) 復興金融公庫 (KfW)

復興金融公庫 (KfW) グループは、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦 (80%) および州 (20%) がその所有者となっている。KfW (厳密には同グループ内の「KfW開発銀行」〈本部フランクフルト〉) は約70か国に在外事務所を有し、資金協力事業 (有償・無償とも) を実施することで発展途上国および新興国における経済および社会の発展に尽力している。

(3) その他の実施機関

その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所 (DIE)、ドイツに居住している被

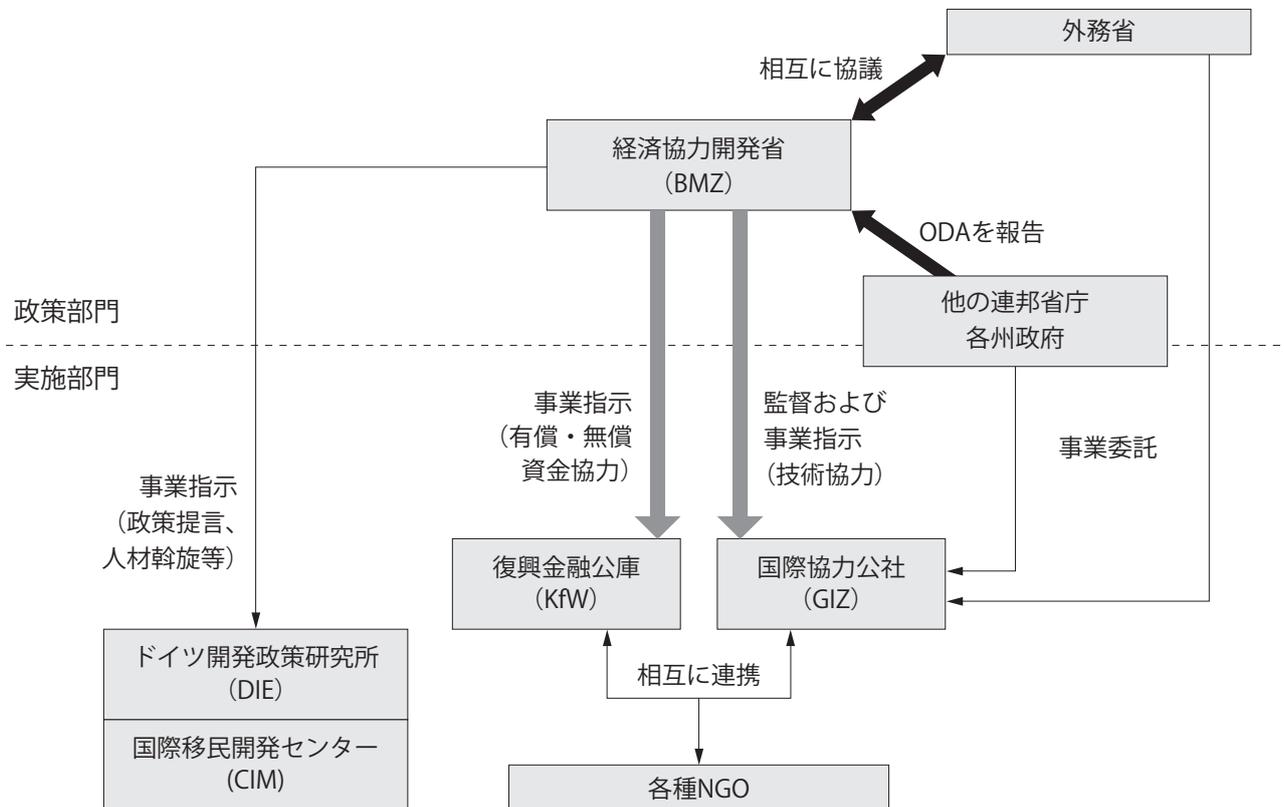
援助国出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開発センター（CIM）などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

自然災害時における重要なアクターとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として、日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている内務省所管の連邦技術救援庁（THW）がある。

● ウェブサイト

- ・ 経済協力開発省（BMZ）：
<http://www.bmz.de/en>
- ・ 国際協力公社（GIZ）：
<http://www.giz.de/en/html/index.html>
- ・ 復興金融公庫（KfW）：
<https://www.kfw-entwicklungsbank.de/International-financing/KfW-Entwicklungsbank/>
- ・ ドイツ開発政策研究所（DIE）：
<http://www.die-gdi.de/en/>
- ・ 国際移民開発センター（CIM）：
<http://www.cimonline.de/en/html/index.html>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

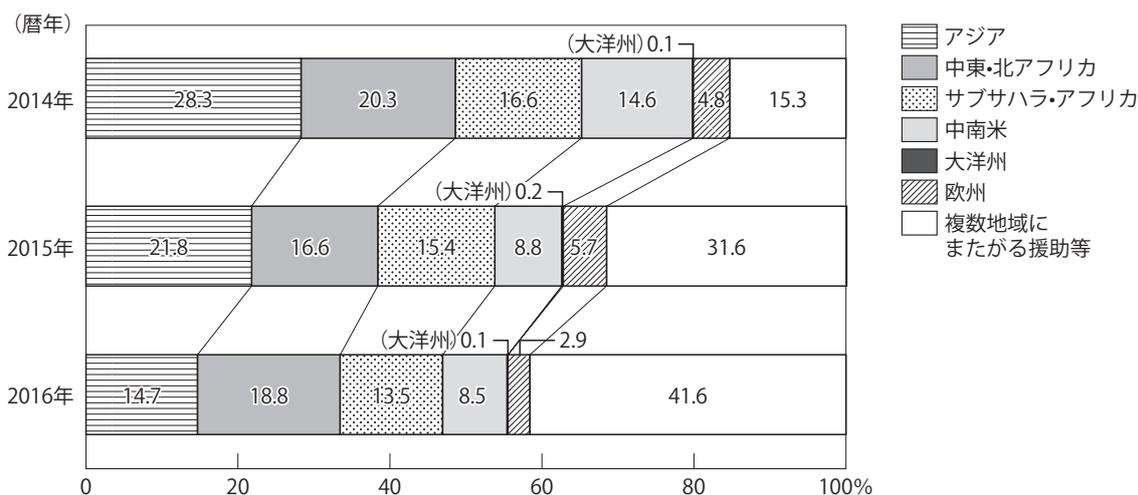
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	529.39	4.6	1	インド	751.61	5.3	1	シリア	824.18	4.2
2	ブラジル	468.04	4.0	2	中国	545.12	3.9	2	中国	589.24	3.0
3	インド	435.62	3.8	3	南アフリカ	387.13	2.7	3	インドネシア	519.08	2.6
4	中国	425.47	3.7	4	ウクライナ	372.39	2.6	4	アフガニスタン	502.84	2.6
5	モロッコ	414.69	3.6	5	アフガニスタン	362.07	2.6	5	モロッコ	462.82	2.4
6	ミャンマー	353.43	3.0	6	モロッコ	351.92	2.5	6	イラク	365.43	1.9
7	トルコ	343.87	3.0	7	トルコ	319.53	2.3	7	南アフリカ	356.07	1.8
8	シリア	276.50	2.4	8	インドネシア	311.47	2.2	8	メキシコ	327.81	1.7
9	メキシコ	249.17	2.1	9	シリア	277.10	2.0	9	レバノン	306.16	1.6
10	チリ	162.46	1.4	10	ブラジル	269.44	1.9	10	コロンビア	278.64	1.4
10位の合計		3,658.64	31.6	10位の合計		3,947.78	28.0	10位の合計		4,532.27	23.1
二国間ODA合計		11,589.34	100.0	二国間ODA合計		14,112.97	100.0	二国間ODA合計		19,636.34	100.0

(注)
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

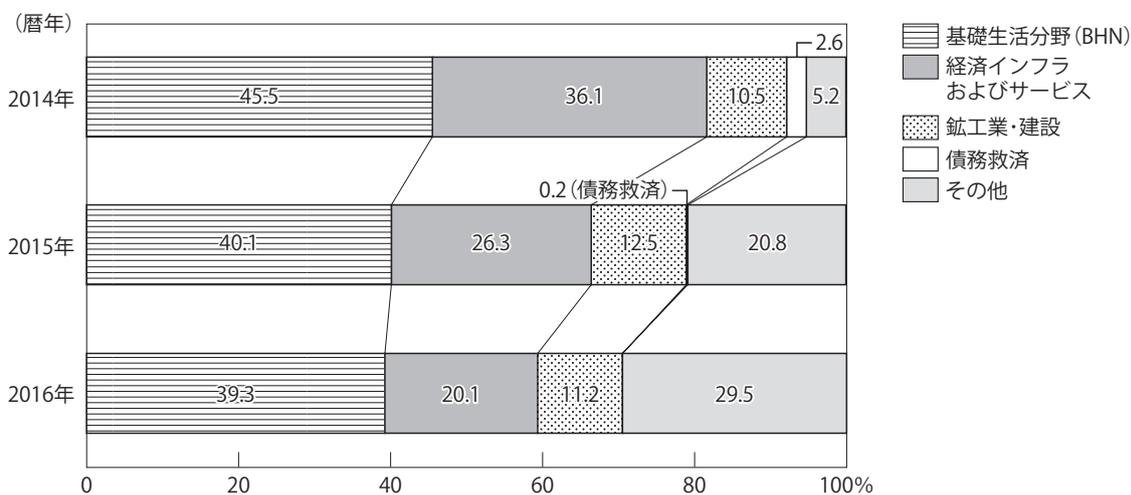
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

11 ギリシャ (Greece)

援助政策等

1. ギリシャの援助政策をめぐる動き

ギリシャは、1997年から多国間の支援枠組みでODAを開始したが、経験が蓄積され、利用可能な資源も増加したため徐々に二国間支援を拡大した。1999年にOECD開発援助委員会 (DAC) に加盟。ギリシャは、2010年以降、財政・経済立て直しのため欧州等から財政支援を受けているが、主に「モンテレイ合意」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、「開発に関する欧州コンセンサス」、「アクラ行動計画」、「援助効果向上に関する釜山パートナーシップ」および「開発に関する欧州のコンセンサス」等、国際的な取り決めにに基づき、できる限りの範囲で量的・質的目標の達成に努め、ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成に貢献した。

2. 基本法・基本方針等

(1) 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、外務省に国際開発協力総局 (Hellenic International Development Cooperation Department) (通称Hellenic Aid) が設置された。

2000年9月、大統領令224号により、Hellenic Aidは、法律2594/1998の定義に従い、外務省から独立しているが一体的・有機的な組織となり、外務大臣直轄の下、緊急人道支援および他の形態の支援に関する監視・調整・監督、NGOおよび政府省庁等による開発途上国向けの開発支援およびインフラ整備に関する権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、Hellenic Aidの組織、人員、機能等が定められた。

(2) 基本方針

現在のギリシャは、第3次支援プログラムの下、欧州から財政支援を受けているが、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に重点を置きつつ、「アディスアベバ行動目標」及び「気候変動に関するパリ協定」を元にして、政府横断的な取り組みを行っている。ギリシャのODA予算は縮小され、開発支援プログラムもあらゆるレベルで縮小している。限られた予算と資源を最大化するためには、絞られたプロジェクトに焦点を当てた優先順位化を行うとともに、効率化が鍵である。

ギリシャによる開発支援は現在、国境を越えない支援 (高等レベル教育の奨学金、外国人学生の帰国費用、難民関係費等) を中心としている。多国間レベルの支援は、限定された国際機関への分担金支払いに限られている。過去の約200件の支援プログラムは終了に向かっている。インフラ設備の近代化、生産部門への投資促進、民主化支援、行政・地方自治体の近代化などを通して南東欧地域の政治的、経済的、社会的安定を図る「ギリシャ・バルカン復興計画」は2011年で終了したが、ブルガリア及びルーマニア向けのプロジェクトのみ2020年まで延長された。

(3) 基本目標

- ① 2015年までにODAを対GNI比0.7%とする。
- ② 2015年7月の「アディスアベバ行動目標」で示されたODA数値目標 (2015年以降のODA対GNI比目標は0.7%) はEUの目標でもあり、ギリシャもそれに従う。

3. 援助規模・目標達成状況

(1) 援助規模

2015年のODA総額は対GNI比0.12% (2億3,870万ドル)。うち、多国間ODAは1億6,682万ドル、二国間ODAは7,188万ドル。多国間ODAは、それぞれの内容や管轄に応じた関連省庁によって、開発途上国支援、人権促進、緊急時の支援提供を行う国際機関を通して実施された。ギリシャが海外の開発援助のためにEU機関に実施した支援は1億5,790万ドルで、そのうち1億246万ドルはEUの開発協力予算のギリシャ負担分、5,544万ドルは欧州開発基金 (EDF) の分担金。また764万ドルはUNESCO、UNIDO、UNEP、UNDPKO、UNFCCC、FAO、WHO、WMOを主とする国連機関を通して付与されたもので、127万ドルはCIHEAMとISTAを中心としたその他の国際機関に開発プロジェクトを実施するために付与された。

(2) 目標達成状況

2015年までにODAを対GNI比0.70%にするとの目標は、ギリシャの深刻な財政的逼迫により達成できなかった。厳しい財政状況により、ギリシャでは現在、今後数年間の被援助国向けの支援額等に関する多年度ODA予算およびODA中期計画は作成されておらず、単年度予算の枠内で限定的にODAを実施している。

実施体制

ODAの実施は、外務省所管の独立組織で外務省の行政の不可分組織である国際開発協力総局（Hellenic Aid）がその一部を担っており^(注1)、残りは他省庁が独自に行っている。

Hellenic Aidの所掌事務は以下のとおり。

1. 開発協力に関連する国家予算、政府省庁・機関および国内外の公的・民間基金の管理。
2. 公的当局、NGO、他の市民社会組織により実施される事業／プロジェクトの監視と支援。
3. ギリシャによる開発支援に関する統計データの収集、加工処理とDACへの提出。
4. DAC及び欧州連合（EU）の作業グループ・ネットワークによる作業のフォロー。
5. 持続可能な事業の実施から最大限の成果を上げるた

め、優先国向けの将来の開発政策戦略に関する提案を作成し、国際経済関係組織調整閣僚委員会に提案。

6. 以下に関する財政的活動：

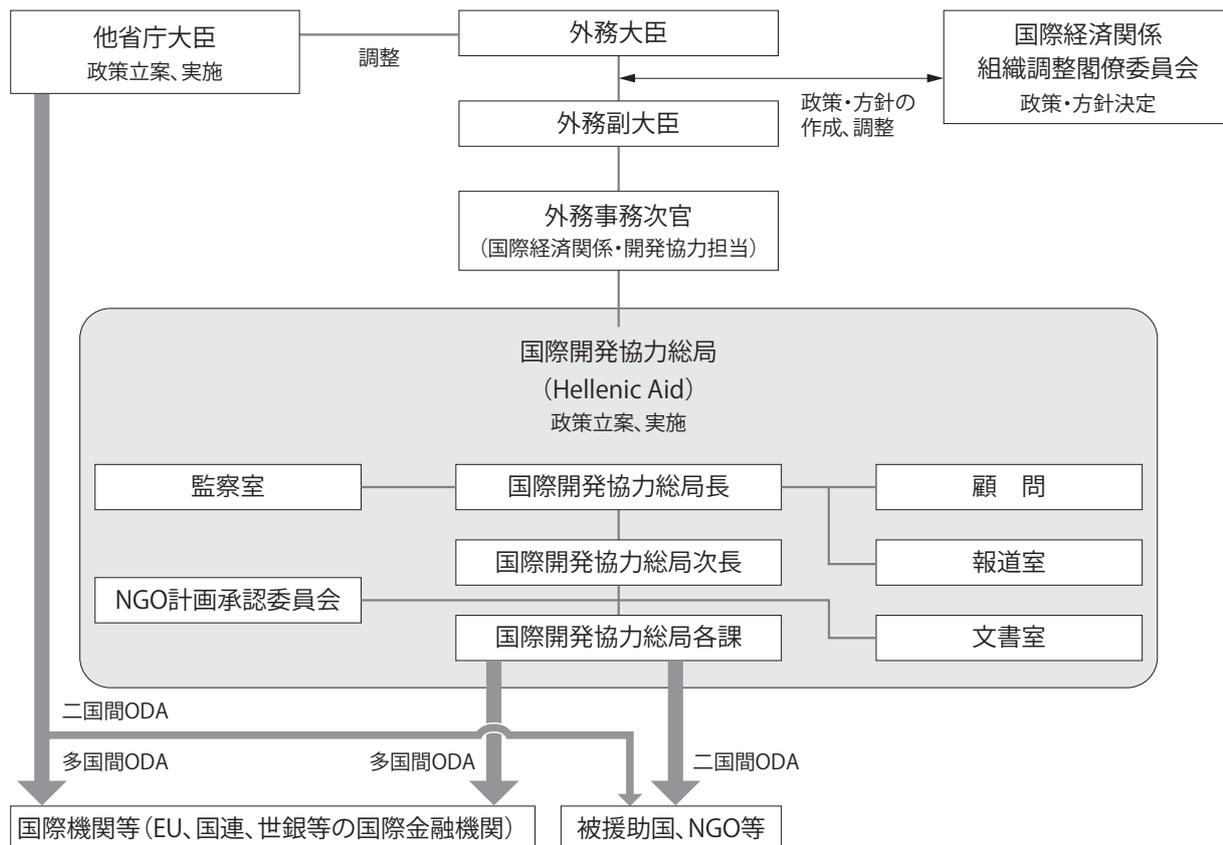
- ・緊急人道支援。
- ・復興、開発事業・プロジェクト。
- ・開発教育、ギリシャおよび開発途上国におけるボランティア精神促進に関する情報提供。

7. 欧州委員会人道支援・市民保護総局（ECHO）、欧州委員会国際協力・開発総局（EUROPE AID）、EUおよび他の国際機関によって実施される事業へのギリシャの参加の支援

● ウェブサイト

- ・国際開発協力総局（Hellenic Aid）：
<http://www.hellenicaid.gr>

援助実施体制図



注1：日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関（学校、研究機関等の公益法人、NGO等）と調整を行う。Hellenic Aidのスタッフは21名で外務省（6名）、専門家（4名）、経済商務担当（1名）、その他職員（10名）。ODAの実施においては、在外公館が補完的な役割を担う。Hellenic Aid自体の在外事務所は、2006～2007年にスリランカへの支援のためコロomboに設置（1名）された例があるのみだが、現在は閉鎖されている。

(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

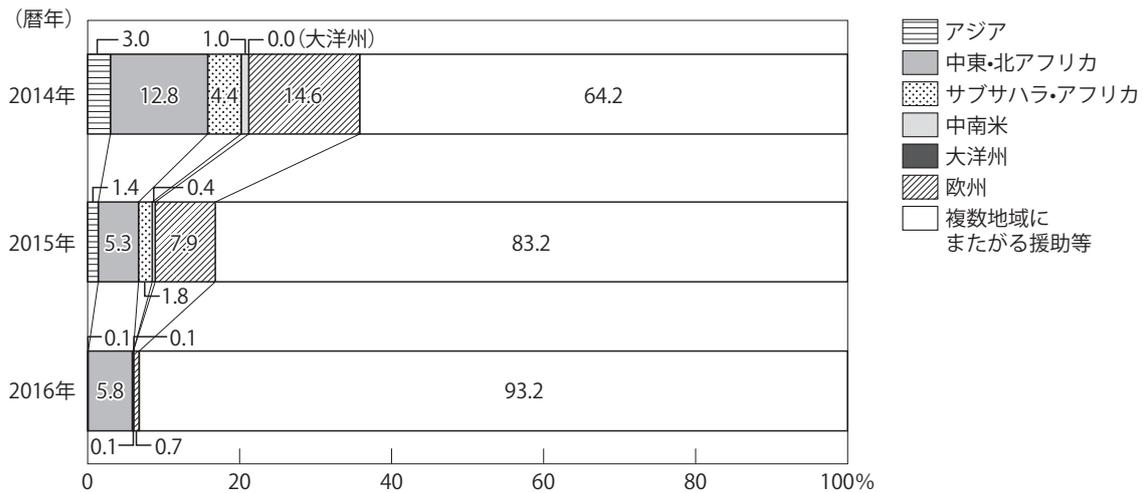
順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ウクライナ	2.35	5.1	1	ウクライナ	1.92	2.7	1	トルコ	8.23	5.2
2	アルバニア	1.75	3.8	2	アルバニア	1.59	2.2	2	アルバニア	0.62	0.4
3	[パレスチナ]	1.52	3.3	3	[パレスチナ]	0.71	1.0	3	エジプト	0.24	0.2
4	コンゴ民主共和国	0.83	1.8	4	コンゴ民主共和国	0.60	0.8	4	チュニジア	0.22	0.1
5	シリア	0.80	1.7	5	シリア	0.59	0.8	5	[パレスチナ]	0.16	0.1
6	エジプト	0.73	1.6	6	エジプト	0.49	0.7	6	ウクライナ	0.15	0.1
7	イラン	0.68	1.5	7	イラン	0.49	0.7	7	アルジェリア	0.14	0.1
8	トルコ	0.60	1.3	8	トルコ	0.46	0.6	8	セルビア	0.13	0.1
9	モルドバ	0.57	1.2	9	モルドバ	0.44	0.6	9	コンゴ民主共和国	0.11	0.1
10	ベラルーシ	0.44	1.0	10	ベラルーシ	0.36	0.5	10	レバノン	0.08	0.1
10	セルビア	0.44	1.0								
10位の合計		10.71	23.2	10位の合計		7.65	10.6	10位の合計		10.08	6.3
二国間ODA合計		46.10	100.0	二国間ODA合計		71.88	100.0	二国間ODA合計		159.15	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

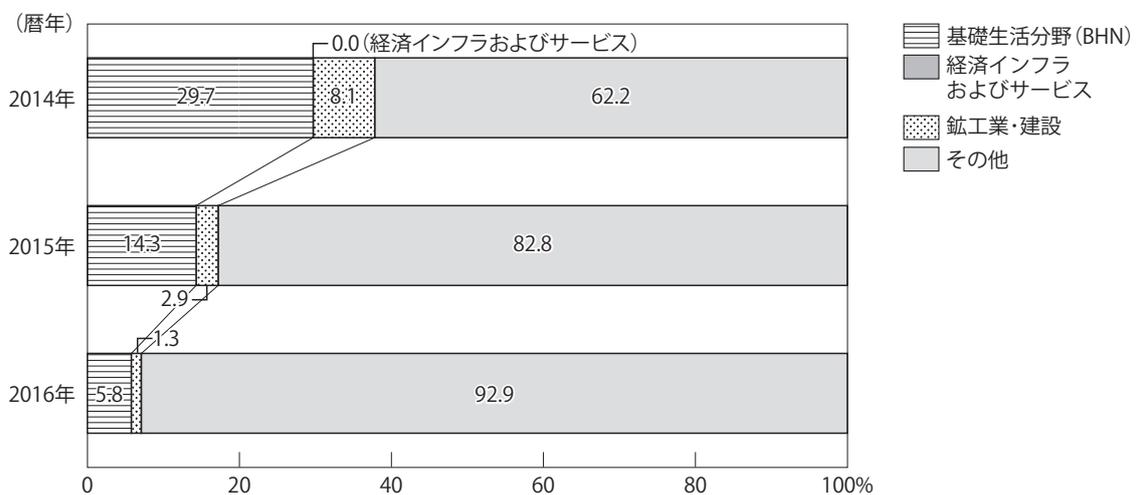
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

12 ハンガリー (Hungary)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

ハンガリーは国際開発協力の実施を自国の外交政策上、不可欠な事項と位置付けているほか、EU（欧州連合）加盟国として、開発途上国を支援するドナー・コミュニティの責任も共有している。ハンガリーは2000年に国連で採択されたミレニアム開発目標（MDGs）の達成、貧困の撲滅、支援対象国における人権に基づく民主主義体制の確立といった国際社会による支援の取組への貢献を約束しており、2001年には最初の国際開発協力戦略を策定し、2003年から国際開発協力を実施している。2014年に策定した現在の中期国際開発協力戦略（2014～2020年）では、①民主的統治の強化等制度の確立、②持続可能な農業生産の向上を目指すグリーン栽培、環境保全と経済成長の両立を目指すグリーン経済および環境・気候変動、③人的資源および能力開発を重点3分野とし、西バルカン、東欧、アフリカおよび中東を重点4地域と設定している。2017年には、本戦略の中間評価を行うとともに、2015年に採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの達成への貢献に資するよう戦略を見直すこととしている。

また、2015年7月には、中期国際開発協力戦略に法的根拠を付与し、その着実な実施を図るため「国際開発協力および国際人道支援に関する法律」を施行した。

2. 援助規模

2016年のハンガリーのODA実績額は、1億9,912万ドルで、対GNI比は0.17%であった。ODA実績額の約7割がEU、国際連合、世界銀行等を通じた多国間援助となっている。

3. 重点分野・地域

(1) 援助分野

ハンガリーの国際開発協力は技術協力が主流であり、比較優位を持つ分野である教育、水関連、公衆衛生、農業、環境保護等の分野におけるプロジェクトを実施し、関連省庁・機関が相手国の国家行政機関や地方自治体に対して技術協力を行っており、特に、移民・難民の減少に資する生活環境改善を大きな目標の

一つとしている。また、ハンガリーは、水資源管理、河川流域管理、水質の保全といった水関連プロジェクトへの取組も実施している。

(2) 重点地域

ハンガリーは、主に西バルカン、東欧諸国、アフリカ諸国および東南アジア諸国においてプロジェクトを実施しており、2015-2017年は、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ウクライナ、モルドバ、エチオピア、ケニアおよびラオスを重点地域としている。自国が政治的・経済的移行プロセスで得た経験の共有を行っていることが特徴であり、特にEUに加盟したプロセスに関連する経験を西バルカンおよび東欧の国々に提供しているほか、民主主義へ移行した際の経験を北アフリカ諸国に提供している。

4. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシェグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4+日本」外相会合で、「V4+日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

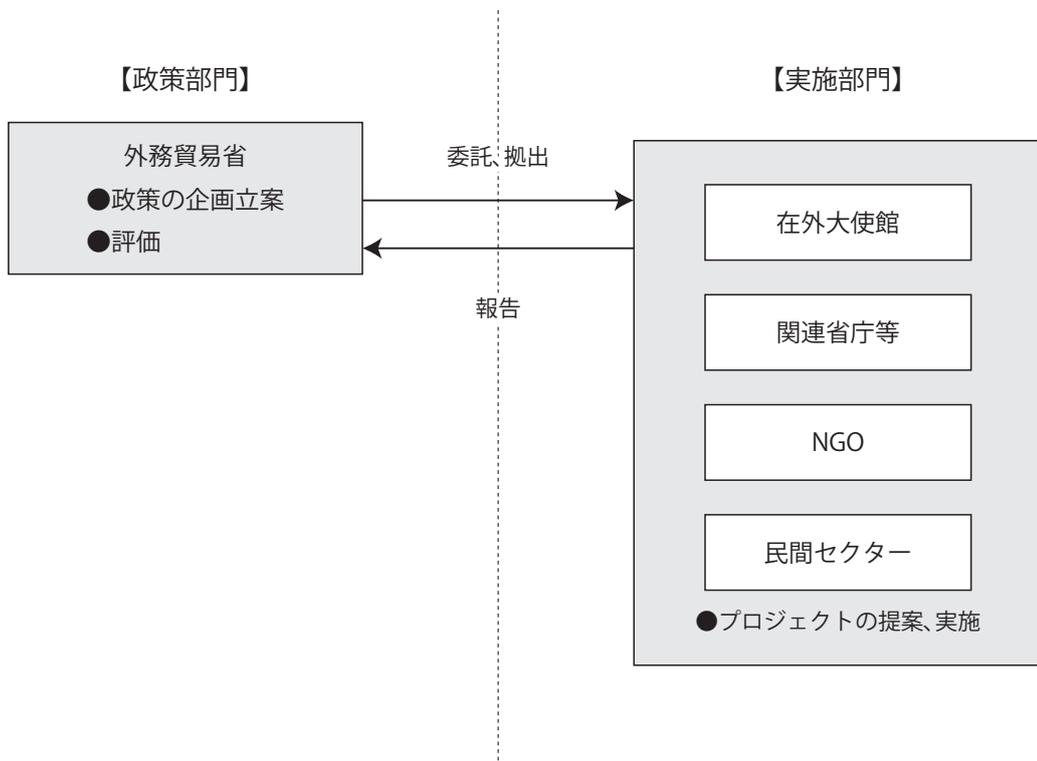
実施体制

ハンガリーは、独自の国際開発援助実施機関を有していない。政策部門として、外務貿易省が国際開発協力に係る政策の企画立案および評価を行っており、実施部門として、関連省庁およびその関連機関、在外大使館、NGO、民間セクターが国際開発協力に係るプロジェクトの提案および各プロジェクトの実施を行っている。

● ウェブサイト

- ・ハンガリー外務貿易省：<http://nefe.kormany.hu/>
※年次報告書の閲覧可能（ハンガリー語のみ）

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

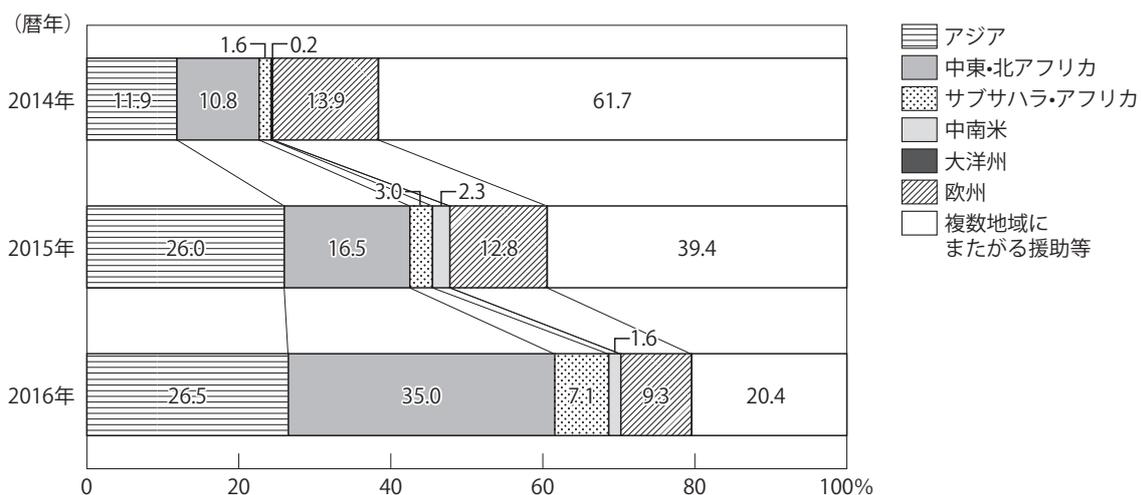
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ヨルダン	1.94	6.4	1	スリランカ	3.63	7.7	1	トルコ	11.81	21.6
2	ウクライナ	1.61	5.3	2	ベトナム	3.54	7.5	2	ラオス	3.10	5.7
3	セルビア	1.48	4.9	3	ヨルダン	3.17	6.7	3	中国	2.44	4.5
4	ベトナム	1.37	4.6	4	セルビア	2.58	5.4	4	ヨルダン	2.39	4.4
5	スリランカ	1.03	3.4	5	ウクライナ	2.29	4.8	5	セルビア	2.07	3.8
6	モンテネグロ	0.32	1.1	6	中国	1.54	3.3	6	スリランカ	2.06	3.8
7	ラオス	0.29	1.0	7	インド	1.51	3.2	7	ウクライナ	1.93	3.5
8	中国	0.28	0.9	8	ナイジェリア	0.95	2.0	8	ベトナム	1.76	3.2
9	アルジェリア	0.25	0.8	9	トルコ	0.82	1.7	9	ナイジェリア	1.19	2.2
10	トルコ	0.21	0.7	10	アルジェリア	0.72	1.5	10	インド	1.07	2.0
10位の合計		8.78	29.2	10位の合計		20.75	43.8	10位の合計		29.82	54.4
二国間ODA合計		30.10	100.0	二国間ODA合計		47.34	100.0	二国間ODA合計		54.78	100.0

(注)
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

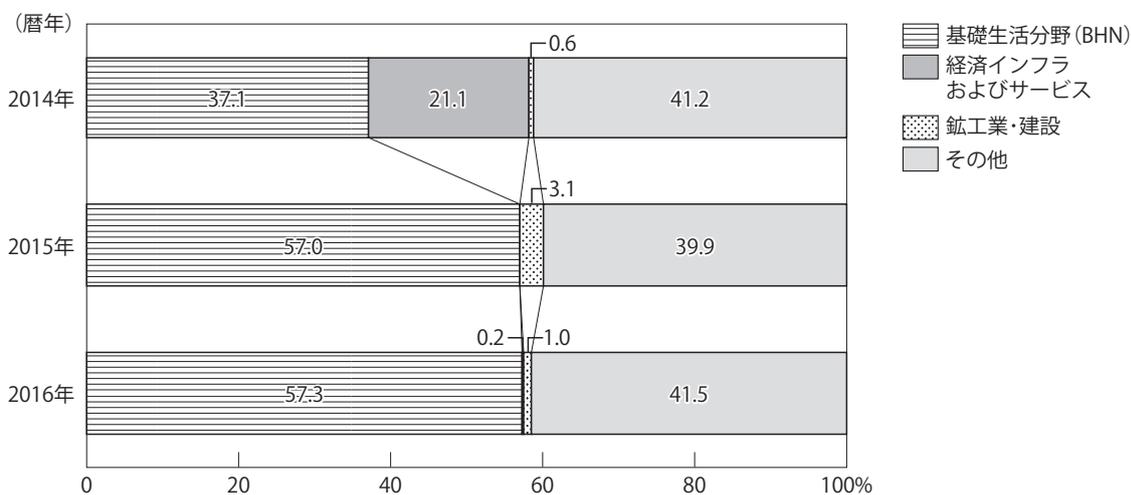
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

13 アイスランド (Iceland)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

アイスランド国際開発協力が基本法となっている。同法では、国際開発協力の主な目的は、貧困と飢餓の根絶および人権、教育、保健、男女平等、持続可能な開発および持続可能な資源の活用を含めた経済社会開発を促進するための被援助国政府の努力を支援することであると規定している。

(2) 基本方針

基本理念は貧困撲滅 (Fight Against Poverty) および人権の尊重。被援助国およびアイスランド納税者に対して大きな責任を負っていることに留意し、被援助国の現地情勢等を常に考慮しながら、専門的かつ組織的なアプローチを行うことを基本方針としている。

(3) 構造改革

2017年1月に発足した新政権により、現在大幅な構造改革が進められている。新体制のもと、開発協力政策を外交政策に一元化するべく取り組んでおり、アイスランド国際開発協力戦略 (2013-2016年) 見直しのアクションプラン (2017-2021版) は2017年秋頃に完成予定。国会審議を経て施行は2018年の見込み。これと並行し、向こう5年間の予算法案も作成中。

(4) 外交政策との関係

新体制における構造改革により、外務省と開発協力業務の統合、効率性の向上と相乗効果が期待されている。

2. 援助規模

2016年のODA実績額は、約5,872万ドル (対GNI比0.28%)。

2017年予算では、50億アイスランド・クローナ (約4,138万米ドル^(注1)) および難民受入れ特別予算となる見込み。GNIに占めるODAの割合は通常0.22~0.24%程であるが、難民受入により数値は変動。2017年は0.26%程になる見込み。

3. 重点分野・地域

(1) 援助の重点分野としては、天然資源、社会インフ

ラ、および平和構築の3分野、とりわけ、漁業、再生可能エネルギー (特に地熱)、教育・保健、グッド・ガバナンスおよび災害復興に重点が置かれている。全体の基本政策としては、民間セクターとの協力により力を入れ、特に地熱発電および漁業の分野において民間ビジネス業界と協力し投資を呼び込んでいくことに焦点を当てている。被援助国での貧困を撲滅し、アイスランドと被援助国双方が受益することに注力。国際機関と協力しながらco-financing (共同融資) に取り組む。

(2) 地域別の援助先としては、サブサハラ地域、特にマラウイ、ウガンダ、モザンビーク、パレスチナ等への援助が多くなっている。

(3) 国際機関との援助協力については、世界銀行、ユニセフ、UN Womenおよび国連大学が主要パートナーとなっており、特に国連大学では地熱エネルギー利用技術研修プログラム (UNU-GTP)、国連大学水産技術研修プログラム (UNU-FTP) に加え、土壌回復 (UNU-LPT) およびジェンダー (UNU-GEST) に関するプロジェクトがアイスランドにより行われている。さらに、デンマークのDANIDA、スウェーデンのSIDAなど北欧諸国を中心に堅固な協力関係を維持。

(4) また、人道援助分野への援助を重視する立場から、近年、NGOや国連中央緊急対応基金 (CERF)、国連世界食糧プログラム (WFP)、国連人道問題調整事務所 (OCHA) との協力を強化している。

4. 日本との開発協力

開発協力における日本との直接的な協力関係はないものの、東京に本部のある国連大学とアイスランド政府の共同プロジェクトは大きな成功例となっている (注: アイスランドを拠点とする国連大学地熱エネルギー利用技術研修プログラムは、①水産業、②地熱エネルギー、③土地修復という自然資源に重点を置く3つのプログラムとジェンダー平等のトレーニングプログラムで構成)。

実施体制

(1) アイスランド国際開発協力は第3条において、2年に一度、4年間の国際開発協力戦略を策定し、外相

注1: アイスランド・クローナ/米ドル換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

は同戦略を国会決議にかけなければならないこと、および同戦略には政府開発援助（ODA）に割り当てられる予定の予算額の対GNI比を明記すべきことも定められている。また、17人の委員からなる国際開発評議会が設置され、同評議会は開発戦略を策定するに当たり諮問を行うこととなっている（同法第4条）。

2015年に国際開発協力法が改訂され、アイスランド開発庁（ICEIDA）は外務省機構の中に移行し統一された。現在5か年計画を作成中（2017年9月時点）。

- (2) マラウイ、ウガンダ、モザンビークに海外駐在事務所を有する。それぞれの事務所に9名、10名、4名の常勤スタッフを配置し、アイスランド人スタッフは各事務所に2名ずつ配置。

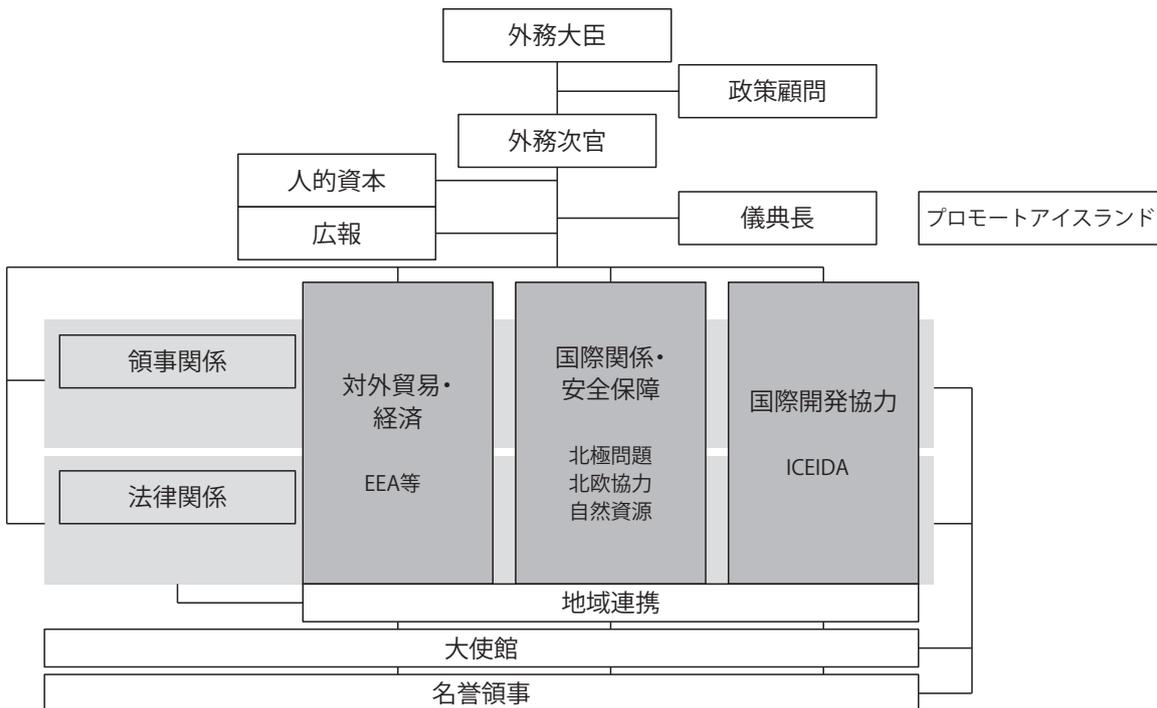
- (3) 開発協力と人道支援に分けてNGOに特別予算が割り当てられており、NGO等とタイアップしたプロジェクトが実施されている。民間セクターとの協力を力を入れており、地元のエンパワメントを重視した政策となっている。

- (4) ICEIDAは外務省に統一されたものの、下記ウェブサイトを維持。出版物の大半はウェブサイト上で公開されている。

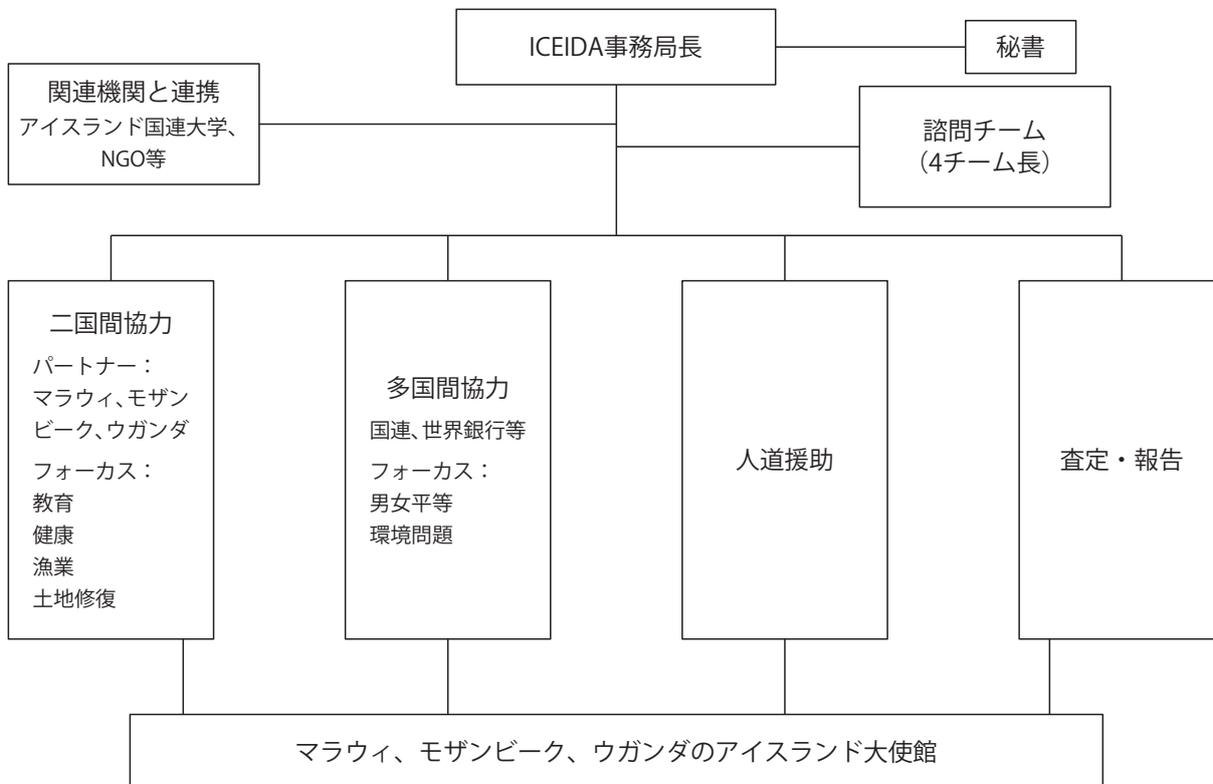
● ウェブサイト

- ・アイスランド外務省：<http://www.mfa.is>
（政府開発援助：<http://www.government.is/topics/foreign-affairs/international-development-cooperation/>）

アイスランド外務省体制図



アイスランド外務省内国際開発庁ICEIDA実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

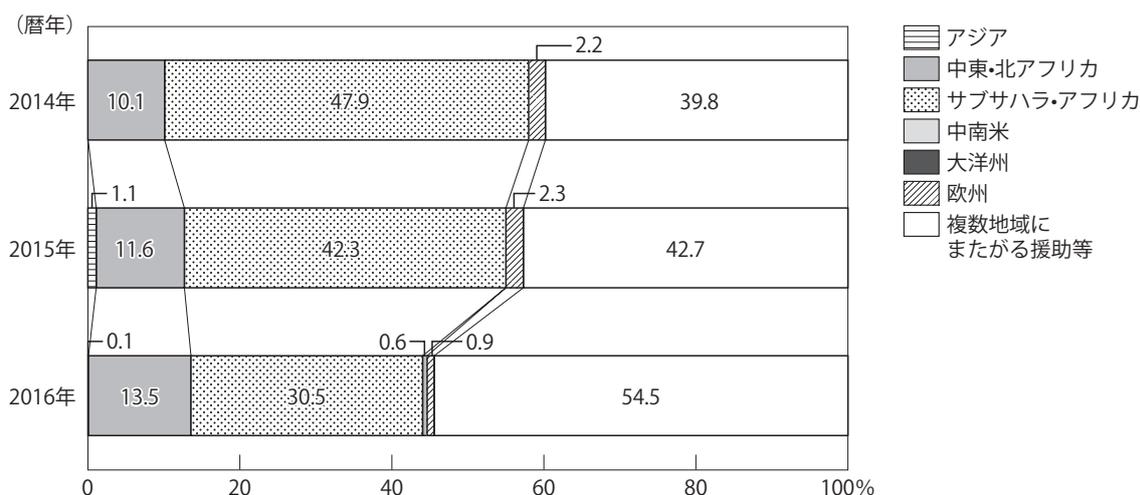
順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	マラウイ	5.29	17.1	1	マラウイ	4.59	14.8	1	ウガンダ	4.92	10.3
2	ウガンダ	3.33	10.8	2	ウガンダ	3.38	10.9	2	シリア	4.64	9.7
3	モザンビーク	2.75	8.9	3	モザンビーク	3.22	10.4	3	マラウイ	4.54	9.5
4	[パレスチナ]	1.81	5.9	4	レバノン	1.14	3.7	4	モザンビーク	2.96	6.2
5	アフガニスタン	0.72	2.3	5	シリア	1.00	3.2	5	アフガニスタン	0.58	1.2
6	シリア	0.60	1.9	6	[パレスチナ]	0.73	2.4	6	[パレスチナ]	0.48	1.0
7	エチオピア	0.42	1.4	7	アフガニスタン	0.63	2.0	7	レバノン	0.41	0.9
8	ウクライナ	0.25	0.8	8	エチオピア	0.42	1.4	8	ベラルーシ	0.39	0.8
9	シエラレオネ	0.21	0.7	9	ウクライナ	0.30	1.0	9	エチオピア	0.36	0.8
10	ベラルーシ	0.20	0.6	10	ネパール	0.30	1.0	10	ヨルダン	0.18	0.4
10位の合計		15.58	50.4	10位の合計		15.71	50.6	10位の合計		19.46	40.8
二国間ODA合計		30.94	100.0	二国間ODA合計		31.04	100.0	二国間ODA合計		47.68	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

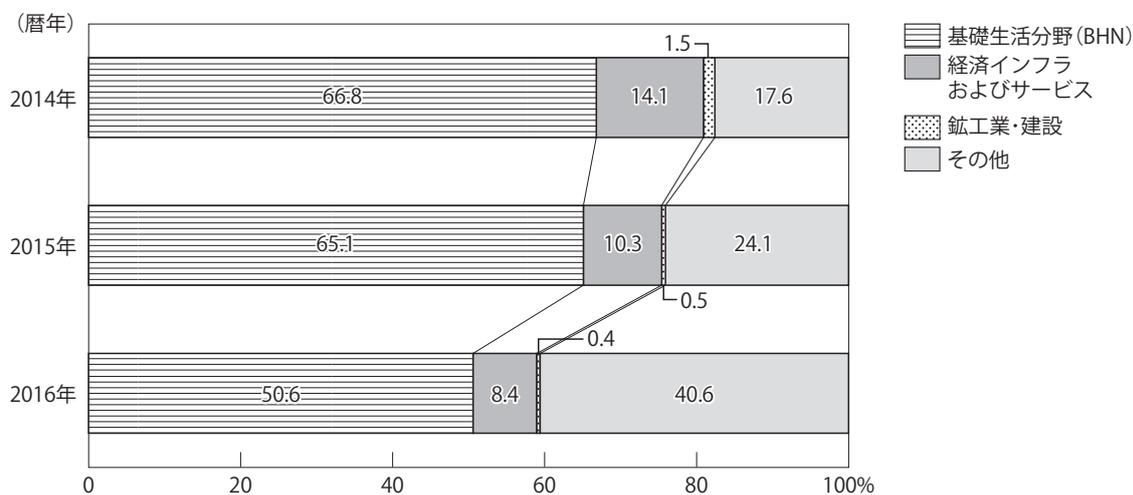
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

14 アイルランド (Ireland)

援助政策等

1. 基本政策

開発援助政策は、数年ごとに見直しが行われている。近年では2006年に援助白書が発表されて基本方針・政策が示された後、このレビューを経て、2013年に現行援助政策（「一つの世界、一つの未来：国際的な開発のためのアイルランドの政策」）が発表された。現行政策に係わるレビューは、2016年に始まるとされている。なお、アイルランドにおいて開発援助に係わる根拠法はない。

2. 援助規模

2016年のODA総額は約8.0億ドルであり、前年実績から11.7%増加した。ただ、これは、アイルランドが深刻な経済危機に陥る前の2008年と比べれば依然4割減の水準である。また、政府は、対GNI比0.7%を開発協力を割り当ててことを目標としているが、2016年実績は0.32%に留まった。

3. 重点分野・地域

(1) 重点目標・分野

優先分野として、貧困撲滅、飢餓対策、男女の平等、環境・気候変動対策、保健、HIV/エイズ対策、良き統治と人権の保護、教育、水・衛生、貿易・経済の成長、が挙げられている。また、人道支援にも注力している。2016年には、シリア危機への対応、「アフリカの角」地域での対応等において人道支援が行われた。

(2) 重点地域・国

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視している。アイルランドは、重点国として以下8か国を主要パートナー国に指定し、計画的な援助を展開している（うち7か国がサブサハラ地域）。同8か国は次のとおり：①エチオピア、②マラウイ、③モザンビーク、④タンザニア、⑤ウガンダ、⑥ザンビア、⑦シエラレオネ、⑧ベトナム。

4. その他（日本との開発協力）

2013年に日・アイルランド首脳が相互訪問が実現し、共同宣言が発出された。この中で、両国が、途上国の教育、農業および貧困撲滅のために協力していくことが確認された。具体的には、マラウイ中南部に暮らす住民の安全な水へのアクセスを改善するために深井戸建設プロジェクトを日本と連携して実施したことが協力例として挙げられる。

（日本側案件名：平成25年度草の根・人間の安全保障無償資金協力「ンチュウ県ガンヤ地区安全な水供給計画」）

また、日・アイルランド間の援助協力は、2009年、2010年、2013年および2014年に、ウガンダにおいても教育事業および病棟建設事業として実施された。

実施体制

開発援助の責任は外務・貿易省にあり、外務・貿易大臣の下に、援助担当の国務大臣（移住者・対外開発援助担当）が置かれている。さらにその下で、外務・貿易省開発協力局（通称「アイルランド援助庁」(Irish Aid)）が開発協力を係る施策立案・調整・実施を担っている。同「援助庁」の職員数は約170名（国内：約130名、海外：約40名〈2016年現在〉）である。

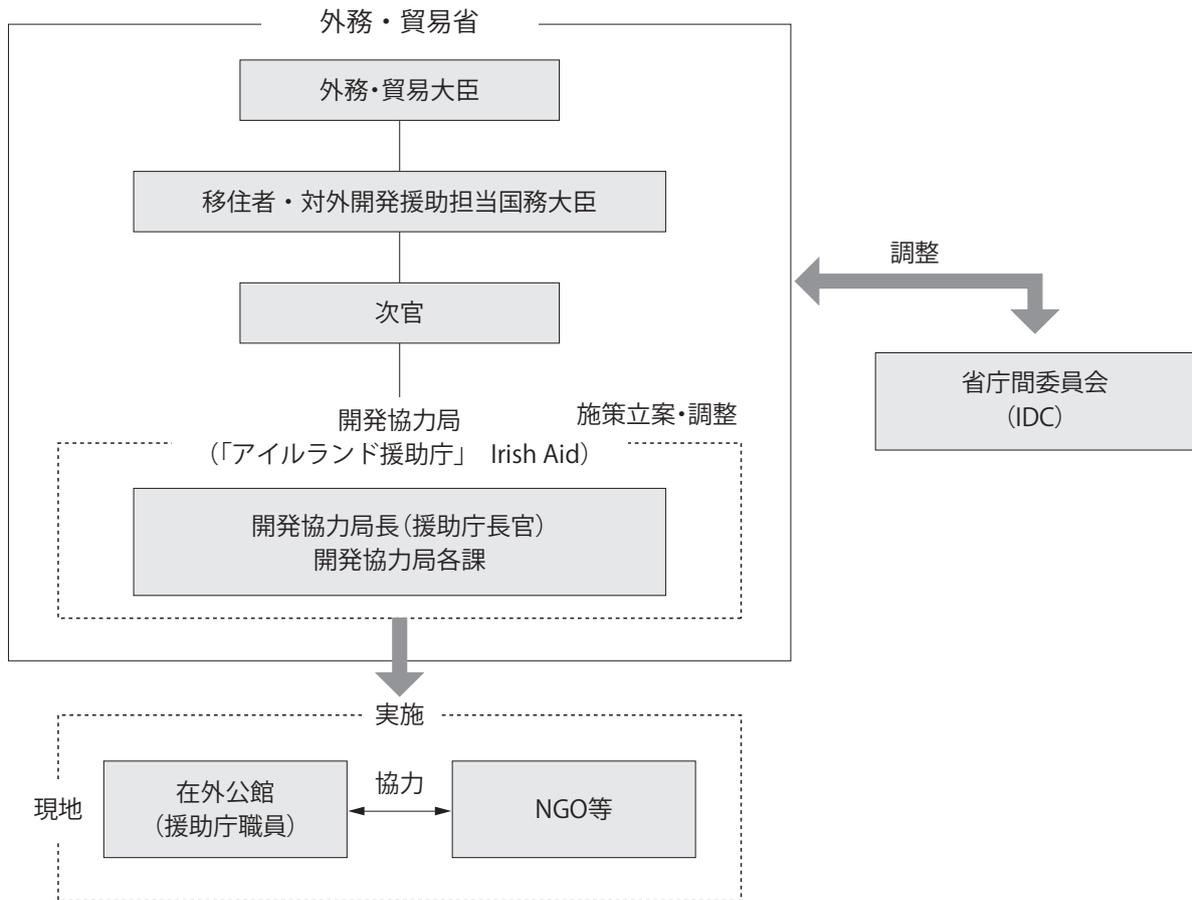
開発協力予算の約66%は外務・貿易省（「アイルランド援助庁」）から、残りがその他の省庁等から拠出されている。また、2016年の同予算の53%は二国間援助に、残りが多国間援助（主な拠出先：EU、UNDP、世銀、WFP、UNICEF等）の枠組みを通じた支援に使用された。

アイルランドは、NGOを重視している。即ち、政府と国際機関による業務を補完し、被援助国の市民・コミュニティの意見と参加を確保する上でNGOが重要な役割を果たし得るとしており、国内外NGOとの連携・活用を重視し、緊密に協力して援助を実施している。

● ウェブサイト

- ・アイルランド援助庁 (Irish Aid) :
www.irishaid.gov.ie/

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

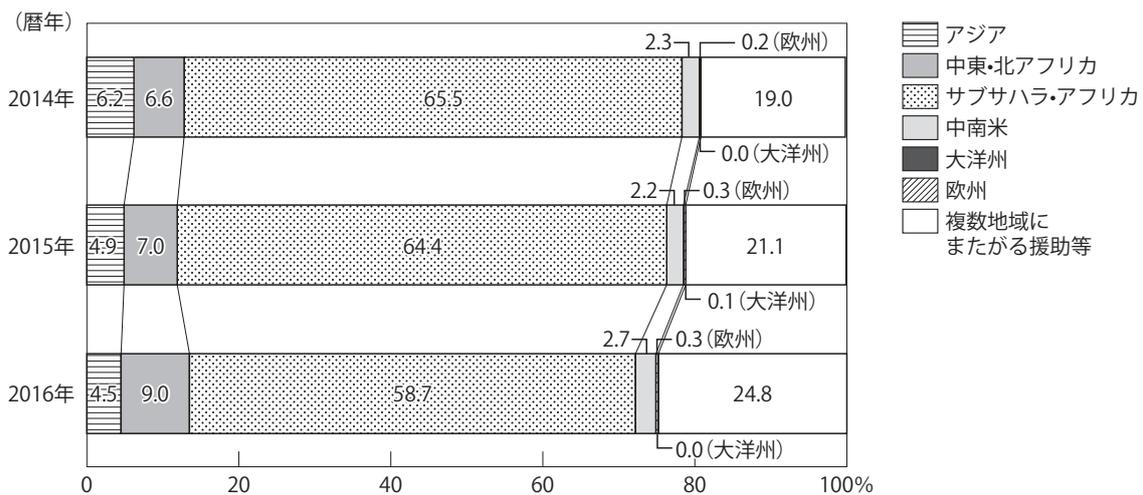
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	モザンビーク	53.27	10.3	1	モザンビーク	40.92	9.6	1	エチオピア	39.23	9.2
2	エチオピア	48.27	9.3	2	エチオピア	38.78	9.1	2	モザンビーク	30.10	7.0
3	ウガンダ	37.04	7.1	3	タンザニア	31.59	7.4	3	タンザニア	28.08	6.6
4	タンザニア	33.13	6.4	4	ウガンダ	25.45	6.0	4	ウガンダ	26.39	6.2
5	マラウイ	25.81	5.0	5	マラウイ	21.94	5.1	5	マラウイ	21.59	5.1
6	ザンビア	23.24	4.5	6	ザンビア	19.29	4.5	6	ザンビア	12.47	2.9
7	ベトナム	16.80	3.2	7	ベトナム	12.56	2.9	7	シエラレオネ	11.91	2.8
8	シエラレオネ	16.26	3.1	8	南スーダン	12.21	2.9	8	ベトナム	11.43	2.7
9	南スーダン	12.82	2.5	9	シエラレオネ	11.45	2.7	9	シリア	10.53	2.5
10	シリア	10.40	2.0	10	シリア	9.88	2.3	10	南スーダン	10.22	2.4
10位の合計		277.04	53.4	10位の合計		224.07	52.4	10位の合計		201.95	47.3
二国間ODA合計		519.13	100.0	二国間ODA合計		427.46	100.0	二国間ODA合計		427.01	100.0

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

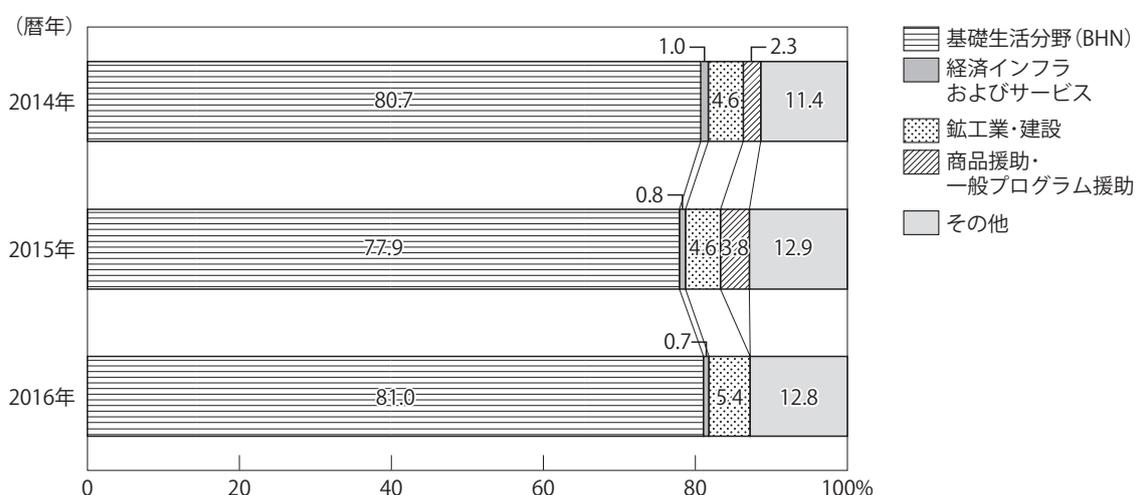
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

15 イタリア (Italy)

援助政策等

1. 基本政策

2014年、27年ぶりに政府開発援助基本法の改正が行われた。開発援助をイタリアの外交政策の一部であり、国連憲章及び欧州連合基本権憲章の原則に従って、平和と正義の促進、民族間の団結という目的に資する（第1条）ものと規定し、また、国連、EU、その他の国際機関の国際的戦略や計画に沿って、貧困と不平等の削減、持続的発展、人権の尊重、男女平等、紛争の未然防止、平和プロセスの促進、和解、紛争後の安定化、民主主義の強化を目指す（同2条）としている。

開発援助政策の方針は、外務大臣が主催する開発協力運営委員会において決定される。同委員会には、経済・財政省、経済振興省等からの関係者が参加する。現在執行中の「開発援助指針2016～2018年」は、全ての関係機関が透明性を保ちながら協働し、援助の効果を上げるという原則に基づいて策定されている。

2. 援助規模

2016年のODA実績は、約50.9億ドルで、対前年比27.1%増。また、ODAの対GNI比は2015年の0.22%から0.28%に増加した。

イタリアは経済危機の影響により、2012年にODA予算を大幅に削減（前年比38%減）し、2013年から再び回復している。また、イタリアはG7諸国中最低であるODA予算規模を、2017年のG7の議長国就任を機に最下位脱出を目指すとして、2016～2018年の間に年間1～3億ユーロずつ増加させる計画を有している。

3. 重点分野・地域

優先分野は、農業・食料安全保障、人材開発・教育・文化、保健、人権・平等である。それ以前の開発協力計画では「アラブの春」後の中東・北アフリカにおける民主主義促進が優先されていたが、2016年に改訂された2016-2018年の開発戦略では地中海を越えて欧州に到達する移民・難民問題への対応として、ニジェールをはじめ難民の出身国であるサブサハラ・アフリカの経済社会開発に資する農業、人材開発が優先されている。イタリアは農業用器具の生産国でもあり、またFAO、IFAD、WFPの食料安全保障に関係する国際機関は本部がローマにある。2015年ミラノ万博のテーマが「食」であっ

たことからわかるように、食料安全保障はイタリアのODAにおいて大きな比重を占めている。

優先支援地域はサブサハラ・アフリカ（セネガル、スーダン、南スーダン、ケニア、ソマリア、エチオピア、モザンビーク、ニジェール、ブルキナファソ）、北アフリカ（エジプト、チュニジア）、中東（ヨルダン、レバノン、パレスチナ）、バルカン（アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ）、ラテン・アメリカおよびカリブ海（ボリビア、キューバ、エルサルバドル）、アジア（アフガニスタン、ミャンマー、パキスタン）の22か国である。2016-2018年の開発戦略では、他にはエボラ出血熱の流行以後のケアとしてギニア、シエラレオネへの保健分野の支援やシリア、イラク、イエメン、パレスチナ等における人道支援も重視されている。重点分野としては新たに文化遺産の保護活動が加えられ、イスラム過激派による文化遺産の破壊がみられるアフガニスタン、中東での支援が強化されている。さらに、経済開発分野においては、他のドナー国と比べてイタリアは中小企業の開発後進国におけるプレゼンスが高いとして、モザンビーク、エチオピア、キューバ、ベトナム、コロンビア、ペルー等での民間企業の活力を取り入れた支援を行うとされている。

実施体制

1987年の政府開発援助基本法により、二国間援助（有償・無償資金協力、技術協力）及び国連関係機関に対する拠出は、外務・国際協力省が一元的に管理し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄することが規定されている。両省で政府開発援助予算の73%を管轄しており、残りは他省庁等に配分される。関係政府機関の調整は、開発協力運営委員会で行われる。

外務・国際協力省開発協力総局は8課から構成され、職員数は150名（2017年）である。後述の開発協力庁の発足を受け、2016年5月に外務・国際協力省開発協力総局の組織改編のための法律が議会で承認されたため、300名以上が在籍した外務・国際協力省開発協力総局の職員数はすでに上記のとおり削減された。また、援助の有効性を上げるための専門の援助実施機関として、新しく制定された政府開発援助基本法に基づき、2016年1月に外務・国際協力省の下に開発協力庁が設置され、

2017年6月時点で職員数は135名、これに加え在外事務所
の人員は約20名であるが、最終的には国内と在外併
せて300名の雇用が見込まれている。18の海外事務所
の他に、3箇所の簡易拠点（キューバ、ソマリア、シリア）
を有し、合計21の海外事務所を有している。

国別援助計画は引き続き外務・国際協力省が策定して
いる。また、200万ユーロを超える案件については、開
発協力運営委員会の承認を得てから実施する。同委員会
は外務・国際協力大臣が委員長となり、外務・国際協力
副大臣、外務・国際協力省開発総局長、開発協力庁長官
が参加し、投票権を持たない参加者として経済振興省及

び案件ごとの関係各省の代表が参加する。国際機関を通
じた援助については引き続き外務省が所掌している。

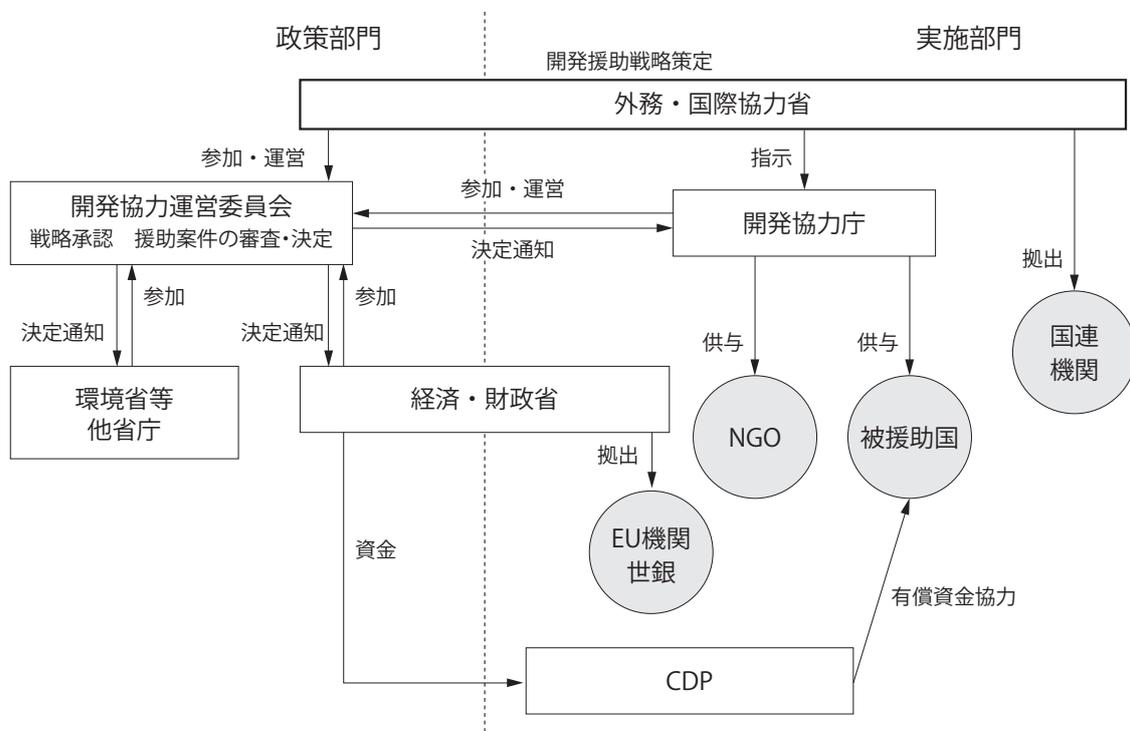
有償資金協力は、外務・国際協力省の要請を受けて開
発協力運営委員会で承認された案件につき、経済・財政
省の委託を受けた政府系金融機関（預託融資公庫、
CDP）が借款契約締結、貸付実行、回収業務を行って
いる。

● ホームページ

・ 外務・国際協力省開発協力総局：

<http://www.aics.gov.it/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

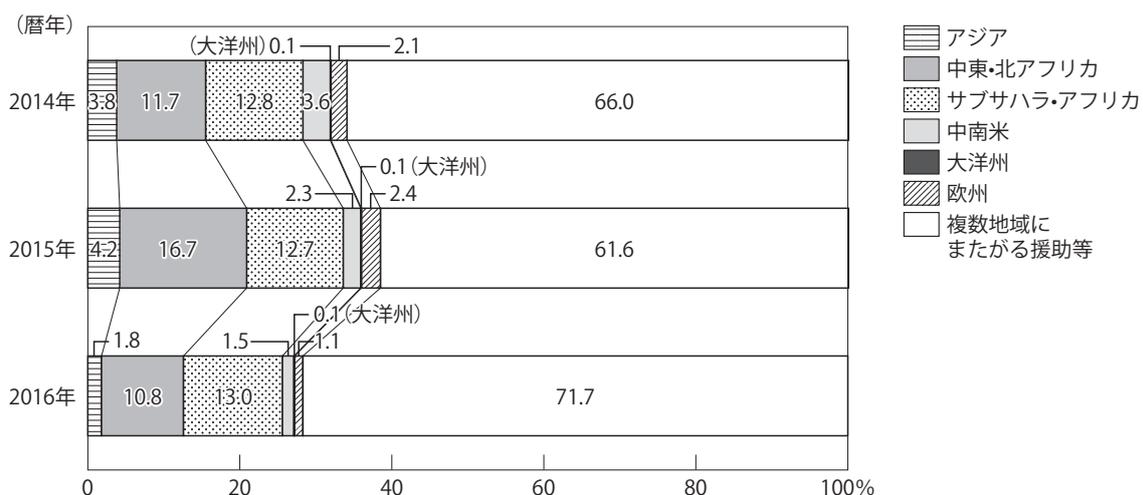
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	31.60	2.3	1	アフガニスタン	103.57	5.7	1	ギニアビサウ	101.89	4.2
2	レバノン	27.45	2.0	2	イラク	51.05	2.8	2	トルコ	69.06	2.9
3	モザンビーク	23.66	1.7	3	[パレスチナ]	31.27	1.7	3	アフガニスタン	30.50	1.3
4	[パレスチナ]	20.20	1.5	4	チュニジア	26.82	1.5	4	イラク	21.51	0.9
5	チュニジア	19.47	1.4	5	アルバニア	25.07	1.4	5	ギニア	21.41	0.9
6	シリア	14.92	1.1	6	レバノン	22.40	1.2	6	チュニジア	20.58	0.9
7	アルバニア	14.13	1.0	7	モザンビーク	19.56	1.1	7	レバノン	20.15	0.8
8	イラク	13.93	1.0	8	エチオピア	18.66	1.0	8	エチオピア	19.06	0.8
9	エチオピア	10.63	0.8	9	セネガル	16.73	0.9	9	[パレスチナ]	18.84	0.8
10	南アフリカ	10.19	0.7	10	スーダン	13.93	0.8	10	シリア	17.64	0.7
10位の合計		186.18	13.6	10位の合計		329.06	18.0	10位の合計		340.64	14.1
二国間ODA合計		1,372.30	100.0	二国間ODA合計		1,829.36	100.0	二国間ODA合計		2,420.26	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

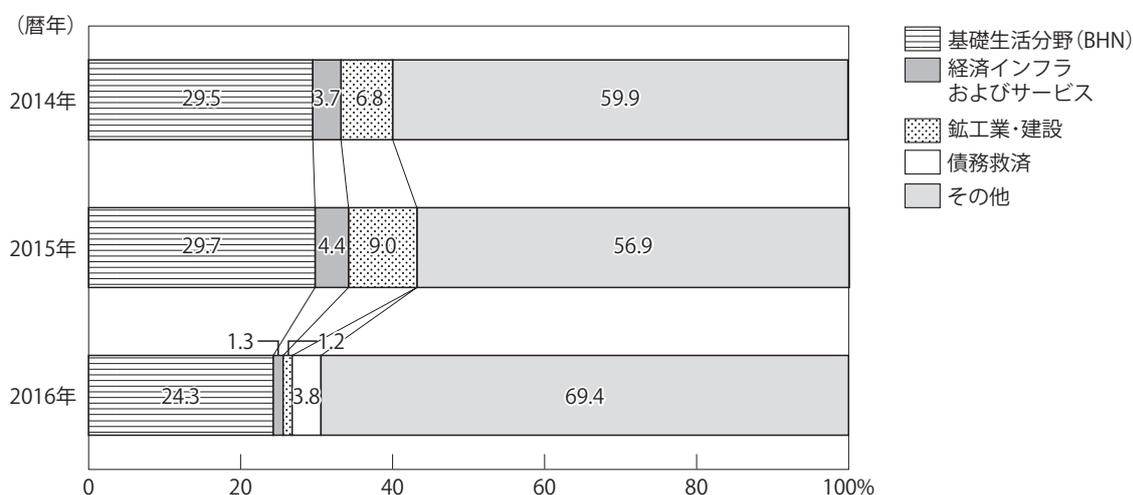
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

16 ルクセンブルク (Luxembourg)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

ルクセンブルクの開発協力は、「開発援助に関する1996年1月6日法」を基本法とし、「開発協力と人道に係る法」(2012年5月採択)が同法を補完している。同法律は、関係閣僚委員会に対し開発協力を開発政策と一貫性を持たせる権限を与え、政府に対しては同委員会の年間報告を国民議会へ提出させることを義務づけている。

(2) 基本方針

ルクセンブルク政府は、途上国の貧困撲滅という明確な目標に基づき効果的な開発援助を実施するため、途上国によるオーナーシップ、結果志向、包括的パートナーシップおよび透明性とアカウンタビリティの4つを軸に活動を実施している。

事業の大半は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に合致しており、新たな行動計画(2017~2019年)は、ルクセンブルク開発協力特有の価値と優先事項を維持しながらも現場の現実に即したものを2017年内に採択する見通しである。

2. 援助規模

(1) 規模

2000年以降、国連が定めた「対GNI比0.7%目標」を達成してきており、2009年には初めて対GNI比1.11%に達した。2013年に誕生した新政権は、「対GNI比1%の維持」を公約としている。2016年の政府開発援助額(ODA)は3億5,314万ユーロで、対GNI比1.02%に上がり(出典:ルクセンブルク政府資料 Annual Report 2016)、DAC加盟国中ノルウェーに続いて第2位。

(2) 支出方法(出典:ルクセンブルク政府資料 Annual Report 2016)

2016年のODAのうち、2億5,336万ユーロ(71.6%)が二国間援助を占め、事業の32%がルクス・デベロップメント(LuxDev)によって実施されており、そのうち人道支援が13.8%を占めている。また、多国間援助には1億65万ユーロ(28.4%)が支出された。省庁ごとの援助額は、外務欧州省が2億8,800万ユーロ

(81.7%)、財務省が3,805万ユーロ(10.8%)、その他の省庁が1.1%を占め、EUからの予算は2,281万ユーロ(6.5%)の内訳となっている。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

2016年からの新開発プログラム実施により、ルクセンブルク政府は「保健」、「教育」、「職業訓練」、「村落開発」を重点分野としている。

(2) 重点地域

ルクセンブルクは、効率性とインパクトの観点から、ブルキナファソ、カーボヴェルデ、マリ、ニジェール、セネガル、ニカラグア、ラオスの7か国を「パートナー国」として集中的に支援している。中所得国となったベトナムおよびエルサルバドルは対象国から卒業するものの、別の形で関係を維持する意向。2016年の主な人道支援受益国は、シリア、南スーダン、中央アフリカ、イラク、マリ、ニジェール、コンゴ民主共和国、アフガニスタン、イエメン、ハイチ、ネパール。

実施体制

1. 外務欧州省

外務欧州大臣と共に省内で執務する開発協力・人道支援大臣の下、外務欧州省開発協力局(The Directorate of Development Cooperation and humanitarian Affairs, Ministry of Foreign and European Affairs)が対外援助の大部分を所掌している。

2. ルクス・デベロップメント

二国間援助の多くを実施するのが、ルクス・デベロップメント(LuxDev)である。LuxDevは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれ、ルクセンブルク政府によるODA原資のほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急援助活動や他のドナー国や欧州委員会の支援する計画の管理なども行う。2016年に外務欧州省から割り当てられた予算は8,238万ユーロ。本部約50名、在外約60名のスタッフを擁する。在外地域事務所はプライア(カーボヴェルデ)、ダカール(セネガル)、ワガドゥグ

(ブルキナファソ)、プリシュティナ（コソボ）、ヴィエ
ンチャン（ラオス）、マナグア（ニカラグア）の6か所
に所在。

3. 民間企業との連携

ルクセンブルクのODAはアンタイドであるが、IT通信
分野では、ルクセンブルク企業の競争力が高く、自国企
業が採用されている例が多い。また、政府は民間企業に
対して、企業の社会的責任（CSR）の観点から開発協力
事業への参加を積極的に勧めている。

民間企業との連携の一例が、同国が近年人道支援の目
玉としている緊急時の衛星通信システム「Emergency.
lu」である。大規模災害や内乱等の緊急事態が発生した
際に、迅速かつ効率的な人道援助実施を確保するための
人工衛星を利用した通信用端末システムで、外務欧州省
および国内の3社（HITEC Luxembourg、SES TechCom、
Luxembourg Air Ambulance）から成るコンソーシアム
が協力して開発、運用している。2012年に南スーダン
で初めて運用。2016年には、WFPとの協力でイエメン、
エボラ対策におけるユニセフとの協力でギニア、ハリ
ケーンマシュー被災地支援におけるハイチで活用され

た。

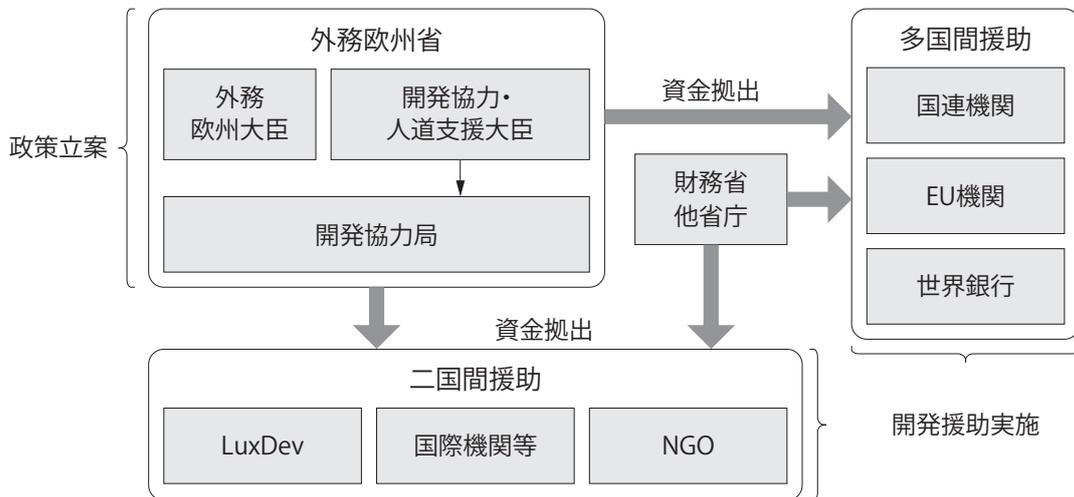
4. NGOとの連携

ルクセンブルクは、特に政府による援助が行き渡らな
い地域においてNGOを積極的に活用しており、2016年
における二国間援助額のうち5,682万ユーロ（16.1%）
が、ルクセンブルクのNGOによって実施された。2013
年には、人道支援をより効率的に実施するための方策の
一環として、NGOの政府による厳格な認定基準を設定
した。年に一度、外務欧州省開発協力局により開発支援
関係者を集めて開催される国際協力会議 “Assises de la
Cooperation” には、同局関係者、議会の外交委員会メ
ンバー、LuxDev関係者、パートナー国の代表と共に、
NGO関係者もその一員として参加している。

● ウェブサイト

- ・ 外務欧州省開発協力局：
<http://cooperation.gouvernement.lu/en.html>
- ・ LuxDev：<http://luxdev.lu/en>
- ・ 2016年白書：<http://www.cooperation.lu/2016/>

援助実施体制図



参考：ルクセンブルクのODAに関する2016年DAC確定値は以下の通り。

ODA計（支出純額）	： 3.91億ドル
二国間ODA計（支出純額）	： 2.75億ドル
国際機関向けODA計	： 1.16億ドル
対GNI比	： 1.00%

(1) 政府開発援助上位10か国

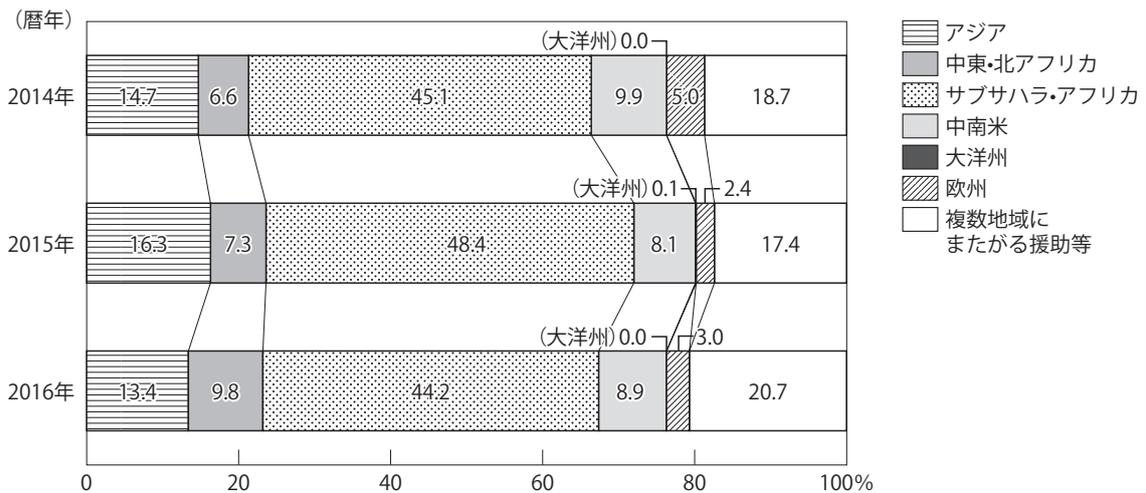
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ブルキナファソ	31.07	10.3	1	ニジェール	23.64	9.0	1	ニジェール	24.04	8.7
2	セネガル	22.12	7.4	2	ブルキナファソ	21.50	8.2	2	セネガル	20.02	7.3
3	ニジェール	19.76	6.6	3	セネガル	20.25	7.7	3	ブルキナファソ	19.57	7.1
4	ラオス	17.60	5.9	4	ラオス	16.17	6.2	4	マリ	17.93	6.5
5	カーボヴェルデ	15.17	5.0	5	カーボヴェルデ	15.18	5.8	5	ラオス	12.41	4.5
6	マリ	13.36	4.4	6	マリ	14.10	5.4	6	カーボヴェルデ	10.86	4.0
7	ベトナム	12.50	4.2	7	ベトナム	11.34	4.3	7	ニカラグア	9.40	3.4
8	ニカラグア	11.78	3.9	8	[パレスチナ]	8.33	3.2	8	ベトナム	7.11	2.6
9	コソボ	9.14	3.0	9	ニカラグア	7.82	3.0	9	[パレスチナ]	7.03	2.6
10	エルサルバドル	8.92	3.0	10	シリア	5.95	2.3	10	シリア	6.87	2.5
10位の合計		161.42	53.7	10位の合計		144.28	54.9	10位の合計		135.24	49.2
二国間ODA合計		300.43	100.0	二国間ODA合計		262.68	100.0	二国間ODA合計		274.83	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

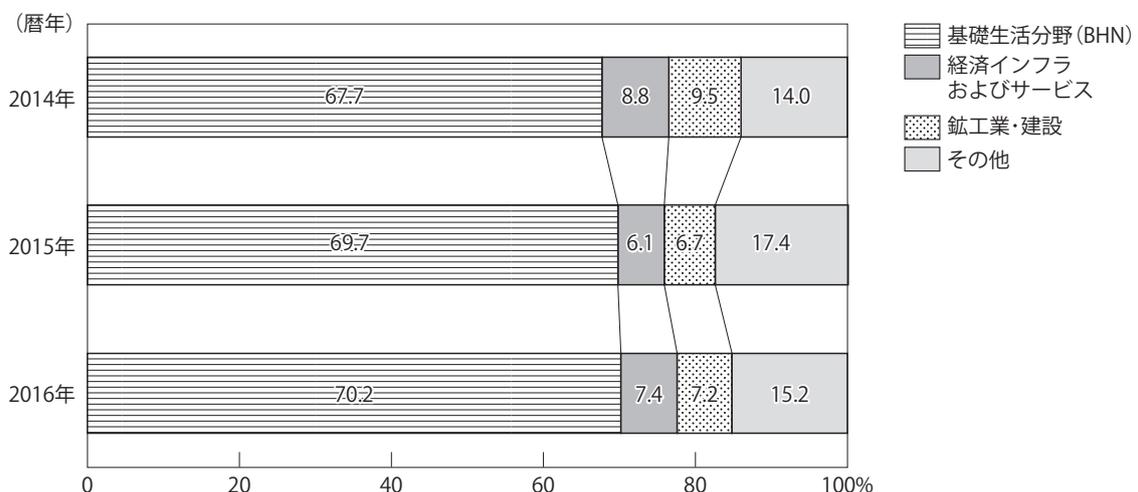
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

17 オランダ (Netherlands)

援助政策等

1. 基本方針

開発援助政策は、外交にとって不可欠な政策の一部と位置付けられている。援助方針として、①極度の貧困の撲滅、②世界全体での持続可能で包摂的な成長の促進、③オランダ企業の海外での貧困対策活動の支援を掲げている。政府は、貧困対策にとって市場経済は不可欠であるとの判断に基づき、投資や貿易を推進している。

2. 援助規模

(1) 政府開発援助実績

2016年の政府開発援助の実績^(注1)は、対GNI比0.65%、約50億ドル（対GNI比ベースで世界第7位、援助額ベースで同第7位）であった。対GNI比は2012年までに0.7%まで徐々に低下し、現政権では援助額を年間7億5千万ユーロ削減し、対GNI比は2017年：0.6%、2018年：0.54%、2019年：0.51%、となる見通し。2015年には一旦増加が見られたが、亡命してきた難民のケア、人道支援及び世界銀行（国際開発協会：IDA）への支払いといった費用が増加したためである。

二国間および多国間援助額の比率は、過去10年間の平均が多国間1に対し二国間2.75である。2011年からの5年間の平均が1対2.37と、二国間援助の占める割合が高い傾向がある。

(2) オランダ成長基金（Dutch Good Growth Fund）および国際安全保障予算

開発に関連した事業や投資計画を有する中小企業のためのオランダ成長基金は、2014年：1億ユーロ、2015年：1億5,000万ユーロ、2016年：1億5,000万ユーロ、2017年：3億ユーロの予算が計上され、2014年7月から申請の受け付けが開始されている。実績は、2015年：約9,200万ユーロ、2016年：約7,350万ユーロで、2014年7月から2015年9月までの間に計32件、1億2,300万ユーロが支出されている。

3D（外交、開発、防衛）アプローチの枠組みの活動に用いられる国際安全保障予算は、2015年から国防省予算となっており、2016年：3億6,480万ユーロ、2017年：3億2,270万ユーロ、2018年：3億3,270万ユーロ

ロが計上されている。

3. 重点分野

オランダの産業界および学界が知見を有して独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配、②水、③食の安全保障、および④性と生殖に関する健康と権利の4分野を二国間援助の重点分野としている。オランダ政府によると、2016年の実績値は、①約1.9億ユーロ、②約1.9億ユーロ、③約3.3億ユーロ及び④約4.2億ユーロであった。2017年の予算額は、①約1.9億ユーロ、②約1.9億ユーロ、③約3.5億ユーロおよび④約4.1億ユーロとなっている。オランダは、持続可能な開発のための2030アジェンダを自国援助政策のガイドラインと位置付けている。

4. 重点地域

二国間援助の対象国数については、より効果的な支援を実施するため、現在は以前の33か国から、紛争等の影響もあり独力で貧困から脱却できないとされる7か国・地域^(注2)としている。援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けである。

5. 多国間援助

国連や世界銀行のような国際機関を通じた援助にも重点を置いている。政府はこれら組織による付加価値を、オランダ外交政策への貢献の観点から有効性と妥当性について点数を付けて精密に評価している。世界銀行、国連開発計画（UNDP）および国連児童基金（UNICEF）をオランダの多国間開発援助の中心としているほか、世界エイズ・結核・マラリア対策基金にドナーとして直接貢献している。

実施体制

1. 外務省国際協力局の援助体制

(1) 外務省国際協力局（DGIS）が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策を担当する外国貿易・開発協力大臣が設置されている。

注1：DAC（確定値）ホームページ

注2：アフガニスタン、ブルンジ、マリ、パレスチナ、ルワンダ、南スーダン、イエメン

- (2) 政府開発援助予算のすべてを外務省が所掌し、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。また、EUレベルでの政策決定に臨む際の準備作業の段階で行われる省庁間協議の場で、援助政策における利害関心事項について協議・調整される。
- (3) 二国間援助に関しては、それぞれの地域におけるODAプロジェクトのための予算が在外公館に委託されており、在外公館は政策目標の範囲において、開発資金の配分を決めることができ、また、援助計画の作成および案件発掘の役割も担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を提示することができ、それをもとにして在外公館は本省へ事業提案を行う。

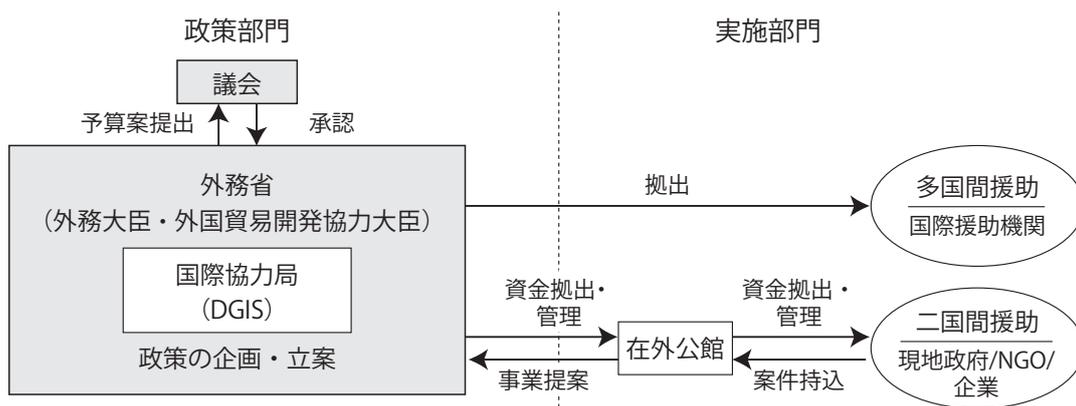
2. 援助実施形態

独自の開発援助実施機関が存在しないため、援助の実施は3つの主要な形態（①二国間援助（多くがセクター別支援、すべて贈与）、②多国間援助（世界銀行・国連等の国際機関）、③民間セクター（企業・NGO）への補助金交付）により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立を尊重するという立場から、外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。

● ウェブサイト

- ・オランダ外務省（開発援助関連ページ）：
<http://www.government.nl/topics/development-cooperation>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

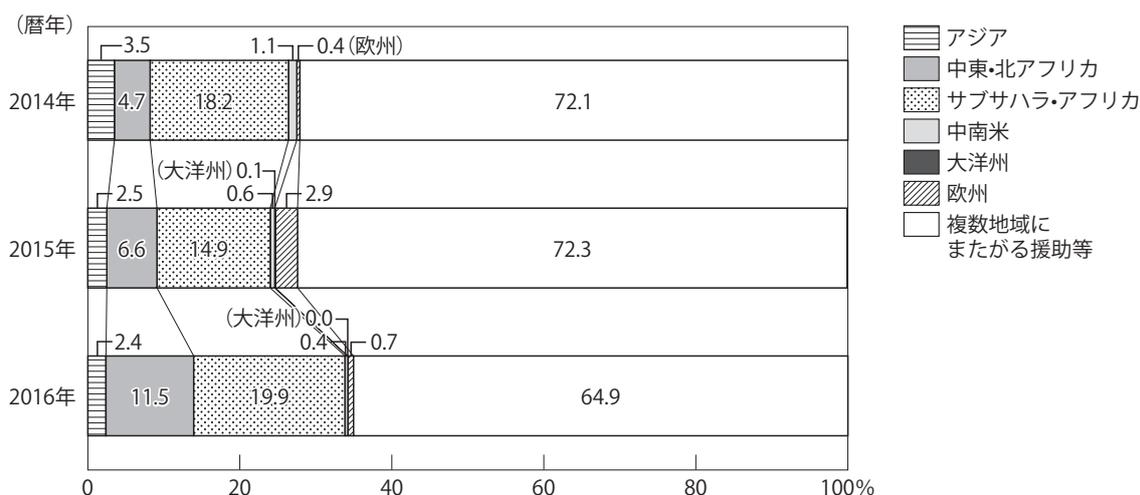
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	エチオピア	89.95	2.2	1	エチオピア	80.48	1.9	1	トルコ	106.66	3.4
2	バングラデシュ	70.22	1.7	2	アフガニスタン	55.44	1.3	2	エチオピア	73.85	2.3
3	南スーダン	54.80	1.4	3	バングラデシュ	46.60	1.1	3	アフガニスタン	63.62	2.0
4	アフガニスタン	50.75	1.3	4	シリア	45.77	1.1	4	ルワンダ	55.89	1.8
5	ルワンダ	50.66	1.3	5	南スーダン	42.08	1.0	5	レバノン	52.20	1.7
6	モザンビーク	47.67	1.2	6	ルワンダ	40.83	1.0	6	南スーダン	48.68	1.5
7	マリ	44.36	1.1	7	イラク	40.31	1.0	7	イラク	42.69	1.4
8	シリア	43.54	1.1	8	レバノン	37.85	0.9	8	バングラデシュ	38.24	1.2
9	ベナン	42.58	1.1	9	マリ	37.47	0.9	9	マリ	34.00	1.1
10	[パレスチナ]	31.50	0.8	10	モザンビーク	35.08	0.8	10	ブルンジ	33.90	1.1
10位の合計		526.03	13.1	10位の合計		461.91	11.1	10位の合計		549.73	17.4
二国間ODA合計		4,027.13	100.0	二国間ODA合計		4,162.86	100.0	二国間ODA合計		3,157.58	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

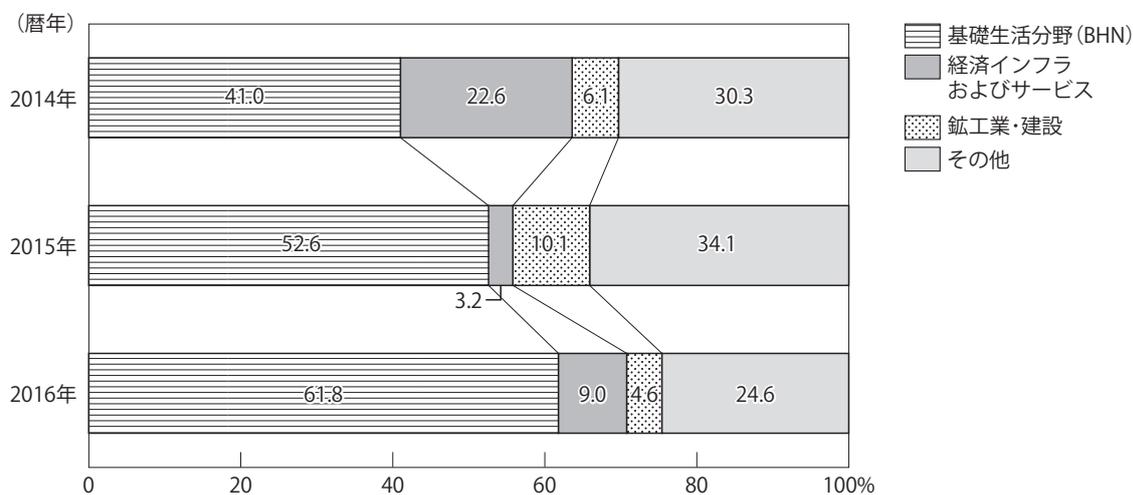
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

18 ニュージーランド(New Zealand)

援助政策等

1. 基本方針

ニュージーランド政府の開発援助に根拠法はないが、ニュージーランド外務貿易省は「世界の貧困削減およびより安全且つ公平で豊かな社会構築に貢献するため、途上国における持続的開発を支援する」との理念の下、ニュージーランドの持つ優位性を最大限活用して、対象国の開発目標の実現に向けて取り組んでいる。基本方針は外務貿易省により定期的に見直されており、現在は「2015年～2019年ニュージーランド援助戦略計画」に基づいた支援が実施されている。

2. 援助規模

ODA予算は増加傾向にあり、2016/17年度のODA実績は約6億194万NZドル（4.19億米ドル^(注1)）、2017/18年度のODA予算は約7億1000万NZドル（4.94億米ドル^(注1)）、2018/19年度の推定ODA予算は約6億4,900万NZドル（4.52億米ドル^(注1)）（出典：財務省2017/18年度予算資料）。現在のODAの同国GNIに占める割合は約0.27%である。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

「2015年～2019年ニュージーランド援助戦略計画」は、12の重点分野（再生可能エネルギー、農業、情報コミュニケーション技術、経済ガバナンス、法と正義、保健、漁業、観光、貿易・労働の流動性、教育、災害対策、人道的対応）を掲げており、その中でも、ニュージーランドが専門的知識を有し、持続的かつ包括的な開発支援が見込まれる再生可能エネルギーおよび農業を最重点分野としている。

(2) 重点地域

対象地域としては、歴史的および文化的に密接な関係を有する大洋州地域を優先地域として援助総額の約6割を当てている。その他の国では、近年援助を増加しているASEAN諸国を始めアジア、南米およびアフリカ等に対し、特定の分野や国に的を絞った援助を行っている。

今後の支援傾向として、2015/2016および2017/2018

の2年度で約10億NZドル（約7億米ドル^(注1)）が大洋州諸国へ、約2億NZドル（約1.4億米ドル^(注1)）がASEAN諸国に使用される予定。

4. 日本との開発協力

2013年6月にオークランドで実施された外相会談において「日本とニュージーランドとの戦略的協力パートナーシップに関する共同声明」が発出された。この中で、日本とニュージーランド両国は太平洋島嶼地域の安定と繁栄という利益を共有しており、両国の経験と知識を有効活用しつつ、太平洋における課題についての協力を強化し、太平洋における援助協力を強化するために、定期的な太平洋協議を開催することを決定した。これまでに2回開催された太平洋協議では、対島嶼国政策の見直しや、重点課題に関する政策協調、対太平洋島嶼地域開発援助、開発援助における優先課題・国別の取組等が協議されている。

実施体制

1. 実施機関

- (1) ニュージーランドでは、外務貿易省が政府の開発援助所掌機関と援助の実施機関を兼ねている。2016年までは同省国際開発グループ（IDG：International Development Group）が援助政策の企画・立案から実施、評価にいたる業務を担っていたが、2017年、業務をより効率的に遂行するため、外務貿易省内の大洋州局とIDGが「大洋州・開発グループ」として統合され、右グループが年次報告書を作成している。
- (2) 大洋州・開発グループの開発部門および在外公館の援助担当者は、外交官の他、企業経営者、講師、経済学者、漁業や農業関係者等様々な経歴を有する援助の専門家で構成されている。大洋州・開発グループは、8つの局から構成されており、政策部門3部門（二国間担当局〈仏領ポリネシア〉、二国間担当局〈ミクロネシア、メラネシア〉、太平洋広域担当局）と開発部門5部門（持続的経済開発局、開発戦略及び評価局、パートナーシップ・人道及び広域開発局、ビジネス開発・改善局、地球規模問題・スカラシップ局）から構成されている。開発部門の職員としてはウェリントン

注1：NZドル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

ンに185名、在外公館に19名が所属している（2017年6月現在）。

2. NGOや民間セクターとの連携

開発援助の実施にあたっては、他政府機関、地域・国際機関、NGO、民間セクター（観光、漁業および農業分野）等と協働して実施しており、特に支援対象国で活動しているニュージーランドNGOは、ODAを効果的に活用する上で重要な役割を担っている。

● ウェブサイト

New Zealand Foreign Affairs and Trade :
<http://www.mfat.govt.nz/>

● 資料

- ・「New Zealand Aid Programme Strategic Plan 2015-19」
- ・「New Zealand Aid Programme Investment Priorities 2015-19」

いずれも上記ホームページからダウンロード可能

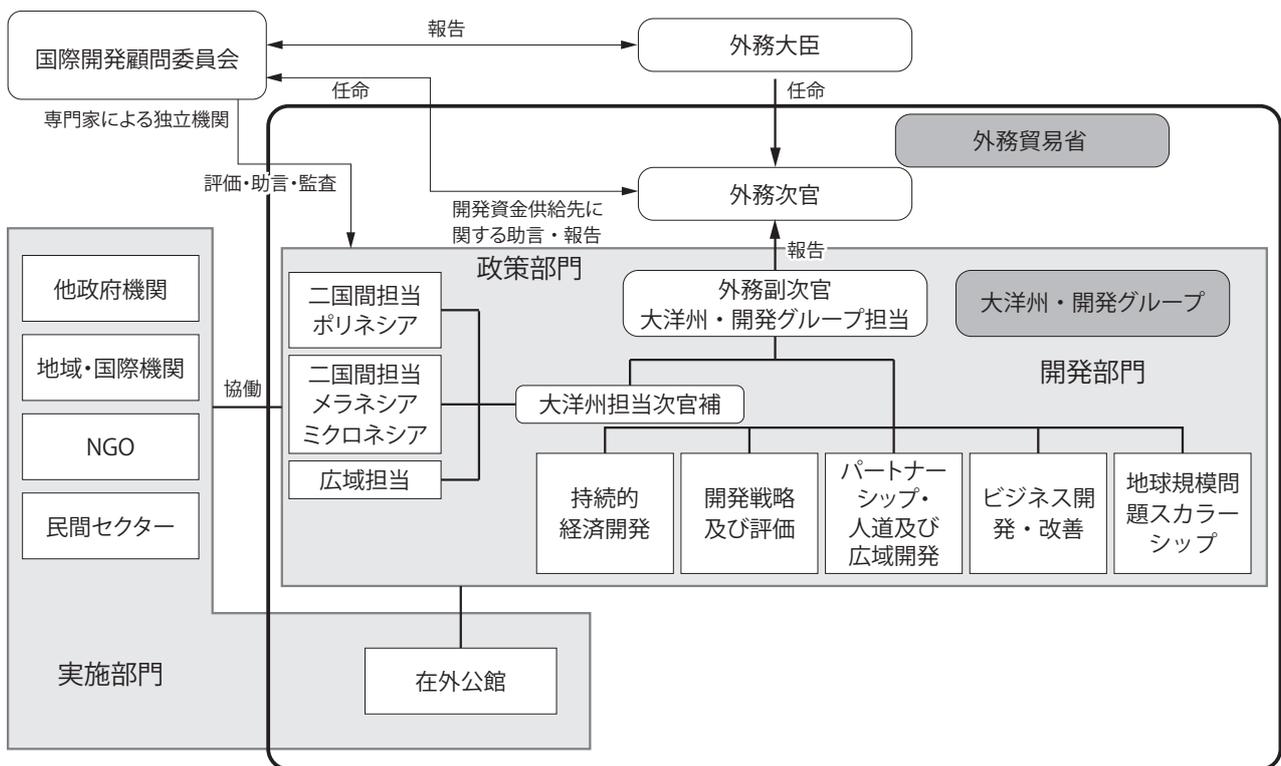
- ・「Annual Report 2015/16」

<https://www.mfat.govt.nz/assets/MFAT-Corporate-publications/MFAT-Annual-Report-2015-2016.pdf>

- ・「Evaluation Report 2015」

<https://www.mfat.govt.nz/en/aid-and-development/our-approach-to-aid/evaluation-and-research/evaluation-reports-2015/>

援助実施体制図



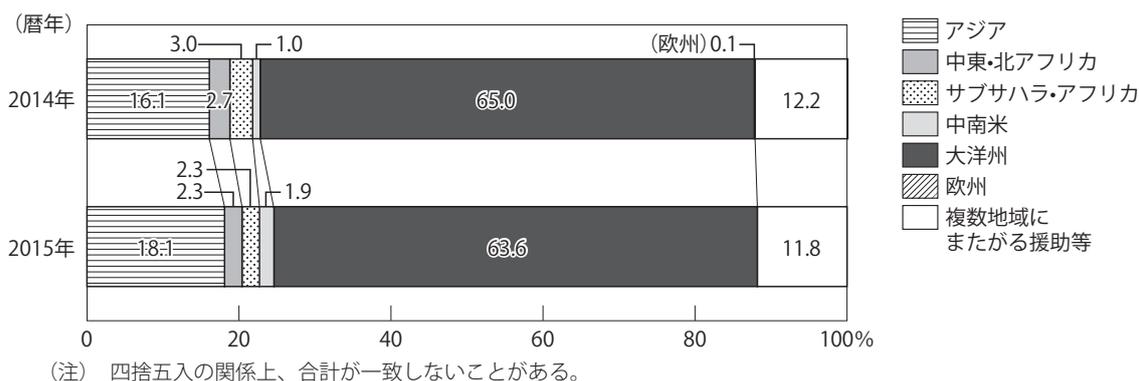
(1) 政府開発援助上位10か国 (支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ソロモン	26.84	6.6	1	バヌアツ	26.88	7.5
2	バヌアツ	25.27	6.2	2	ソロモン	20.28	5.7
3	パプアニューギニア	22.76	5.6	3	パプアニューギニア	19.64	5.5
4	クック	21.52	5.3	4	ニウエ	16.72	4.7
5	サモア	21.14	5.2	5	クック	16.01	4.5
6	[トケラウ]	18.00	4.4	6	東ティモール	14.91	4.2
7	キリバス	15.89	3.9	7	ツバル	14.22	4.0
8	トンガ	15.27	3.7	8	トンガ	14.11	3.9
9	インドネシア	13.57	3.3	9	サモア	13.80	3.9
10	東ティモール	10.80	2.6	10	キリバス	13.61	3.8
10位の合計		191.06	46.7	10位の合計		170.18	47.5
二国間ODA合計		409.09	100.0	二国間ODA合計		358.06	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

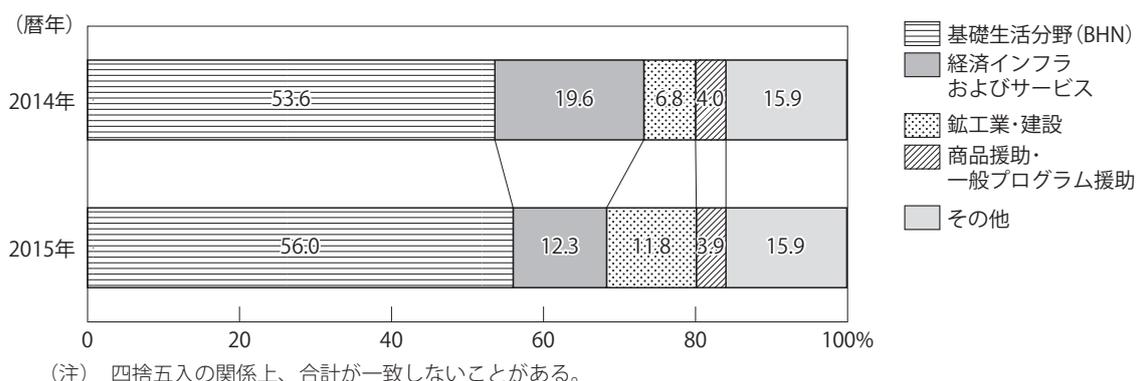
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

※ニュージーランドは、2016年実績の確定値データをDACに未提出 (2017年12月時点)。

19 ノルウェー (Norway)

援助政策等

1. 基本方針

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、①経済開発、②民主化、③人権、④良い統治（グッドガバナンス）、⑤貧困撲滅の促進を目的に掲げている。重点分野は教育、人道支援、公衆衛生、民間セクター支援、気候変動、人権。アンタイドかつ無償協力を基本とし、少なくとも2012年以降は毎年、すべての援助をアンタイドとしてOECDに報告している。2016年は二国間援助が約79%、多国間援助が約21%を占めた。パートナーとしては国連機関や赤十字、NGOを重視し、国際機関を通じた援助が総額の約43%を占める。

2016/2017年度の白書では、持続可能な開発目標（2030アジェンダ）を推進するための協調が重要だとし、具体的に再生可能エネルギーや途上国の公衆衛生・環境支援、長期的な人道支援アプローチなどを重視。また、2030アジェンダに向け、政府のみならず民間セクターおよびNGOが互いに協調した開発援助を採用する方針を打ち出した。ノルウェー外務省は各分野につき、評価レポートと年次報告書を発刊している。

2. 援助規模

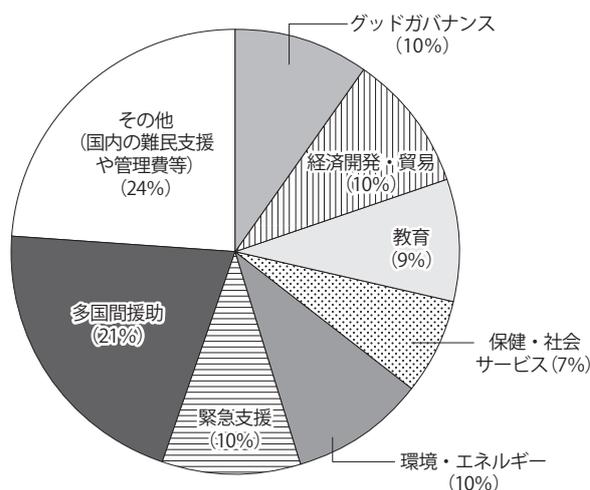
政府は従来、政府開発援助（ODA）額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を設定しており、2016年は総額約43.8億ドルを支出。対GNI比は1.12%だった。2017年も対GNI比1%を維持する見通し。

3. 重点分野

分野別では持続可能な開発目標（SDGs）のうち特に教育、グッドガバナンスと人権、ジェンダー平等、エネルギー、保健を優先する計画を明らかにしている。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油（Oil for Development）イニシアティブ」を策定し、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。天然資源を産出する開発途上国において当該国民への裨益（自国の貧困対策資金への充当等）を図るとともに、利益配分をめぐる対立の防止を目指している。この中で採取産業透明性イ

ニシアティブ（EITI）^(注1)にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。なお、ソールベルグ首相は国連SDGsアドボカシーグループの共同議長を務める（2017年末現在）。

2016年分野別援助比率（実績）



他方、2016年の分野別援助においては、2015年における大量の難民流入を受け、ノルウェー国内での難民支援に約67億クローネ（NOK）（約7.98億米ドル^(注2)）（援助額全体の約18%）が配分された。

4. 重点地域

援助額の内訳を地域別に見ると、2016年は二国間援助のうち、アフリカ地域が約18.2%（主要国は南スーダン、マラウイ、エチオピア、タンザニア、ウガンダなど）、中南米地域が約6%（主要国はブラジル、コロンビアなど）、アジア地域が約6.3%（主要国はアフガニスタン、インドネシア、ネパール、ミャンマーなど）、中東地域が約11.5%（主要国・地域はシリア、レバノン、パレスチナなど）、複数地域にまたがる援助等が約53.7%となっている。

特定11か国・地域（2017年はアフガニスタン、スーダン、南スーダン、パレスチナ、タンザニア、マラウイ、モザンビーク、ウガンダ、ザンビア、ソマリア、ブラジル）を重視する方針を取っている。国別ではシリア（10億1,920万NOK）（約1.21億米ドル^(注2)）への支援額が最も大きく、同国の内戦長期化が主な要因。

注1：石油・ガス・鉱物資源等の開発にかかわるいわゆる採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることを通じて、腐敗や紛争を予防し、もって成長と貧困削減につながる責任ある資源開発を推進するという多国間協力の枠組み。

注2：NOK/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

実施体制

ノルウェーにおいては2013年10月の新政権発足とともに、開発援助大臣が廃止され、援助政策は外務大臣の所管となった。引き続き外務省の外局であるノルウェー開発協力庁（NORAD）が中心となり援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金（NorFund）がある。

1. 外務省

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省（主に在外公館）で実施される。外務省は援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は外務大臣と国会の協議を経て決定される。

2. NORAD・NorFund

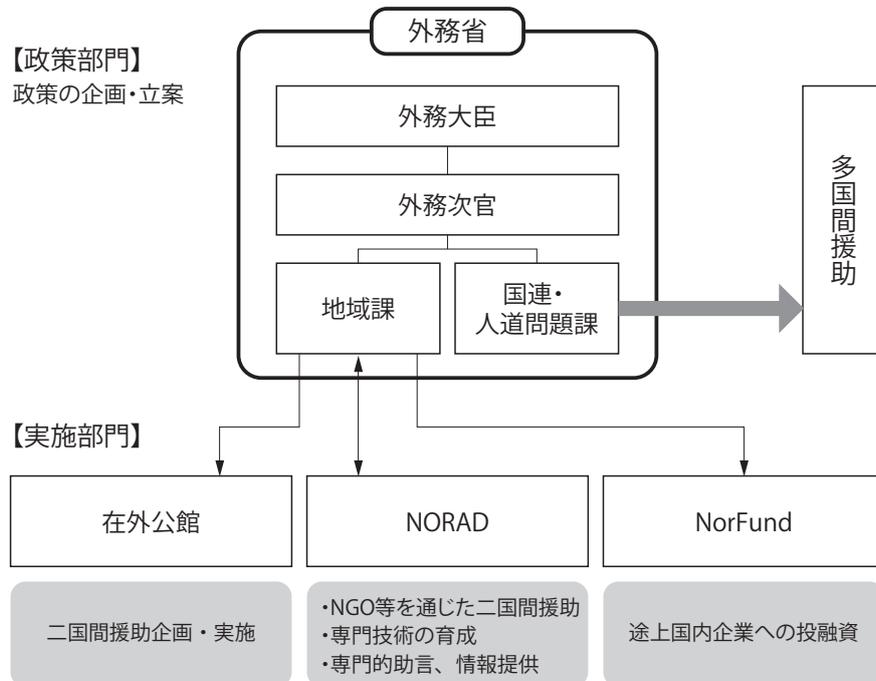
NORADは援助政策の重要なパートナーであるNGOに加え、国際機関や研究機関、途上国で活動するノルウェー企業を通じた資金支援という形で援助の一部

（2016年は援助総額の約14%）を実施している。また、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供、実施状況のモニタリングならびに評価を担当する。一方、NorFundは途上国の貧困削減と持続可能な産業への貢献を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。2016年には、新たに27億8,400万NOK（約3.31億米ドル^(注2)）を投資し、同年末時点の投資確約金額は167億6,200万NOK（約19.95億米ドル^(注2)）となっている。新規投資の内訳を見ると、主な投資先はサブサハラ・アフリカ（73%）であり、金融機関への投資が約14億5,200万NOK（約1.73億米ドル^(注2)）（52%）と、大部分を占める。

● ウェブサイト

- ・ノルウェー外務省（開発援助関連ページ）：
http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development_cooperation.html?id=1159
- ・Norad：<https://www.norad.no/en/front/>
- ・NorFund：<http://www.norfund.no>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

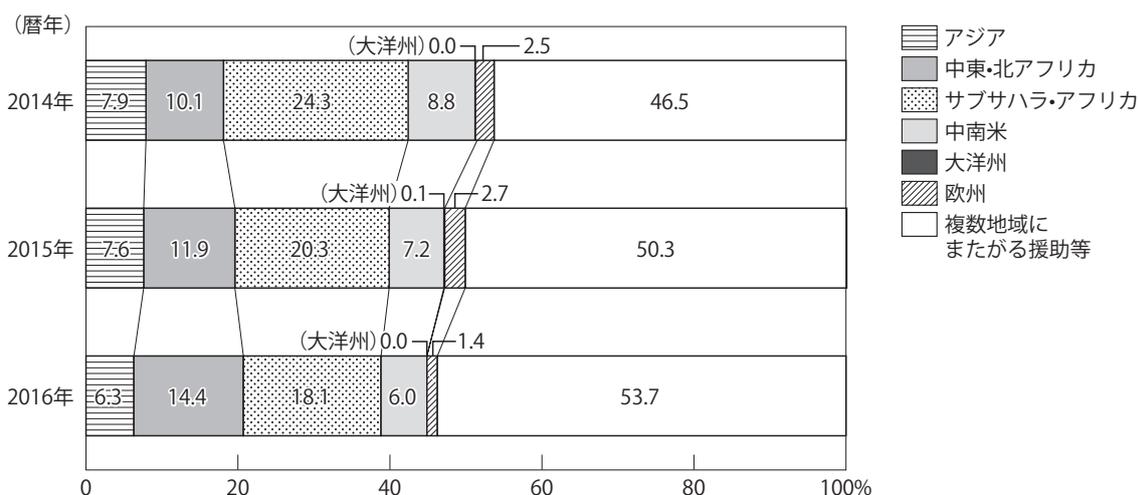
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ブラジル	140.05	3.6	1	ブラジル	157.20	4.8	1	シリア	121.33	3.5
2	アフガニスタン	118.05	3.0	2	アフガニスタン	84.70	2.6	2	ブラジル	111.54	3.2
3	[パレスチナ]	117.54	3.0	3	[パレスチナ]	78.17	2.4	3	アフガニスタン	82.61	2.4
4	南スーダン	94.97	2.4	4	マラウイ	73.26	2.2	4	[パレスチナ]	68.14	2.0
5	ガイアナ	92.32	2.4	5	シリア	64.04	1.9	5	南スーダン	66.77	1.9
6	マラウイ	84.41	2.2	6	ネパール	61.03	1.8	6	レバノン	65.00	1.9
7	タンザニア	71.81	1.8	7	南スーダン	58.58	1.8	7	マラウイ	62.75	1.8
8	ウガンダ	65.07	1.7	8	エチオピア	48.34	1.5	8	インドネシア	53.73	1.6
9	ソマリア	62.92	1.6	9	タンザニア	47.68	1.4	9	エチオピア	52.59	1.5
10	エチオピア	59.47	1.5	10	ウガンダ	44.60	1.3	10	イラク	47.94	1.4
10位の合計		906.61	23.3	10位の合計		717.60	21.7	10位の合計		732.40	21.2
二国間ODA合計		3,889.01	100.0	二国間ODA合計		3,306.79	100.0	二国間ODA合計		3,451.28	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

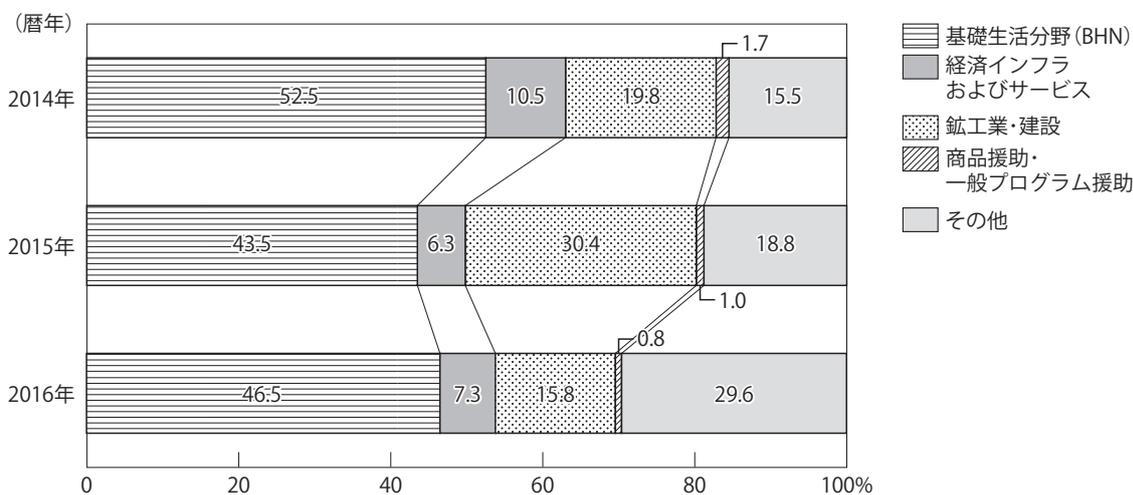
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

20 ポーランド (Poland)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策の関係

ポーランドにとって開発援助とは、近隣国および一部の遠隔地域に関与するための外交政策の重要事項である。また、開発援助の第一目的は「開発途上国の持続的発展を可能にする環境整備をするとともに、国際関係および国際協力の観点から、ポーランドの責任ある、信頼できる、そして国際社会に注目される国としての地位を強化させることにある」としている。

2013年10月には、第28番目のDAC加盟国となり、開発援助が確固たる法的基盤の上で機能していることを内外に示した。

2. 基本法・基本方針（短期および中長期）

ポーランド政府は、開発援助の効率化を目的として2012年1月1日に施行された開発協立法（Development Cooperation Act）に基づき、最初の多年度計画（Multi-annual Development Cooperation Programme）を策定して援助を開始した。

多年度計画はポーランドの開発政策の目標を示すとともに、対象とする地域・分野を特定している。最新の計画期間は2016～2020年の5年間で、グッド・ガバナンス（Good Governance）、民主主義・人権（Democracy and Human Rights）、人的資源（Human Capital）、企業・民間セクター（Entrepreneurship and Private Sector）、持続可能な農業・農村開発（Sustainable Agriculture and Rural Development）、環境保護（Environmental Protection）の6つの優先分野が設定されている。また、OECDガイドラインに沿った形での資源有効活用を可能にしており、外務省の単年度計画の基礎ともなっている。対象国・地域における情勢の変化やEU内での計画の変更・見直しの結果を踏まえて中間状況確認（mid-term review）が行われる。変更を行う場合は閣議での承認が必要となる。

3. 援助規模等

ポーランドの開発援助は、多国間援助および二国間援助に大別され、以下のように整理される。

(1) 多国間援助

EU（の予算への貢献）を通じた支援、欧州開発基金（European Development Fund）を通じた支援、

国連をはじめとする国際機関等を通じた支援

(2) 二国間援助

外務省が少額無償援助を中心に行っている支援、外務省以外の政府機関が行っている支援および外務省が外部のパートナーを通じて行っている支援

(3) 予算規模

援助政策の中心的存在は外務省であるが、ポーランドの援助の大部分は多国間の枠組みを通じて行われている。たとえば、2015年のODA全実績額の約77%（約3.41億ドル）を多国間援助が占め、残りの約23%の二国間援助額（約1億ドル）を大きく上回っている。2015年における開発援助の対GNI比は0.10%であった（DAC確定値）。

4. 重点地域

多年度計画に基づき援助の優先対象国を規定しており、以下の二つのグループに分類される。

・東方パートナーシップ諸国

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ジョージア、モルドバ、ウクライナ

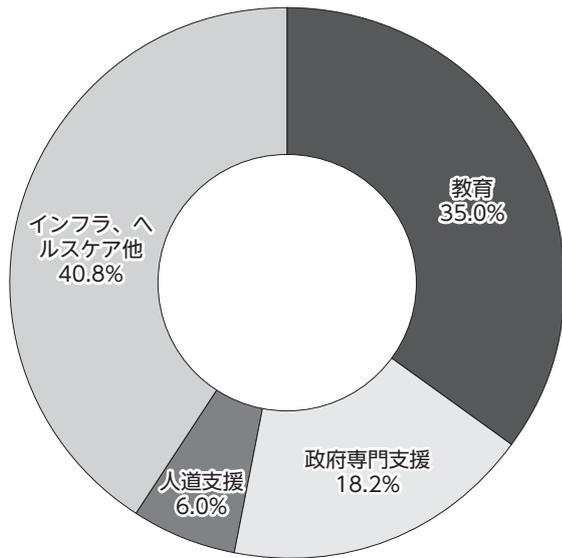
・貧困レベルの高い国々

アフガニスタン、リビア、チュニジア、ブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、パレスチナ、キルギス、タジキスタン

2015年の外務省関連の援助実施予算金額のうち60%が東方パートナーシップ諸国向けとなっている。

5. 重点分野

（2015年 二国間援助、ただし債務救済と貸付は除く）



6. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシイグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4+日本」外相会合で、「V4+日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

実施体制

1. 二国間援助

外務省のほか、他省庁の予算でも実施されている。外務省の予算による事業は、NGO、他省庁、地方自治体、大学や研究機関に実施を委託している。大使館が小規模無償で実施する事業もある。

2. 多国間援助

外務省と財務省により、主としてEU、国連、OECDへの分担金や任意の資金拠出を通じて、貧困の根絶、体制移行支援、人権・民主化支援、伝染病撲滅、医療の改善、教育へのアクセス拡大、途上国への人道支援に貢献している。

2012年に施行された開発協法力に基づき、諮問機関である開発協力政策評議会（Development Cooperation Policy Council）が設置された。同評議会は、議会、企業、NGO、学術・研究機関、主要省庁の代表21名で構成され、開発協力の優先地域・分野についての提案、単年度・多年度の計画の評価、政府の年次報告の評価等を行う。なお、外務省の開発協力担当次官が開発協力のナショナル・コーディネーターであり、また開発協力政策評議会の議長も務める。

3. NGOとの関係

外務省は海外における現場での援助実施を展開しているNGOと協働しており、年次会合であるDevelopment Cooperation Forumをはじめとする意見交換の場を設置している。

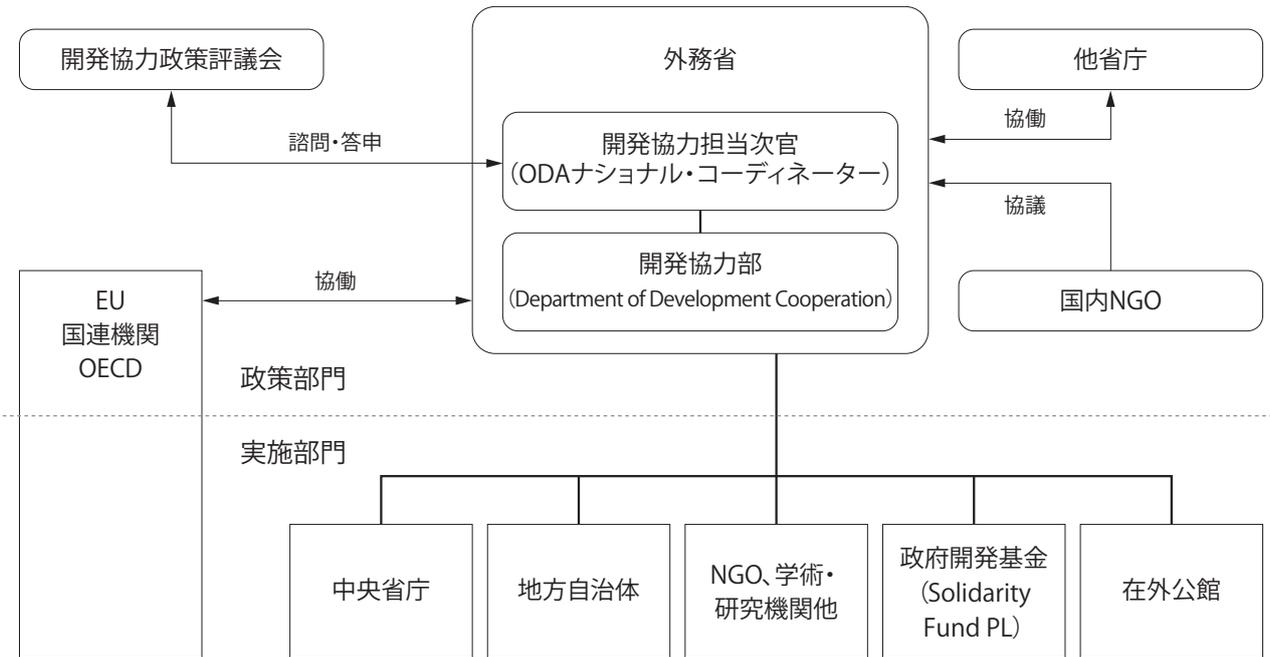
● ウェブサイト

- ・ポーランド外務省：<http://www.msz.gov.pl/>

参考：ポーランドのODAに関する2016年DAC確定値は以下の通り。

ODA計（支出純額）	：6.63億ドル
二国間ODA計（支出純額）	：1.49億ドル
国際機関向けODA計	：5.14億ドル
対GNI比	：0.15%

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

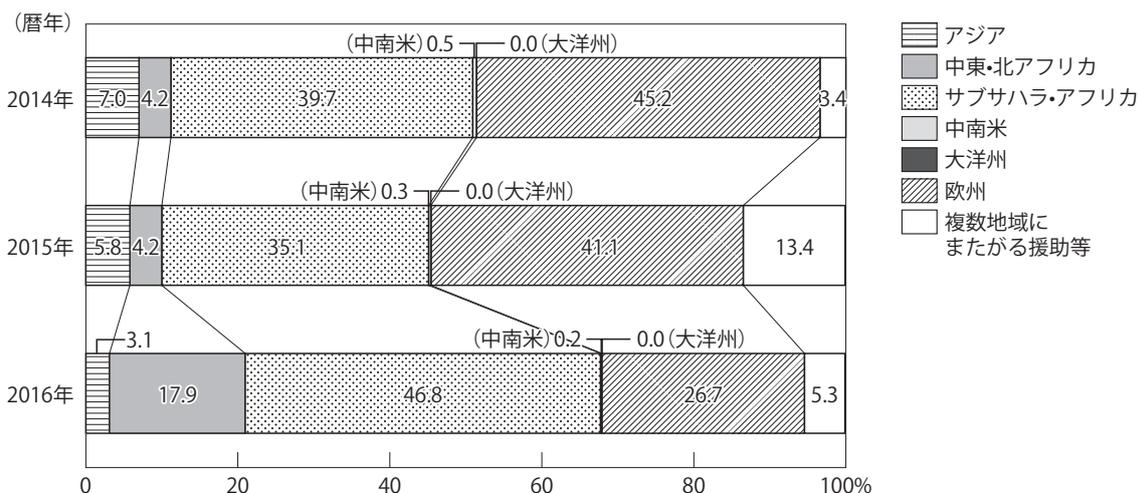
順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	エチオピア	23.48	28.5	1	ウクライナ	28.85	28.8	1	エチオピア	42.29	28.4
2	ウクライナ	21.95	26.7	2	エチオピア	27.29	27.2	2	ウクライナ	24.10	16.2
3	ベラルーシ	20.02	24.3	3	ベラルーシ	18.77	18.7	3	タンザニア	22.90	15.4
4	アンゴラ	14.45	17.6	4	アンゴラ	13.84	13.8	4	ベラルーシ	19.18	12.9
5	モルドバ	3.18	3.9	5	シリア	2.97	3.0	5	トルコ	18.13	12.2
6	ジョージア	2.54	3.1	6	モルドバ	2.46	2.5	6	シリア	9.43	6.3
7	シリア	1.34	1.6	7	ジョージア	1.99	2.0	7	ケニア	8.80	5.9
8	アフガニスタン	1.29	1.6	8	カザフスタン	1.08	1.1	8	アンゴラ	4.33	2.9
9	カザフスタン	1.22	1.5	9	[パレスチナ]	1.03	1.0	9	モルドバ	2.14	1.4
10	ケニア	1.12	1.4	10	カンボジア	0.99	1.0	10	ジョージア	1.84	1.2
10位の合計		90.59	110.1	10位の合計		99.27	99.1	10位の合計		153.14	102.8
二国間ODA合計		82.28	100.0	二国間ODA合計		100.19	100.0	二国間ODA合計		148.99	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。
- ・2014年および2016年の二国間のODAの合計金額が、10位までの被援助国に対する合計金額より少なくなっているのは、10位以下の被援助国への供与額の合計が、貸付などの回収額の合計を下回り、マイナスとなったことに拠る。

(2) 地域別割合の推移

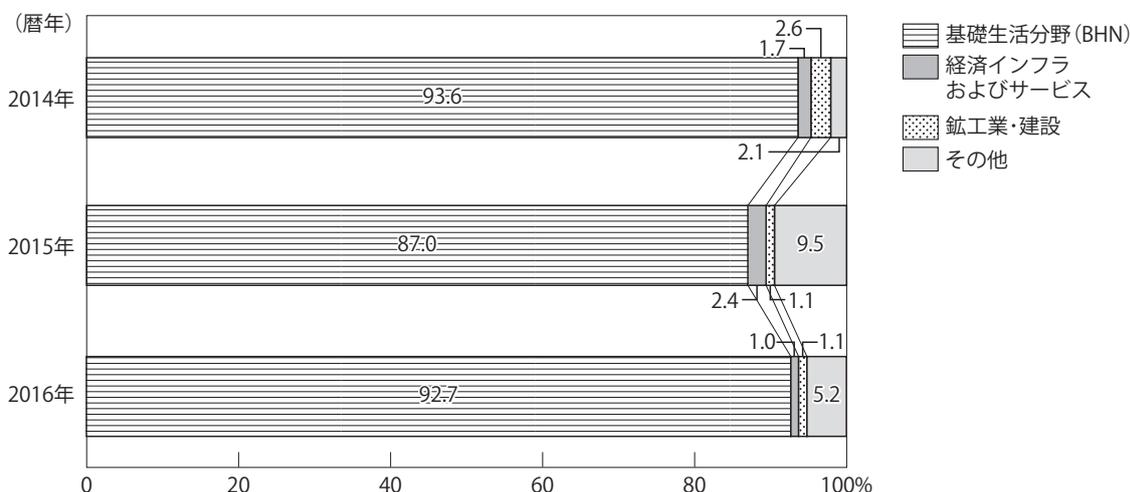
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

21 ポルトガル (Portugal)

援助政策等

1. 基本政策

ポルトガルのODAは、外交政策における重要なツールの一つとしてとらえられている。特にポルトガル語を公用語とする諸国を重視している。2014年にはポルトガル開発協力のための戦略的コンセプト2014-2020 (Conceito Estratégico da Cooperação Portuguesa 2014-2020) が策定され、開発協力を外交政策の重要な柱と位置づけつつ、受益国の利益を踏まえながらも、ポルトガルの国益に資するべきとした。また、同戦略的コンセプトにおいて、①二国間協力および国際的取組への参加による持続可能な開発の支援、②教育および能力の開発の支援、③緊急・人道支援をポルトガルODAの柱として掲げている。

2. 援助規模

2016年のODA実績は、3.43億ドル（前年3.08億ドル）で、多国間援助が64%（2.18億ドル）、二国間援助が36%（1.25億ドル）を占める。実績規模は、DAC加盟29か国（欧州連合を除く）中24位、シェアは0.2%（以上2016年DAC確定値）。2011年の欧州債務危機後にトロイカ支援を受けたポルトガルは、大幅な歳出削減を行ったため、ODA予算も削減の対象として減少傾向にあったが、2016年は前年よりも増加した。

3. 重点分野・地域

(1) 重点分野

重点援助分野は、受入れ国の重点政策とポルトガルの支援の強みを生かせる分野を勘案して決定されており、教育（言語教育含む）、人材育成を中心とするガバナンス支援、インフラ整備、公衆衛生等となっている。

(2) 重点地域

二国間援助主要対象地域は、歴史的・言語的につながるの深いポルトガル語圏諸国共同体 (CPLP) 加盟国のうち、アフリカ諸国5か国（カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ、アンゴラ）および東ティモールで、総援助額（支出純額ベース）の約60%を占めている。このうち、カー

ボヴェルデ（24%）、モザンビーク（19%）サントメ・プリンシペ（12%）、が援助対象上位3か国となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合（EU）、地域開発銀行を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注いでいる。

実施体制

1. カモンイス協力言語院

カモンイス協力言語院^(注1)はポルトガル外務省の監督下に置かれており、行政自治権を持つ機関である。カモンイス協力言語院は、ポルトガルの開発援助政策の総合的調整機関として機能しており、各省庁をはじめ民間セクター、NGO等と連携・調整の上でポルトガルの開発援助政策を策定している。主な役割は、自らの開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方針に従い開発援助活動を行っている。職員数は154人（2016年）であり、活動計画書および年次報告書等の提出が義務付けられている（後述のウェブサイトに掲載）。

2. カモンイス協力言語院と各アクターとの関係

(1) 各省庁：省庁間委員会 (CIC)

外務・国際協力担当副大臣が委員長を務め、開発援助プログラムを実施している10の省庁の国際関係局責任者および首相補佐官ほかで構成されている。2年ごとに総会が開催されるほか、委員長もしくはメンバーの3分の1の要請がある場合には特別会合も開催される。CICは、各種開発援助プログラムの調整および諮問機能的役割を担っており、委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、および省庁レベルでの協力調整を行う。

(2) 民間セクター

ポルトガルODAにおいて民間セクターは重要なパートナーとなっており、受益国の民間セクターとの共同作業や民間ならではの機動性を生かした現場に根ざしたODAを行うために重要な役割を果たしている。2008年には政府が60%を出資し、SOFID (Sociedade

注1：2012年末、当国の政府開発援助（ODA）を担っていたポルトガル開発援助庁（IPAD）は統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置された（IPADの権限は同機関へ移譲）。

para o Financiamento do Desenvolvimento, Instituição Financeira de Crédito, S.A.) と呼ばれる政府系開発支援銀行を設立し、受益国の民間セクターの持続可能な開発への支援を行っている。

(3) NGO

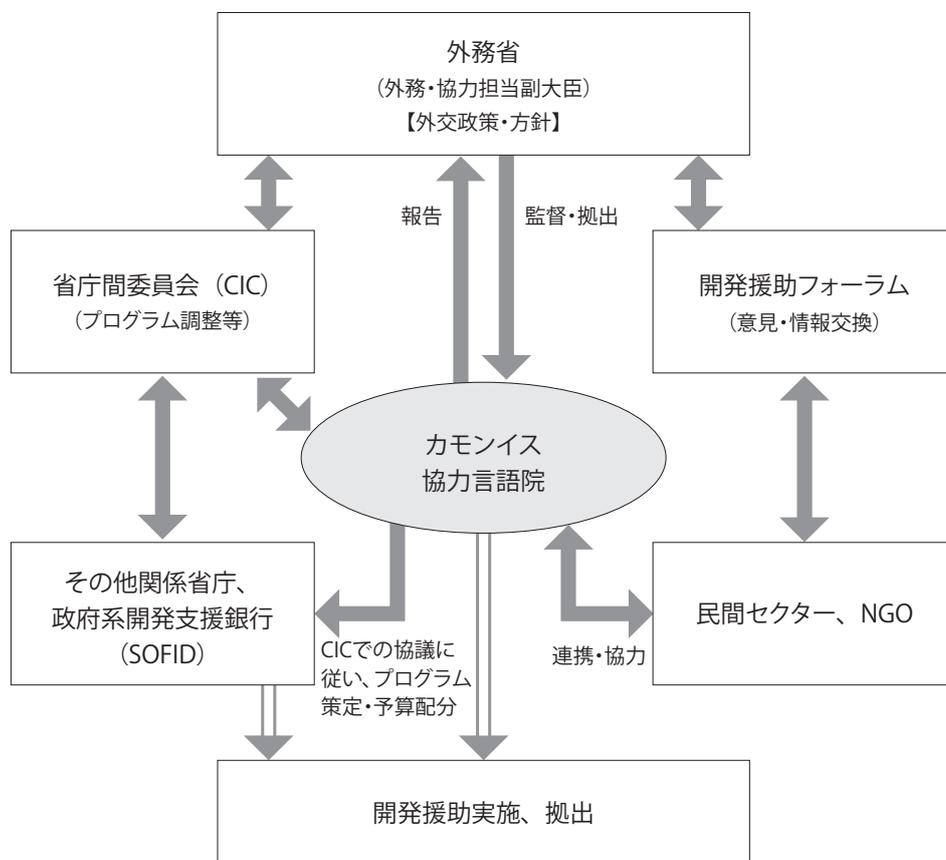
カモイス協力言語院には開発予算の中にNGOに関する特別予算が組まれるなど、NGOは伝統的に重要なパートナーと位置づけられている。また、カモイス協力言語院が事務局機能を担い、外務・協力担当

副大臣が長をつとめる「開発援助フォーラム」が定期的に開催されており、政府とNGOや大学との間で開発援助政策に関する意見交換、情報交換を行っている。このフォーラムは開発問題に関する諮問機関としての役割も果たしている。

● ウェブサイト

カモイス協力言語院：
<http://www.instituto-camoes.pt/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	カーボヴェルデ	137.38	55.7	1	カーボヴェルデ	50.14	34.3	1	カーボヴェルデ	30.79	24.7
2	モザンビーク	53.41	21.7	2	サントメ・プリンシペ	24.86	17.0	2	モザンビーク	24.12	19.3
3	東ティモール	17.68	7.2	3	モザンビーク	18.97	13.0	3	サントメ・プリンシペ	15.08	12.1
4	サントメ・プリンシペ	13.21	5.4	4	ギニアビサウ	13.85	9.5	4	東ティモール	14.58	11.7
5	ギニアビサウ	11.16	4.5	5	東ティモール	12.97	8.9	5	ギニアビサウ	12.97	10.4
6	中国	9.80	4.0	6	モロッコ	10.95	7.5	6	中国	8.84	7.1
7	ブラジル	3.69	1.5	7	中国	4.02	2.8	7	シリア	7.82	6.3
8	南アフリカ	1.62	0.7	8	ブラジル	3.07	2.1	8	モロッコ	6.60	5.3
9	セルビア	0.45	0.2	9	南アフリカ	1.26	0.9	9	ブラジル	2.30	1.8
10	モロッコ	0.40	0.2	10	シリア	0.69	0.5	10	南アフリカ	1.24	1.0
10	インド	0.40	0.2								
10位の合計		249.20	101.1	10位の合計		140.78	96.4	10位の合計		124.34	99.7
二国間ODA合計		246.44	100.0	二国間ODA合計		146.00	100.0	二国間ODA合計		124.77	100.0

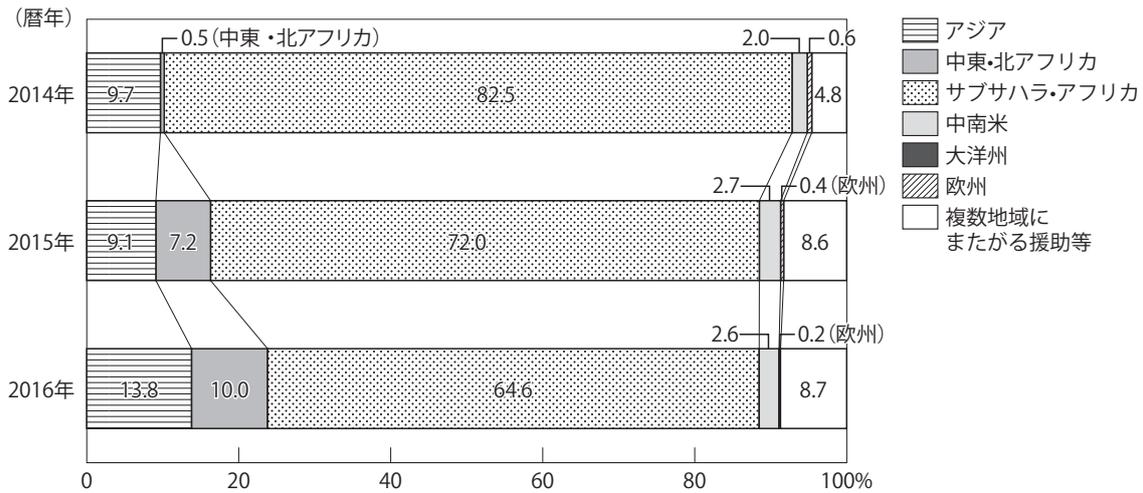
(注)

・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

・2014年の二国間のODAの合計金額が、10位までの被援助国に対する合計金額より少なくなっているのは、10位以下の被援助国への供与額の合計が、貸付などの回収額の合計を下回り、マイナスとなったことに拠る。

(2) 地域別割合の推移

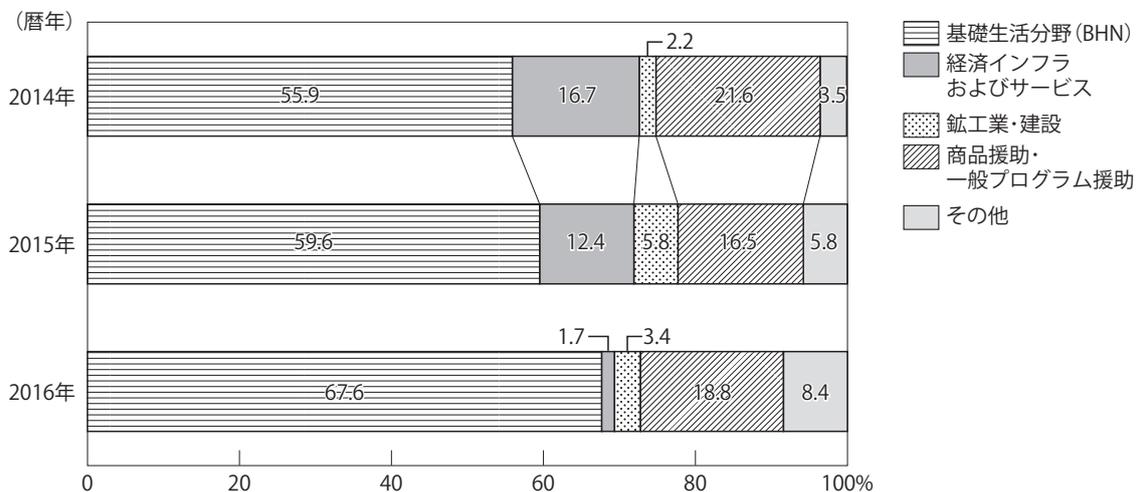
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

22 韓国 (Republic of Korea)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

2010年にDACに加盟した韓国は、同年1月、韓国の開発援助の目的、定義、基本精神、原則、国際開発協力委員会の設置を中心とする実施体制等について定めた「国際開発協力基本法（以下、基本法）」を制定し、法的基盤を整えた（同年7月に施行）。

同年10月、国際開発協力委員会において、韓国の開発援助の政策的基盤となる「国際開発協力先進化方案（以下、先進化方案）」が決定された。同方案を具体化するための中期戦略「分野別国際開発協力基本計画（2011～2015）（以下、基本計画）」、年次計画「国際開発協力総合施行計画（以下、施行計画）」も、それぞれ国際開発協力委員会において決定された。2015年には、第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）が同委員会において決定された。

2017年5月に発足した文在寅（ムン・ジェイン）政権は、「文在寅政権国政運営5か年計画」において、(1)新興経済国との協力拡大、(2)気候変動問題への積極的な対応、(3)開発協力を通じた若年雇用の創出、(4)体系的・統合的・効果的な開発協力推進体系の強化などを挙げている。

2. 援助規模

2017年のODA予算総額は、2兆6,359億ウォン（約22.7億ドル）であった（韓国ウォンベースで前年比約8.1%増）。うち二国間援助は約2兆1,300億ウォン（約18.4億ドル）で、そのうち無償資金協力^(注1)は約1兆1,755億ウォン（約10.1億ドル）、有償資金協力は約9,545億ウォン（約8.2億ドル）規模であった。また、国際機関を通じた援助が約5,059億ウォン（約4.4億ドル）であった（出典：韓国政府発表『2017年国際開発協力総合施行計画（確定額基準）』）。

2016年のODA実績の対GNI比は、0.14%であった（出典：韓国政府発表『2018年国際開発協力総合施行計画（要求額基準）』）。

3. 重点分野・地域

上記1.「基本法・基本方針」の第2次国際開発協力基本計画（2016～2020）は、有償資金協力について、グリーン成長、経済インフラ（交通、エネルギー、農業）、社会インフラ（教育、保健、ガバナンス）を重点分野としている。無償資金協力については、5大重点分野として教育、保健、公共行政、農林水産、産業エネルギーを挙げている。

2017年の分野別予算配分は、交通（12.4%）、保健（12.2%）、公共行政（12.1%）、農林水産（9.9%）、水資源（9.9%）、教育（8.7%）、エネルギー（7.1%）、人道的支援（4.2%）、環境（1.2%）、その他（22.2%）の順となっている。

先進化方案では、二国間援助予算の地域配分をアジア（55%）、アフリカ（20%）、中南米（10%）、中東・CIS（10%）、オセアニア等（5%）と定めている。また、26の重点協力国^(注2)に対しては、二国間援助予算の70%を配分するとしていたが、その後2015年に、重点協力国はアジア11か国（バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ネパール、フィリピン、パキスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム、スリランカ）、アフリカ7か国（エチオピア、ガーナ、モザンビーク、ウガンダ、ルワンダ、セネガル、タンザニア）、中東2か国（アゼルバイジャン、ウズベキスタン）、中南米4か国（ボリビア、パラグアイ、コロンビア、ペルー）の合計24か国に見直された。

2017年の地域別予算配分は、アジア（38.1%）、アフリカ（20.1%）、中南米（5.0%）、中東（7.5%）、オセアニア（0.5%）、その他（28.9%）となっている。

4. 日本との開発協力

2017年11月、日本において第18回日韓開発政策対話が開催された。同対話において両国は、それぞれの開発協力政策や持続可能な開発のための2030アジェンダ、国際保健、民間との連携など、様々な開発課題に対する両国の取組につき意見交換を行った。また、両国は、同じアジアにおける2か国だけのDACメンバーとして、開

注1：韓国では、無償資金協りに技術協力も含まれる。

注2：アジア11か国（ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、ラオス、スリランカ、ネパール、パキスタン、東ティモール）、アフリカ8か国（ガーナ、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、エチオピア、モザンビーク、カメルーン、ルワンダ、ウガンダ）、中東・CIS2か国（ウズベキスタン、アゼルバイジャン）、中南米4か国（コロンビア、ペルー、ボリビア、パラグアイ）、オセアニア1か国（ソロモン諸島）

発課題の解決に向けて、引き続き二国間および国際場裏で協力していくことを確認した。

実施体制

1. 総括および調整機関

(1) 国際開発協力委員会

国際開発協力に関する政策を総合的・体系的に推進するため、基本計画や施行計画を含む主要事項に関する審議・調整を行う。国務総理を委員長とし、外交部長官、企画財政部長官、国務調整室長、大統領令で定める中央行政機関および関係機関・団体の長、有識者など最大25名で構成される（以上、基本法第7条）。2014年3月には初のODA白書を発刊し、2017年8月には同白書の改訂版を発刊した。

(2) 国務調整室開発協力政策官室

国際開発協力委員会の事務局としての役割を果たすとともに、国際開発協力委員会の決定等に従い、ODA統合戦略の樹立および履行状況の点検、国際開発協力関連関係機関協議体の運営、国際開発協力の事業評価等を行う。

2. 所掌政府機関

(1) 外交部

無償資金協力を所掌。無償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成、履行状況の点検、実施機関（韓国国際協力団〈KOICA〉）との調整等を行う。

(2) 企画財政部

有償資金協力を所掌。有償資金協力分野の基本計画および施行計画の作成や履行状況の点検を行うとともに、実施機関（対外経済協力基金〈EDCF〉）と協力し

ながら事業の発掘および評価等を行う。

3. 実施機関

(1) 韓国国際協力団

（KOICA：Korea International Cooperation Agency）

外交部傘下であり、無償資金協力の実施機関^(注3)。職員数は417名（2017年9月時点）。海外44か国に在外事務所を有する。2017年予算は、7,661億ウォン（約6.6億ドル）であり、うち6,303億ウォン（約5.4億ドル）は政府からの支援である。

(2) 対外経済協力基金

（EDCF：Economic Development Cooperation Fund）

韓国輸出入銀行内に設置された政策基金であり、有償資金協力を実施している。海外13か所に同基金の在外事務所が設立されている。2016年は1兆7,460億ウォン（約14.3億ドル）の新規事業を承認した。1987年の設立以降、2016年末までに53か国、375の事業に対し15兆1,957億ウォン（約131.79億ドル）の承認を行い、累計執行額は約6兆5,469億ウォン（約53.61億ドル）である^(注4)。

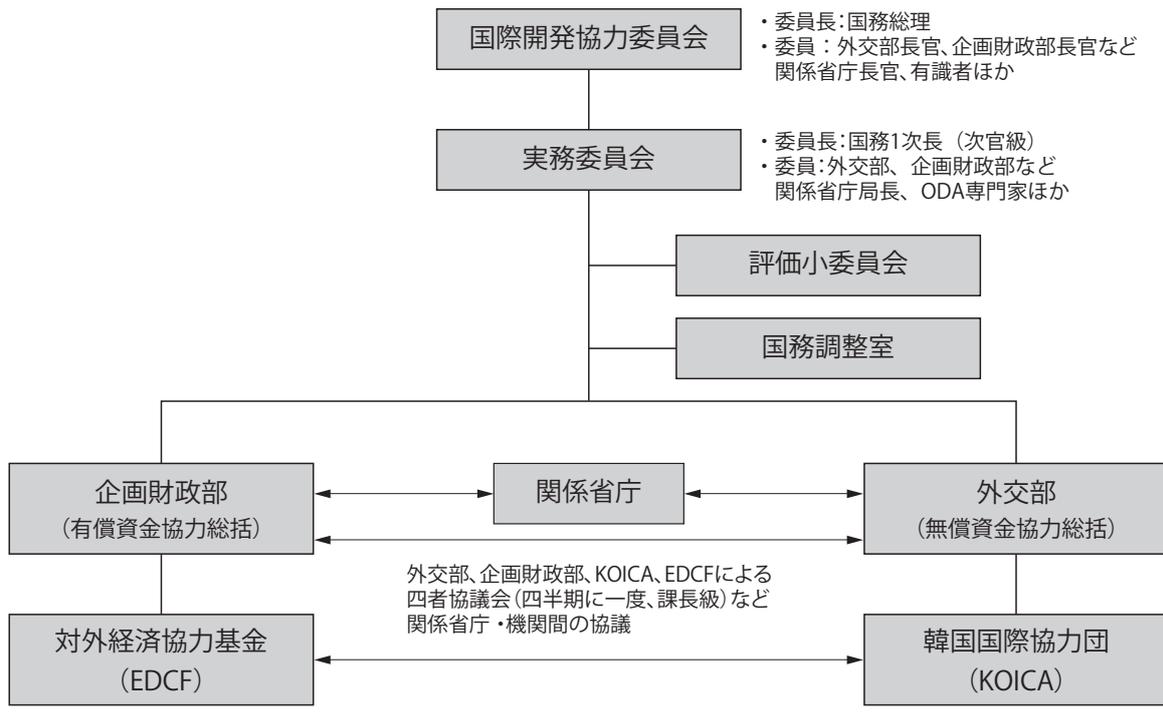
(参考)

- ・韓国のODA政策総合サイト：
<http://www.odakorea.go.kr/>
- ・韓国国際協力団（KOICA）：
<http://www.koica.go.kr/>
- ・対外経済協力基金（EDCF）：
<http://www.edcfkorea.go.kr/>
- ・韓国外交部による開発協力に関するサイト：
http://www.mofa.go.kr/www/wpge/m_3816/contents.do

注3：ただし、約42の政府機関および地方自治体も一部の無償資金協力事業を実施している。

注4：対外経済協力基金（EDCF）の事業額については、韓国ウォン及びUSドルともすべて同基金の「年次報告書」に掲載された内容を転載。

援助実施体制図



参考：韓国のODAに関する2016年DAC確定値は以下のとおり。

ODA計 (支出純額)	: 22.46億ドル
二国間ODA計 (支出純額)	: 15.48億ドル
国際機関向けODA計	: 6.98億ドル
対GNI比	: 0.16%

(1) 政府開発援助上位10か国

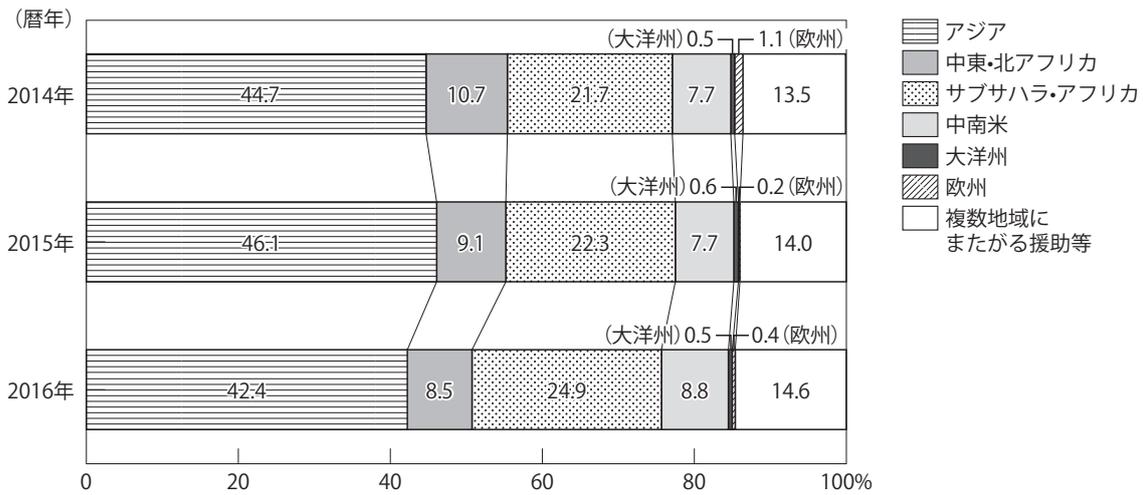
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ベトナム	178.84	12.8	1	ベトナム	217.16	14.8	1	ベトナム	179.83	11.6
2	タンザニア	79.84	5.7	2	ラオス	87.63	6.0	2	タンザニア	63.60	4.1
3	カンボジア	68.62	4.9	3	タンザニア	71.29	4.9	3	エチオピア	61.59	4.0
4	バングラデシュ	68.06	4.9	4	カンボジア	65.85	4.5	4	フィリピン	59.95	3.9
5	アフガニスタン	64.36	4.6	5	アフガニスタン	54.60	3.7	5	カンボジア	53.15	3.4
6	フィリピン	60.93	4.4	6	バングラデシュ	52.16	3.6	6	アフガニスタン	51.36	3.3
7	モザンビーク	56.51	4.0	7	エチオピア	46.02	3.1	7	モザンビーク	46.01	3.0
8	スリランカ	44.78	3.2	8	フィリピン	44.04	3.0	8	ミャンマー	44.42	2.9
9	エチオピア	42.91	3.1	9	モザンビーク	42.29	2.9	9	インドネシア	41.66	2.7
10	ヨルダン	40.16	2.9	10	ガーナ	39.84	2.7	10	モンゴル	41.41	2.7
10位の合計		705.01	50.5	10位の合計		720.88	49.1	10位の合計		642.98	41.5
二国間ODA合計		1,395.77	100.0	二国間ODA合計		1,468.79	100.0	二国間ODA合計		1,548.47	100.0

(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

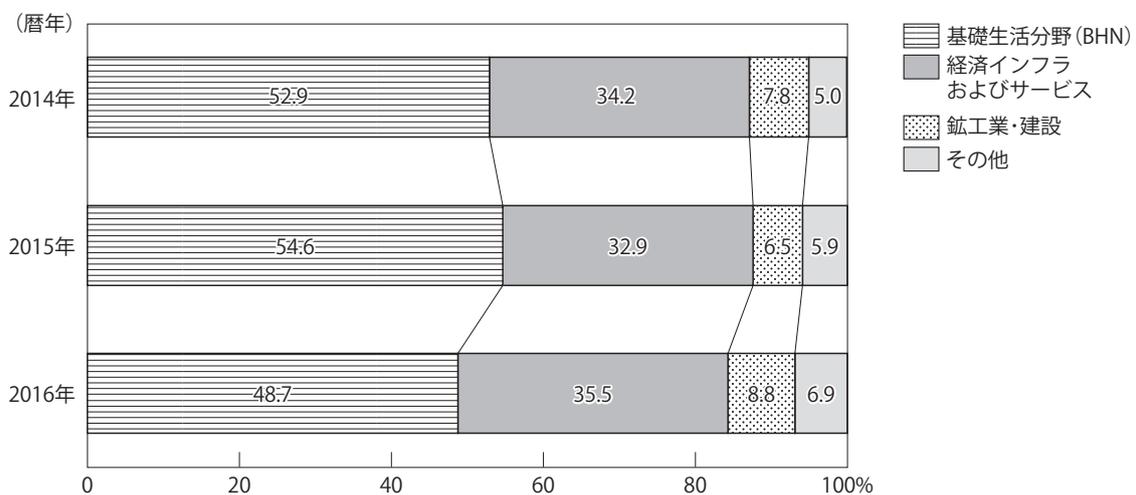
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

23 スロバキア (Slovakia)

援助政策等

1. 基本方針等

開発援助は外交政策の不可欠な一部であり、スロバキアの外交、経済の優先課題を反映し、EUや国際的な援助政策の原則やコミットメントに合致するものとされている。この考え方の下、「援助の効率性」と「開発政策の一貫性」がスロバキア開発援助の原則として掲げられている。

「ODAの目標」などが記載されているODA関連法規（政府開発援助法）は2007年に施行された法律であり、2014年からは、同法規と併せて「中期政府開発援助戦略」において、現状に合わせ基本方針や目標を定めている。具体的には、2013年にスロバキアが正式にDAC加盟国となったことなどを踏まえ、政府は開発援助方針等の策定プロセスを見直し、5年ごとの「中期政府開発援助戦略」において、援助の基本方針・目標、優先援助対象国、優先援助対象分野等を定めることとした。

2014～2018年の「中期政府開発援助戦略」では、基本方針を「主に貧困削減、民主主義とグッド・ガバナンスの強化を通じた持続可能な開発への貢献」とし、基本目標として「主に教育と雇用への支援を通じたパートナー国の人づくり」と「市民社会と国家機関との対話を含めた民主主義とグッド・ガバナンス支援」を掲げている。また、上記方針および目標の達成に当たり、スロバキアの体制移行や国際機関等への加盟の経験および開発援助の被供与国としての経験を活用するとしている。

2. 援助規模等

2017年の二国間援助の予算は全体で約1,934万ユーロであり、そのうちの約4割を外務・欧州問題省が担う。このほか内務省、農業・農村開発省、教育・科学・研究・スポーツ省、財務省、防衛省にも二国間援助予算が割り当てられ、それぞれの所管分野における援助を行っている。2017年の多国間援助の予算は公表されていないが、主にEU、その他の国際機関に対して拠出されており、2016年の拠出額は約8,000万ドル（DAC確定値）であった。

2014～2018年の「中期政府開発援助戦略」では、国内経済状況を考慮しつつ、2015年までに国民総所得（GNI）に占めるODA額の割合を0.33%にするというEU2004年加盟国としてのコミットメントを踏まえ、二

国間援助を中心に増額を図っていくとしているものの、2016年の割合は0.12%にとどまっている。

3. 重点分野・地域

2014～2018年の重点分野としては、教育、保健、グッド・ガバナンスと市民社会構築、農業と林業、水と衛生、エネルギー、市場環境開発・中小企業への支援の7つが挙げられている。

重点国はプログラム援助とプロジェクト援助の二つのカテゴリーに分けられる。2014～2018年は、プログラム援助が、アフガニスタン、ケニア、モルドバ向けに、プロジェクト援助がアルバニア、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ジョージア、コソボ、ウクライナ向けに行われる。このほか、南スーダンを「特に人道・開発ニーズが高い国」に指定している。

スロバキア政府によると、2016年に上記重点国に対して実施した援助の総額は約551万ユーロで、ケニアに対して約114万ユーロ、ウクライナに対して約113万ユーロ、モルドバに対して約41万ユーロ、などであった。また、シリア難民支援対応のため、シリアおよび周辺国（イラク、ヨルダンおよびレバノン）に対して約145万ユーロが拠出された。

4. 日本との開発協力

被援助国からドナー国となったヴィシエグラード4か国（V4：チェコ、ポーランド、スロバキアおよびハンガリー）から、日本の国際協力における経験を学びたいとの要望があり、2013年11月に開催された第5回「V4+日本」外相会合で、「V4+日本」共同プロジェクトを実施することが合意された。具体的には、①セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロの中小企業支援分野（2014年10月）、②モルドバの医療分野（2015年12月）、③セルビアのエネルギー関連分野（2016年10月）支援に関するワークショップが開催され、各国専門家と知見が共有された。

実施体制

1. 政府内の調整メカニズム

外務・欧州問題省が中心となってODAの企画・実施の調整が行われている。外務・欧州問題省の諮問機関として、政府開発援助調整委員会が設けられており、内務

省、財務省、環境省、農業・農村開発省等の関係政府機関の代表者がメンバーとなっている。

2. 実施機関

スロバキアの二国間援助の最大部分の実施は、外務・欧州問題省の下に設置されているスロバキア国際開発協力庁 (SAMRS, 英語名SAIDC) が担っている。SAMRSの2017年予算は約665万ユーロであり、職員14名、海外事務所はない。主な活動として専門家の派遣、NGO等からの申請に基づいたプロジェクトに対する補助金支給、児童支援等を行っているほか、ケニアとモルドバに

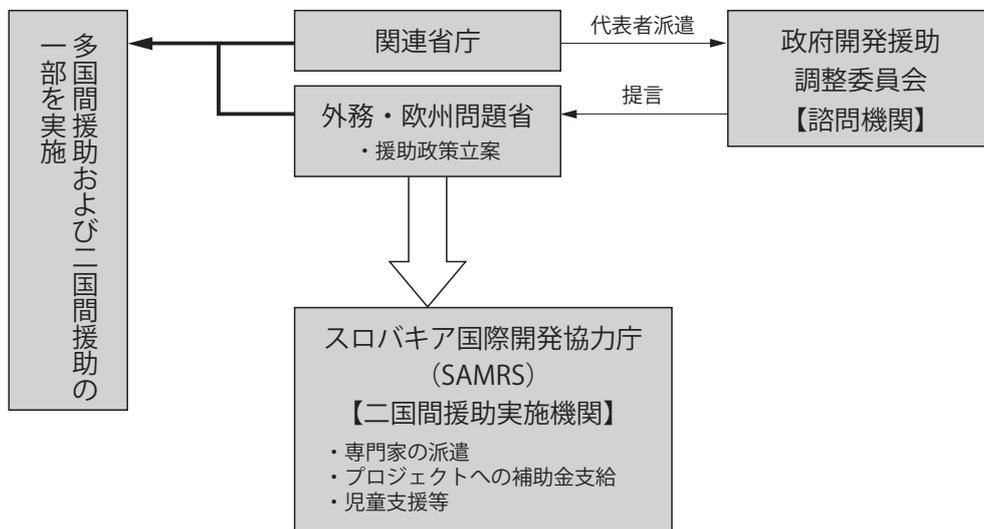
「開発協力担当外交官 (Development diplomat)」を派遣している。

また、外務・欧州問題省の他、内務省、内務省移民事務局、教育・科学・研究・スポーツ省、財務省、農業・農村開発省、原子力監督庁が二国間および多国間援助を実施している。

● ウェブサイト

<http://www.slovakaid.sk/> (年次報告書等各種資料の閲覧可能 (年次報告書はスロバキア語版のみ))

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

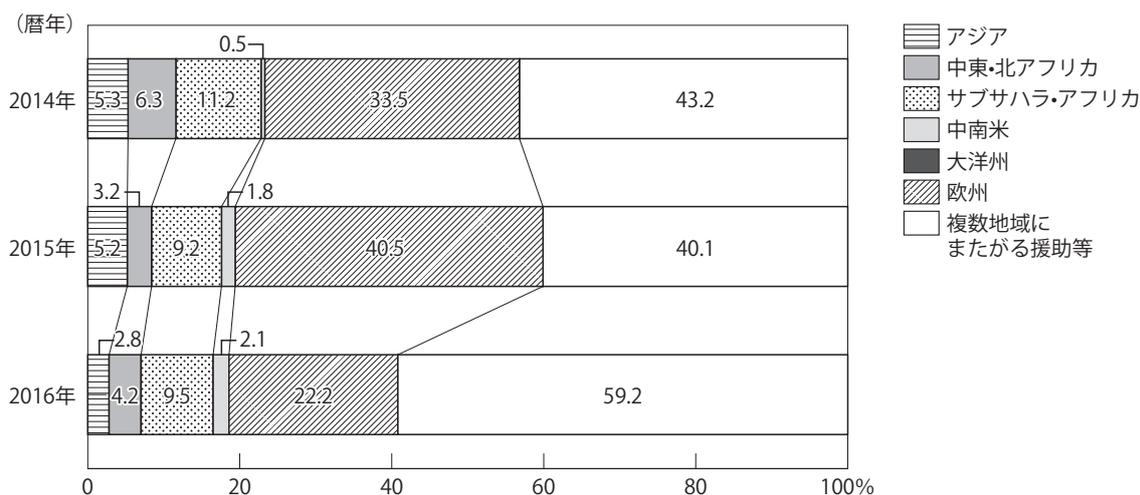
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	セルビア	1.31	8.0	1	ウクライナ	2.47	14.4	1	ケニア	2.11	8.2
2	ケニア	1.22	7.4	2	セルビア	1.53	8.9	2	ウクライナ	1.62	6.3
3	ウクライナ	1.07	6.5	3	ケニア	1.32	7.7	3	セルビア	1.07	4.2
4	モルドバ	0.69	4.2	4	モルドバ	0.85	4.9	4	モンテネグロ	0.58	2.3
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.56	3.4	5	ジョージア	0.37	2.2	5	モルドバ	0.46	1.8
6	アフガニスタン	0.56	3.4	6	コンゴ	0.34	2.0	6	ジョージア	0.44	1.7
7	コンゴ	0.46	2.8	7	アルバニア	0.31	1.8	7	コンゴ	0.39	1.5
8	南スーダン	0.39	2.4	8	アフガニスタン	0.26	1.5	8	ハイチ	0.38	1.5
9	ジョージア	0.37	2.3	9	ハイチ	0.24	1.4	9	アルバニア	0.35	1.4
10	モンテネグロ	0.29	1.8	10	ベラルーシ	0.22	1.3	10	シリア	0.35	1.4
10位の合計		6.92	42.2	10位の合計		7.91	46.0	10位の合計		7.75	30.2
二国間ODA合計		16.38	100.0	二国間ODA合計		17.20	100.0	二国間ODA合計		25.70	100.0

(注)
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

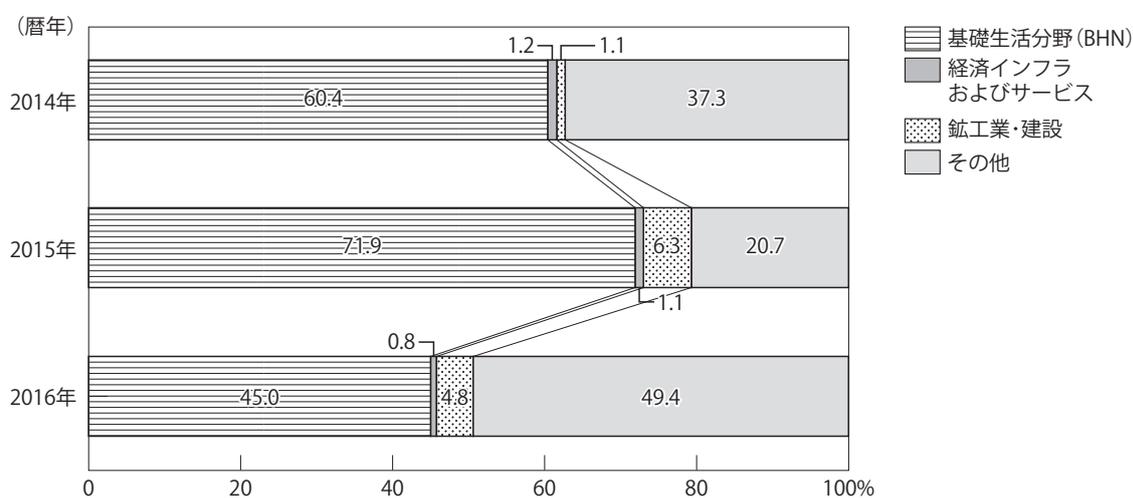
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

24 スロベニア (Slovenia)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

スロベニアは、2004年に正式にドナー国入りして以来、政府開発協力（ODA）を外交政策の重点事項の一つに掲げており、2006年に基本法として「スロベニア共和国国際開発協力法」が議会により採択された。同法においては、国際開発協力の目的として、貧困やエイズ・マラリア対策、平和と人間の安全保障、教育、持続可能な開発等を列挙しており、外務省を調整官庁に指定している。

(2) 基本方針

2015年までのODA基本方針が規定された「国際開発協力決議」に続き、2017年5月に提示された政府の新たな決議案が、同年9月に議会にて承認された。同決議では、国際開発協力が、引き続きスロベニア外交政策の重要手段の一つとして位置づけられている。また、同決議においては、重点地域として、①西バルカン、②欧州近隣政策対象国^(注1)、③サブサハラ・アフリカ、特に後発開発途上国（LDC）が規定され、重点分野として、①平和かつインクルーシブな社会の促進（グッドガバナンス、機会均等、質の高い教育）、②気候変動対策（資源およびエネルギーの持続可能な管理）が規定されている。なお、同決議は、対象期限は設けられていないが、持続可能な開発のための2030アジェンダが基盤の一つとなっている。

2. 援助規模

2016年のODA実績額は8,100万ドルで、対GNI比0.19%。内訳は、二国間援助が2,800万ドル（約35%）、多国間援助が5,300万ドル（約65%）。

スロベニア政府によると、2016年の二国間援助の地域別内訳は、西バルカン（50.8%）、アフリカ（2.0%）、東欧・コーカサス・中央アジア（0.9%）、他地域（3.2%）、地域割なし（43.1%）。

2016年の多国間援助の内訳はEU予算が3,767万ユーロ、欧州開発基金が824万ユーロ、世銀が334万ユーロ、国連が274万ユーロ、その他が273万ユーロ。

3. 日本との開発協力

スロベニアと日本は、人間の安全保障分野において協力して途上国支援を行っている。

1999年、バルカン諸国での地雷除去、犠牲者支援を目的としてスロベニア政府により設立された「人間の安全保障強化のための国際信託基金」（ITF）の活動に対し、UNDP（国連開発計画）を通じて100万ドルを供与した後、近年では、2009年以降、ITFとの間で、草根・人間の安全保障無償を通じ、総額約203万ユーロの地雷除去支援活動をボスニア・ヘルツェゴビナとクロアチアで実施している（2016年度時点）。

実施体制

1. 政府内の調整メカニズム

ODAのナショナル・コーディネーターに指定されている外務省の「多国間問題・開発協力・国際法局（Directorate for Multilateral Affairs, Development Cooperation and International Law）」が、省庁間作業部会等を通じて、ODAの政策・実施の全体調整を担い、ODA予算全体を管理している。

2. 実施機関

政府を代表してODAを実施することが認められた非営利団体「国際協力・開発センター（CMSR）」のほか、地雷除去など紛争後の復興を支援する「人間の安全保障強化のための国際信託基金（ITF）」、候補国のEU加盟プロセスを支援する「欧州展望センター（CEP）」、南東欧を中心とする財務省・中銀関係者の能力構築（キャパシティビルディング）を支援する「財務効率センター（CEF）」（2015年より国際機関）等の機関がODAを実施している。

またNGOも重要なODA実施機関であり、10以上の国内NGOに加え多数の国際NGOがODA実施を担っている。

なお、2017年5月、スロベニア外務省は、2018年より中央アフリカ地域での新規公館開設準備を開始する考えを示しており、今までアフリカ大陸ではエジプトの一公館のみであったが、今後はタンザニアでの公館開設が有力とされており、アフリカ南部への積極的な開発協力の基盤が整備されるものと期待されている。

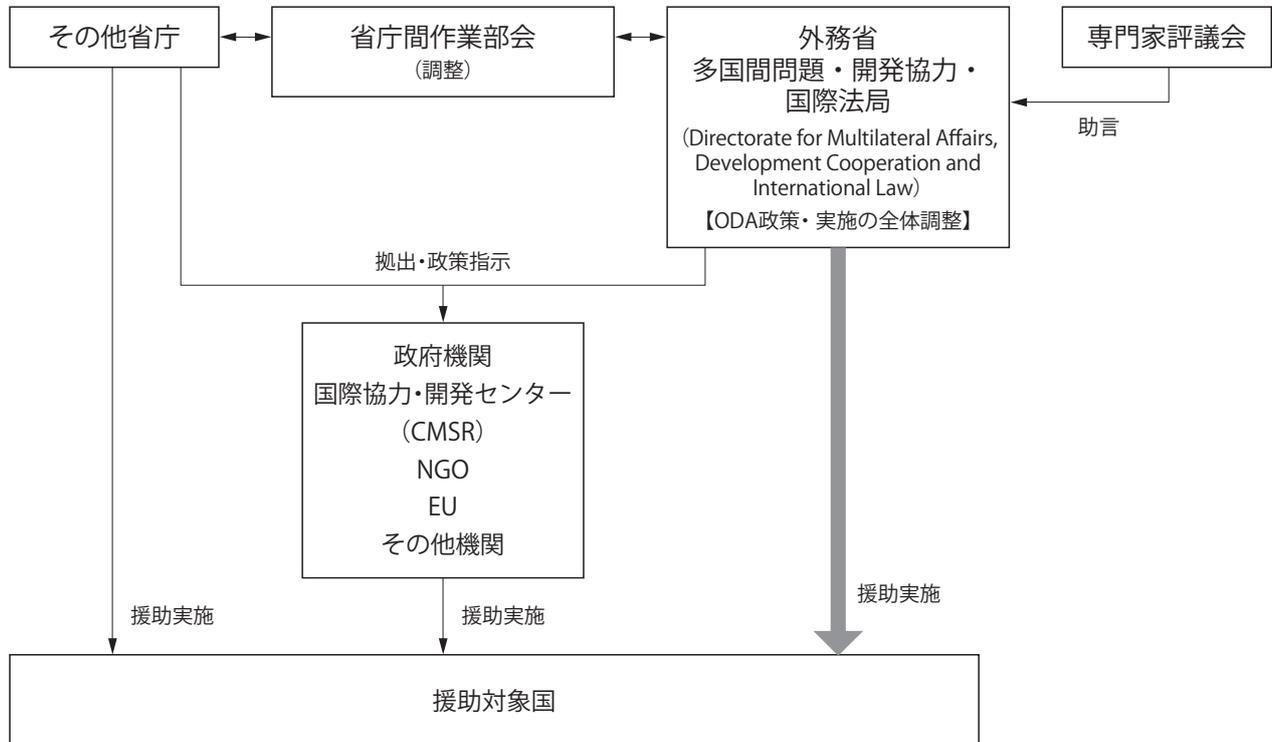
注1：欧州近隣政策とは、地域の安定と繁栄促進のため、EU領域の南東部の隣国を対象とするEU政策であり、現在の対象国は北アフリカ、中東、東欧・コーカサスにおける16か国。出典：EU対外活動庁ウェブサイト

● ウェブサイト

・ スロベニア外務省

<http://www.mzz.gov.si/en/>

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

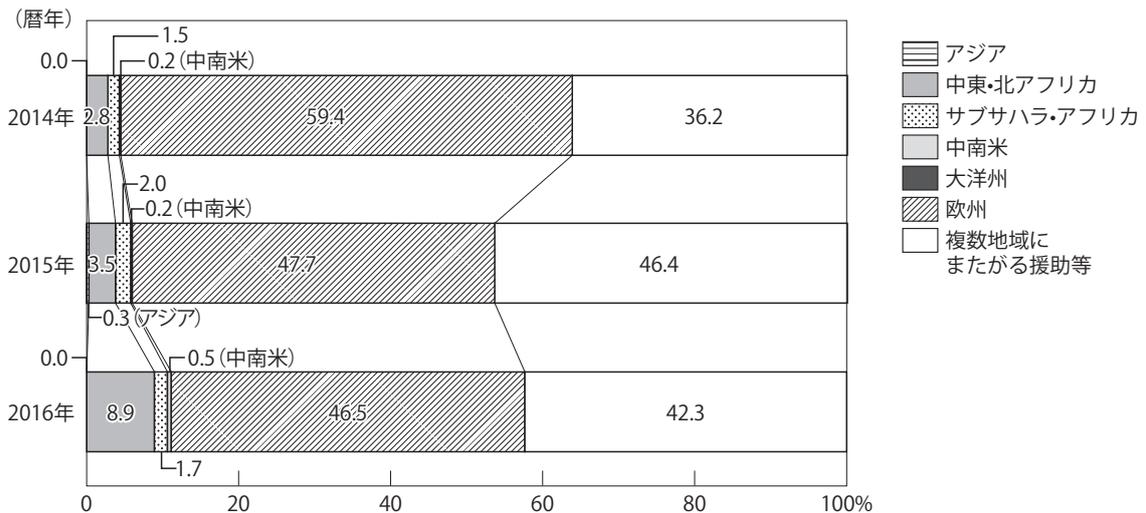
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.21	15.9	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.66	14.6	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.47	12.5
2	マケドニアユーゴスラビア共和国	2.76	13.7	2	マケドニアユーゴスラビア共和国	2.53	10.1	2	マケドニアユーゴスラビア共和国	3.00	10.8
3	モンテネグロ	1.53	7.6	3	モンテネグロ	1.73	6.9	3	セルビア	2.19	7.9
4	セルビア	1.26	6.2	4	セルビア	1.58	6.3	4	トルコ	1.66	6.0
5	コソボ	1.04	5.1	5	コソボ	1.07	4.3	5	モンテネグロ	1.36	4.9
6	モルドバ	0.49	2.4	6	ウクライナ	0.31	1.2	6	コソボ	1.23	4.4
7	アルバニア	0.39	1.9	7	[パレスチナ]	0.24	1.0	7	アルバニア	0.65	2.3
8	アフガニスタン	0.16	0.8	8	シリア	0.16	0.6	8	[パレスチナ]	0.35	1.3
9	[パレスチナ]	0.16	0.8	9	モルドバ	0.15	0.6	9	ウクライナ	0.20	0.7
10	ウクライナ	0.13	0.6	10	アフガニスタン	0.12	0.5	10	レバノン	0.13	0.5
10位の合計		11.13	55.1	10位の合計		11.55	46.0	10位の合計		14.24	51.1
二国間ODA合計		20.21	100.0	二国間ODA合計		25.10	100.0	二国間ODA合計		27.86	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

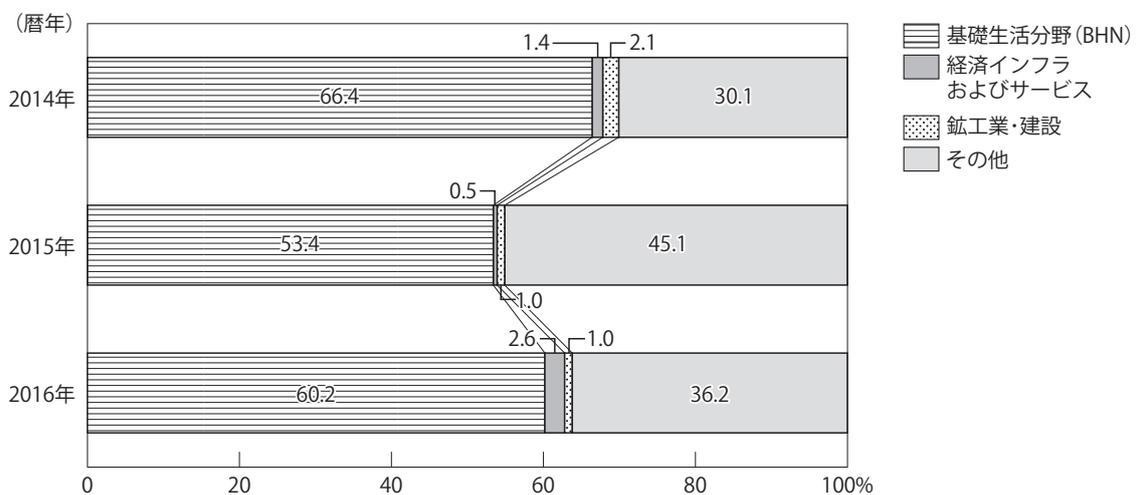
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

25 スペイン(Spain)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998号」(以下、国際開発協力法)は、スペインの国際開発協力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定している。開発協力政策については、最貧国および完全な民主主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズの充足および環境の保護・再生に関わる協力を推進すると定めている(第1条)。

(2) 基本方針

国際開発協力法は、スペインの開発協力政策は基本計画を通じて実施されると規定している(第8条)。外務・協力省は4年毎に基本計画を策定し、国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほか、それぞれの目標、優先課題、優先地域および予算を定めている。また、年次報告書を通じて、基本計画内に含まれるプロジェクトの追跡・評価を取り纏めている。

外務・協力省は、「スペイン国際開発基本計画2017-2020年」を策定中だが、作業の遅れから2017年12月時点で完成の目処がたっていないため、当面の間は、「国際開発基本計画2013-2016年」(2012年12月21日付閣議承認)に基づき開発協力政策を実施している。「国際開発基本計画2013-2016年」では、①民主的なガバナンスおよび法治国家体制の確立、②貧困・格差削減、③貧困層の経済的機会の向上、④基本的な社会サービスを含む社会的結束の促進、⑤ジェンダー平等および女性の権利の推進、⑥持続可能な成長・平和・環境保護の推進、⑦質の高い人道援助、および⑧開発教育の8つの取組を優先課題としている。

開発協力はスペインの外交政策の最も重要な手段の1つであり、スペイン国民、中央政府、地方政府、民間企業および市民団体(NGOおよび労働組合)のコンセンサスの下で実施されている。

2. 援助規模

スペイン政府によると、2016年のスペインODA実績は38億6,820万ユーロ(純額)と前年比で167.5%増加

し、対国民総所得(GNI)比で0.35%となった。(ただし、当該実績額のうち、約19億ユーロ(GNI比0.18%)相当がキューバ向け債務の減免等によるもの。)その内の23億4,852万ユーロは二国間援助、15億1,968万ユーロは多国間援助に向けられた。スペインのODA予算は、2008年47億6,169万ユーロに達したが、その後の経済危機を受けて実施された緊縮財政政策により大幅に削減され、2014年には14億1,457万ユーロまで減少した。スペイン経済は回復基調にあり、政府は今後、ODA予算を危機前の水準まで引き上げていく予定である。

2017年度のODA予算は、前年比2.3%増の24億5,072万ユーロ(純額)、対GNI比で0.21%となる見込み。「国際開発基本計画2013-2016年」には、国連の目標である対GNI比0.7%の達成は困難であるが、比較優位性のある分野と国に特化していくことで、国際協力の効果が最大限発揮されるようにする必要があると記されている。

3. 重点地域

「国際開発基本計画2013-2016年」に盛り込まれている国際開発協力政策は、各種開発指数や開発援助のインパクト等に応じて、以下の23か国を重点地域と定めている。

- ・中南米(12か国): ボリビア、コロンビア、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国
- ・北アフリカおよび中東(4か国・[地域]): モーリタニア、モロッコ、西サハラ、[パレスチナ]
- ・西アフリカ(3か国): マリ、ニジェール、セネガル
- ・その他のアフリカ諸国(3か国): エチオピア、赤道ギニア、モザンビーク
- ・アジア(1か国): フィリピン

4. NGOの活用

「国際開発基本計画2013-2016年」は、開発NGOを重要なパートナーと位置付けており、開発協力政策における開発NGOの役割・協力体制・資金協力に関する枠組みを定めている。

外務・協力省国際開発協力庁に登録されている開発NGOは2,000団体以上に上り、世界100か国以上で様々な事業を展開している。その内の44団体は認定開発

NGOに指定されており（開発NGOへの認定の付与・見直し・取り消しに関する2013年9月17日付国際開発協力庁総裁決定）、同庁との協力合意を通じて、人権保護（教育、水および医療へのアクセス含む）、法治国家体制の強化、包摂的な成長の推進や緊急救済活動に取り組んでいる。

近年は、地域別で中南米、分野別で生産性向上に関するプロジェクトへの資金供与に重点が置かれている。

5. 民間セクターとの連携

民間企業は開発途上国の持続可能な発展において重要な役割（雇用創出、所得向上、各種製品・サービスの提供、労働者の技能開発等）を果たしているとの認識の下で、「国際協力基本計画」は官民連携の促進に向けて、以下の基本軸を定めている。

- (1) 企業幹部を対象とした開発協力に関する認識向上の推進
- (2) 民間企業の参加を促すためのインセンティブ導入および適切な環境の創出
- (3) エネルギー・農産品分野等における実証プロジェクトの実施
- (4) 官民連携を推進する部署の設立

具体的には、外務・協力省国際開発協力庁に企業・開発部が設立されたほか、官民パートナーシップ（PPP）規約が打ち出されるなど、官民協力体制の確立および強化が進められている。これまで27の官民連携プロジェクト（中南米・カリブ諸国16件、アフリカ・エチオピア1件、文化・科学技術分野10件）が実施過程にある。

実施体制

外務・協力省国際協力長官傘下のスペイン国際開発協力庁（AECID：Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo）は、国際開発協力法の下で実施されるスペインの国際開発協力の実施機関である。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における貧困削減および持続可能な開発のための人材育成に向けられた国際開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」および手法は、政策実施の際の基準となっている。

AECID在外事務所は、世界各地に所在する在外公館の配下に置かれ、海外での業務運営および政策実施を担うと共に、その他の公共行政機関が推進する国際開発協力計画の実行に協力している。在外事務所は49に上り、主に中南米地域に所在している。

2017年度のAECID予算は2億8,443万ユーロに上る（全ODA予算の10.8%）。職員数は国内外合わせて938人（2017年1月時点）。

● ウェブサイト：

- ・ スペイン国際開発協力庁（AECID）：
<http://www.aecid.es/es/>

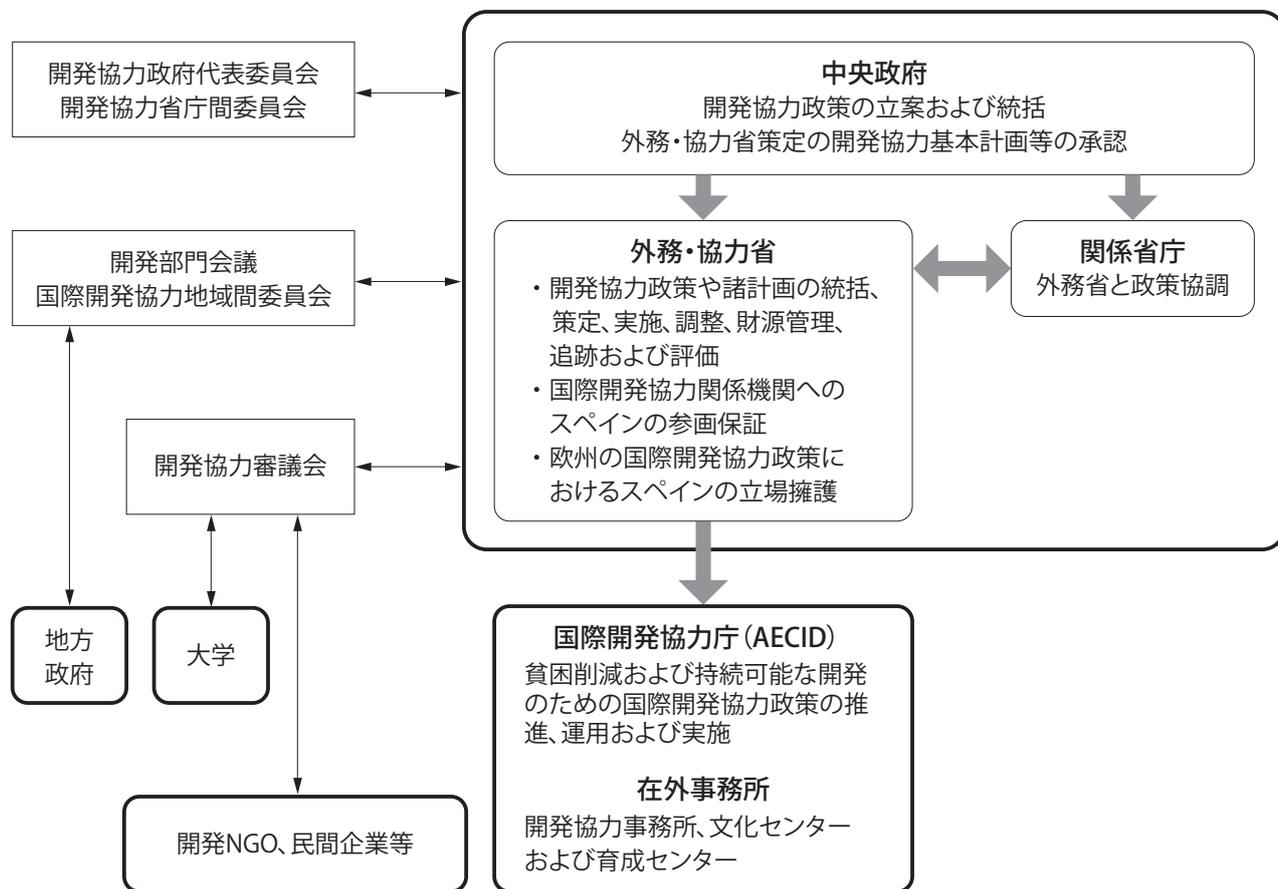
● 参考資料

- ・ “Ley 23/1998, de 7 de julio, de Cooperación Internacional_para el Desarrollo”、 “Plan Director de la Cooperación_Española 2013-2016”、 “Comunicación 2015”、 “Presupuestos_Generales del Estado para 2017”

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた援助実施体制は以下のとおり：

- ・ 政策統括機関：中央政府、外務・協力省、関係省庁
- ・ 政策実施機関：関係省庁、地方政府、国際開発協力庁 (AECID) および在外事務所、大学、民間企業、NGO
- ・ 諮問調整機関：開発協力政府代表委員会、開発協力省庁間委員会、開発部門会議、国際開発協力地域間委員会、開発協力審議会



参考：スペインのODAに関する2016年のDAC確定値は以下の通り。

ODA計（支出純額）	： 42.78億ドル
二国間ODA計（支出純額）	： 25.97億ドル
国際機関向けODA計	： 16.81億ドル
対GNI比	： 0.35%

(1) 政府開発援助上位10か国

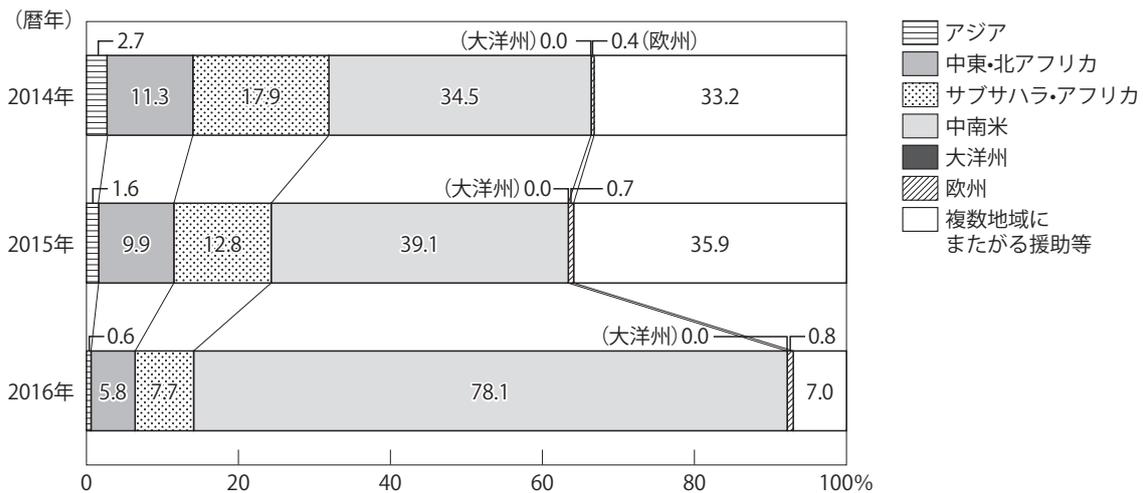
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	[パレスチナ]	19.45	4.2	1	キューバ	125.63	35.4	1	キューバ	2,117.63	81.5
2	エルサルバドル	18.86	4.1	2	モロッコ	17.66	5.0	2	コートジボワール	42.00	1.6
3	ニジェール	17.44	3.8	3	[パレスチナ]	16.75	4.7	3	シリア	41.30	1.6
4	ボリビア	16.93	3.6	4	モーリタニア	14.76	4.2	4	トルコ	28.84	1.1
5	グアテマラ	16.01	3.5	5	セネガル	12.61	3.6	5	[パレスチナ]	18.71	0.7
6	モロッコ	15.69	3.4	6	レバノン	12.19	3.4	6	グアテマラ	15.71	0.6
7	ニカラグア	14.99	3.2	7	グアテマラ	11.82	3.3	7	ウクライナ	15.41	0.6
8	ハイチ	12.80	2.8	8	モザンビーク	11.47	3.2	8	ボリビア	14.76	0.6
9	マリ	12.66	2.7	9	ニカラグア	9.18	2.6	9	エルサルバドル	13.80	0.5
10	シリア	12.04	2.6	10	マリ	9.03	2.5	10	コロンビア	11.74	0.5
10位の合計		156.87	33.8	10位の合計		241.10	68.0	10位の合計		2,319.90	89.3
二国間ODA合計		463.96	100.0	二国間ODA合計		354.57	100.0	二国間ODA合計		2,597.06	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

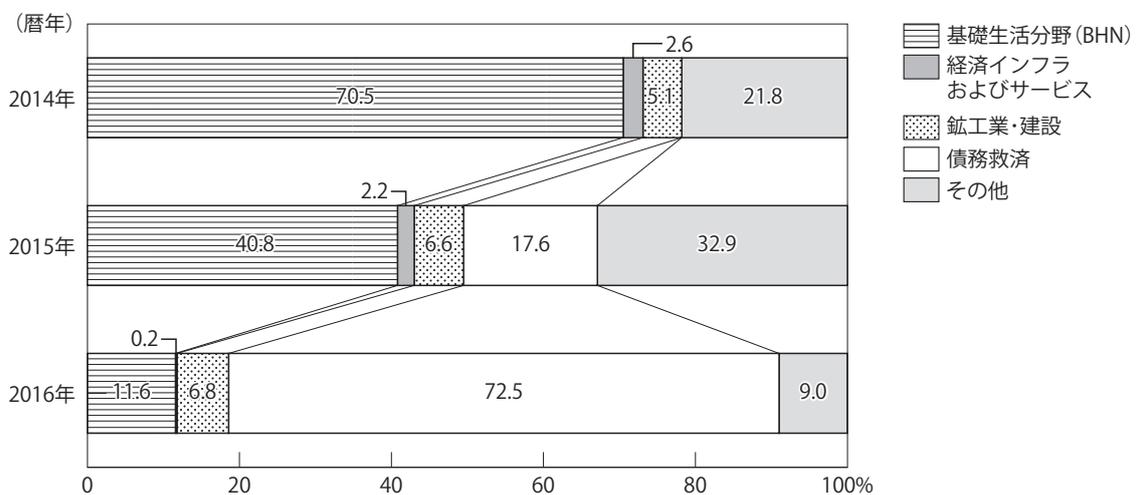
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

26 スウェーデン(Sweden)

援助政策等

1. 基本方針

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められており、開発援助については、貧困層の生活の質を向上させる努力を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化しており、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としている(openaid.se)。

開発援助は次の分野を優先分野としている。

(1) 民主主義と人権

自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を対象に民主化と表現の自由を実現するための支援など

(2) 環境と気候

気候変動への適応、水環境および衛生分野での水準向上など

(3) 男女平等と開発における女性の役割

SDGsの達成に向けた努力を通じて男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関する健康および権利を実現するための一環としての妊産婦の支援など

2. 援助規模

2016年のスウェーデンの政府開発援助の当初予算は、434億スウェーデン・クローナ(約50.7億米ドル^(注1))とされ、この中で純粋な開発援助予算は324億スウェーデン・クローナ(約37.9億米ドル^(注1))と見積もられていたが、34,500人と予想されていた庇護申請者数が難民受入抑制策やEUトルコ合意により約29,000人とどまったことにより、当初82億スウェーデン・クローナ(約9.6億米ドル^(注1))と見積もられていた難民対策費は、59億スウェーデン・クローナ(約6.9億米ドル^(注1))ま

で減少し、純粋な開発援助予算は347億スウェーデン・クローナ(約40.6億米ドル^(注1))まで増加した。

2017年の政府開発援助予算は461億スウェーデン・クローナ(約53.9億米ドル^(注1))であるが、これは対GNI比0.99%であり、2018年には目標として掲げる1%とすることを目指している。前年同様に大きな割合を占めるスウェーデン国内の難民対策費(81億スウェーデン・クローナ(約9.5億米ドル^(注1)))等を差し引いた純粋な開発援助予算は、350億スウェーデン・クローナ(約40.9億米ドル^(注1))である。

3. 重点分野・地域

スウェーデン政府資料によると、2016年の政府開発援助総額434億スウェーデン・クローナ(約50.7億米ドル^(注1))の供与先別に見ると、①国際機関等の多国間援助(120億スウェーデン・クローナ(約14.0億米ドル^(注1)))、②二国間援助(114億スウェーデン・クローナ(約13.3億米ドル^(注1)))、③地域機関(地域NGO等)(73億スウェーデン・クローナ(約8.5億米ドル^(注1)))、④スウェーデン国内の難民(59億スウェーデン・クローナ(約6.9億米ドル^(注1)))、⑤その他(各国NGO等)(39億スウェーデン・クローナ(約4.6億米ドル^(注1)))、⑥EU対外援助への拠出金(20億スウェーデン・クローナ(約2.3億米ドル^(注1)))、⑦事務所経費等(9億スウェーデン・クローナ(約1.1億米ドル^(注1)))である。国別では拠出の多い順にアフガニスタン、タンザニア、モザンビーク、ソマリア、コンゴ(民)、パレスチナ、エチオピア、ケニア、シリア、ウガンダ等、貧困対策に取り組むアフリカ諸国を中心に、紛争問題を抱える中東地域へも主にスウェーデン国際開発庁(Sida)を通じて相当の支援を行っている。二国間援助114億スウェーデン・クローナ(約13.3億米ドル^(注1))の重点拠出分野としては、「ガバナンス・民主主義・人権および男女平等」(57億スウェーデン・クローナ(約6.7億米ドル^(注1)))や「人道支援」(38億スウェーデン・クローナ(約4.4億米ドル^(注1)))、「健康保全」(18億スウェーデン・クローナ(約2.1億米ドル^(注1)))が挙げられる。

2016年12月、2030アジェンダを受け、スウェーデン政府は、開発協力および人道支援の新たな政策枠組を発

注1：スウェーデン・クローナ/米ドル換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

表し、支援対象分野の2030アジェンダとの関連性や政府の取組の概要等を示した。また、この政策枠組では、これまで開発協力政策の土台としてきた貧困者の視点および人権の視点に加え、開発協力分野での政策決定、計画立案、活動およびフォローアップの実施において、①紛争の視点、②ジェンダー平等の視点、③環境および気候の視点に配慮することとしている。

実施体制

1. 国際開発協力担当大臣

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを国際開発協力担当副大臣、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局（人道支援等）が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

2. 援助の実施

援助の実施は、多国間援助については、外務省多国間開発協力局（職員数37名）等が担当し（2017年7月時点）、二国間援助については、外務省所管の独立行政庁であるスウェーデン国際開発庁（Sida）が担当する。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。Sidaの職員数は782名で、このうち約150名が被援助国等海外で勤務している（2016年6月現在）。

3. 援助の分析・評価

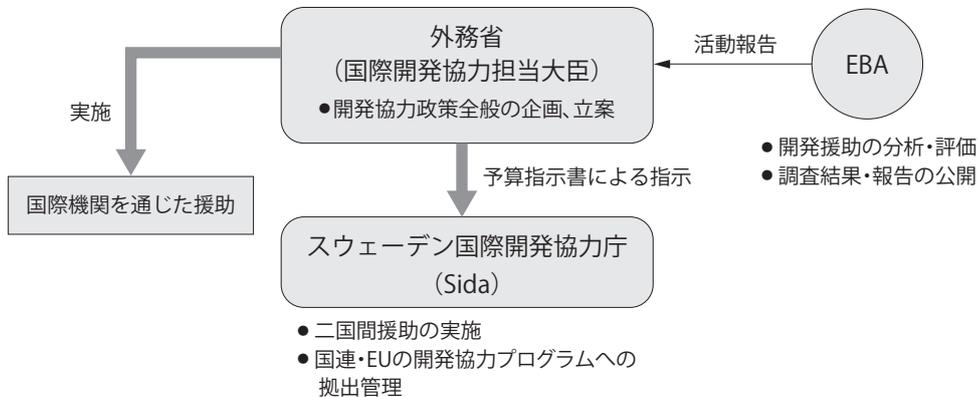
2013年に援助研究専門家チーム（EBA）が立ち上げられ、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助について分析・評価することとなった。

● ウェブサイト

www.sida.se

（スウェーデン国際開発協力庁 年次報告有り〈2008年以降は英語版なし〉）

援助実施体制図



参考：スウェーデンのODAに関する2016年のDAC確定値は以下の通り。

ODA計（支出純額）	： 48.94億ドル
二国間ODA計（支出純額）	： 34.52億ドル
国際機関向けODA計	： 14.42億ドル
対GNI比	： 0.94%

(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

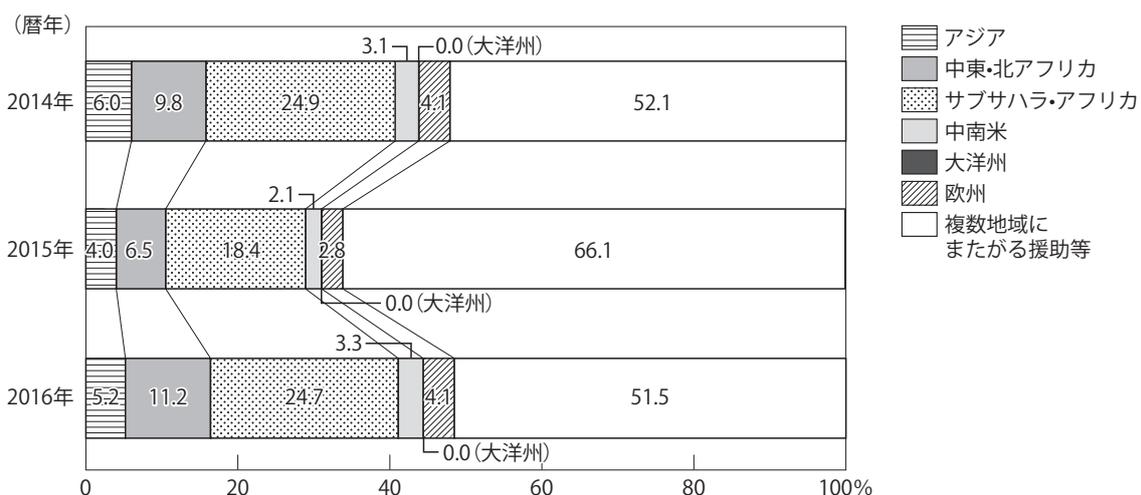
順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	137.07	3.2	1	タンザニア	103.46	2.1	1	アフガニスタン	104.29	3.0
2	モザンビーク	119.17	2.7	2	アフガニスタン	103.08	2.1	2	タンザニア	89.70	2.6
3	ソマリア	82.83	1.9	3	モザンビーク	90.72	1.9	3	モザンビーク	67.33	2.0
4	ケニア	72.42	1.7	4	ケニア	63.68	1.3	4	ソマリア	64.01	1.9
5	[パレスチナ]	67.16	1.5	5	ソマリア	60.58	1.3	5	コンゴ民主共和国	53.32	1.5
6	コンゴ民主共和国	61.49	1.4	6	[パレスチナ]	54.61	1.1	6	[パレスチナ]	53.15	1.5
7	南スーダン	56.18	1.3	7	コンゴ民主共和国	53.43	1.1	7	エチオピア	47.13	1.4
8	タンザニア	54.07	1.2	8	ザンビア	50.46	1.0	8	ケニア	47.10	1.4
9	ザンビア	51.78	1.2	9	ウガンダ	41.76	0.9	9	シリア	46.57	1.3
10	バングラデシュ	49.10	1.1	10	エチオピア	34.34	0.7	10	ウガンダ	42.61	1.2
10位の合計		751.27	17.3	10位の合計		656.12	13.6	10位の合計		615.21	17.8
二国間ODA合計		4,343.15	100.0	二国間ODA合計		4,827.67	100.0	二国間ODA合計		3,451.99	100.0

(注)

- ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

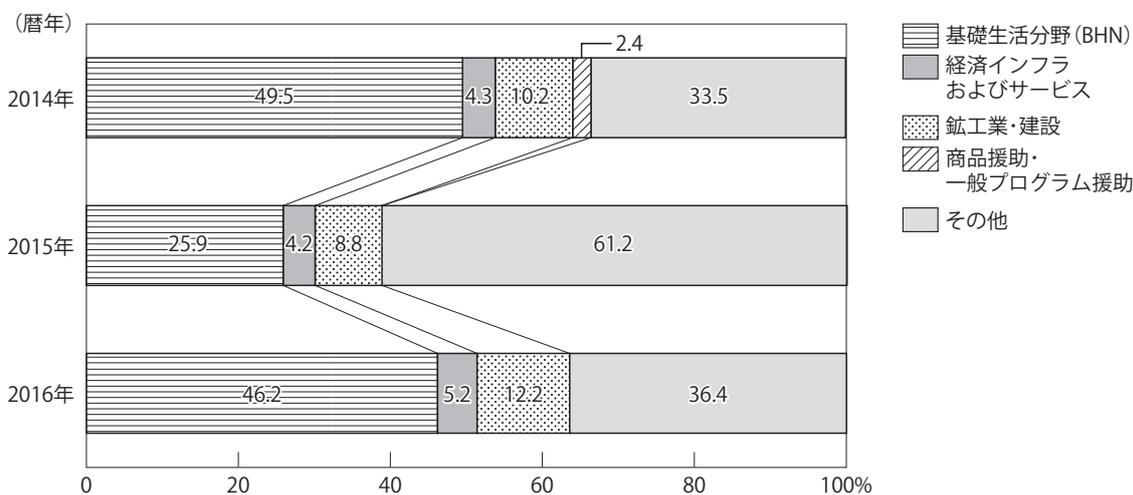
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

27 スイス (Switzerland)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

スイス政府の開発援助は、「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎条件の維持」に対する貢献について定めるスイス憲法（第54条2）、「国際開発協力・人道援助法」、「東欧協力法」等を根拠にして実施されている。

戦時国際法である1864年のジュネーブ条約の締結に始まり、スイスには長い人道主義の歴史が存在する。

2017年から2020年までの開発協力重点方針としては、以下の7つを挙げている。

- (1) グローバルな変化に対応するための国際的枠組み開発への貢献
- (2) 危機、災害および脆弱性の防止および克服、紛争転換 (conflict transformation) の促進
- (3) すべての人のための資源およびサービスへの持続的アクセス支援
- (4) 持続的経済成長促進
- (5) 法の支配および民主的関与の強化、社会および経済に資する機関の支援
- (6) 人権および基本的自由の尊重
- (7) 男女平等、女性および女子の権利の強化

2. 援助規模

2016年のODA実績は、35.82億ドルで、対国民総所得 (GNI) 比は0.53%であった。政府および議会は、国連によるODAの対GNI比0.7%目標の達成に向けて真摯に取り組んでいるものの、短期間では難しいとの認識から、当面の目標を2015年までのGNI比0.5%の達成に設定、2014年から2016年まで三年連続でこれを達成した。

ODAは二国間が約75%、多国間が約25%の割合で長らく推移してきたが、2011年以降に二国間援助の割合が増し、2016年には77%を占めた (2016年DAC確定値)。

3. 重点分野

2013年から、特に気候変動や金融危機といった国境を越える危機への対応強化と、脆弱国家^(注1)への重点的

な支援が目指されるようになった。「グローバルプログラム」として、地球規模の課題である気候変動、移民、水、食料、医療の5分野の問題に積極的に取り組んでいるほか、植民地支配を行った歴史がない国という特徴を活かし、脆弱国家での法の支配と人権の定着を働きかけている。

スイスは、ミレニアム開発目標 (MDGs) に続く国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の形成に関しても積極的に関与した。

実施体制

1. スイス政府における実施体制

ODAは、人道支援、開発協力、経済・貿易政策、東欧支援の4つに大別され、主にスイス外務省に属する「開発協力局」(SDC: Swiss Agency for Development and Cooperation) が人道支援と開発協力を、スイス経済省に属する「対外経済庁」(SECO: State Secretariat for Economic Affairs) が経済・貿易政策を担当し、東欧支援は両者ともに行っている。

(1) 開発協力局 (SDC)

スイス政府において援助政策の総合調整機能を司る。ODAの約6割を担当し、具体的な援助内容に応じて環境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政府関係部局とも緊密に連携しながら、東欧支援や人道支援などの案件を実施・調整している。貧困削減を目指し、特にベナン、ブルキナファソ、マリ、モザンビーク、タンザニア、バングラデシュ、モンゴル、ボリビア、キューバなどの国々に重点を置いている。SDCには、国内および国外 (50か国以上に連絡事務所を設置) 合わせて約670名の政府職員および約1,200名の現地職員が所属しており、2016年の年間援助総額は、スイス政府によると21億770万スイスフラン (約21.4億ドル)^(注2)である。

(2) 対外経済庁 (SECO)

SDCとならび政府部内で重要な役目を果たすのはSECOである。SECOは、市場経済原理による持続的な経済発展の促進および被援助国の国際経済システムへの統合を主眼に、マクロ経済の観点からの政策改革支

注1：制度面での能力の不足、不十分なガバナンス、政治不安、頻発する暴力、過去の深刻な紛争の後遺症など、極めて厳しい開発課題に直面している国 (IDAウェブサイトより)

注2：スイスフラン/ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用

援、インフラ整備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等を行っている。ODAの約1割を担当し、ガーナ、ベトナム、インドネシア、ペルー、エジプト、チュニジア、コロンビア、南アフリカなどの国々に重点を置いている。

(3) 国際開発協力のための審議会 (Advisory Committee on International Development Cooperation)

政府における援助政策の企画・立案に関する諮問機関として重要な役目を果たしている。1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といった幅広い分野からの代表者約20名で構成され、基本的に年5回ベルンで審議を行っている。

2. 非政府団体

スイス政府にとって援助政策の実施において最も重要な外部組織として、スイスの6大開発NGO (Swissaid、Bread For All、Caritas、Catholic Lenten Fund、Helvetas、HEKS) が連携して結成した統括組織「アリアンス・シュド」(Alliance Sud) がある。同組織は、公

正で持続可能な開発を目指し、スイスの開発政策、対外政策に関するロビー活動を行っている。個別の具体的な援助プロジェクト等の実施に際しては、同組織は、さらにスイス国内外の多くの協力団体・組織と連携している。

そのほか、案件によっては、大学や研究所などの専門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民間経済団体等がスイス政府との間で協力を行う事例もある。

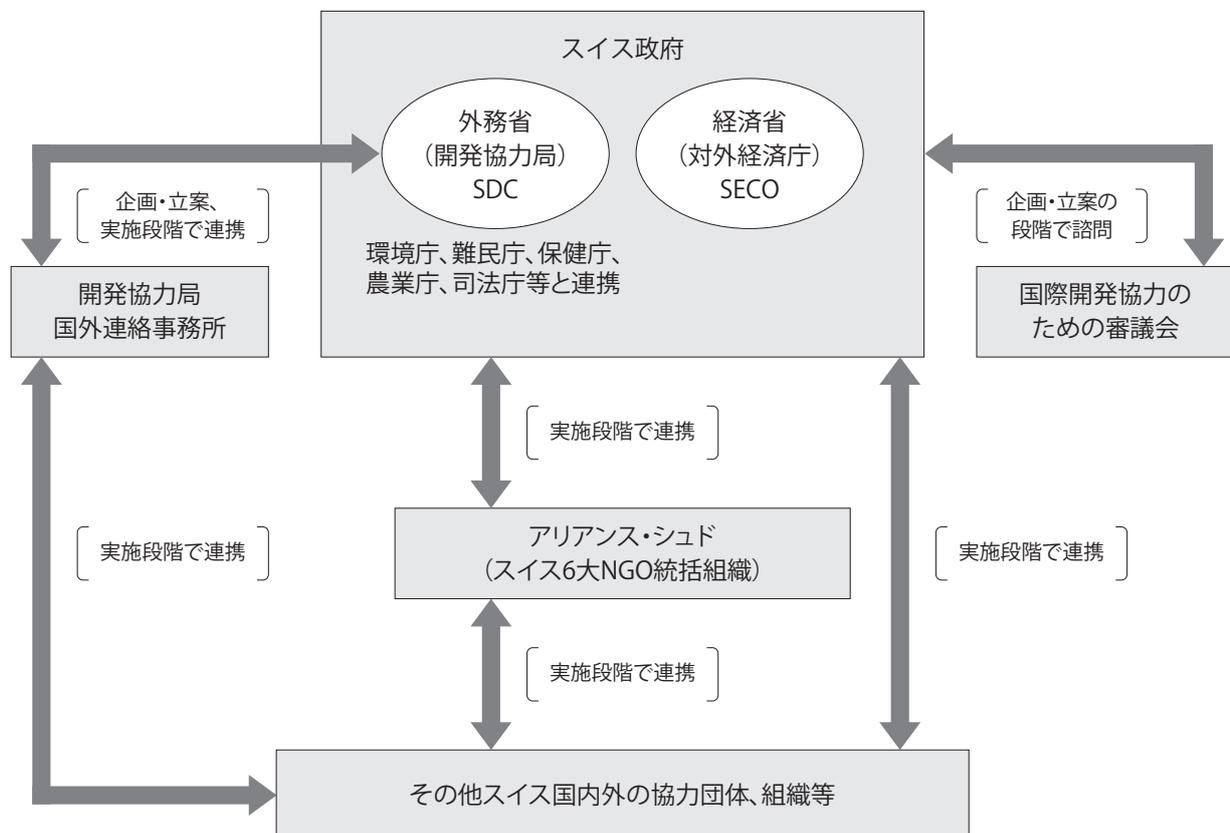
3. 実施後の評価等

SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で年次報告書を作成し一般公開しているほか、国会への報告も共同で行っている。また、SDCは、開発協力事業等の事後評価のガイドラインや評価結果をウェブサイト上で公開している。

● ウェブサイト

- SDC : <http://www.eda.admin.ch/sdc>
- SECO : <http://www.seco.admin.ch/seco/en/home.html>
- Alliance Sud : www.alliancesud.ch

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

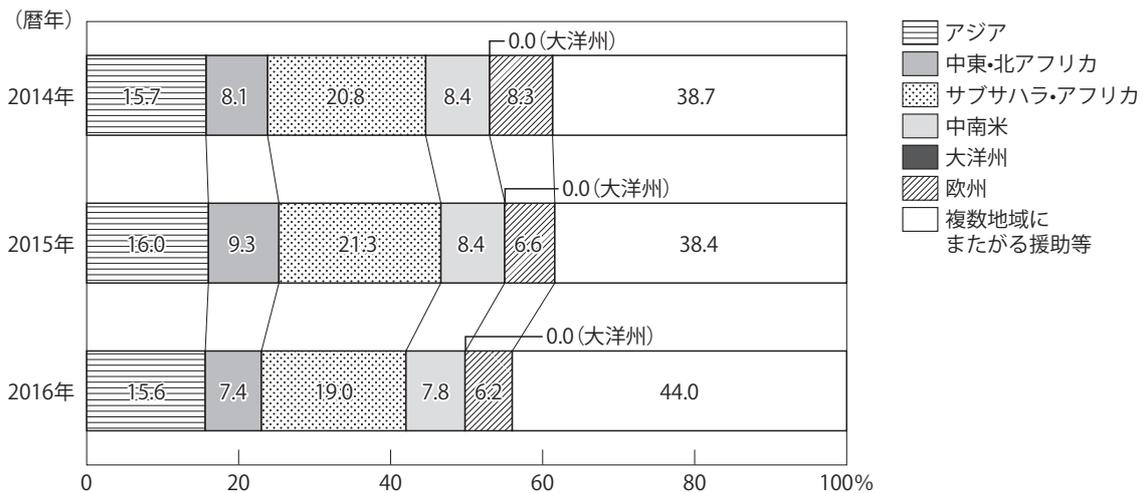
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	コソボ	70.99	2.6	1	ネパール	52.66	1.9	1	ネパール	47.73	1.7
2	ネパール	45.32	1.6	2	シリア	41.31	1.5	2	ミャンマー	39.52	1.4
3	シリア	37.26	1.3	3	ミャンマー	40.30	1.5	3	ブルキナファソ	35.33	1.3
4	モザンビーク	37.18	1.3	4	モザンビーク	39.59	1.5	4	コロンビア	34.50	1.2
5	タジキスタン	36.26	1.3	5	ブルキナファソ	38.47	1.4	5	ベトナム	34.35	1.2
6	マリ	35.45	1.3	6	バングラデシュ	37.44	1.4	6	マリ	33.40	1.2
7	ボリビア	35.38	1.3	7	ボリビア	37.11	1.4	7	アフガニスタン	32.49	1.2
8	ミャンマー	33.52	1.2	8	アフガニスタン	34.99	1.3	8	シリア	31.48	1.1
9	[パレスチナ]	33.22	1.2	9	マリ	34.28	1.3	9	タンザニア	31.40	1.1
10	バングラデシュ	32.91	1.2	10	タンザニア	32.31	1.2	10	ウクライナ	31.35	1.1
10位の合計		397.49	14.3	10位の合計		388.46	14.2	10位の合計		351.55	12.7
二国間ODA合計		2,778.52	100.0	二国間ODA合計		2,726.49	100.0	二国間ODA合計		2,772.51	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

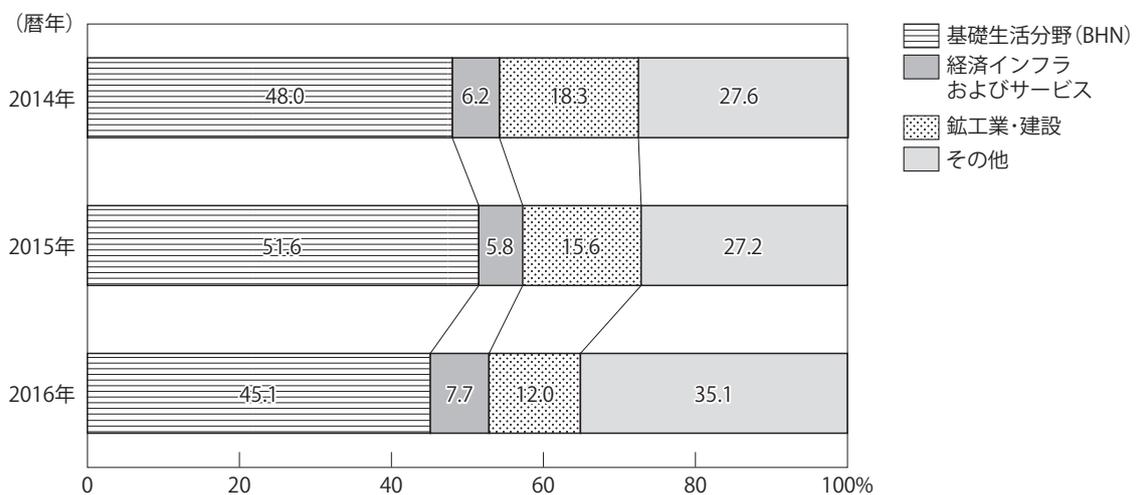
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

28 英国 (United Kingdom)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

(1) 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法 (International Development Act) である。英国の国際開発を主導する国際開発省 (DFID: Department for International Development) は、同法に基づいて活動している。同法に従い国際開発大臣は、それらが貧困削減に貢献することを前提に、持続可能な開発と福利厚生を目的とした開発援助と人道的援助を提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法 (International Development <Reporting and Transparency> Act 2006) は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する国会への報告を義務付けられている^(注1)。また、2014年には、国際開発ジェンダー平等法 (International Development <Gender Equality> Act 2014) が制定され、2015年、GNIの0.7%を開発予算に充てるという国際目標が法制化 (International Development <Official Development Assistance Target> Act 2015) された。

(2) 基本方針

ア 方針・重点分野

援助の大半は無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。2016年から2020年までのDFIDの事業計画 (DFID's Single Department Plan) では、下記イの援助戦略に基づき、経済開発、女性・女兒支援、人道危機対応、若者のエンゲージメントを目標に設定している。この目標の下、援助成果を測る指標として、グローバルな平和・安全保障・ガバナンスの強化、強靱性・危機への対応力の強化、グローバルな繁栄の推進、極端な貧困への対処と最も脆弱な人への支援、費用対効果 (value for money) を掲げている。近年特に経済成長分野に力を入れており、英国企業の協力等

も得つつ、優先国に対しての雇用創出支援等を実施している。女性・女兒支援においては、DFIDの実施するすべての活動にジェンダー間の平等を考慮することを義務付けている。気候変動については、国際社会における気候変動に関する議論をリードしつつ、国際気候基金 (ICF) を立ち上げ、気候変動に脆弱な国に対する小農支援等を行っている。英国は、全ての二国間支援をイヤマークする方針に転換しており、一般財政支援を廃止する方向。そのため、2016年度の支出は50百万ポンド (約67.48百万米ドル^(注2)) と2014年度の1.35億ポンド (約2.22億米ドル^(注3)) に比して大幅に削減した。英国政府は、ODAの対GNI比を0.7%とする国際目標を2013年に達成した。

イ 援助戦略

英国政府は2015年11月に援助戦略の見直しを発表し、貧困撲滅という開発協力の目標を、英国の経済的・安全保障面での国益に一致させる方向性を明確にした。具体的には、1) ODA計上の拡大によるGNI比ODA予算の0.7%国際目標達成の継続、2) 費用対効果の重視、3) 4つの優先分野の策定 (①平和・安全関連の予算の増額 (紛争・安全保障・安定基金 (CSSF) の拡張)、②危機対応や強靱性支援の強化、③成長志向の支援政策の強化と繁栄基金 (Prosperity Fund) による民間向けの出資・融資等の強化、④極度の貧困の撲滅、4) DACのODA統計のルールの変革を挙げている。

ウ 援助効果

英国は、援助の費用対効果、および説明責任を重視する方針の下、多国間援助および二国間援助の見直しを実施。2016年12月に発表された同見直しでは、38の国際機関の業績について体系的な評価を実施し、評価の低かったユネスコ等4機関についてコア拠出停止等の手段を講じるとしたほか、拠出金を成果と連動させる「成果合意」を導入し、コア拠出の30%は目標達成を条件に拠出するとした。二国間援助については、32の重点国・地域に援助を

注1: DFIDの年次報告書2016/2017年度版 (Department for International Development Annual Report and Accounts 2016-17) 等の公開文書は、DFIDのウェブサイト (<http://www.dfid.gov.uk/>) で入手可能。

注2: ポンド/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

注3: ポンド/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2014年レートを適用

集中。

2. 援助規模

(1) 規模

2016年度の英国の政府開発援助（ODA）は、約180.5億ドルとなり、米国、ドイツに次いで世界第3位の援助国。また、同年のODAの対GNI比は0.70%。

(2) 支出方法

2016年度、二国間援助は約115.17億ドル（全体の63.8%）、多国間援助機関への拠出金は約65.36億ドル（全体の36.2%）である。援助見直しに従い、二国間援助を32か国・地域に重点化している^(注4)。

3. 日本との開発協力

2017年8月のメイ首相の訪日の際の日英首脳会談では、「安全保障協力に関する日英共同宣言」において、日英両国は、海賊対策を含む海洋安全保障及び海上安全、テロ対策、サイバーセキュリティ、人道支援・災害救援、ジェンダー、平和維持活動といった分野を含む東南アジア、南アジア及びアフリカの開発途上国の能力構築支援における具体的な連携等で一致した。また、2017年12月の第3回日英外務・防衛閣僚会合（「2+2」）では、東南アジア、南アジア、中東及びアフリカの途上国での能力構築支援における協調の進展を歓迎した。同分野の日英協力は、2014年の日英首脳会談において開発分野における日英協力を確認して以来進展しており、具体的な連携の例としては、ASEAN諸国向け人道支援/災害救援セミナー（2016年1月、於フィリピン）、チュニジア国境警備改善事業（2016年4月発表）、アンゴラにおける地雷除去（2016年8月発表）、TICAD VIにおけるサイドイベント「ジェンダー平等と女性のエンパワメントが平和な社会を創る」（2016年8月、於ケニア）、チュニジアの空港における国境管理能力向上支援（2016

年9月発表）、セネガルPKO要員に対する紛争下の性的暴力防止（PSVI）に関する研修（2016年11月実施）、海洋における法の支配に関するワークショップ「自由で開かれたアジアの海に向けて」（2017年9月）等がある。

実施体制

(1) 政府

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任の下に行われるが、外務省を始めとする各省庁も実施に関与するほか、省庁横断型の取組として、繁栄基金（Prosperity Fund）や国家安全保障局の下での紛争・安全保障・安定基金（CSSF）を通じた支援を実施。2016年度のODA予算のうち、DFIDによる支出は98.74億ポンド（約133.26億米ドル^(注2)）、英国のODA予算全体に占めるDFIDによる支出割合は73.8%。DFIDの常勤職員数は、2,876名（2016年）。

DFIDはロンドンとスコットランド（東キルブライド）に所在する本拠地に加え、32か国に海外事務所を有する。1,589人が国内、1,287人が途上国のDFID事務所で勤務。

(2) 市民社会・NGO・民間セクターとの連携

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2016年12月に発表された「市民社会パートナーシップ・レビュー」において、NGOへのコア拠出を見直し、UK Aid Match、UK Aid Direct、UK Aid Connect、UK Aid Volunteerの4つの競争的資金スキームを設置。

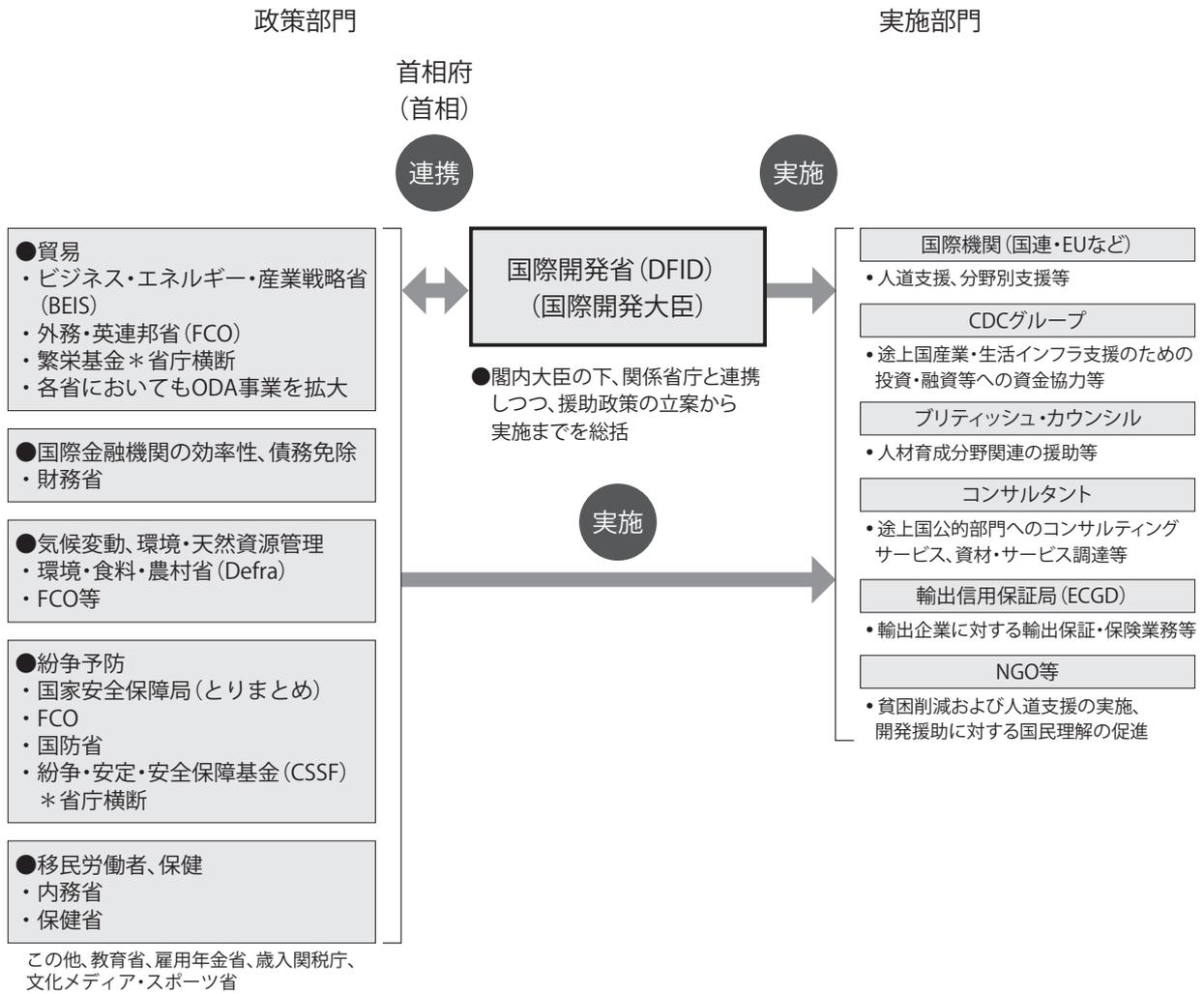
DFIDは、ODA事業を実施する調達企業等に対する透明性確保のため、倫理レビューを実施。

● ウェブサイト

国際開発省：<http://www.dfid.gov.uk/>

注4：英国国際開発省は、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、イラク、ヨルダン、レバノン、シリアの32か国・地域を設定している。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

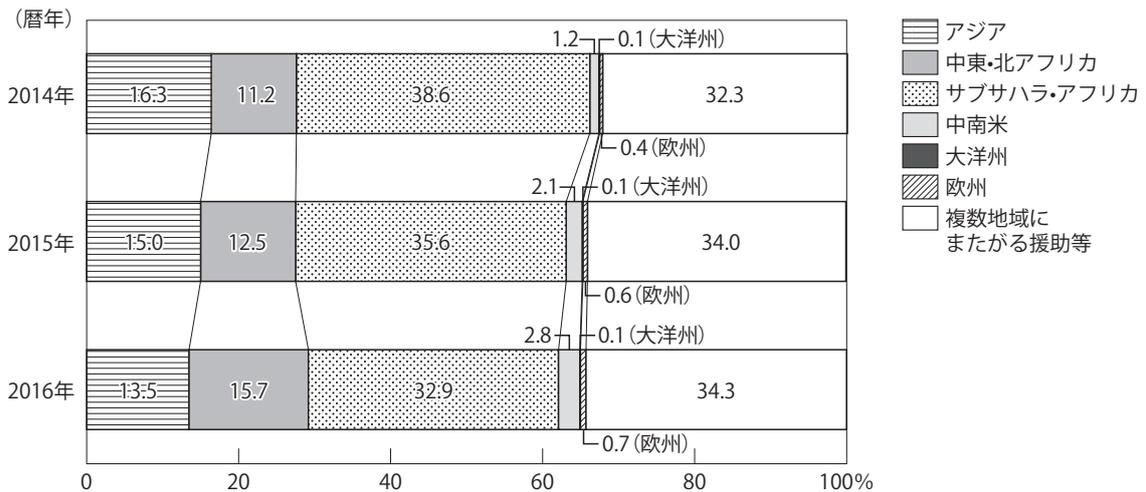
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	エチオピア	529.65	4.7	1	パキスタン	571.10	4.9	1	パキスタン	624.36	5.4
2	インド	459.00	4.1	2	エチオピア	517.62	4.4	2	シリア	474.76	4.1
3	パキスタン	438.47	3.9	3	アフガニスタン	458.25	3.9	3	エチオピア	451.17	3.9
4	シエラレオネ	391.42	3.5	4	ナイジェリア	401.35	3.4	4	ナイジェリア	431.29	3.7
5	ナイジェリア	389.59	3.5	5	シリア	391.32	3.3	5	アフガニスタン	317.57	2.8
6	バングラデシュ	342.85	3.1	6	シエラレオネ	332.63	2.8	6	タンザニア	251.29	2.2
7	アフガニスタン	325.23	2.9	7	南スーダン	317.79	2.7	7	ヨルダン	235.97	2.0
8	南スーダン	275.04	2.4	8	タンザニア	312.98	2.7	8	南スーダン	217.13	1.9
9	コンゴ民主共和国	274.27	2.4	9	インド	283.54	2.4	9	シエラレオネ	207.40	1.8
10	タンザニア	244.92	2.2	10	バングラデシュ	250.11	2.1	10	ソマリア	204.74	1.8
10位の合計		3,670.44	32.7	10位の合計		3,836.69	32.8	10位の合計		3,415.68	29.7
二国間ODA合計		11,233.19	100.0	二国間ODA合計		11,710.03	100.0	二国間ODA合計		11,517.10	100.0

(注)
・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

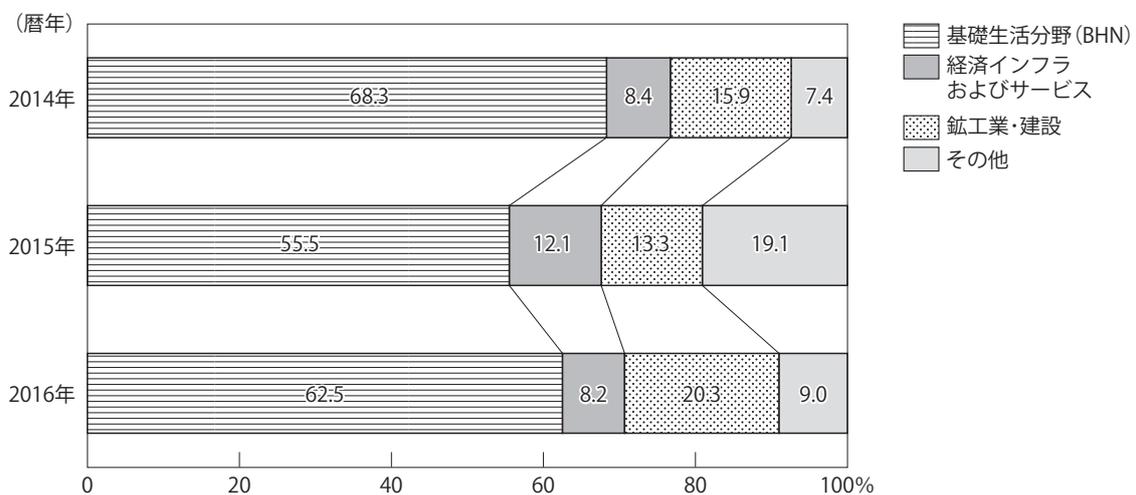
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

29 米国 (United States of America)

援助政策

1. トランプ政権における開発協力の位置づけ

2017年1月に発足したトランプ政権は、対外援助政策に関する戦略等を明確には発表していない（2017年7月時点）が、予算要求の過程を通じて、大統領の「アメリカ第一主義」の政策の下、米国国際開発庁（USAID）^(注1)を含む国務省^(注2)の主たるミッションは米国の国家安全保障、経済利益および価値の推進であることを明らかにしつつ、米国による援助が更に効率的・効果的なものである必要があることを表明している。また、米国国民および米国の同盟国が安定・安全保障・繁栄のために信頼できるようなリーダーシップを回復するとしている。

その上で、ティラーソン国務長官（当時）は、前政権による国務省およびUSAIDの2017年度予算は、2007年度比で60%増加の556億ドルであったが、2018年度の予算要求はこのような年々の増加率を維持できないため、国務省を中核的ミッションに集中させ、それに応じた適正な予算規模に戻すことに注力した、と説明している。

同長官は、予算削減領域については他国政府、民間企業、市民社会等に協力を依頼すると表明する一方、米国が、国際開発協力、国際保健、民主主義、グッド・ガバナンス推進、人道支援等、開発協力における国際的リーダーシップを発揮していくことに変わりはないことを強調している。

また、援助政策の各プログラムが、米国民への説明責任や米国の利益の促進を果たすものとなるよう、国務省/USAIDを再編し、開発資金の効率的・効果的使用、支援プログラムの目的達成度評価、政府間・官民連携の強化に優先的に取り組むとも表明している。

2. 重点分野・地域

2017年7月現在、対外援助予算を含む2018年度（2017年10月1日から2018年9月30日まで）の国務省・USAIDの予算要求^(注3)（総額376億ドル、前年比31%減）を踏まえ、予算案作成プロセス中である。同予算要求において強調されている主な開発関連の予算は以下のとおり。

(1) 米国国家安全保障

ア ISIS撲滅（56億ドル）：イラクやシリアからISISを

撲滅しつつ、他の地域での勃興を阻止するために国際連合ミッションを強化する。ヨルダン、レバノン、トルコ等の同盟国による国境警備強化、ISISネットワークの破壊、多数の難民支援を支持する。南アジアおよび中央アジアにおけるISISおよびアルカイダ撲滅の取組はアフガニスタンとパキスタンとの継続的な関与も含む。アフガニスタン政府との戦略的な連携を強化し、国際テロとの戦いを続ける。米国の存在とリソースは政府機関を強化し、基本的なサービスの提供を可能にする。国際テロ組織を撃退し、極端に脆弱な地域を安定させるよう、パキスタンの能力強化を支援する。

イ 国際犯罪組織や違法取引との闘い（5.4億ドル）：国際犯罪や違法取引（麻薬、人身、野生動物の売買を含む）と闘い、米国と米国民の安全を確保。また、西半球における、国際犯罪組織および米国国境への不正ルートを遮断し、米国の安全と安全保障を脅かす不法滞在や不法商品の流入を減らす。

(2) 米国のリーダーシップと影響力の強調

ア 人道支援（53億ドル）：人道支援（食糧支援、災害支援、難民支援を含む）は、最も必要とする地域に注力して行う。支援プログラムをより効率的で効果的なものにするため、他国に対しては、公平に拠出することを働きかけるとともに、国際的に活動するNGOに対してもより効率的・効果的となるよう求める。

イ 経済開発支援（50億ドル）：支援国が長期間安定するよう取組を続けるが、米国にとって、戦略的に重要な国に注力し直す。

ウ 国際保健（65億ドル）：ワクチンアライアンス（GAVI）への拠出（2.9億ドル）、大統領エイズ救済緊急計画（PEPFAR〈50億ドル〉）の継続に、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）への拠出（11億ドル）。

3. 日米開発協力

日米はこれまで同盟国として開発協力、女性のエンパワーメント、国際保健、難民等の分野で、国際社会に

注1：米国国際開発庁（USAID） <http://www.usaid.gov/>

注2：国務省 <http://www.state.gov/>

注3：2018年度予算要求 <https://www.state.gov/s/d/rm/rls/ebs/2018/pdf/index.htm>

対するそれぞれの貢献がより効率的・効果的なものとなるようにするための連携を継続してきており、その一環として、日米開発対話を高級実務者レベルでこれまで計3回開催し、日米が共同で取り組むべき開発課題、グローバルおよび地域的な課題への対応や、グローバルな課題の解決に向けた日米の協働について協議してきている。

実施体制

1. 米国国際開発庁

(USAID : U.S. Agency for International Development)

米国の対外援助に関わる機関は財務省や農務省、保健福祉省、平和部隊など数多くあるが、二国間援助の実施において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは国務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持して、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。

USAIDは、海外事務所にも多くのスタッフを配置し、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。2016年9月時点で、政府直接雇用職員は3,893名在籍しており、在外現地採用職員4,600名のほか、各種プログラムで採用される者を含めると職員は総数9,597名となる。^(注4) また、USAIDは従来からPVO (Private Voluntary Organization、NGOを指す) を重要なパートナーと位置づけ、積極的に協働している。

2. ミレニアム挑戦公社^(注5)

(MCC : Millennium Challenge Corporation)

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社 (MCC) は、MCC理事会によって監査され、最高経営責任者 (CEO) により運営されている。MCC理事会は国務長官が議長を務め、財務長官、通商代表、USAID長官のほか民間企業関係者が参加する。USAIDとは異なったアプローチで効率的に貧困支援を行うことを目的としており、職員は約300名の小さな組織。

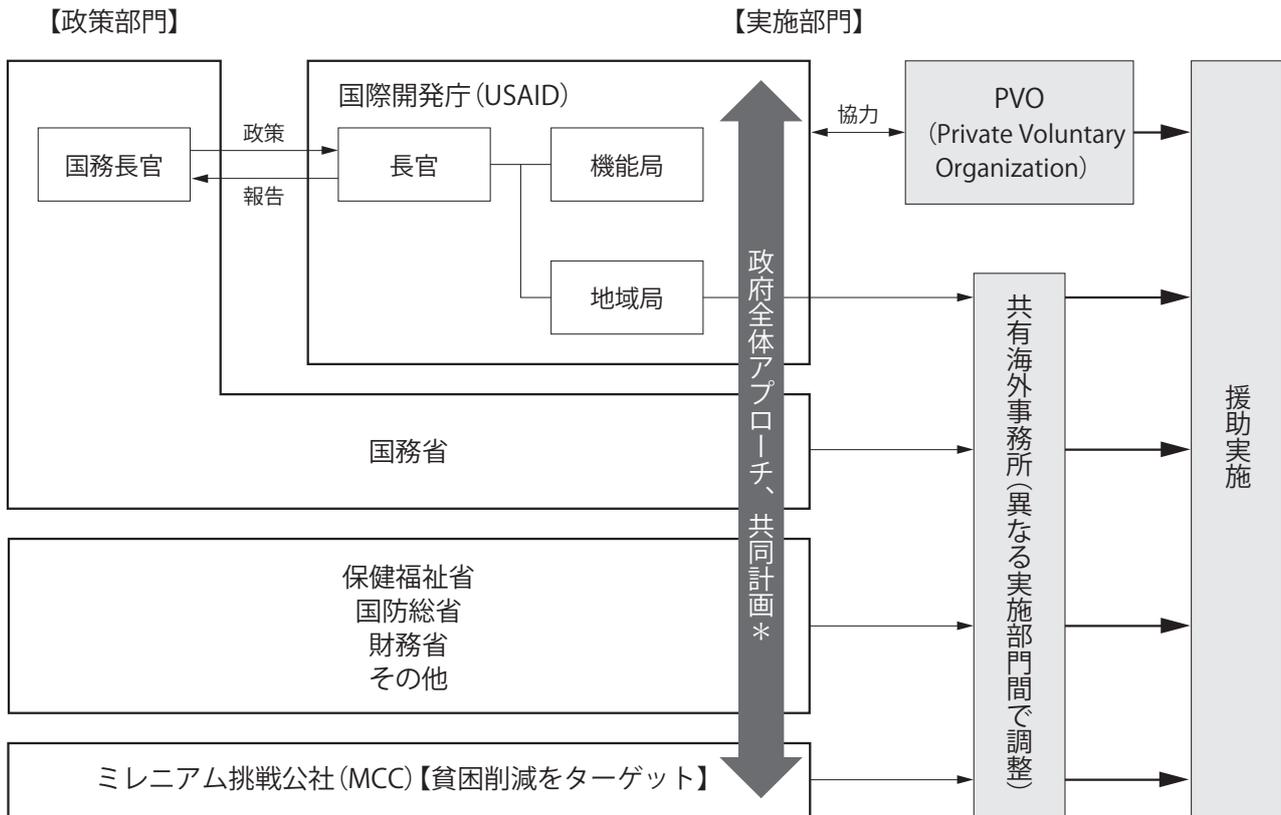
MCCIは、低所得国もしくは中所得国の中で、「良い統治」「経済的自由」「市民への投資」を公約としている国々から市民の自由度、汚職規制、女性の初等教育修了率、貿易政策などの指標 (指標は毎年変更され、公表される) を用いて被援助国を選定し、①MCC理事会によって適格国と認められた途上国に対する無償資金協力、および②もう少しで適格国になり得る途上国を対象とした小規模の無償資金協力を行っている。

MCCは、これまでに農業及び灌漑^{かんがい}、交通、水の供給および衛生などの分野で総額84億ドル以上のプログラムを承認している。14万8,000人以上の農業従事者への訓練、8万2,000ヘクタール以上の開墾、4,900km以上の道路の設計・建設、農業ローンへの6,500万ドル拠出を実行してきており、被援助国の発展機会の促進、市場開拓、生活水準向上、貧しい人々の繁栄と将来の創造に寄与してきた。

注4 : https://www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1868/USAIDFY2016_AFR_508.pdf

注5 : ミレニアム挑戦公社 <http://www.mcc.gov/>

援助実施体制図



* 2009年より政府は、強力な方針指導の下、開発協力をより戦略的かつ統合的に実施していくために、省庁間の協働を推奨したり、組織横断的な業務に携わるスタッフの報奨制度を導入したりしている。この結果、MCC・政府/USAID間の共同計画要領などが策定され、いくつかの被援助国では既存のUSAIDの事業をMCCが受け継いだり、活動を補完したりする好ましい事例が発生している。

(1) 政府開発援助上位10か国

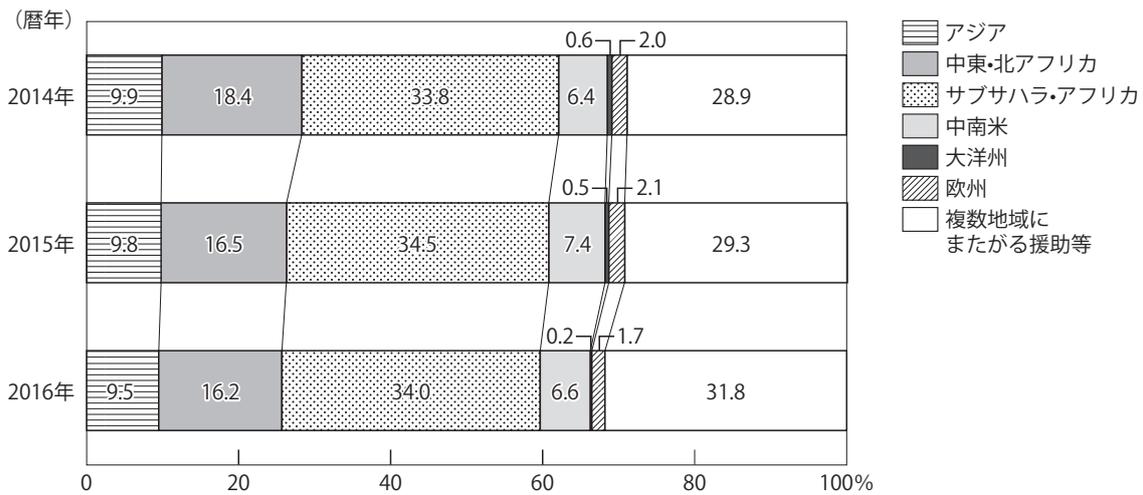
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国・地域名	2014年		順位	国・地域名	2015年		順位	国・地域名	2016年	
		ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)			ODA計	構成比(%)
1	アフガニスタン	1,928.08	7.0	1	アフガニスタン	1,631.47	6.1	1	アフガニスタン	1,375.84	4.8
2	ヨルダン	1,183.45	4.3	2	ヨルダン	809.69	3.0	2	エチオピア	876.83	3.1
3	ケニア	807.37	2.9	3	コンゴ民主共和国	769.23	2.9	3	ヨルダン	874.68	3.1
4	南スーダン	796.07	2.9	4	エチオピア	746.43	2.8	4	ケニア	806.48	2.8
5	パキスタン	695.96	2.5	5	パキスタン	746.10	2.8	5	[パレスチナ]	651.33	2.3
6	エチオピア	664.84	2.4	6	ケニア	711.73	2.7	6	シリア	637.29	2.2
7	シリア	644.27	2.3	7	シリア	710.85	2.7	7	パキスタン	609.16	2.1
8	[パレスチナ]	544.19	2.0	8	南スーダン	595.10	2.2	8	南スーダン	546.61	1.9
9	南アフリカ	515.02	1.9	9	リベリア	514.06	1.9	9	ウガンダ	538.91	1.9
10	タンザニア	509.01	1.9	10	ナイジェリア	490.64	1.8	10	ナイジェリア	532.25	1.9
10位の合計		8,288.26	30.1	10位の合計		7,725.30	29.0	10位の合計		7,449.38	26.1
二国間ODA合計		27,509.30	100.0	二国間ODA合計		26,654.11	100.0	二国間ODA合計		28,534.80	100.0

(注)
 ・四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
 ・[]は地域名を示す。

(2) 地域別割合の推移

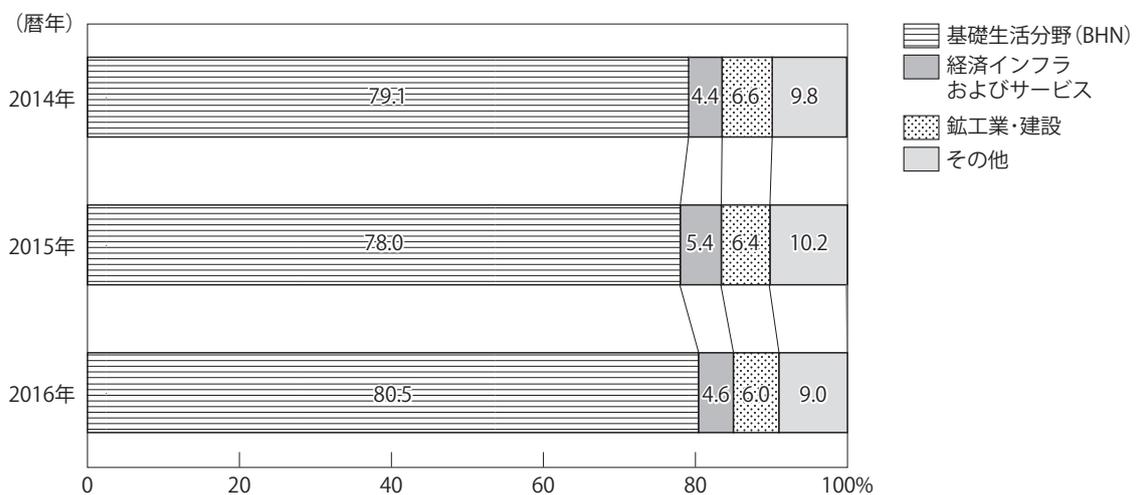
(支出総額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース、単位:%)



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

30 ブラジル(Brazil)

援助政策等

1. 基本方針

ブラジルによる開発援助は1950年代から行われているが、開発援助に関する基本法は存在しない。ブラジル応用経済研究所（Ipea：Instituto de Pesquisa Econômica Aplicada）や外務省国際協力庁（ABC：Agência Brasileira de Cooperação）等がまとめた資料^(注1)によれば、ブラジル政府は「国際開発協力」として、①人道支援および難民支援・保護、②国費留学生、③技術協力および科学技術協力、④国際機関向けの資金拠出、⑤平和協力活動を実施している。

外交政策上、技術協力による開発援助を重視し、被援助国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先課題とし、それらを達成するためのツールとして南南協力を実施している。援助は、途上国間協力といった意味合いも強く、ブラジルと途上国間の関係強化の中での政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発・普及等を基本的な政策目的として実施している。

2. 援助規模

2012-2013年の政府開発援助額をスキーム・分野別に見ると以下の表のとおりである^(注2)。

(単位:百万リアル、%)

	2012年		2013年		2012年から 2013年への 増減率
	金額	割合	金額	割合	
技術協力	66.4	6.6	68.8	8.0	3.6
留学生受入れ	43.5	4.3	51.4	6.0	18.3
科学技術協力	140.9	14.0	114.9	13.4	▲18.5
人道支援	214.7	21.4	46.8	5.5	▲78.2
難民支援・保護	8.1	0.8	3.9	0.5	▲51.2
平和維持活動	40.4	4.0	22.3	2.6	▲44.7
国際機関への拠出	490.4	48.8	549.1	64.1	12.0
合計	1,004.4 (約5.14 億米ドル ^(注3))	100.0	857.3 (約3.98 億米ドル ^(注4))	100.0	▲14.6

*四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

ブラジルの政府開発援助（2011年～2013年）は、全体の56%が国際機関への拠出と突出している。ブラジルは二国間政府貸付を実施していない。

3. 重点分野・地域

(1) 技術協力

技術協力の主な対象国および分野は、以下の表のとおり（括弧内は金額比）であり、ポルトガル語圏の諸国への協力が大半を占める。分野別では、農業分野での協力が多くが特徴である。特に、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景に、中南米諸国やポルトガル語圏アフリカ諸国に対して、経済社会開発を目的とした地域コミュニティの能力強化にかかわる技術支援を推進している。ほかにも、熱帯・亜熱帯など多様な気候風土を持つことや、旧ポルトガル領であることによる言語・文化の共通点などの特性を活かしながら支援を行っている。

2005年～2013年の期間における連邦政府の技術協力への支出は、2009年に大幅増加した後、2010年1億170万リアル（約5,781万米ドル^(注5)）をピークにして、

注1：「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2005-2009（国際開発のためのブラジルの協力2005-2009）」（Ipea、ABC等、2010年）

注2：参考：「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2011-2013（国際開発のためのブラジルの協力2011-2013）」（Ipea、ABC等、2016年）

注3：リアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2012年レートを適用。

注4：リアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2013年レートを適用。

注5：リアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2010年レートを適用。

2011年から減少に転じた。2013年には微増するも6,880万レアル（約3,191万米ドル^(注4)）に留まっている。2011年～2013年の期間、連邦政府の88機関が計128か国と4つのカントリーグループ（「ポルトガル語諸国共同体」、「ポルトガル語公用語アフリカ諸国^(注6)」、「南大西洋平和協力地帯」、「メルコスール」）において技術協力を通じた活動を行った。連邦政府の支出は二国間・複数国間援助、地域活動（セミナーの開催等）、国際・地域機関向けなどに分類され、2011年～2013年の支出額は合計2億1,160万レアル（約9,814万米ドル^(注4)）であった。このうち71.6%に相当する1億5,145万レアル（約7,024万米ドル^(注4)）が、外務省国際協力庁の資金により実施された。二国間・複数国間では、とりわけモザンビークやポルトガル語圏諸国、及び「綿花プロジェクト-4」の参加国（ベナン、ブルキナファソ、チャド、マリ）におけるプレゼンスが際だっている。地域活動ではアフリカが傑出しており、アジアにおけるプレゼンスは殆どない。国際機関への協力は三年連続して世界保健機構（WHO）のみであった。

順位	対象国上位10か国 (2011年～2013年の合計)	金額比
1	モザンビーク	18.5%
2	サントメ・プリンシペ	7.2%
3	東ティモール	4.7%
4	ベナン、ブルキナファソ、チャド、マリ	4.3%
5	ギニアビサウ	4.3%
6	エルサルバドル	3.6%
7	ペルー	3.5%
8	グアテマラ	2.6%
9	アンゴラ	2.6%
10	ハイチ	2.6%
	その他	46.2%
合計		100%

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

順位	対象分野 (2003年～2010年の合計)	金額比
1	農業	21.9%
2	保健	16.3%
3	教育	12.1%
4	環境	7.4%
5	社会保障	6.3%
6	行政	5.4%
7	社会開発	5.3%
	その他	25.3%
合計		100%

また、技術協力の実施に当たり、ブラジルは日本をはじめとする先進国をパートナーとする三角協力を推進している。三角協力は、ブラジルが援助国としての技術移転能力を強化していくための重要な手段として期待されている。現在では日本のほか、イタリア、スペイン、イスラエル、エジプト、米国、ドイツ、オーストラリア、英国といった諸国やFAO、WFP、UNESCOといった国際機関との間で、三角協力をを行っている。

(2) 無償資金協力（人道支援）

2005年～2009年、ブラジルの人道支援向けの支出は全体的に増加傾向にあった。特に、2010年はハイチへの援助故に例外的な増加を見せ、2億8,420万レアル（約1.62億米ドル^(注5)）となった。その後、2011年は1億2,130万レアル（約7,251万米ドル^(注7)）に減少するも、2012年には2億1,470万レアル（約1.1億米ドル^(注3)）に再び増加。しかし、2013年には4,680万レアル（約2,171万米ドル^(注4)）に急落した。2011年～2013年の支出額のうち、96.2%は国際飢餓対策室（CGFome）を通じて、3.8%は保健省を通じて援助が行われた。

(3) 国際機関への拠出

2011年～2013年の期間、ブラジルは6億6,600万レアル（約3.09億米ドル^(注4)）を181の国際機関に対し拠出した。うち49.7%（3億3,100万レアル〈約1.54億米ドル^(注4)）は国連、汎米保健機構、世界保健機関に拠出されている。2013年の内訳は以下のとおり。

注6：ポルトガル語を公用語とするアフリカ諸国で構成される組織。上述の128か国の構成メンバー国のカウントとは別に、同組織に対する予算が計上されている。

注7：レアル/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2011年レートを適用。

(単位:百万レアル、%)

	金額	割合	代表的機関と金額
国連機関等への拠出金 (計181機関)	249.0	45.3	国連予算 82.3 ACTO 39.8 (アマゾン協力協定機構) WHO 31.5 PAHO 24.2 (汎米保健機構) OAS 9.8 (米州機構)
国際開発金融機関	296.8	54.0	IDA 136.2 (国際開発協会) FOCEM (自主的) 86.3 FOCEM (義務的) 32.0 (メルコスール構造的格差是正基金) FSO 24.9 (IBD特別業務基金)
国際裁判所	3.4	0.6	ICTR 3.4 (ルワンダ国際刑事裁判所)
合計	549.1 (約2.55億米ドル ^(注4))	100.0	

*四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との開発協力

日本とブラジルは、2000年に開発協力のパートナーシップ・プログラム (JBPP:Japan-Brazil Partnership Programme) を締結し、以来、この枠組を通して、日・ブラジル双方の開発方針に合致する分野において、中南米やポルトガル語圏アフリカ諸国に対し三角協力を実施している。

実施体制

1. 援助担当機関の業務分担

開発援助を総合的に担当する省庁は無く、スキーム別に各省庁・部局が個々の援助案件を担当している。技術協力については外務省国際協力庁が、人道支援については外務省国際協力庁、社会問題課、国際連合課が所管し、科学技術協力については科学技術イノベーション省が担当し、農務省等関係実施機関と連携しながら援助を実施している。

国際機関への拠出については各関係省庁が担当しており、特に企画予算省国際局が米州開発銀行 (IDB)、アフリカ開発銀行 (AfDB) 等の国際開発金融機関を、財務省国際局が世界銀行を担当している。

2. 外務省国際協力庁

技術協力を担当する外務省国際協力庁は外務省の外交政策に則り、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

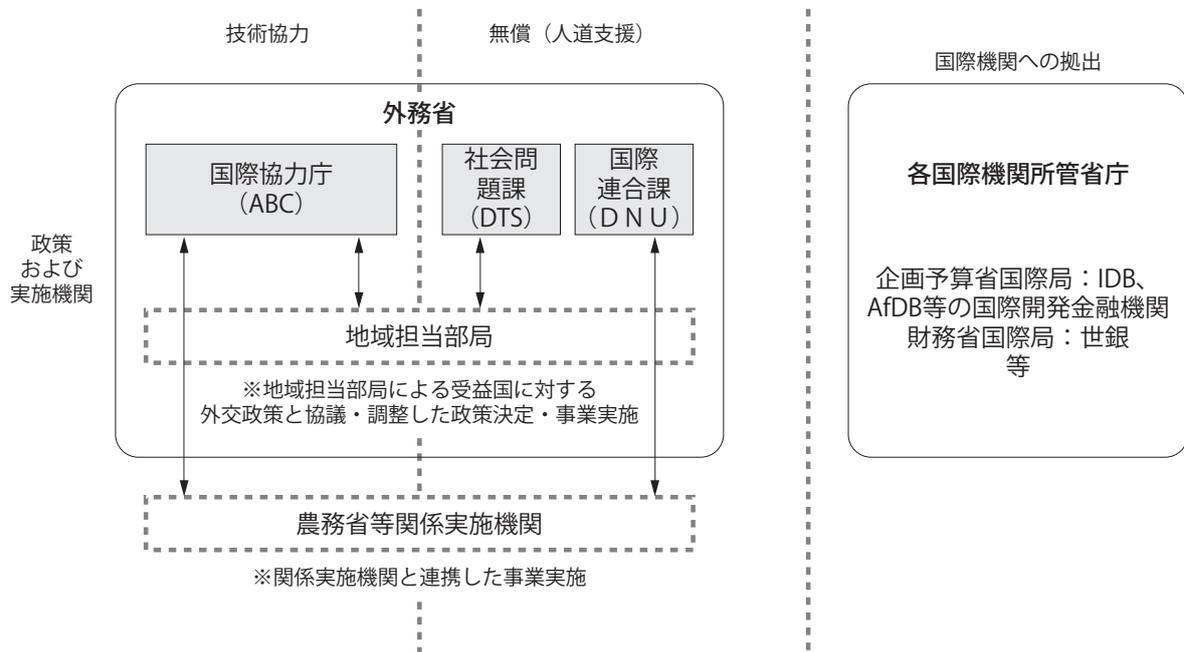
外務省国際協力庁は次の部門により構成されている。

①途上国間協力計画室、②二国間技術協力室、③多国間協力室、④農牧協力室、⑤保健・社会開発協力室、⑥教育職業訓練協力室、⑦情報技術・電子ガバナンス協力室、⑧防災・都市開発・運輸協力室、⑨三角協力室、⑩管理予算室、⑪国際技術協力計画パートナーシップ推進室。なお、在外拠点として、在外公館に技術協力担当官を配置している。

●ウェブサイト

・外務省国際協力庁：<http://www.abc.gov.br>

援助実施体制図 (2016年12月現在)



31 中国(China)

援助政策等

1. 基本政策・理念・体制

中国は、1950年より対外援助を実施。自国による援助を開発途上国間の相互支援（南南協力）と位置付け、先進国によるODAと一貫して差別化している。1964年に周恩来首相（当時）が発表した「対外援助8原則」（平等互惠、主権尊重、内政不干渉等）を基本原則としている。

中国商務部は2014年11月15日、対外援助の管理に関する初の基本法となる「対外援助管理弁法（試行）」を公布した（同年12月15日に施行）。2015年には企業資格認定、パッケージ型プロジェクト、物資プロジェクト、技術援助プロジェクト等4つの部門規則が公布され、関連法整備が進んだ。2016年1月8日から、「対外援助パッケージ型プロジェクト管理弁法（試行）」「対外援助物資プロジェクト管理弁法（試行）」「対外援助技術協力プロジェクト管理弁法（試行）」「対外援助プロジェクト調達管理規定（試行）」が施行され、全面的な管理新制度体系の運用を開始。

2. 援助規模

中国政府・商務部は、2011年に引き続き2014年7月に2版目となる「対外援助白書」を発表し、対外援助の概観と実績を示した。同白書は中国の対外援助について、政策方針、資金、対象分野、援助方式、援助内容および地域協力メカニズムや多国間組織との連携等について記述。一方、国別・地域別の供与情報や供与条件など詳細なデータは含まれていない。また、国際的に信頼・比較可能な統計情報は明らかではなく、全体像・詳細は不明なるも、財政部の発表によると2016年の対外援助支出は決算ベースで157億2,100万元（約23.7億米ドル^{注1)}。内訳は不明（財政部発表2016年全国一般公共予算支出決算表二、外交支出中の対外援助による）。

3. 援助の形態・分野

(1) 対外援助管理弁法等によれば次のとおり。

・援助形態：無償援助、無利子借款、優遇借款の3種類^{注2)}。

・主たる実施手法：①パッケージ型プロジェクト^{注3)}、②物資援助、③技術協力、④人材育成協力、⑤ボランティア派遣

(2) 中国商務年鑑（2017年版）によれば、2016年の具体的な実績は以下のとおり。

①各種プロジェクト及び物資援助：約250件

②人材育成プロジェクト：2万9,000人を養成

このほか、緊急人道援助をフィジー、南スーダン、エクアドル、スリランカを含む30近くの国々および国際組織に、50回実施。

中国商務年鑑（2017年版）によれば、2016年、商務部は対外人道主義緊急援助を強化したとされる。

4. 重点地域

援助の対象は伝統的にアフリカ重視。

習近平国家主席は、2015年国連創設70周年の一連のサミットの中で、「南南協力援助基金」「南南協力と発展学院」等を含む対外政策を発表。2016年9月の第71回国連総会等一連の活動期間中に、李克強総理が「南南協力援助基金」の正式運営開始を宣言。同基金は貧困削減、農業協力、生態保護および気候変動等民生分野に用いられる。また、2016年4月、「南南協力と発展学院」が北京大学にオープン。同学院は中国および他の発展途上国のガバナンスの成功例の共有およびハイレベルの政府人材の育成を目的とし、エチオピア、カンボジア、ジャマイカ等27か国から49名の博士、修士を採用。

5. 対アフリカ援助

2013年8月に國務院新聞弁公室から、2010年に次いで第2版となる「中国アフリカ経済貿易協力白書」が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係の発展は、アフリカの民生レベルの改善、アフリカ経済の多角的発展に寄与するだけでなく、中国経済・社会の発展、南南協力の促進、世界経済の均衡的発展に寄与するとし、具

注1：中国元/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

注2：無償援助は、主に中小型福祉プロジェクトおよび人的資源開発等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、経済的および社会的に利益のある生産型プロジェクトや大中型インフラプロジェクトの建設等に使用される。

注3：無償支援、無利子借款等で援助を行うインフラプロジェクトの、設計から施工に至るまでの工程のすべて、またはその一部を、設備、建設材料、技術者の調達も含めて中国側が請け負う、中国の最も主要な援助方式。

体的な援助状況^(注4)を紹介している。

また、2014年年初からのアフリカにおけるエボラ出血熱の流行に対しても、中国政府は支援を行っており、2015年には被害からの再建を主要な内容とする第5回援助を実施し、同時にアフリカ連合と共にアフリカ疾病制御センターの企画建設と運営管理を検討している。

2015年に南アフリカで開催された「第6回中国・アフリカ協力フォーラム (FOCAC) 閣僚会合」においては、習近平国家主席が10大協力^(注5)を提起し、この計画の実施を支援するために、今後3年間で中国側から総額600億米ドルの資金を提供することが決定された。

6. 他国・機関との連携

習近平国家主席は、2015年の国連開発サミットに出席し、60年来、中国が合わせて166の国と国際組織に4,000億元 (約642.3億米ドル)^(注6)の援助を実施し、60万人超の人員を派遣した旨言及した。その際、中国が①「南南協力援助基金」を設立し、さしあたり20億ドルを提供すること、②後発開発途上国に対して、2030年までに120億ドルの投資をすること、③後発開発途上国、内陸部開発途上国、小島嶼開発途上国の、2015年末までにまだ返還していない政府間の無利子借債債務の免除、④国際開発知識センターの設立について言及した。

同様に2015年の国連南南協力量子テーブルにおいて、習国家主席は今後5年で中国が①100の貧困削減プロジェクト、②100の農業協力プロジェクト、③100の貿易促進援助プロジェクト、④100の生態保護及び気候変化対応プロジェクト、⑤100の病院と診療所、⑥100の学校と職業研修センターを含めた「6つの100」プロジェクト支援を提供することを宣言。今後5年で中国は、途上国に12万人の訪中研修および15万人の奨学金定員を提供し50万人の職業技術人員を育成すること、「南南協力と発展学院」を設立すること、そしてWHOに200万ドルの現金援助を提供することを述べた。

また、商務年鑑によれば、中国は、APEC、G20、OECD/DAC、WTO等国際機関および英国、ドイツ、フ

ランス、EU、デンマーク等パイの対話メカニズムに積極的に参与している。2016年4月、米中発展協力会議 (副部長級) を初開催。2016年9月のG20サミット期間中の米中首脳会談で、一連の発展協力のコンセンサスに至り、成果文書でも言及された。

7. 実施体制

対外援助は、商務部 (対外援助司) が主管しており、外交部、財政部、中国輸出入銀行と部門間調整システム等を通じて協議しながら、国別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も一部の専門性の強い援助事業に参加している。

無償援助、無利子援助は国家財政より支出され、優遇借款については、中国輸出入銀行 (国務院直属機関) を通じて実施される。

8. 開発に関係するその他のイニシアティブ等

中国は、「一帯一路」(「シルクロード経済ベルト」と「21世紀海上シルクロード」) 構想を提唱し、インフラ・資源開発・産業協力および金融協力等のプロジェクトへの支援を目的とするシルクロード基金を設立した。また、中国はアジアインフラ投資銀行 (AIIB) の設立を主導し、2015年12月に設立協定が発効された。これまでに61か国が批准書を寄託し、加盟国となった (2017年末時点)。2016年1月の創立総会以降、2017年末までに24件 (43.3億ドル) の融資案件が理事会において承認されている。

● ウェブサイト

・ 中華人民共和国商務部: <http://www.mofcom.gov.cn/>

● 参考資料

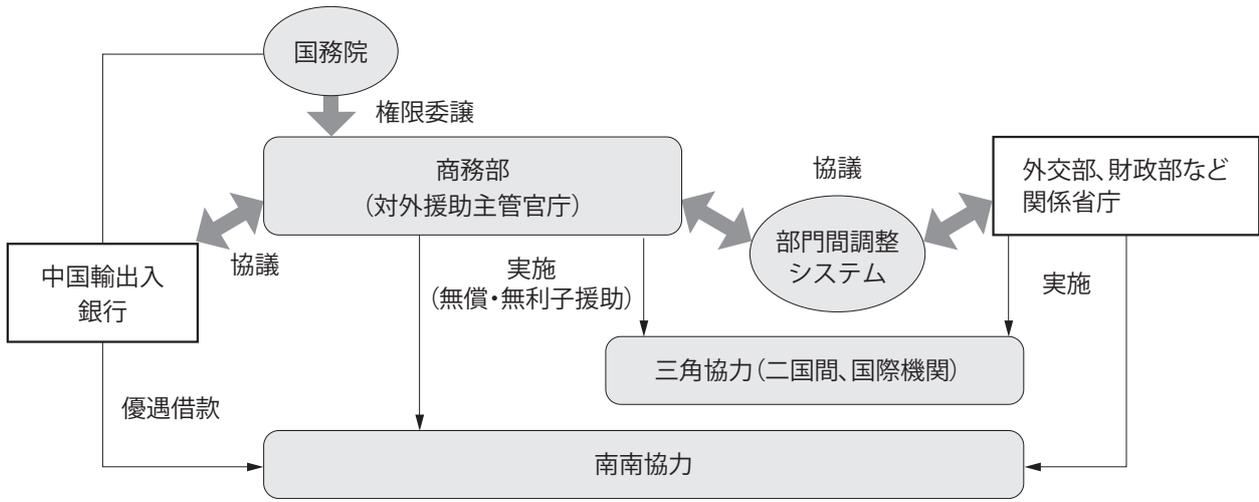
- ・ 2011年度版対外援助白書
- ・ 2014年度版対外援助白書
- ・ 2017年商務年鑑

注4: 項目としては①貿易の持続可能な発展の促進、②融資協力レベルの向上、③農業・食料安全協力の強化、④インフラ設備支援、⑤民生・キャンペーン向上、⑥多国間枠組み協力の促進、が挙げられている。

注5: ①工業化協力計画、②農業の現代化協力計画、③インフラ協力計画、④金融協力計画、⑤グリーン発展協力計画、⑥貿易及び投資の円滑化協力計画、⑦貧困削減・惠民協力計画、⑧公共衛生協力計画、⑨人文協力計画、⑩平和と安全保障協力計画

注6: 中国元/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2015年レートを適用。

援助実施体制図



32 インド

援助政策等

1. 基本政策

インドはOECDに加盟しておらず、ODAではなく、開発協力（Development Partnership）という名の下、開発援助を実施している。開発協力を規定する法律、基本方針等は特段存在しないが、開発協力はインド独立の翌年にブータンに対して供与されて以来、外交において主要な役割を果たすものとして位置付けられている。

2010年から、開発協力の対GNI比0.7%を目標としている。

2. 援助規模

2016年度の修正予算では、630億ルピー（約9.4億米ドル^(注1)）が外国への経済協力として計上され、うち、475億ルピー（約7.1億米ドル^(注1)）（75%）が無償資金協力、155億ルピー（約2.3億米ドル^(注1)）（25%）が有償資金協力となっている（別表参照）。

3. 援助地域

対象国・地域の選定に当たっては近隣諸国が重視されている。2016年度には、ブータン、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、ネパール、ミャンマー、モルディブ等近隣諸国に対して援助額の約78%が供与され、残りの約22%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象としている。最大の援助対象国は、近隣諸国の中でもインドとの関係が特に強く、インドが重要視しているブータンであり、2016年度には全援助額の約61%を占める387億ルピー（約5.8億米ドル^(注1)）（うち無償資金協力約232億ルピー（約3.5億米ドル^(注1)）、有償資金協力約155億ルピー（約2.3億米ドル^(注1)））が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

4. 援助内容

(1) IDEA（Indian Development and Economic Assistance）スキーム

- 従来はインド財務省から被援助国政府に対して財政援助を直接行っていたが、2004年から政策変更し、政府の指示によりインド輸出入銀行（EXIM Bank：

Export Import Bank of India）を通じてクレジットライン（信用供与枠）を与えることとした。クレジットラインの範囲内で政府間貸付が行われる。貸付の実績については、後出の表「インド政府（外務省）による途上国支援」のとおりである。IDEAは2010年度から実施されており、供与される金額のうち、65%はインドからの物資やサービスの購入に充てられ、残りの35%については被供与国が購入先を決めることができる。過去、189億米ドルが241のクレジットラインとして設定されている。そのうち、91億米ドルがアフリカ諸国向けである。

(2) 近隣諸国やアフリカ諸国等への無償支援

- アフガニスタンの復興やミャンマーの国境地帯に関する支援、ネパールやスリランカへの支援などが無償支援として行われている。アフガニスタンに対しては、民主主義へのコミットメントを示す象徴的な事業として、2015年12月にアフガン国会議事堂建設プロジェクトが開始され、2016年3月に完成した。その他、ダム建設、医療機器の供給、奨学生の受入等が行われた。ミャンマー向けの案件としては、地域連結性を高めることを目的としたインドとミャンマーの港湾をつなぐ道路事業や、タイとミャンマーとインドをつなぐ高速道路事業などが挙げられる。その他、IT、病院、農業等の分野でも支援を実施している。対ネパール支援で重要なのは国境の警備設備や鉄道建設、医療機器の供給である。スリランカ向けの援助については、同国の優先度に応じて実施され、国内避難民の再定住のための家屋建設、文化センター建設、寺院再建、医療機器供給がある。
- アフリカへの支援はここ10年、力を入れるようになり、第3回インド・アフリカフォーラムサミット（2015年開催）にてクレジットラインの拡大が確認されている。主な無償支援は、セーシェルへの医薬品の供与、ナミビアの病院へのIT設備の提供、タンザニアでの事業開発センターの設立、ガーナでのトマト栽培研究、ケニアへの救急車の供与、ソマリアへのバスの供与、リベリアへの医療機器の供与などが挙げられる。

注1：ルピー/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用

(3) 技術協力

- 技術協力は、インド技術経済協力プログラム（ITEC：Indian Technical and Economic Cooperation Programme）と呼ばれ、その中にはアフリカに対するコモンウェルス特別プログラム（SCAAP：Special Commonwealth Assistance for Africa Programme）及びコロンボ・プラン技術協カスキーム（TCS-CP：Technical Cooperation Scheme under Colombo Plan）が含まれる。
- 2016年度は、発展途上国161か国と結んでいるパートナー関係に基づき、約280の研修コースに約10,500人の研修生をインド国内に受け入れ、IT、行政学、教育、中小企業、起業、農村開発、再生エネルギー等の研修を実施した。第3回インド・アフリカフォーラムサミット後の2016年度にはアフリカに特化した特別コースが企画された。研修受入機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等である。また、軍関係者研修（約1,900名の受入れ）も実施している。
- インド人専門家の国外派遣も実施しており、2016年度には科学捜査、アーユルヴェーダ（伝統医学）^{注2}、米生産等の分野において、41人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

(4) 災害援助

2016年度は自然災害を受けた以下の国々に対し支援を行った。

エクアドル、マラウイ、ドミニカ国、イエメン、シリア、ケニア、モザンビーク、ウクライナ、レソト、

ナミビア、ジンバブエ

●ウェブサイト

- 外務省開発協力管理局（DPA）：
<http://mea.gov.in/development-partnership-administration.htm>
- ITEC：<http://www.itecgoi.in/index.php>

実施体制

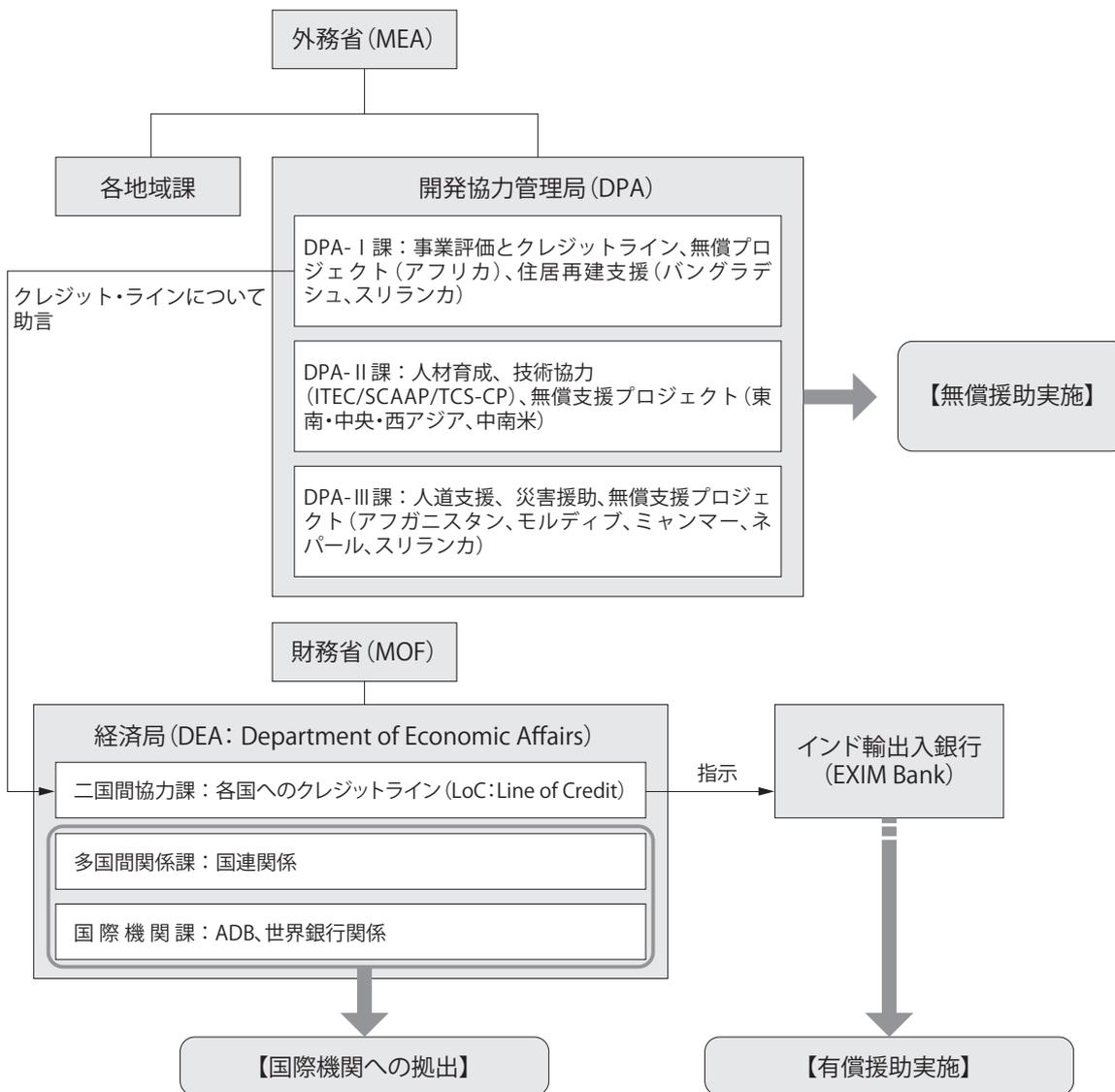
インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置され、本格的なインド技術経済協力プログラムITEC^{注3}が開始された。2012年1月に援助の透明性・迅速性向上のため外務省開発協力管理局（DPA：Development Partnership Administration）が新設され体制が一新されている。DPA第1課はクレジットラインとアフリカ諸国における無償支援、バングラデシュとスリランカでの住宅建設の無償支援を担当し、DPA第2課は、ITEC/SCAAP/TCS-CP等のプログラムを所管している。また、東南アジアと中央アジア、西アジア、中南米の無償支援事業も第2課の所管である。人道支援、災害支援とアフガニスタン、モルディブ、ミャンマー、ネパール、スリランカ向けの無償支援はDPA第3課が行っている。

その他に対外援助を担当する主な機関として、財務省経済局多国間関係課（UNDP等）、同局国際機関課（ADB、世界銀行との関係等）、同局二国間協力課（各国への信用供与＝クレジットライン）が挙げられる。

注2：インド・スリランカ発祥の伝統的医学で、ユナニ医学（ギリシャ・アラビア医学）、中国医学と共に世界三大伝統医学の一つと呼ばれている。

注3：インド政府による二国間援助計画で、現在158か国が被援助国となっている。広範囲の地域を対象とするのみならず、互恵のための革新的な協力関係を構築しており、インド政府の主要な技術協力計画となっている。

援助実施体制図



付表 インド政府（外務省）による途上国支援

(Ministry of External Affairs, Grants and loans to Foreign Governments)

(単位: 千万ルピー)

国名	援助形態	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
バングラ デシュ	グラント	8.81	281.20	604.66	197.84	155.68	75.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	8.81	281.20	604.66	197.84	155.68	75.00
ブータン	グラント	1,230.37	1,572.98	2,458.30	2,281.74	2,127.66	2,320.00
	ローン	790.99	1838.00	1468.49	2113.42	3240.80	1547.90
	総額	2,021.36	3,410.98	3,926.79	4,395.16	5,368.46	3,867.90
ネパール	グラント	191.15	292.55	381.37	303.26	309.94	320.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	191.15	292.55	381.37	303.26	309.94	320.00
スリランカ	グラント	181.94	248.20	420.80	499.70	403.80	155.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	181.94	248.20	420.80	499.70	403.80	155.00
モルディブ	グラント	37.39	16.43	9.67	26.08	55.04	80.00
	ローン	248.30	0.00	156.10	0.00	0.00	0.00
	総額	285.69	16.43	165.77	26.08	55.04	80.00
ミャンマー	グラント	67.40	121.87	164.86	104.34	117.07	120.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	67.40	121.87	164.86	104.34	117.07	120.00
アフガニ スタン	グラント	326.61	490.96	585.31	723.52	880.44	315.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	326.61	490.96	585.31	723.52	880.44	315.00
モンゴル	グラント	2.02	0.75	1.50	2.28	7.49	2.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	2.02	0.75	1.50	2.28	7.49	2.00
アフリカ 諸国	グラント	114.26	239.64	251.92	142.86	283.83	290.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	114.26	239.64	251.92	142.86	283.83	290.00
中央 アジア 諸国	グラント	29.47	32.66	14.30	11.94	19.37	10.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	29.47	32.66	14.30	11.94	19.37	10.00
中南米 諸国	グラント	0.02	27.61	4.99	12.17	15.03	10.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	0.02	27.61	4.99	12.17	15.03	10.00
その他の 途上国	グラント	25.47	30.95	61.28	54.13	103.50	110.00
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	25.47	30.95	61.28	54.13	103.50	110.00
その他	グラント	215.81	287.18	269.54	262.05	445.41	945.90
	ローン		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総額	215.81	287.18	269.54	262.05	445.41	945.90
総額	グラント	2,430.72	3,642.98	5,228.50	4,621.91	4,924.26	4,752.90
	ローン	1,039.29	1,838.00	1,624.59	2,113.42	3,240.80	1,547.90
	総額	3,470.01	5,480.98	6,853.09	6,735.33	8,165.06	6,300.80

出典: GOI, Expenditure Budget, Various Years

(注) 2016年度は修正見積予算額、2011年度から2015年度は実績額（2011年度分から実績額が発表されるようになった。）

33 インドネシア (Indonesia)

援助政策等

1. 基本方針

インドネシアの対外援助は、1955年のアジアアフリカ会議を精神的支柱に据えつつ、1980年代から継続的に実施されてきた。自国の開発目標との調和、相互信頼・利益、自主独立と連帯がその基本原則である。途上国間の南南協力は、先進国から途上国への従来型援助を代替するものではなく、補完するものと位置付け、インドネシアの経験を活かした知識や専門的見地からの助言を共有する (knowledge sharing) との姿勢が強調されている。

現時点でインドネシアに開発援助に関する基本法は存在しないが、現行の長期国家開発計画 (2005~2025年) に国家開発の使命が明記され、二国間・多国間を問わず様々なチャネルでの国際協力が奨励されている。近年は、国際的地位を高める外交ツールとして、南南協力の有効性に一層関心が向けられるようになった。なお、従来の援助国・機関と協調して第三国を支援する三角協力についても、インドネシアは南南協力を拡充する手段として積極的な採用に努めている。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとして国際社会での役割を拡大してきた。また、釜山ハイレベルフォーラムのフォローアップ枠組みである効果的な開発協力のためのグローバル・パートナーシップ運営委員会と、2012年7月に立ち上げられたポスト2015年開発アジェンダのハイレベルパネルの双方で、共同議長を務めた。

同国は被災国としての経験を活かし、人道支援および防災面での協力にも力を入れており、2014年7月には、国連人道問題調整事務所 (UNOCHA) 世界人道サミット北・南東アジア地域準備会合を日本と共催している。インドネシアは、新興国の立場から援助協調の議論で発信を続け、また中進国としての責務並びに自国の経済成長へのインパクトにも動機付けられ、開発協力への関与の度合いを強めている。この方針は2014年に発足したジョコ・ウィド政権にも踏襲されており、中期国家開発計画 (2015~2019年) や政権公約では南南協力における戦略性の強化が謳われたほか、2015年4月にインドネシアが主催したアジアアフリカ会議60周年記念会合では、社会正義や公平性の実現のために引き続き開発援助に取り組んでいくとの力強いメッセージが表明され

た。

2. 援助規模

政府発表によれば、2000~2015年の間に約5,740万米ドルの国家予算が南南・三角協力のために支出された (ただし内訳・詳細は不明)。政府は近年一貫して南南・三角協力の予算規模を拡大してきており、この拡大傾向は続いていく見通しである。

3. 重点分野・地域

重点分野に関しては、インドネシアが比較優位を有する以下の3つの切り口、即ち①開発 (貧困削減、村落開発、災害リスクマネジメント、人的開発、食料・エネルギー保障、等)、②グッド・ガバナンスおよび平和構築 (民主化、平和維持、法の支配、等)、③経済的課題 (マクロ経済運営、公的金融およびマイクロ・ファイナンス、等) が、フラッグシップとされている。

1982年以降、インドネシアは研修生や学生の国内受入れ、インドネシア人の専門家や実習生の被援助国への派遣および奨学金の給付などを行っており、その分野は家族計画、エネルギー関連、社会公共サービス、公共事業、農業、航空、金融と多岐にわたっている。これまでアジア、大洋州、アフリカ、中南米の120以上の国から、延べ6,000名以上がインドネシアの技術協力プログラムに参加した。

重点地域としては、ASEANのメンバー国として、CLMV諸国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) に対する協力の比率が大きい一方、政治的に特別に配慮されているパレスチナや東ティモール、大洋州といった国・地域に対する協力にも重点を置いている。

4. インドネシア南南・三角協力の拡充計画

既述のとおり、インドネシアは対外援助に関する基本法を持たないが、2025年までの長期国家開発計画期間を3期に分け、南南・三角協力を拡充する方針である。

インドネシアが実施する南南・三角協力に対して、従来の援助国・機関の期待は概して高く、日本、ドイツ、米国、ノルウェー、また国際機関としてはUNDP等が、新興援助国としてのインドネシアの能力強化に協力している。インドネシアの知識や経験に着目し、三角協力のパートナーとしてインドネシアの参画を求める機関も多

く、近年ではイスラム開発銀行（IDB）等のアプローチが注目される。

実施体制

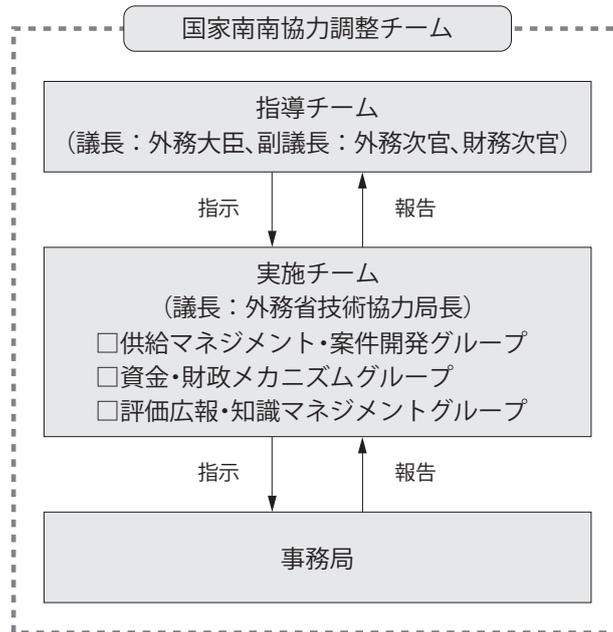
インドネシアには、対外援助にかかわりを持つ部局が複数の官庁に散在しているが、これを一元的に管理する部局はまだ存在していない。その代わりに、2010年の国家開発企画庁令に基づき、国家南南・三角協力調整チーム（National Coordination Team on South-South and Triangular Cooperation）が組織され、同チームに名を連ねる関係省庁（国家開発企画庁、外務省、財務省、国家官房）の合議制によって、一体的な南南・三角協力の実現を目指している。2017年1月にインドネシアの南南協力事業を外務省が統括することとなり、同調整チームも同年4月に外務省令に基づき、国家南南協力調整チーム（National Coordination Team of South-South Cooperation）として再編成された。同チームは、「指

導チーム」、「実施チーム」、「事務局」の3層から構成されており、被援助国、事業実施機関、三角協力のドナー等との関係を調整し、南南・三角協力の統一的窓口（One Gate）として機能することを目指している。しかし、同調整チームは寄り合い所帯で予算が無く、専従の職員が配置されていないといった状況に鑑み、専任部局（Single Agency）の創設に向けた動きがみられる。現在、外務省が主導し、関連の法令・規則の立法化等専任部局設立の準備が進められている。こうした中、国家南南協力調整チームにおける援助リソースの新体制への円滑な移行、実施体制の機能強化が、効率的かつ効果的な南南・三角協力実施の鍵になる。

● ウェブサイト

- Indonesia South-South Technical Cooperation : <http://isstc.setneg.go.id/>

援助実施体制図



34 マレーシア (Malaysia)

援助政策等

1. マレーシアの南南協力和マレーシア技術協力プログラム

マレーシア政府は、1980年9月にニューデリーで開催された「アジア大洋州地域英連邦首脳会議 (Commonwealth Heads of Government Meeting)」において、マレーシアにとり南南協力和のかかわりが重要であることを表明したのを契機として、マレーシア技術協力プログラム (MTCP : Malaysia Technical Cooperation Programme) を立ち上げ、南南協力和への取組を開始した。

マレーシア政府は、経済発展には人的資源の開発が不可欠という哲学の下で、技術協力和・人材育成に焦点を絞った開発支援としてマレーシア技術協力プログラム (MTCP) を実施している。MTCPには以下の5種類のスキームがある。

- (1) 短期研修コース (マレーシアの研修実施機関への受入れ (行政マネジメント、公共医療、教育、貧困削減、持続可能な開発、投資促進、ICT、農業等の分野))
- (2) 長期研修コース (マレーシアの国立大学修士課程への受入れ)
- (3) 専門家、コンサルタント派遣
- (4) スタディー・ビジット (マレーシアを訪れ、開発に資する視察等を行いたいという被援助国の要請に応じて実施)
- (5) 経済社会開発プロジェクト支援 (被援助国の要請に応じて実施)

2. 重点分野・地域

(1) 案件形成に至るまでの流れ

マレーシア政府の南南協力和には、法的枠組みはなく、MTCPは上記援助対象国の選定条件に照らし被援助国の要請または研修実施機関の提案を踏まえて形成される。また国策として掲げられている理念である「開かれた地域主義 (Open Regionalism)」、「地域内の平和」、「社会の平等」に沿うもの、およびマレーシ

アを2020年までに先進国にするための経済変革プログラム (Economic Transformation Programme : ETP) の重点12産業分野^(注1)にとって利益のあるプログラムは優先される。

(2) 援助対象国

現在、援助対象国はアジア諸国、アフリカ諸国、CIS諸国^(注2)および東欧諸国、大洋州諸国である。これまでに143か国から32,000人以上がMTCPの実施する様々な研修に参加している。

3. TCTP

マレーシア政府は二国間技術協力和である南南協力和のほか、日本政府と共に、MTCPの下で途上国に研修を行うTCTP (Third Country Training Programme) を実施している。日本政府とは1983年よりTCTPを実施しており、2002年からは予算負担比が50 : 50のイコール・パートナーシップとなっている。2016年は、貿易・投資促進、中小企業振興、生物多様性、税務行政、労働安全衛生管理、生産性向上等の分野で、ASEAN諸国、アフリカ、中東 (パレスチナ) 等を対象に技術協力和を行った。

実施体制

援助開始から約30年間、長期研修コース以外のMTCPは首相府経済企画院 (Economic Planning Unit) が主管していたが、2010年1月1日付で、長期研修コース以外のMTCPの主管が外務省に移管された。現在は外務省の下で66の研修機関が研修員の受入れを実施している。一方、長期研修コースは高等教育省が所掌しており、国内の大学に留学生を受け入れている。

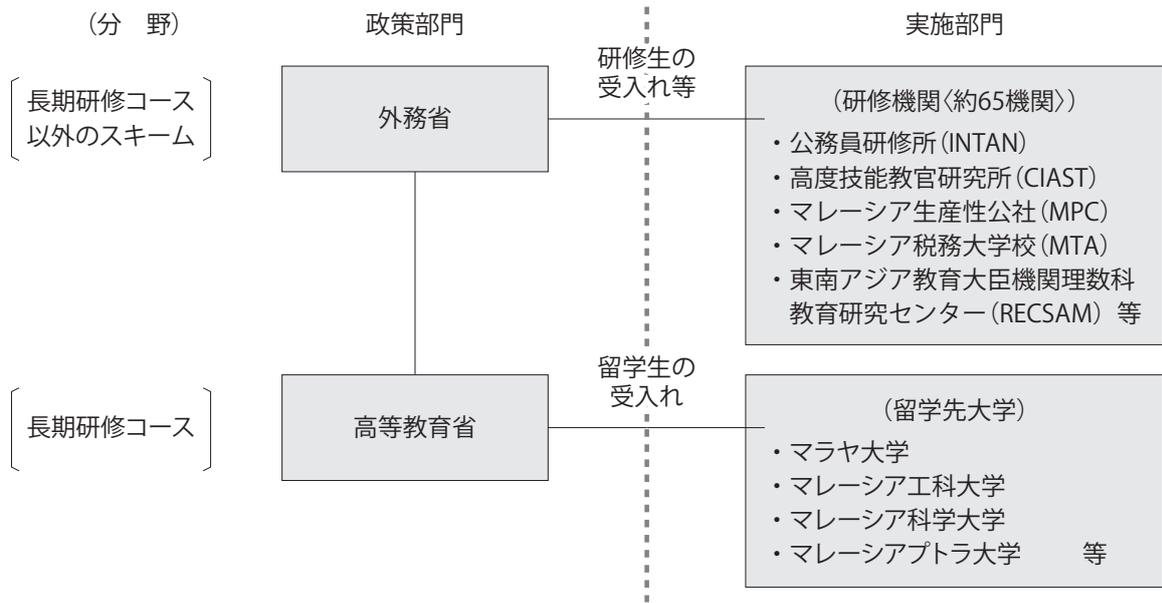
● ウェブサイト

- ・ マレーシア技術協力プログラムMTCP : <http://mtcp.kln.gov.my/>

注1 : ガス・オイル・エネルギー、パームオイル、金融、観光、ビジネス・サービス、電気電子機器、卸売り・小売り、教育、ヘルス・ケア、通信・インフラ、農業、クアラルンプール開発

注2 : CIS (Commonwealth of Independent States) 諸国とは、旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国の協力和のための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国となり、2009年にはジョージアが脱退 (現在10か国が加盟)。

援助実施体制図



35 メキシコ (Mexico)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策との関係

メキシコは依然として様々な開発課題を抱える国であり、現在も先進諸国および国際機関から援助を受ける一方で、中南米地域における第2の経済大国として、中南米・カリブ地域において持続可能な発展を支援するための国際協力も行っている。ペニャ・ニエト大統領は2012年12月の就任演説において政権の5本の柱を発表し、外交分野では「地球規模の責任ある役割を果たす国家の達成」を掲げた。その後、2013年5月に発表した「国家開発計画2013-2018」において、外交施策の目標の一つに、「国内外の開発に貢献する国際協力の推進」を掲げた。なお、具体的な援助政策については下記基本法の範囲内で各実施機関に委ねられている。

2. 基本法・基本方針

援助政策の基本法として、「開発のための国際協力法 (Ley de cooperación Internacional para el Desarrollo)」(以下、基本法)が定められている。基本法には、基本原理として国際的な連帯および人権向上が謳われており、持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として、以下の国際協力分野が別記されている。すなわち、①貧困・失業・社会的排除対策(メキシコ国内に居住している先住民への援助、人種差別・宗教的な差別・地理的な差別を受けているものへの援助)、②教育・文化・科学技術、③先進国と発展途上国の格差、④環境と気候変動、⑤公共の安全等が掲げられ、それぞれに透明性や基準、責任が伴うものとしている。基本法に基づき、国際開発協力庁(AMEXCID: La Agencia Mexicana de Cooperación Internacional para el Desarrollo)の諮問委員会が戦略方針として「国際開発協力プログラム(PROCID: El Programa de Cooperación Internacional para el Desarrollo)」を作成し(2年毎に更新可能)、外務省が策定責任を負っている。2014-2018版PROCIDの目標は以下のとおりである。

(一般目標)

メキシコの強みや特有のニーズを生かした持続的な政策を通じて国内外の開発の促進

(1) 開発協力管理改善のため、開発システムの手段や能

力の強化

- (2) 戦略的地域・国に対する国際協力の促進(南南協力、三角協力の利用)
- (3) メキシコの援助国との戦略的連携による、国益に沿った形での資源と能力の活用
- (4) 経済、観光、文化の側面を強調した、メキシコの国際的プレゼンスの強化

3. 援助規模

(単位:ペソ)

	予算	実績
2015	1億9,520万 (約1,230万米ドル ^(注1))	2億1,618万 (約1,362万米ドル ^(注1))
2016	2億2,663万 (約1,217万米ドル ^(注2))	2億2,830万 (約1,226万米ドル ^(注2))
2017	1億1,346万 (約609万米ドル ^(注2))	NA

4. 重点地域

援助対象国はハイチ、ドミニカ共和国、ジャマイカ、トリニダードトバゴ、セントルシア、ブラジル、コロンビア、アルゼンチン、チリ、中米全体。経済協力の形態としては、二国間協力、三角協力、地域協力メカニズムが柱となる。また、これまでは国家間協力が中心であったが、最近では民間企業や市民社会との連携も進められている。

- (1) 二国間協力: 協力期間は2年間。協力分野は農業(防除、食料安全保障)、地球環境の持続可能性、気候変動対策(森林管理、水資源管理)、ガバナンス強化。全86プロジェクト(グアテマラ21件、エルサルバドル17件など、中米諸国が対象)。
- (2) 三角協力: ドイツ、日本、スペイン、シンガポール、韓国、スイス、アメリカに加えて、国際連合食糧農業機関(FAO)や国連開発計画(UNDP)が連携主体となっている。全20プロジェクト(連携はドイツ6件、日本5件、スペイン4件ほか中南米諸国が対象)。
- (3) 地域協力: 「メソアメリカプロジェクト」として、中米における教育支援、能力構築、域内統合、競争性向上、社会開発に取り組んでいる。連携先は、ニュージーランド、スイスや各種国連機関に加えて、ビル&メリンダ・ゲイツ財団やカルロス・スリム基金との民

注1: ペソ/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2015年レートを採用。

注2: ペソ/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを採用。

間資金団体など。「プラン・プエブラ・パナマ」(PPP)の後継プロジェクトである。

5. 日本との開発協力

日本とメキシコは、2003年に開発協力のパートナーシップ・プログラム(JMPP: Japan-Mexico Partnership Programme)を締結し、以来、この枠組を通して、日・メキシコ双方の開発方針に合致する分野において、中南米諸国に対し三角協力を実施している。

実施体制

1. 主管官庁

メキシコ政府の国際援助実施主体である国際開発協力庁(AMEXCID)は外務省の外局として特別に置かれた機関であり、2011年9月28日施行の基本法によって設立された。教育文化協力局、国際経済促進協力局、二国間経済環境協力局、科学技術協力局、中米開発統合プロジェクト局から構成されている。局別の予算および定員等は公表されていない。

またNGO等との関係法令として「市民社会団体の活動を促進するための連邦法」が施行されており、外務省内に「市民社会組織活動促進委員会」が設置されている。同委員会は政府の定める条件を満たす組織を所管しているが、活用状況についての公開情報はない。

2. 国際開発協力庁(AMEXCID)

AMEXCIDの活動指針は基本法に基づく。同法により、メキシコにおける開発援助の国家体制が確立した。AMEXCIDは次の3つの機関から構成される。

(1) 諮問委員会

「国際開発協力プログラム(PROCID)」策定に関する

主要な権限を有する。基本法の第15条で定められている機関(以下参照)のそれぞれの代表者で構成されるが、最終的な国際開発協力プログラムの策定責任は外務省にある。第15条の各機関が実施機関となり、調整は諮問委員会で行われる。

[基本法第15条が定める機関]

内務省、外務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、エネルギー省、経済省、農牧省、通信運輸省、公共行政省、教育省、厚生省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家文化芸術審議会、先住民族発展のための国家委員会

(2) 技術委員会

資金運用に関しては基本法の第4章に記載されている。技術委員会は外務省代表、大蔵公債省代表、AMEXCID代表によって構成される。同委員会は、連邦予算より割り当てられた国際協力資金の管理、外国政府、国際機関、州政府、市政府からの援助資金および資産の管理を行っている。

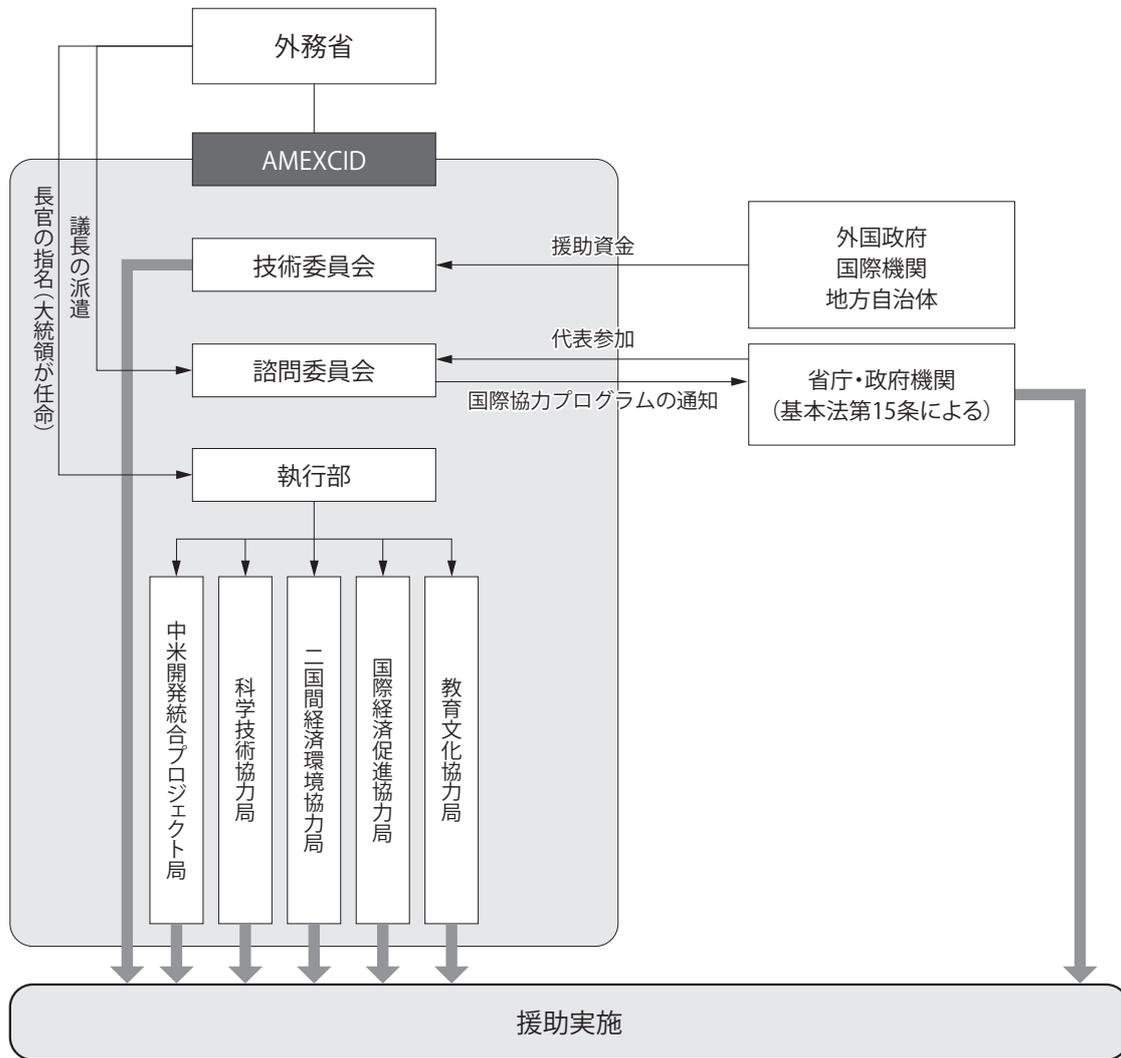
(3) 執行部

外務省の提案を受けて大統領より任命された長官が最高責任者となる。長官はAMEXCIDの管理運営を担うとともに、基本法と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。長官は、諮問委員会に参加し意見を述べることは可能であるが、投票権はない。

●ウェブサイト

- ・国際開発協力庁(AMEXCID):
<http://www.gob.mx/amexcid>
(年次報告書の閲覧可能)

援助実施体制



36 南アフリカ (Republic of South Africa)

援助政策等

1. 基本政策

南アフリカ政府による対外援助の多くは、2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて国際関係・協力省（DIRCO：Department of International Relations and Cooperation）の下に設置されている「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」により行われている。同基金の主な目的は、経済協力を通じたアフリカ大陸の統合、民主的、平和的繁栄の実現である。また、基金の供与に当たっては披供与国のオーナーシップを重視し、プロジェクトの実施に主体的に関与することを求めている。

2. 援助規模

「アフリカン・ルネサンス国際協力基金の最近の支出額は、下記のとおりである。

年度	支出額(千ランド)	
2014	189,900	(約1,750万米ドル ^(注1))
2015	161,773	(約1,268万米ドル ^(注2))
2016	57,593	(約392万米ドル ^(注3))

有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。なお、DIRCOによる同基金を通じた対外援助のほかにも、DIRCO所掌の範囲外で関係省庁により各種の対外援助が行われているが、その詳細については公表されていないため、南アフリカ政府全体としての対外援助統計は存在しない。

3. 重点分野

①民主主義とグッド・ガバナンスの促進、②人材育成、③社会経済開発と統合、④人道支援および災害救助、⑤南アフリカとその他諸国（特に、アフリカ諸国）との協力関係の強化、⑥紛争後の再建と開発の6分野。

4. 2016年度（2016年4月1日～2017年3月31日）の支援プロジェクトド

(1) アンゴラ及びコンゴ民主共和国との3か国間での対

- 話および協力推進（759万ランド）（約52万米ドル^(注3)）
(2) サハラ難民に対する緊急人道支援（1,000万ランド）（約68万米ドル^(注3)）
(3) スワジランドに対する緊急食糧援助（4,000万ランド）（約282万米ドル^(注3)）

実施体制

DIRCO事務次官（または代理）、国際関係・協力大臣が任命したDIRCO職員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会（Advisory Committee）が、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となる覚書（MOU）を被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェクト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主に実施している。

同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年末（例年11月頃）にDIRCOウェブサイト上で公表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、DIRCOでは、援助実施機関となる南アフリカパートナーシップ庁（South Africa Development Partnership Agency）の新設に向けて準備中である。

●ウェブサイト

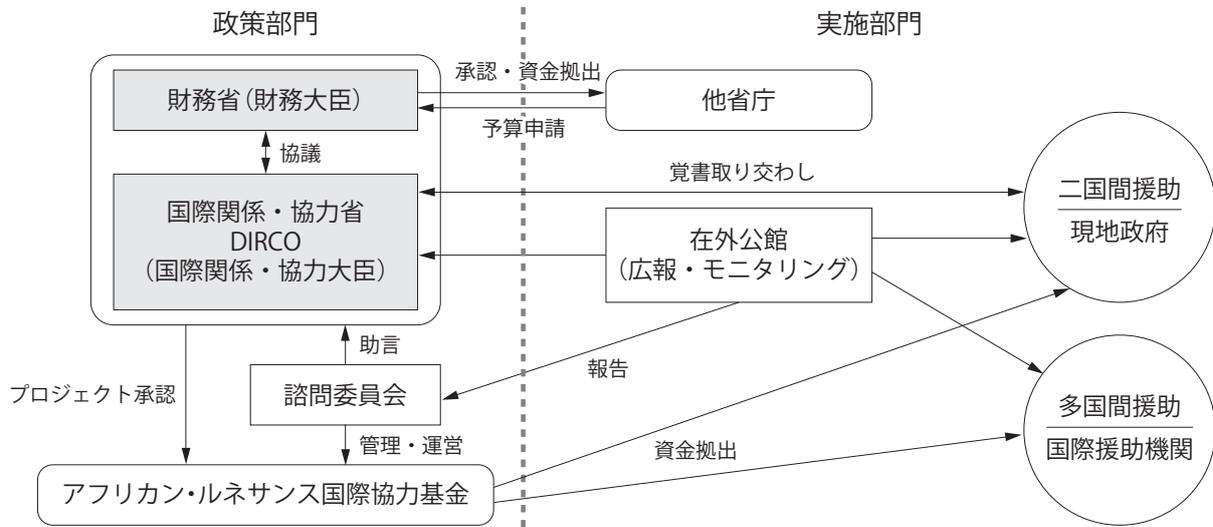
- ・国際関係・協力省（DIRCO）：<http://www.dirco.gov.za>
- ・財務省（National Treasury）：
<http://www.treasury.gov.za>

注1：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2014年レートを適用。

注2：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2015年レートを適用。

注3：ランド/米ドルの換算は、OECDオンラインデータベースにおける2016年レートを適用。

援助実施体制図



37 ロシア (Russia)

援助政策等

1. 基本方針

2014年4月、プーチン大統領は「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策コンセプト」(以下、「国家政策コンセプト」)を承認し、ロシアの国際開発援助の新たな方針が定められた。「国家政策コンセプト」は大統領令により承認されている文書であり、ロシアの援助政策を規定するための最重要文書である。同コンセプトでは、重点分野、重点地域、援助の実施形態・実施要件、ステークホルダーの参加、援助の評価基準等が定められている(注1)。

2. 援助規模

ロシアは、ソ連時代から、特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等を実施していたが、ソ連邦解体後は対外援助が一時停止された。1991年にロシア連邦となってからの援助規模は小さいものであったが、2000年代に入ると好調な国内経済を背景に国際的な役割強化に対する関心が徐々に高まった。そして、2006年にはロシアがG8議長国を務め国際的な責務を担うようになったこともあり、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額は、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルにまで増額した。2009年に発生した世界経済危機を受けてユーラシア経済共同体(EAEC)(注2)の危機対策基金へ出資したこともあり、同年の援助額は7億8,500万ドルと過去最高額に達した。その後の援助額

は毎年5億ドル前後の水準で推移していたが、2013年からは再び増額されて、2015年は11億6,160万ドル、2016年は12億5,804万ドルに達した(注3)。これは対GNI比0.1%に相当する。

3. 重点分野

「国家政策コンセプト」では、援助の優先分野として、被援助国における国家運営システムの改善、貿易投資環境の改善、産業・イノベーションの育成、経済活動の活性化のほか、組織犯罪および国際テロ対策、PKOおよび平和構築支援、さらに社会経済インフラ整備、水および電気へのアクセス確保、情報通信の整備、農業支援、感染症対策、教育、環境保全、人権保護といった広範な分野が取り上げられている。

4. 重点地域

重点地域としては、CIS諸国、ジョージア紛争後にロシアが独立を承認した「アブハジア共和国」および「南オセチア共和国」が筆頭に挙げられている。

5. OECD開発援助委員会(DAC)との関わり

2017年現在、ロシアはDACに加盟していないが、2010年以降は財務省がロシアの援助実績をOECDに報告している。他方、ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助(ODA)の定義に必ずしも合致していないため、ロシアでは「国際開発援助」という、より広義の

注1:「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要は以下のとおり。

- (1)優先対象地域(第9条): (ア)CIS諸国、アブハジア共和国、南オセチア共和国およびロシアとの善隣友好・同盟を方針としているその他の国々ならびにロシア連邦と共に国際機関およびユーラシアの機関に加盟している国々、(イ)ロシアと歴史的に友好関係を有している国々、(ウ)ロシアと互恵的な経済および社会プロジェクトの共同実施に参加している国々、(エ)その国との協力がロシア連邦の国益に適う発展途上国。
- (2)優先分野(第10条): (ア)被援助国の国家財政の運営を含む、国家運営システムの作業の質の向上、(イ)商品およびサービスの越境移動の手続き簡素化を含む、被援助国における貿易投資環境の改善、(ウ)被援助国における産業・イノベーションのポテンシャルの形成、(エ)被援助国における経済活動の活性化および住民の最貧困層が同活動に参加するための前提条件の創設、(オ)組織犯罪および国際テロ対策に係る国家システムの創設および改善、犯罪集団および犯罪組織の活動に対する資金提供の阻止、(カ)ロシアの国際平和維持活動および平和構築委員会への参加拡大等を通じた紛争後の平和構築の取組に対する支援、武力紛争を経験した国家の未来志向的な社会経済発展の支援および紛争再発の防止、(キ)地域経済の統合、国家制度の発展、輸送インフラの創設、天然資源の合理的利用、被援助国住民の最貧困層の生産活動への参加を伴う同国内における社会経済プロジェクトの実現、(ク)水および電気をはじめとする生活上の最重要資源への被援助国住民のアクセスの確保、(ケ)情報通信技術の分野および先進国と発展途上国との間の情報の非対称性の克服における被援助国の技術上の自立性確保のための環境整備、(コ)被援助国の食料安全保障および農業発展の支援、(カ)感染症蔓延の予防等のための保健および社会保護に係る国家システムの強化、(シ)初等教育および職業教育をはじめとする被援助国住民のための教育の質の向上および教育へのアクセス可能性の確保、(ス)環境保全および国境を越える環境問題の解決のための施策の実施、(セ)人権保護を含む民主的社会制度の発展。
- (3)援助実施のための基本条件(第15条): (ア)外国政府からの開発援助の供与要請、(イ)関心を有する連邦行政機関、被援助国と国境を接するロシア連邦構成主体の行政機関による援助供与に向けたイニシアティブ、(ウ)様々なイニシアティブを実現するための金銭的又は技術的支援を求める国際機関の要請、(エ)ロシアの実業界および社会団体による援助供与に向けたイニシアティブ、(オ)被援助国が、貧困対策に係る国家プログラム、又は持続可能な社会経済発展、教育、保健および貧困層に対する社会的支援のための社会制度整備の確保に係る戦略を有していること、(カ)未来志向的な二国間関係の発展に向けた被援助国の関心。

注2:ロシア、ベラルーシおよび中央アジア4か国から成る経済共同体。2000年10月10日に創設が発表され、2015年1月1日のユーラシア関税同盟発足により発展的に解消された。

注3:最新の2016年の援助の主な地域別割合は、東欧および中央アジア約45%、中南米(特にニカラグア、キューバ)約25%となっている。

用語が使われている。

6. 援助形態の特徴

かつてのロシアには二国間援助を実施するだけの余力がなかったため、多国間協力での人道援助が重視されてきた。しかし、「国家政策コンセプト」では、二国間援助の重要性がより前面に出されることとなった。多国間援助に代えて、二国間援助の割合を増やそうとしている背景には、「ロシアの顔」を被援助国側により強くアピールすることがある。ロシアの二国間援助（資金はロシアが拠出するが国際機関を経由するものを含む）と多国間援助の比率は2015年が78：22、2016年が61：39となった。

実施体制

1. 担当省庁

外務省や予算を管理する財務省のほか、経済発展省、非常事態省、国防省、消費者権利保護・福祉監督庁等が個別の援助案件を手掛けており、各省庁が案件の成果を財務省に報告し、財務省がこれをOECDに報告している。なお、実際の資金拠出等に係る最終決定は首相府で採択されている。

2008年9月、ロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外

同胞・国際人道協力庁が設置され、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学等による在外ロシア人支援等を所掌している。

また、「国家政策コンセプト」に従い、2017年3月、援助分野における関係省庁間の調整を行う経済発展・統合に関する政府委員会国際開発援助分科会が設立された。

2. NGO等の役割

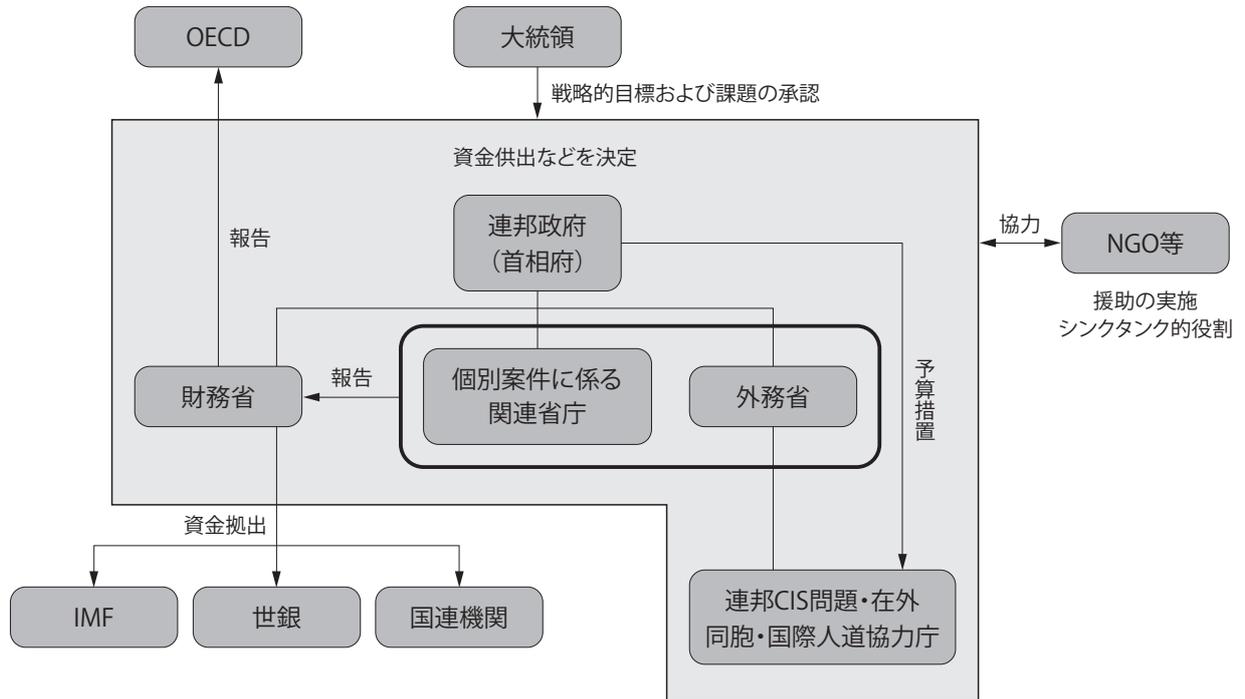
従来、ロシアの国際開発援助におけるNGO等の役割は限定的であり、2007年の「開発援助コンセプトペーパー」では、援助実施に際してのNGOとの協力はあくまで必要に応じて行うとされていた。他方、2014年の「国家政策コンセプト」では、NGOが実際の援助の担い手となることに加え、シンクタンク的な役割を担うことが期待されている^(注4)。

● ウェブサイト

- ・ロシア連邦財務省：<http://www.minfin.ru>
- ・ロシア連邦外務省：<http://www.mid.ru>
- ・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁：<http://rs.gov.ru>

注4：「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策の実現に係る施策の実施には、学術団体、社会諸団体および実業界が参加することができる。」（「国家政策コンセプト」第18条）「社会団体、ロシア連邦で登録されている非政府および非営利の団体は、文化的および人道的関係の発展を支援しながら、外国の社会諸団体および慈善団体との協力を発展させることができる。」（同コンセプト第19条）

援助実施体制図



38 サウジアラビア (Saudi Arabia)

援助政策等

1. 基本方針

サウジアラビアの政府開発援助（ODA）については情報がほとんど公表されていない。政府の基本方針は不明であるが、援助機関の一つであるサウジ開発基金（SFD：Saudi Fund for Development）の年次報告書によれば、その果たすべき役割は「途上国の政府と国民を援助することによって生活条件を改善し繁栄を増進する一方で、サウジアラビアの経済的発展を促進・支援すること」となっている。

2. 重点地域

サウジアラビアの援助対象地域はアラブ・イスラム諸国のみならず広くアジア・アフリカ諸国に及んでおり、これらのODAは、借款または無償資金協力として行われている。イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じた多国間援助も実施されている。なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣等の技術協力は行っていない。

3. サウジ開発基金（SFD）

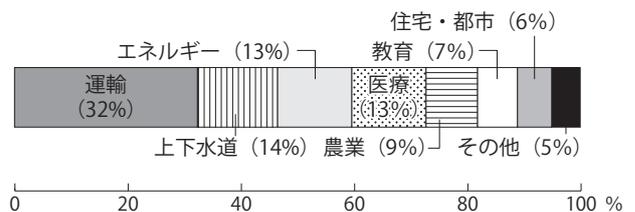
(1) 借款実績等（2016年）

SFDは二国間借款事業等を実施しており、2016年における借款実績は下記のとおりである。なお、2015年の借款実績と比較すると、借款総額で約77%増（1,892百万SR<サウジアラビア・リヤル>（約5.05億米ドル^(注1)）増）となっている。地域別ではアジア地域への借款額が8%減となっているのに対し、アフリカ地域への借款額は156%増であった。

SFDによる援助実施国、事業、借款額（2016年）

地域	援助実施国	事業	借款額 (百万SR)
アフリカ	9か国：(エジプト、カメルーン、ガンビア、コートジボワール、シエラレオネ、スーダン、チャド、トーゴ、モーリタニア)	22事業：(給水、教育、道路、発電、病院、農業、その他)	3,028.84 (約8.08億米ドル ^(注1))
アジア	5か国：(ウズベキスタン、中国、パキスタン、バングラデシュ、モルディブ)	7事業：(空港、道路、住宅、教育、その他)	1,175.00 (約3.13億米ドル ^(注1))
その他	2か国：(キューバ、ボスニアヘルツェゴビナ)	2事業：(上下水、その他)	142.50 (約0.38億米ドル ^(注1))
合計	16か国	31事業	4,346.34 (約11.59億米ドル ^(注1))

(2) 援助分野内訳（2016年）



(3) 累積借款件数・額および借款条件

2016年単独のSFDにおける借款額は43億3,412万SR（約11.56億米ドル^(注1)）であった。サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積借款件数は637件であり、累積借款額は514億4,569万SR（約137.2億米ドル^(注1)）である。なお、SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- (ア) 経済的社会的に実現性のあること
- (イ) プロジェクト全体の資金調達が可能であること
- (ウ) 資金はサウジリヤル建てで貸与され、返還されること
- (エ) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること
- (オ) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること

注1：サウジアラビア・リヤル/米ドルの換算は、世界銀行公式サイトに掲載された2016年レートを適用。

実施体制

二国間借款については、サウジアラビアの援助機関であるSFDを通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているが、独立した会計を持っており、各国からの要請に基づき理事会（2015年まで財務大臣が理事長を

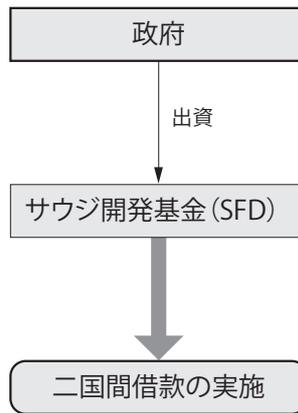
務めていたが、2016年よりハティーブ王宮府顧問が理事長に就任）にて実施案件が決定される。

● ウェブサイト

- ・ サウジ開発基金（SFD）：<http://www.sfd.gov.sa/>

援助実施体制図

(SFDによる二国間借款の実施について)



39 シンガポール (Singapore)

援助政策等

1. 基本方針

シンガポールは、天然資源や広い国土を持たずに自国の国づくりを進める中で、人材育成に重点を置いてきたこと、そして建国以来国際社会からの技術協力によって支えられてきたことを背景として、1965年の独立以来、途上国に対して独自の研修プログラムを実施してきた。政府は1992年に各種の技術協力プログラムを統合し、「シンガポール協力プログラム (SCP: Singapore Cooperation Programme)」を策定、これが援助政策の基盤となっている。

2. 援助規模

SCP、国際機関への拠出や分担金を合わせた援助予算は以下のとおりである。

(単位:百万シンガポール・ドル)

2014年	2015年	2016年
105.0 (約83百万米ドル) ^(注1)	107.0 (約78百万米ドル) ^(注2)	109.1 (約79百万米ドル) ^(注3)

(出典: Singapore Government Budget)

3. シンガポールの援助スキーム

(1) シンガポール協力プログラム (SCP)

SCPは、特に人づくりと経済開発におけるシンガポールの経験と知見を途上国へ提供する事業である。毎年7,000名近くの外国政府職員を対象に約300コースを実施しており、1992年の設立以降、2016年現在におけるSCPへの累計参加者は170か国、110,000名以上に上る。対象国は、アジア・大洋州、アフリカ、中東、東欧、中南米とほぼすべての地域に及んでいる。

SCPの主な実施態様は、①シンガポール単独での研修事業、②先進国・国際機関との共催で行う研修事業、③ASEAN地域の後発開発途上国グループであるCLMV諸国^(注4)に設置した研修施設を使用したASEAN統合イニシアティブ (IAI: Initiative for ASEAN Integration) プログラム、④開発途上国からの学生をシンガポールの主要大学に留学させる奨学金制度、と

なっている。ASEANは優先地域で、ガバナンス、貿易・経済開発、環境・都市計画、民間航空輸送、陸上輸送、港湾管理、教育、医療、情報通信技術といった幅広い分野の研修をASEAN加盟国に対して実施している。IAIも、2000年に当時のゴー・チョクトン首相がASEANの経済発展と統合のために開設した。

(2) 第三国研修

シンガポールは44の国や国際機関と協力して質の高い技術協力を効率的に行う第三国研修 (TCTP: Third Country Training Programme) を実施している。日本との間のJSP21 (次項) においても採用されている。

(3) 21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSP21)

SCPの中でも最大の実績を誇るのが、1994年から日本との間で実施している「日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSP)」を前身とし、1997年からは両国が経費を折半する形式となった「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSP21)」である。この下で、国際社会全体の課題への取組や、ASEAN統合に向けた事業が実施されている。また、2015年3月の日星外相会談において、2016年の日星外交関係樹立50周年に向け、JSP21のさらなる拡充について検討していくことが合意された。2016年4月の日星外相会談でも、その有効性と重要性が改めて確認された。

JSP開始以降これまでに約370のコースが実施され、延べ95か国・地域、約6,400名の研修員が参加している (2017年4月現在)。

実施体制

SCPの計画・運営はシンガポール外務省技術協力局 (TCD: Technical Cooperation Directorate) が担っている。局内は政策課および実施課で構成される。

SCPの特徴として、TCDはプログラムの計画・策定および予算作成を担い、実際の研修コース運営についてはシンガポール国内の政府系・非政府系の各種研修機関を

注1: シンガポール/米ドルの換算は、世界銀行公式サイトに掲載された2014年レートを適用

注2: シンガポール/米ドルの換算は、世界銀行公式サイトに掲載された2015年レートを適用

注3: シンガポール/米ドルの換算は、世界銀行公式サイトに掲載された2016年レートを適用

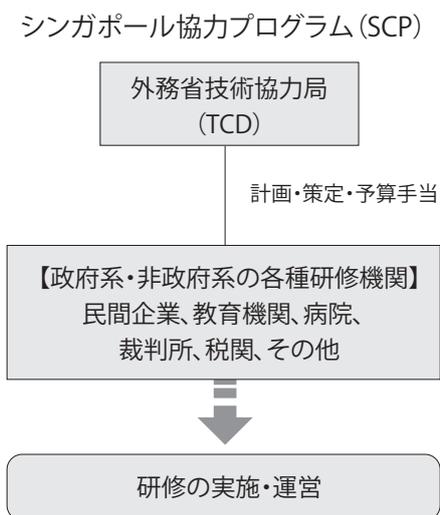
注4: 東南アジア諸国連合 (ASEAN) に、1995年以降加盟した4か国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。

活用していることが挙げられる。このように専門の研修機関が研修コースを運営することで、高度な研修を実施することに成功している。また、研修機関側もSCP専門の部局を有するなど、TCDと研修機関が一体となってSCPの運営を担っている。

● ウェブサイト

- ・シンガポール外務省（「シンガポール協力プログラム（SCP）」関連ページ）：
<http://www.scp.gov.sg/content/scp/>

援助実施体制図



40 カタール (Qatar)

援助政策等

1. 基本法・基本方針

カタール政府内において、開発および人道援助に係る事務は、外務省の国際開発局が担っており、同局が具体的政策を策定する。この方針は2010年に決定され、国際開発局内の二つの課（国際開発課及び技術協力課）が援助案件をフォローしている。

カタール法2002年第19号（Qatar LAW No.19 of 2002）により設立された「カタール開発基金（the Qatar Development Fund）」が、外務省で決定された援助政策の具体的実施機関であり、アラブ・イスラム諸国を中心に、開発および人道分野への政府援助（有償・無償資金協力および技術協力）を実施している。カタールは、開発及び人道支援を通じた国際平和および安全への貢献をその方針の一つに据えている。

一方で、カタールによる外国への支援は、各慈善団体・NGOを通じても実施されており、この部分が対外援助に占める割合も大きい。

2. 援助規模

2013年、カタールの開発援助予算はGDPの0.87%にあたる17億5,800万米ドル（約63億2,700万カタール・リヤル）であり、内訳は開発支援が69%、人道支援が31%。一方、同年の支出総額は、約64億8,100万カタール・リヤルとなり、翌2014年は約77億カタール・リヤルに増加した。

3. 重点分野

(1) 開発分野

2013年において、カタールの非政府機関（NGO）による開発分野への援助総額は9億8,000万カタール・リヤルに及び、社会福祉、教育、救援、建設、文化、医療、下水設備、予算支援等の部門に振り分けられている。この内、社会福祉部門への援助額が2億400万カタール・リヤル（全体の21%）と最も多い。

(2) 人道分野

2013年におけるカタールの非政府機関（NGO）による人道分野への援助総額は3億4,800万カタール・リヤルであり、その56%を占める1億9,300万カタール・リヤルが救援プログラム、13%を占める4,600万カタール・リヤルが食料支援プログラムに充てられている。

(3) 政府援助

カタールの政府援助の基本方針は特定の分野に限ることなく、健康、教育や地球温暖化問題に起因する食料安全保障問題等多岐にわたる。国連人道問題調整事務所（OCHA）発表によれば、2016年、カタール政府は健康分野に14百万米ドル、食料安全保障分野に4.8百万米ドル、緊急避難所（Emergency Shelter）分野に3.5百万米ドル等を拠出した。また、2017年の重点分野は、難民キャンプ関連で40百万米ドル、健康分野に18百万米ドル、食料安全保障分野に5.6百万米ドル、教育分野に4.7百万米ドル等となる見込み。

4. 重点地域

- (1) 2013年において、カタールによる政府援助の最大供与先はシリアであり（15億4,100万カタール・リヤル）、モロッコ、パレスチナ、エジプト、イエメン、スーダンが続く。なお、シリアで騒乱が発生した2011年から2015年2月までの期間で、カタール政府は総額16億米ドル（58億カタール・リヤル）の支援をシリア国民に対して実施している。また、OCHA発表資料によれば、2016年および2017年の政府援助はそれぞれ44百万米ドル、95百万米ドルと報告されており、両年とも最大の供与先はシリアでそれぞれ17.7百万米ドル、30百万米ドルとなっている。
- (2) また、2013年、カタールによる非政府援助の供与先は、援助総額順にパレスチナ、イエメン、レバノン、シリア、ソマリア、イタリア、スーダンとなっており、上位10か国中7か国をアラブ諸国が占めている。ヨルダン及びトルコがその後に続き、この2か国への主な援助目的はシリア難民支援である。

5. 近年における特徴・傾向

カタールによる援助を受けた国は、世界100か国以上に上り、とりわけ後発開発途上国への援助に重点が置かれているが、自然災害や紛争に苦しむ諸国に対する援助も手厚いことがその特徴として挙げられる。

また、2013年時点では、援助総額の93%がアラブ諸国向けに実施されている。

実施体制

カタールによる外国への支援は、慈善団体・NGOを

通じても行われている。これらの慈善団体は、政府とは独立した組織との位置づけではあるが、各団体の責任者は王族のアル・サーニー家他、王族に近い有力部族の関係者であり、直接・間接的にカタール支配層の影響が及んでいるといわれる。主な慈善団体概要は以下のとおり。

- (1) カタール赤新月社 (Qatar Red Crescent)
アーイシャ・ Bint・ハリーフア・ビン・ハマド・アル・サーニー会長。1978年に設立。カタール政府から資金援助を受けているが、意志決定及び活動については独立しているとされる。
- (2) カタール・チャリティー (Qatar Charity)
ガーニム・ビン・サアド・アル・サアド会長。

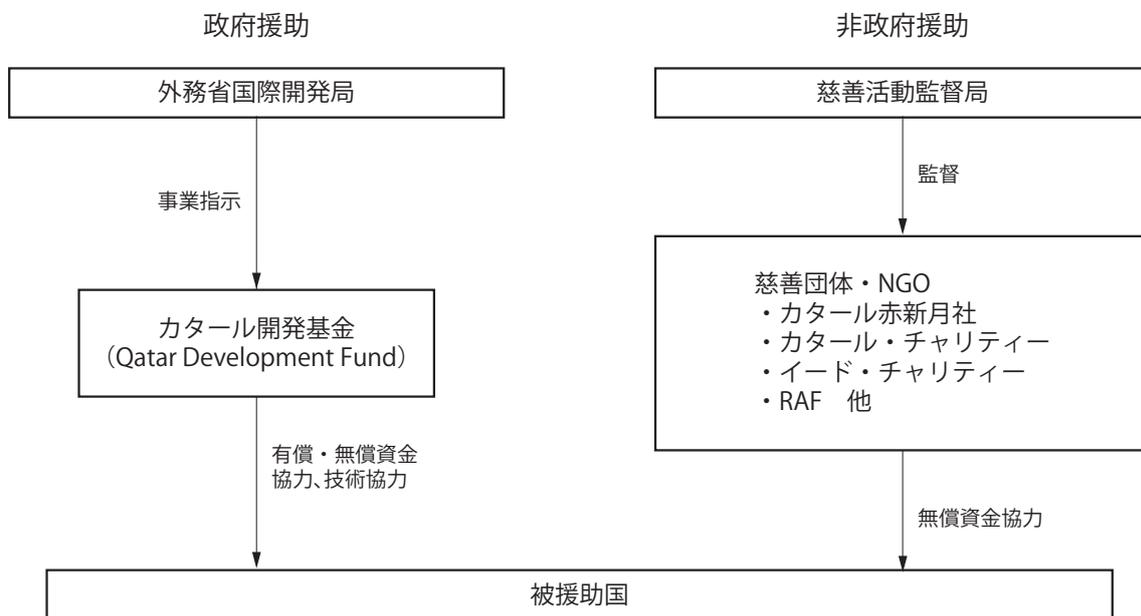
1992年に設立。非政府組織 (NGO)。非営利団体。プロジェクトの実施においてカタール政府の出資を受け等、カタール政府との連携も強い。

- (3) イード・チャリティー (Sheikh Eid bin Mohammed Al Thani Charity Foundation)
ムハンマド・ビン・イード・アル・サーニー会長。1995年設立、非政府系 (NGO)。
- (4) The Sheikh Thani Bin Abdullah Al Thani Foundation for Humanitarian Services (通称：RAF[由来は、慈悲の意味を有するアラビア語の単語「ra'afa」])
サーニー・ビン・アブドッラー・アル・サーニー会長。2004年設立、非政府系 (NGO)。

● 文献及びウェブサイト

- ・カタール外務省「海外援助報告2013」(Foreign Aid Report 2013)
- ・OECD、"Qatar's Development Co-operation"
<http://www.oecd.org/countries/qatar/qatars-development-co-operation.htm>

援助実施体制図



41 タイ (Thailand)

援助政策等

1. 基本方針・目的

タイ政府の現行の政府開発援助（ODA）戦略文書（Strategic Framework for Thailand's ODA 2007～2011）（2017年時点未改訂）によると、ODAの目的は以下の4点である。

- (1) 開発途上国の持続可能な発展のための能力を向上させることにより、貧困削減を支援すること
- (2) 社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化すること
- (3) アジア、アフリカ、中南米において、タイが重要な役割を担えるように、開発のパートナーシップを広げること
- (4) 自国での成功事例を活かし、教育と技術協力でベスト・プラクティスを提供することで、開発協力の拠点としてのタイの知名度・評価を上げること

2. 援助規模

タイ国際開発協力機構（TICA：Thailand International Development Cooperation Agency）の2015年9月までの実績（累積）としては、実施件数1,895件（ラオス448件、ミャンマー379件、カンボジア160件、ベトナム126件、他のASEAN諸国141件、その他）、金額合計約4億4,741万バーツ（約1,268万米ドル）^{（注1）}となっている。

タイ周辺諸国経済開発協力機構（NEDA：Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency）の2016年3月末までの協力実績（累積）は、技術協力事業16件（ラオス10件、ベトナム2件、ミャンマー3件、カンボジア1件）、資金協力事業23件（ラオス19件、カンボジア3件、ミャンマー1件）、研修・セミナー実施が331名（CLMV諸国、ブータン、スリランカを対象）、金額合計約155億6,028万バーツ（約4.4億米ドル）^{（注1）}となっている（研修・セミナー実施分を除く）。

3. 重点分野・地域

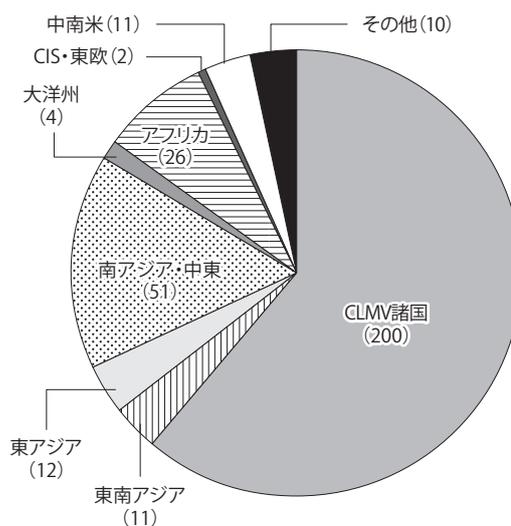
援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国^{（注2）}、②外交上の重要国（チュニジア、トルコ、中国など）、③紛争終結後の国（スリランカやアフガニスタン）、④その他の

開発途上国、⑤今後協力関係を構築すべき国、となっており5年ごとに見直されることになっている。

技術協力における主な協力分野は、社会開発・福祉、農業、教育、公衆衛生分野である。

TICA による2012年10月～2013年9月の地域別援助割合

（単位：百万バーツ）



4. 南南協力・三角協力

タイODAの中心は、開発途上国の開発を支援し、貧困を削減するための南南協力である。近隣のCLMV諸国から、アフリカや中南米にまで援助の対象を広げている。

さらに、タイに対する海外諸国からのODAが縮小していく中で、三角協力（開発途上国間の南南協力を先進国や国際機関などからの支援が加わったもの）という新たな関係を通して、これまで築いてきたドナー（援助国）との関係を発展させていく方針である。日本との三角協力ではメコン地域やアフリカを対象に、農業、保健、産業振興等の分野を中心としてJICAによる第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。具体的には、TICAとJICAは、アフリカ開発会議（TICAD）への貢献としてアフリカ諸国を対象とした稲作分野の第三国研修を行っており、2015年10月時点で17カ国58名を受け入れている。また、ASEAN諸国への支援として、ASEAN経済共同体（AEC）を展望した、電力供給の互換

注1：タイバーツ/米ドルの換算は、世界銀行公式サイトに掲載された2016年レートを適用。

注2：東南アジア諸国連合（ASEAN）に1995年以降加盟した4か国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。

性を高めるための配電システム管理技術に関する研修、投資環境の調和を目指したメコン諸国向け投資促進政策ワークショップ、他のメコン諸国に比べて優位性の高い素材加工技術に関する研修などを実施中である。特にミャンマー向けには観光促進、口蹄疫対策、防災管理などの三角協力も実施している。

実施体制

タイ外務省の外局であったTICAは2015年1月に内局化され、引き続き技術協力を担当している。タイ財務省財政政策局の監督下に置かれている政府系機関のNEDAは、有償資金協力（一部の案件については無償も）およびこれに関連した技術協力を担当している。

1. TICA

2017年時点での職員数は111名。TICAによる技術協力の内容は、研修、専門家派遣、機材供与、ボランティア派遣等であり、上述の三角協力も担当している。このほかTICAは、ODA戦略文書の策定、技術協力実施予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。

従来は外局であったことから、TICA局長はTICA出身者であったが、内局化に伴い2016年より外務省出身者が就任するなど、人事交流が進められている。

2. NEDA

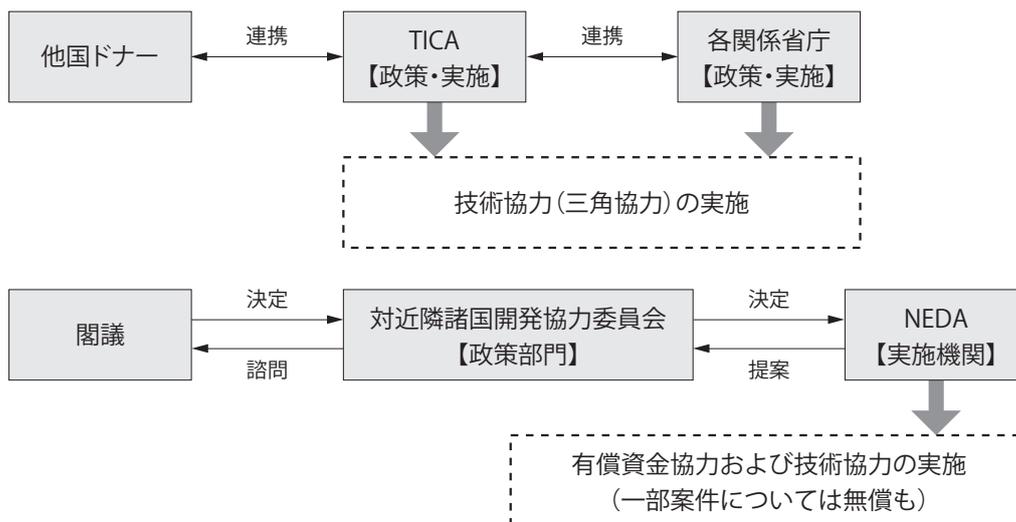
NEDAの前身は1995年にタイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金（NECF）。2005年にNEDAへと改編された。2016年時点での職員数は42名。ラオス、カンボジア、ミャンマー、ベトナム、東ティモール、スリランカ、ブータンにおける、道路等、インフラ整備のためのソフト・ローンの供与およびこれに関連した協力準備調査や研修を実施している。また、ミャンマーのダウエー開発を管理する特別目的事業体（SPV）へも出資している。

援助案件は、当初は首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえトップダウンで決定される形となっていたが、最近ではNEDAが相手国側との対話を通じて案件の発掘・形成支援も行っている。案件としての取り上げに関しては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において政府方針の検討がなされた上で、最終的には閣議に諮ることとなっている。

● ウェブサイト

- ・ TICA : <http://www.tica.thaigov.net/main/en/>
- ・ NEDA : <http://www.neda.or.th/home/en/>

援助実施体制図



42 トルコ (Turkey)

援助政策等

1. 基本政策

トルコにとってODAは積極的外交に不可欠な手段となっており、紛争や自然災害などに見舞われた国々に対する支援を増大させてきた。

冷戦後、主に中央アジア・コーカサスのトルコ系の国々に対する国際協力・開発援助のプロジェクトやプログラム計画を立案し、実施する機関として、1992年にトルコ国際協力調整庁 (TiKA : Turkish Cooperation and Coordination Agency) がTiKA設置法に基づき外務省の下に設置された。その後1999年に、援助能力および人的リソースを拡大するために首相府の下へと移管された。2005年には国際機関や援助相手国等への支援とNGO等に対する支援の調整機関としての役割も担うようになった。

TiKAは支援相手のパートナー国に対して、トルコの経験に基づく貧困削減や持続的な開発に資する事業の実施を目指している。少なくとも年に一度開催される開発援助調整委員会において、トルコの援助政策・実施方針・戦略が政府の外交方針に沿って決定される。開発援助調整委員会はTiKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、エネルギー天然資源省、文化観光省、宗務庁、トルコ科学技術研究委員会 (TUBITAK : Türkiye Bilimsel ve Teknolojik Araştırma Kurumu、The Scientific and Technological Research Council of Turkey) およびトルコ商工会議所連合会 (TOBB : Türkiye Odalar ve Borsalar Birliği、The Union of Chambers and Commodity Exchanges of Turkey) の次官補級、副総裁級の代表者から構成される。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、NGO、ボランティア団体の代表者も招集される。しかし、同委員会の議事内容は対外秘で、政策・方針についての詳細は公表されていない。

2. 援助規模

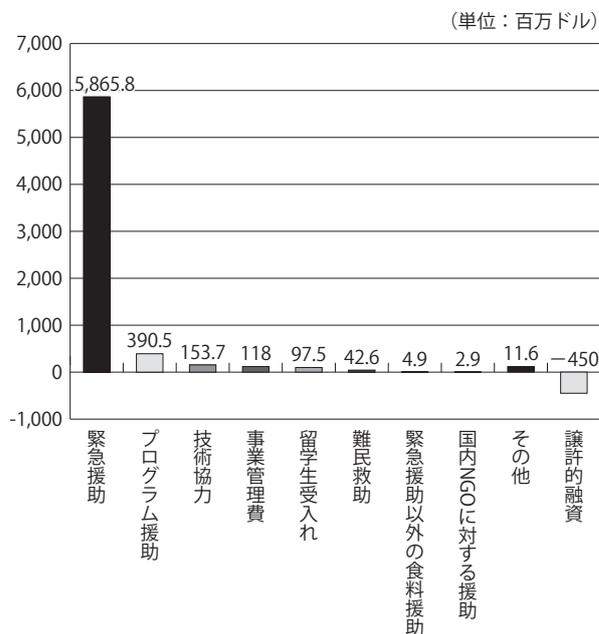
トルコの政府開発援助総額は、約64.9億ドル (2016年) であり、2011年から見ると5年間で約5倍増と、特に近年の増加が著しい。

近年のこの増加の最も大きな要因は、緊急援助額の増加である。トルコの緊急援助は、2011年約2.6億ドル、

2012年約10.4億ドル、2013年約16.3億ドル、2014年約24.2億ドル、2015年約27.4億ドル、2016年約58.7億ドルと近年大幅な増加傾向にある。この大部分は、シリア内戦に伴いトルコに流入したシリア避難民支援を実施するために充てられている。

また、2016年のトルコの民間企業およびNGOの海外に対する直接投資は約12.5億ドル、うちNGOによる支援は約6.6億ドルとなっており、民間企業やNGOの役割も小さくない。

2016年二国間援助の分野別内訳は以下のとおり。



3. 重点地域・分野

2016年のトルコの国別開発援助額を見ると、最も額が大きい国はシリアであり、支援額は約58.5億ドルに上る。次にソマリア (約0.6億ドル)、パレスチナ (約0.4億ドル)、アフガニスタン (約0.3億ドル) となっている。

シリアへの援助額が非常に大きくなっている理由は、2011年に始まったシリア内戦に伴う多数のシリア避難民^(注1)がトルコ国内に流入している状況の中、トルコ政府は、シリア国境に近いトルコ南東部を中心に避難民キャンプを設置して避難民の受入れなどの支援を実施しているためである。

また、過去において、トルコはトルコ周辺国への支援 (コーカサスおよび中央アジア、バルカンの国々) に力

注1 : 2017年10月5日付のUNHCR発表ではトルコ国内に、登録ベースで約322万人の避難民がいる。

を入れていたが、シリアを除けば、近年は周辺国に限らず、アフリカ諸国やアフガニスタン、ミャンマー^(注2)をはじめとしたアジアなどの国々にも援助を拡大しているといえる。

実施体制

1. 援助実施機関

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿って、TiKAや他省庁等が連携し、被援助国の開発目標やニーズに応じたプロジェクトやプログラムを実施する。開発援助の内容は幅広く、経済、商業、技術、社会、文化、教育分野等、多岐にわたっている。

主たる実施機関のTiKAは、中東、中央アジア、南アジア、バルカン半島、アフリカ等に58の事務所を有し2016年には170か国で実施支援を進めるなど、社会インフラ、教育、医療、職業訓練などの分野を中心に技術協力を展開している。また、前述のとおりNGO等も開発援助の主要な役割を担っている。

2. 日本との開発協力

日本とトルコの関係では、JICAとTiKAが2012年2月に

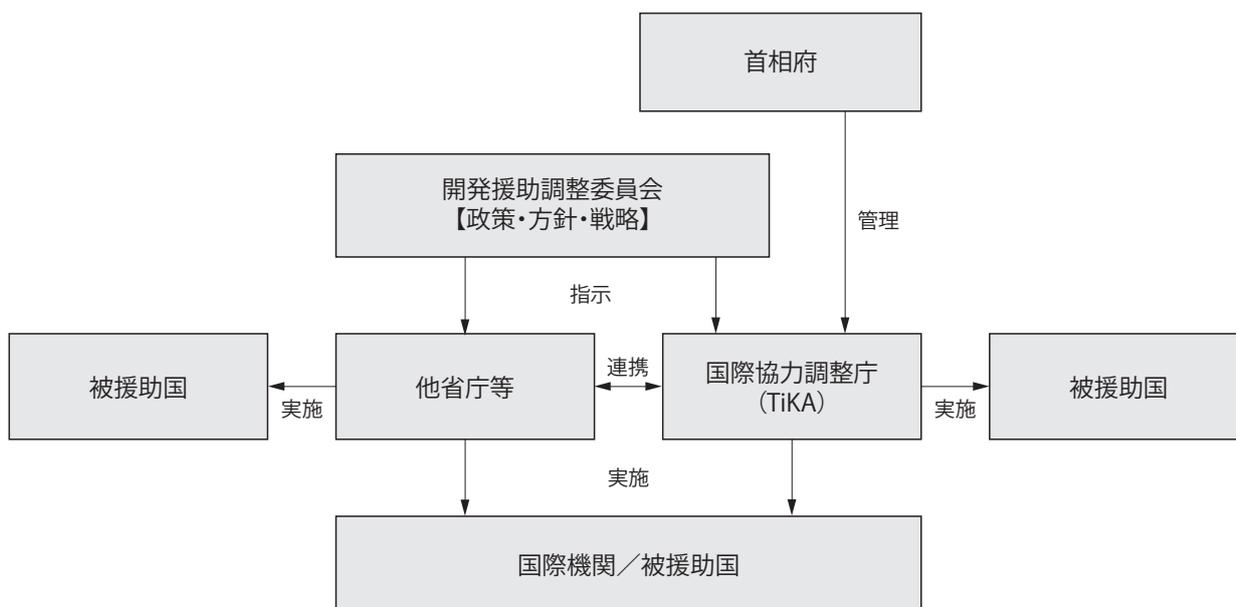
協力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化していくこととなった。たとえば、「バルカン諸国向け地下資源開発・評価」や「中東向け持続的な水産開発」などはトルコの資源を活用しながら、周辺国を対象とするプロジェクトである。また2011～2014年には、日本とNATO（北大西洋条約機構）の協力を得て、アフガニスタンの警察官計約2,000名をトルコに招致して研修を実施し、日本の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道の指導を行った。2014年からはアフガニスタンの女子警察官の訓練も行っており、日本からは現職の女性警察官やJICA専門家としてジェンダー分野の専門家が送られている。

2015年度からは、TiKAやその他援助関連省庁向けに、ドナーとなるための能力強化に関する研修を開始し、トルコの対外援助の実施体制の強化を支援している。

●ウェブページ

- ・トルコ外務省：<http://www.mfa.gov.tr/>
- ・TiKAホームページ：<http://www.tika.gov.tr/>

援助実施体制図



注2：トルコは、ミャンマー・ラカイン州に対して、2012年から人道支援を行っている。

43 アラブ首長国連邦(United Arab Emirates)

援助政策等

1. 実施体制

アラブ首長国連邦 (UAE) の対外援助は、連邦政府各省庁、各首長国政府機関、首長家の個人による贈与、アブダビ開発ファンド (Abu Dhabi Fund for Development) による貸付、UAE赤新月社 (UAE Red Crescent) による人道援助など、様々な主体と形式により実施されている。2015年版UAE対外援助報告書では、UAEに18の政府系援助実施機関および22の非政府系援助実施機関があり、それぞれ独自に援助を実施している。

2013年3月、対外援助の一般的政策を提案することを主たる任務として国際協力開発省 (Ministry of International Cooperation and Development : MICAD) が新設された。国際協力開発省は、対外援助を直接に実施したり、上記援助実施機関の業務を統括したりする権限はないが、国際開発人道機関に関する業務、国際人道支援にかかる国内機関との調整、UAE対外支援のモニターと評価、および活動報告等を作成することをその主たる業務としつつ、一方、UAEの対外援助に関する外交窓口としての一面を有していた。

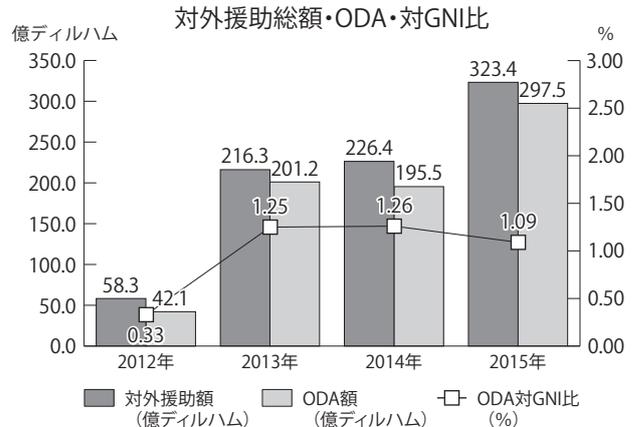
その後、2016年2月に実施されたUAE連邦政府の省庁改編の際にUAE国際協力開発省は解体、外務省と統合され、外務・国際協力省 (Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation) の一部として上記業務を行う形となった。

なお、2014年7月、UAEはアラブ諸国で初のOECD開発委員会 (DAC) の参加国^(注1)となった。

2. 援助の概要 (国際協力開発省発行UAE対外援助報告書による)

(1) 援助規模

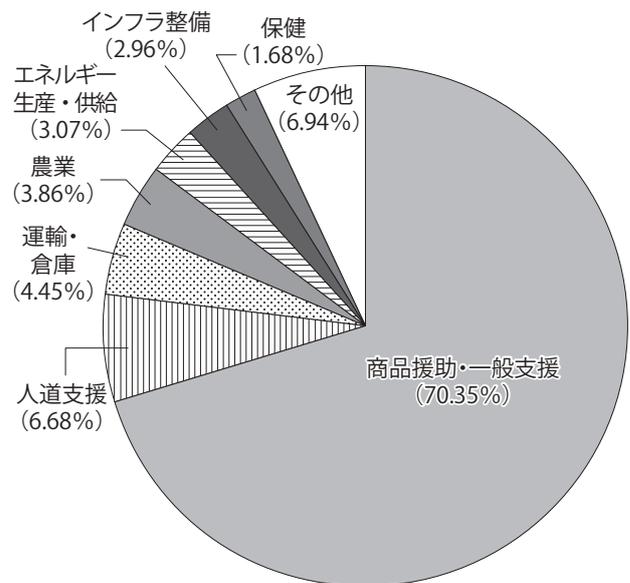
2015年のUAEの対外援助^(注2)の総額は323.4億ディルハム (約89億ドル)。このうち、政府開発援助 (ODA) は297.5億ディルハム (約81.5億ドル) で、対GNI比は1.09%^(注3) (2015年)。



(2) 分野別実績

2015年、UAEの対外援助の主要分野は、「商品援助・一般支援 (70.35%)」、「人道支援 (6.68%)」などとなっている。

主要援助分野内訳 (2015年)

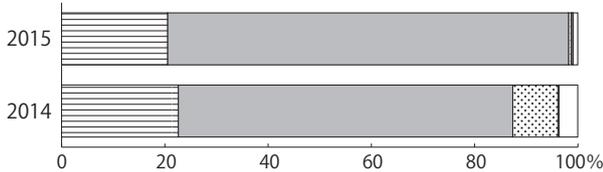


注1：DAC加盟国ではないが、DAC会合への参加・発言が認められる。ただし、意思決定には参加できず、また議長・副議長等を務めることはできない。
 注2：UAE対外援助報告書でいう対外援助 (Foreign Assistance) は、民間資金を含むこと、貸付返済額を含まないこと、慈善としての宗教的・文化的援助を含むこと、受取国を限定しないことで政府開発援助 (ODA) とは異なるとされている。
 注3：OECD開発委員会が発表しているUAEのODAの対国民総所得 (GNI) 比率

(3) 地域的配分

2015年、UAEの対外援助は155か国向けに支出され、支出総額の7割超がアフリカ向けとなっている（前年と比べアフリカ・大洋州向けが増加）。

地域別割合の推移（2014年～2015年）



	2014	2015
アジア	22.60%	20.51%
アフリカ	64.81%	77.67%
欧州	8.73%	0.50%
大洋州	0.16%	0.30%
米州	0.03%	0.02%
グローバル	3.67%	0.99%

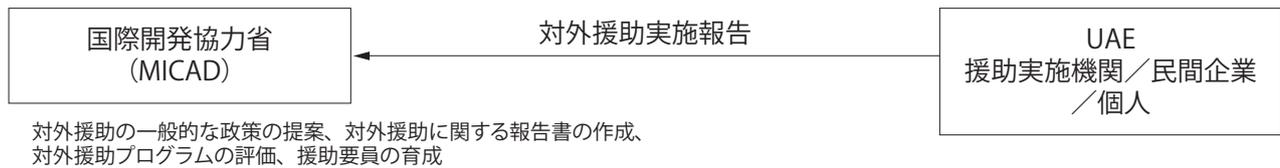
主要受取国 (2015年)	受取額 (億ディルハム)
エジプト	23.27
イエメン	3.33
ヨルダン	0.84
イラク	0.5
スーダン	0.4
モロッコ	0.37
パキスタン	0.31
リビア	0.23
アフガニスタン	0.21
モーリタニア	0.19

実施体制

UAEの対外援助は各援助実施機関がそれぞれ独自に実施している。2013年3月に新設された国際協力開発省は2016年2月に解体、外務省と統合され、外務・国際協力省となった。同省より発行されたUAE対外援助報告書は

ウェブサイト上で閲覧が可能である (<https://www.mofa.gov.ae/EN/TheMinistry/UAEForeignPolicy/Pages/UAEFAR.aspx>)。

なお、上記省庁再編前（2015年時点）の援助実施体制は以下のとおりであった。



援助実施機関

